

平成 31 年 2 月 27 日開会

平成 31 年 3 月 20 日閉会

平成 31 年 西 予 市 議 会 第 1 回 定 例 会 議 録

西 予 市 議 会

第 1 日

2月27日（水曜日）

平成31年第1回西予市議会定例会会議録（第1号）

1. 招 集 年 月 日 平成31年 2月27日 生活福祉部長
1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場 兼福祉事務所長 藤 井 兼 人
1. 開 議 平成31年 2月27日 教 育 部 長 高 橋 司
- 午前11時00分 明 浜 支 所 長 山 下 玉
1. 散 会 平成31年 2月27日 野 村 支 所 長 土 居 眞 二
- 午後 4時30分 城 川 支 所 長 篠 藤 義 直
1. 出 席 議 員 三 瓶 支 所 長 中 須 賀 敏 幸
- 1 番 宇 都 宮 久 見 子 消 防 本 部 消 防 長 佐 藤 克 也
- 2 番 信 宮 徹 也 総 務 課 長 山 住 哲 司
- 3 番 宇 都 宮 俊 文 財 政 課 長 宇 都 宮 明 彦
- 4 番 加 藤 美 香 監 査 委 員 正 司 哲 浩
- 5 番 中 村 一 雅 1. 本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名
- 6 番 河 野 清 一 事 務 局 長 道 山 升 文
- 7 番 佐 藤 恒 夫 議 事 係 三 好 祐 介
- 8 番 山 本 英 明 1. 議 事 日 程 別 紙 の と お り
- 9 番 竹 崎 幸 仁 1. 会 議 に 付 し た 事 件 別 紙 の と お り
- 10 番 小 玉 忠 重 1. 会 議 の 経 過 別 紙 の と お り
- 11 番 源 正 樹
- 12 番 井 関 陽 一
- 13 番 菊 池 純 一
- 14 番 中 村 敬 治
- 15 番 二 宮 一 朗
- 16 番 兵 頭 学
- 17 番 小 野 正 昭
- 18 番 宇 都 宮 明 宏
- 19 番 森 川 一 義
- 20 番 藤 井 朝 廣
- 21 番 酒 井 宇 之 吉
1. 欠 席 議 員
- な し
1. 会 議 録 署 名 議 員
- 3 番 宇 都 宮 俊 文
- 4 番 加 藤 美 香
1. 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り
- 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名
- 市 長 管 家 一 夫
- 副 市 長 宗 正 弘
- 教 育 長 保 木 俊 司
- 総 務 企 画 部 長 三 好 敏 也
- 会 計 管 理 者 山 口 正 人
- 医 療 介 護 部 長 山 岡 薫 彦
- 産 業 部 長 酒 井 信 也
- 建 設 部 長 岩 瀬 布 二 夫

議 事 日 程

- | | | | |
|---|---|--------|--|
| 1 | 会議録署名議員の指名
(3番 宇都宮俊文、4番 加藤美香) | | 例の一部を改正する条例制定について |
| 2 | 会期の決定
(2月27日～3月20日 22日間) | | |
| 3 | 議会報告第1号 西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会報告について | 議案第13号 | 西予市あけはまオートキャンプ場条例の一部を改正する条例制定について |
| 4 | 議案第1号 西予市図書交流館条例制定について | 議案第14号 | 西予市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第2号 西予市運動公園条例制定について | 議案第15号 | 西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 5 | 議案第3号 西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について | 議案第16号 | 西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第4号 西予市投票管理者等の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第17号 | 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第5号 西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について | 6 | 議案第18号 西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について |
| | 議案第6号 西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について | 議案第19号 | 西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について |
| | 議案第7号 西予市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第20号 | 西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について |
| | 議案第8号 西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について | 7 | 議案第21号 西予市過疎地域自立促進計画の変更について |
| | 議案第9号 西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について | 8 | 議案第22号 平成30年度西予市一般会計補正予算(第10号) |
| | 議案第10号 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について | 9 | 議案第23号 平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号) |
| | 議案第11号 西予市物産会館条例の一部を改正する条例制定について | 議案第24号 | 平成30年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) |
| | 議案第12号 西予市営土地改良事業分担金徴収条例及び西予市県営土地改良事業分担金徴収条 | 議案第25号 | 平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号) |
| | | 議案第26号 | 平成30年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3 |

	号)		について
議案第 27 号	平成 30 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 6 号)	諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第 28 号	平成 30 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第 5 号)	諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第 29 号	平成 30 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第 5 号)	諮問第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第 30 号	平成 30 年度西予市水道事業会計補正予算(第 4 号)	諮問第 5 号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第 31 号	平成 30 年度西予市病院事業会計補正予算(第 1 号)	諮問第 6 号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第 32 号	平成 30 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第 2 号)	諮問第 7 号	人権擁護委員候補者の推薦について
1 0	議案第 33 号	1 3	議案第 45 号
	平成 31 年度西予市一般会計予算		西予市農業委員会委員の任命について
1 1	議案第 34 号	議案第 46 号	西予市農業委員会委員の任命について
	平成 31 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	議案第 47 号	西予市農業委員会委員の任命について
	議案第 35 号	議案第 48 号	西予市農業委員会委員の任命について
	平成 31 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算	議案第 49 号	西予市農業委員会委員の任命について
	議案第 36 号	議案第 50 号	西予市農業委員会委員の任命について
	平成 31 年度西予市国民健康保険特別会計予算	議案第 51 号	西予市農業委員会委員の任命について
	議案第 37 号	議案第 52 号	西予市農業委員会委員の任命について
	平成 31 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算	議案第 53 号	西予市農業委員会委員の任命について
	議案第 38 号	議案第 54 号	西予市農業委員会委員の任命について
	平成 31 年度西予市介護保険特別会計予算	議案第 55 号	西予市農業委員会委員の任命について
	議案第 39 号	議案第 56 号	西予市農業委員会委員の任命について
	平成 31 年度西予市農業集落排水事業特別会計予算	議案第 57 号	西予市農業委員会委員の任命について
	議案第 40 号	議案第 58 号	西予市農業委員会委員の任命について
	平成 31 年度西予市公共下水道事業特別会計予算	議案第 59 号	西予市農業委員会委員の任命について
	議案第 41 号		
	平成 31 年度西予市簡易水道事業特別会計予算		
	議案第 42 号		
	平成 31 年度西予市水道事業会計予算		
	議案第 43 号		
	平成 31 年度西予市病院事業会計予算		
	議案第 44 号		
	平成 31 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算		
1 2	諮問第 1 号		
	人権擁護委員候補者の推薦		

- 命について
議案第 6 0 号 西予市農業委員会委員の任
命について
議案第 6 1 号 西予市農業委員会委員の任
命について
議案第 6 2 号 西予市農業委員会委員の任
命について
議案第 6 3 号 西予市農業委員会委員の任
命について

本日の会議に付した事件

- | | | | |
|---|--|--------|--|
| 1 | 会議録署名議員の指名 | 議案第13号 | 西予市あけはまオートキャンプ場条例の一部を改正する条例制定について |
| 2 | 会期の決定 | 議案第14号 | 西予市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 3 | 議会報告第1号 西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会報告について | 議案第15号 | 西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 4 | 議案第1号 西予市図書交流館条例制定について | 議案第16号 | 西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第2号 西予市運動公園条例制定について | 議案第17号 | 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について |
| 5 | 議案第3号 西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について | 6 | 議案第18号 西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について |
| | 議案第4号 西予市投票管理者等の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第19号 西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について |
| | 議案第5号 西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第20号 西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について |
| | 議案第6号 西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について | 7 | 議案第21号 西予市過疎地域自立促進計画の変更について |
| | 議案第7号 西予市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について | 8 | 議案第22号 平成30年度西予市一般会計補正予算(第10号) |
| | 議案第8号 西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について | 9 | 議案第23号 平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号) |
| | 議案第9号 西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第24号 平成30年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) |
| | 議案第10号 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第25号 平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号) |
| | 議案第11号 西予市物産会館条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第26号 平成30年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号) |
| | 議案第12号 西予市営土地改良事業分担金徴収条例及び西予市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第27号 平成30年度西予市農業集 |

		落排水事業特別会計補正予算(第6号)			について
議案第28号		平成30年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)		諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第29号		平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)		諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第30号		平成30年度西予市水道事業会計補正予算(第4号)		諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第31号		平成30年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)		諮問第6号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第32号		平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)	13	議案第45号	西予市農業委員会委員の任命について
10	議案第33号	平成31年度西予市一般会計予算		議案第46号	西予市農業委員会委員の任命について
11	議案第34号	平成31年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算		議案第47号	西予市農業委員会委員の任命について
	議案第35号	平成31年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算		議案第48号	西予市農業委員会委員の任命について
	議案第36号	平成31年度西予市国民健康保険特別会計予算		議案第49号	西予市農業委員会委員の任命について
	議案第37号	平成31年度西予市後期高齢者医療特別会計予算		議案第50号	西予市農業委員会委員の任命について
	議案第38号	平成31年度西予市介護保険特別会計予算		議案第51号	西予市農業委員会委員の任命について
	議案第39号	平成31年度西予市農業集落排水事業特別会計予算		議案第52号	西予市農業委員会委員の任命について
	議案第40号	平成31年度西予市公共下水道事業特別会計予算		議案第53号	西予市農業委員会委員の任命について
	議案第41号	平成31年度西予市簡易水道事業特別会計予算		議案第54号	西予市農業委員会委員の任命について
	議案第42号	平成31年度西予市水道事業会計予算		議案第55号	西予市農業委員会委員の任命について
	議案第43号	平成31年度西予市病院事業会計予算		議案第56号	西予市農業委員会委員の任命について
	議案第44号	平成31年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算		議案第57号	西予市農業委員会委員の任命について
12	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について		議案第58号	西予市農業委員会委員の任命について
	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦		議案第59号	西予市農業委員会委員の任命について
				議案第60号	西予市農業委員会委員の任命について

- 命について
議案第 6 1 号 西予市農業委員会委員の任
命について
議案第 6 2 号 西予市農業委員会委員の任
命について
議案第 6 3 号 西予市農業委員会委員の任
命について

開会 午前11時00分

○議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。

これより平成31年第1回西予市議会定例会を開会いたします。

管家市長より今定例会招集の挨拶があります。

管家市長。

○管家市長

平成31年第1回西予市議会定例会の開会に当たって、一言ご挨拶を申し上げます。

ことしは昨年より9日早く春いちばんが吹き、ここ数日の穏やかな日和に野草が芽吹き、春の訪れを感じているところでございます。

昨年は2月7日から9日にかけて、大寒波により、宇和町では氷点下12.9度の最低気温を記録し、水道管の凍結と給水管の破裂により、広範囲にわたり断水が長期間発生し、市民生活に多大な影響が出ましたが、ことしは暖冬であったことから安堵しているところでございます。

しかしながら、昨年7月の西日本豪雨災害により、当市は過去に例を見ない甚大な災害をこうむりました。現在、復興に向けた西予市まちづくり復興計画の策定に向け、旧町単位延べ13回の復興座談会を開催しておりますが、市民の皆様からいただいた貴重な意見を反映させた、実効性のある計画として、今年度末までに完成をさせる予定としております。議員各位におかれましてもご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、今定例会は、私にとりましても、皆様にとりましても、平成最後の議会となります。また、来るべき平成31年度は、私の任期4年目となり、総仕上げの年でもあります。思い起こしますと、平成28年6月定例会におきまして、1期目の所信を述べさせていただき、私の市政運営がスタートいたしました。以来3年の月日が経過いたしました。新たな施策・事業にもチャレンジし、一定の成果も見えつつあると感じているところでございます。

このような中、当初予算につきましては、西日本豪雨災害の復旧・復興予算に重点を置き、合併以来、最大規模の予算編成としております。本市といたしましては、平成31年度を復興元年と位置づけ、復旧・復興に全力で取り組んでまいります

とともに、今後の西予市の維持発展のため、可能な限り主要施策の推進にも取り組んでまいりたいと思っております。概要につきましては、所信の中で詳しく述べさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

ここで、西予市にとって明るい話題をお話しさせていただきますと思います。

野村町出身の元関脇玉春日関、現片男波親方の片男波部屋に所属する玉鷲関が大相撲1月場所で優勝を飾りました。先般、優勝報告として、本市にも訪れていただきましたが、玉鷲関の優勝は、全力で復旧・復興に取り組んでいる当市にとりまして、勇気と希望を与えてくれるものとなりました。3月場所におきましても、よりよい結果を残せるよう、西予から精いっぱい応援をしたいと思っております。

また、乙亥大相撲が第23回ふるさとイベント大賞の最優秀賞である総務大臣表彰に選ばれました。この賞は、地域におけるイベントの創造や発展、活性化を促し、個性豊かな地域社会の実現を目的に、地域活性化センターが表彰するもので、愛媛県では初めての受賞となります。受賞理由として、戦時中さえ一度も絶やすことなく続けてきた住民の思いは強く、豪雨災害の復興の励みにもなっていることなどが評価されたものでありますが、被災という困難な中であっても、みんなで団結し、乙亥大相撲を開催するんだという気概を持ち、力を合わせて実行に移すことができる、これこそ野村町、そして西予市の底力なのだと改めて誇りに感じております。

次に、ふるさと自慢の手づくりCMを競う、ふるさとCMえひめ大賞に大野ヶ原小学校の全校児童8人による大野ヶ原モウリあげ隊が大賞に輝きました。対象となったCMは、30秒の中に大野ヶ原の酪農や自然、特産品の魅力を詰め込んだ、温かくてとてもすてきな作品となっております。大野ヶ原小学校の全校児童によるかわいらしい視点で、西予市を全国にPRしていただけることを感謝いたします。

また、昨日、明浜町狩浜の「宇和海狩浜の段畑と農漁村景観」が国の重要文化的景観に選定されましたが、今般、明浜町狩浜を含む宇和海に面した南予地域の愛媛・南予の柑橘農業システムが、伝統的な農林水産業を営んでいる地域として、農

林水産大臣から日本農業遺産に認定されました。今回の認定は、傾斜の厳しい園地で発達した段々畑や高い栽培技術などが評価されたものでありますが、ブランド力の向上や担い手の確保、地域活性化はもちろん、7月豪雨からの復興にもつながる未来へ向けた大きな希望となるものであります。日本農業遺産として認定されたことから、今後、宇和海沿岸の段々畑をめぐるツアーや訪日外国人向けの収穫体験等も考えられます。西予市でも追い風をうまくとらえ、ジオパークとともに、西予の魅力を広く発信し復興へとつなげていきたいと思っております。

さて、本定例議会は市政にとって、新年度予算をご審議いただく非常に重要な議会でございます。議員の皆様からの代表・一般質問をお受けするとともに、私の市政4年目を迎えます平成31年度の所信の一端を申し上げるほか、議案といたしまして、条例制定2件、同改正15件、平成30年度補正予算11件、平成31年度当初予算12件の外、人事案件を加えまして、合計71件を上程し、ご審議をお願い申し上げます。

議案等の提案理由につきましては、上程の際にご説明を申し上げますので、何とぞ慎重にご審議いただき、ご承認、ご決定賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶といたします。

○議長

次に、前定例会以降における諸般の報告は、お手元に配信のとおりでありますので、お目とおしを願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に、3番宇都宮俊文君、4番加藤美香君の両名を指名いたします。

(日程2)

○議長

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から3月20日までの22日間

といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、今回の会期は、本日から3月20日までの22日間と決定いたしました。

(日程3)

○議長

日程第3、議会報告第1号「西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会報告について」を議題といたします。

西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会委員長 藤井朝廣君の報告を求めます。

20番藤井朝廣君。

○藤井西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会委員長

西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会報告であります。これが最終の報告であります。

西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会は、平成30年6月定例会におきまして、本市議会における適正な議員定数、議員報酬及び手当等について調査研究を行うことを目的に、9人の委員で設置され、11回にわたる委員会や先進地の視察など調査研究を行ってまいりました。

議員定数、議員報酬の改正に当たっては、西予市議会基本条例第18号及び、第19号において「行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度等を十分に活用する」と規定されていることから、本特別委員会では、昨年11月に公聴会を開催し、意見の聴取を行いました。委員会ではこれらを参考に議論を進め、昨年12月定例会において、議員定数、議員報酬についてさまざまな意見があり、議論を進めているとの中間報告を行いました。

以下、本特別委員会で行われた調査研究内容と結果について報告をいたします。

まず、議員定数については、中間報告で申し述べましたとおり、公聴会においては、議員定数21人から減員すべきとの意見が公述人9人中5人であり、現状維持が3人、増員が1人という結果でありました。公述人からは、減員の意見とし

て、西予市を議員定数18人とした場合、1人当たり2,162人の住民を背負うことになり、近隣の3市とほぼ同数になる。財政的にも寄与できる。また、少数精鋭となれば、広く公正な全体での議論が期待できるなどの意見があり、現状維持の意見としましては、多様な意見を吸い上げるために、そして議会に反映し、行政に生かすためにも定数を削減することはないなどの意見があり、また、増員の意見としまして、地域別の中選挙区で今後考えていくことが必要、地域に合った必要な人数がどれだけいるのかという視点で議員定数を考えていただきたい、など多岐にわたるご意見をいただきました。

中間報告以降、議員定数について特別委員会委員からは、近隣市町の状況を見て18人が妥当、人口2,000人について1人とすると、19人になるが、今後の人口減少も考えて、3人減の18人が適当などの意見があり、最終的には、本市の議員定数は、現在の21人から3人減の18人が適当という意見でまとまりました。

次に、議員報酬であります。議員報酬について、公聴会においては、現状維持という意見が9人中6人、増額が2人、減額が1人という結果でありました。委員からは、議員定数の削減を勘案しながら活動するには、それなりの報酬が必要、現役世代から議員が出て欲しいと言うなら議会としての方向性を示すためにも増額は必要である。議員のなり手に関して前向きな人が出てくる、といった意見に対して、復興が終わった後に検討、7月の豪雨災害、西予市の現在の財政状況を鑑み、公聴会の意見等も参考にしたとき、現状維持が望ましいなどの意見がありましたが、最終的に議員報酬を増額すべきとの意見が多数を占め、議員報酬は増加すべきであるという意見でまとまりました。

金額については、議員定数削減後の議員活動に相応した報酬額、同一労働同一賃金という考えから、近隣の宇和島市議会並みの35万4000円程度を妥当とし、市長の諮問機関であります、特別職報酬等審議会へ、定数削減をすることから、多面的な視点で報酬改定検討をお願いすることや議員報酬に関する基本的意見書を提出し、審議会で審議をしていただくことに決定をいたしました。

続きまして、費用弁償であります。費用弁償

(交通費)について、委員からは市役所から自宅までの距離に大きな差があり、経済格差があることから交通費をぜひ支給していただきたいといった意見があり、これに賛同する意見が多数を占め、最終的に費用弁償(交通費)は必要であるという意見でまとまりました。

次に、政務活動費であります。政務活動費については、委員からは、報酬等、費用弁償も含まれますが、上がるのであれば、廃止または半額。それに対して、政務活動費と報酬は別に考えるべきで、議会でも市民に認知されていない。現状維持であり方を検討すべきなどさまざまな意見がありました。最終的に、現状維持または報酬等の関係で廃止・縮小を含めて検討する必要があるとの意見でまとまりました。

最後になりますが、委員長手当であります。委員長手当について委員からは、委員長としての役割は大きいと、委員長に対する報酬は支給すべき。それに対して、1年交代の今の委員長の任期の中では必要ないなどの意見がありましたが、最終的に、委員長手当について、1万円の報酬を加算して支給すべきとの意見でまとまりました。

以上、本特別委員会に付託された調査研究について最終報告といたします。

平成31年2月27日 西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会委員長 藤井朝廣。

○議長

以上で委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

19番森川一義君。

○19番森川一義君

議員報酬についてお伺いいたします。

公聴会の意見が反映されていないのではないのでしょうか。公聴会では現状維持が6人、増額が2人、減額が1人ということでした。

昨年7月での災害で、野村町では、家が流された人が大勢おられるんですよ。その災害の復旧が終わらないうちに、議員の報酬を上げることはちょっと考えられないと思います。市民の間でもいろいろ文句が出ています。市民の意見を考えて、よく審議されるのが本当ではないのでしょうか。野村だけでなく明間では、もういつ山が崩れるかわからない状態です。仮設住宅は2年したら立ち退

かないけないんです。その人たちの行き場所がまだわからないのです。この状態で、議員だけ報酬を上げてよいのでしょうか。

報酬を上げる意見の方、5人の方は議場で、その増額の意見を述べてもらったと思います。

○議長

藤井朝廣委員長。

○藤井西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会委員長

暫時休憩をお願いします。

○議長

暫時休憩をいたします。（休憩 午前11時23分）

○議長

再開をいたします。（再開 午前11時50分）

ただいま森川議員の質問につきまして、委員長報告に対する質疑を受けております。

所管外につきましては、大綱のみの質問にさせていただきますので、答えることはありません。それにつきまして、先ほどの質問について、1点について、お答えを願います。

藤井朝廣君。

○藤井西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会委員長

先ほどの質疑につきまして答弁をいたします。

増額と判断した理由は先ほど報告をいたしました委員長報告のとおりであります。公聴会でいただいた意見を参考にし、あくまで特別委員会内で協議した意見の結論を報告しております。

以上でございます。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

14番中村敬治君。

○14番中村敬治君

14番中村です。

それでは、先ほどの委員長報告について、3点の質疑をいたします。

まず1点目は、議員報酬についての公聴会、公述意見に対する特別委員会の検討状況についてであります。

先ほどの委員長報告にありましたように、西予市議会基本条例では、「議員報酬の改正に当たっては市民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するもの」と規定されて

おります。昨年11月20日に公聴会が開催され、私も傍聴しました。公述人は9名で、このうち公募が4人、旧5町の代表区長さんが5名、全員男性ばかりで60代後半から70代とお見受けしたところでございます。皆さん、しっかりと勉強され、思いの限りを公述されておりました。

先ほどの委員長報告では、議員報酬は、現状のままが6人、増額するが2人、減額するが1人となっておりますが、議事録をよく読むと、増額にカウントされている1人は、次のように発言されています。「条件付きの増額を提案したいと思います。増額の提案条件つきといいますのは、議会の通年制を提案したいと思います。」となっております、前提条件付きの増額するであり、これはご本人からも私確認をとっております。

そうすると、現状のままが7人となり、増額するが1人、減額するが1人と考えます。このような状況を受け、昨年12月20日の本会議で、特別委員会の中間報告がなされています。抜粋して20行目から読み上げますと、「これらの公聴会の意見を参考に議論を進める中、委員からは、議員定数や報酬は幾らかというよりも、議会がどのような仕事をしているかということや市民の人にどれだけわかってもらえるかということが大事であり、増員や増額するにしても市民の人になぜそうなったのかということやわかっていただかないとなかなか難しいのではないかという意見」、「委員会として公聴会の賛成、反対意見をどのように反映して意見をまとめていくかが大事ではないかという意見」、「委員会で出た結論というよりもこの委員会だけでなく、西予市議会議員がそれぞれ覚悟を持ってやるという共通認識がないと難しいという意見」が出されております。この中間報告での公聴会についての各委員の意見について、その後、ことしになってから3回委員会が開催されておりますが、私には議事録を見ても、これらの点について十分検討されたようには見受けられないのであります。

このような中で、大部分の公述人の意見と反対の議員報酬増額になぜまとまったのか、もう少しわかりやすくご説明いただきたいと思います。

2点目については、議員報酬の額についてであります。

委員長報告にもありました議会基本条例第19条

には、「議員報酬の改正に当たって、市政の現状及び課題並びに将来予測及び展望を十分に考慮する」とあります。議員報酬については、特別職報酬審議会に諮られるとしても、なぜ西予市の人口の2倍の7万7000人の財政規模も大きな宇和島市議会並みの約3万円増、35万4000円程度が妥当となるのか、その辺もう少しわかりやすく説明願います。

○議長

中村議員、手短にお願いします。

○14番中村敬治君

はい。

3点目は費用弁償、政務活動費、委員長手当についてであります。

各報告の語尾で、それぞれそれぞれまとまっておりますが、今後これらの取り扱いはどうなって、結論が導き出されるのか、それぞれ補足説明いただきたいと思っております。

以上、3点よろしくをお願いします。

○議長

藤井朝廣君。

○藤井西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会委員長

暫時休憩願います。

○議長

暫時休憩といたします。（休憩 午前11時57分）

○議長

再開いたします。（再開 午前11時57分）

暫時休憩をいたします。（休憩 午前11時57分）

○議長

再開をいたします。（再開 午後0時27分）

先ほどの質疑に対する答弁を求めます。

藤井朝廣君。

○藤井西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会委員長

中村議員の質疑にお答えをいたします。

一つ目の質疑につきましては、先ほど森川議員に答弁させていただきました。重複しますので、先ほどの答弁のとおりであります。

次に、二つ目の宇和島市議会並みの報酬については、当特別委員会ですさまざまな議論を交わしたところでありまして。議論した中で、子育て世代の

若い世代が議員になるには今の報酬では難しいのではないかなどという意見が多く出されました。それでは、報酬は幾ら上げるかと、議論の際には、基本的な職務は市が違って変わらせず、同一労働同一賃金になるのではないかという意見が出ました。こういった考え方から、愛媛県下では松山市、今治市、新居浜市が最も高い報酬であります。せめて、近隣市で一番高い宇和島市に合わせていく必要があるという意見に集約されました。ただ、金額につきましては、市長の諮問機関であります特別職報酬等審議会でご審議していただくこととなります。

三つ目の質疑につきましては、費用弁償（交通費）につきましては、特別委員会としての答申を議長に行っております。今後、費用弁償を支給する方向になれば、定例会において条例改正を提出することとなります。提出された改正案を審議し、可決されれば、次回改選期からの適用となります。そこで議論をお願いいたしたいと思っております。

政務活動費につきましては、議員活動の中で調査研究するための指標であるため、当特別委員会で審議するのではなく、議会運営委員会で審議するのが妥当と判断し、これまで審議した内容を添えて、議会運営委員会へ引き継ぐことといたしております。今後、特別職報酬等審議会の答申が出た上で、再度方向性について、議会運営委員会において協議される見込みであります。

委員長手当、委員長報酬につきましては、委員長報告のとおり、当特別委員会においては、議員報償に1万円を加算して支給すべきという結論に至りました。今後、特別職報酬等審議会において、検討・答申される見込みであります。審議会の結果によっては、条例改正案が提出され、審議を行うこととなります。

以上です。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

ないようでございますので、以上で質疑を終結といたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいまの委員長の報告をもって、西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会の調査研究を終了することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立多数であります。よって、西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会の調査研究は終了することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。(休憩 午後0時33分)

○議長

再開をいたします。(再開 午後1時15分)

(日程4)

○議長

次に、日程第4、議案第1号「西予市図書交流館条例制定について」及び、議案第2号「西予市運動公園条例制定について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

高橋教育部長。

○高橋教育部長

それでは、議案第1号「西予市図書交流館条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

市では旧宇和病院跡地において、図書館機能とコミュニティー機能を併せ持つ複合型社会教育施設の整備を進めており、間もなく完成となる見込みです。

この施設は、西予の未来をつむぐ場所づくりという基本理念のもと、子どもから高齢者まで、多くの市民が集い、学び、交流する場と位置づけ、施設名称を西予市図書交流館とすることとしています。

今回の条例制定は、4月末の開館を予定しております。西予市図書交流館の設置及び管理について、必要な事項を定めるとともに、同施設の建設に伴い、西予市民図書館を廃止するため、西予市図書館条例の廃止と関係する条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第2号「西予市運動公園条例

制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市都市公園区域内にございます、西予市宇和運動公園及び西予市野村運動公園は、それぞれの条例等により、その運営管理を行ってまいりました。現在の利用状況に即し、また、両運動公園の運営管理の整合を図ることで、さらなる西予市におけるスポーツの推進、市民の健康増進及び、体力向上を目的に、本条例を定めるものでございます。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

(日程5)

○議長

次に、日程第5、議案第3号「西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について」から、議案第17号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」までの15件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

議案第3号「西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、現在の組織体制の課題や問題点を洗い出し、行政運営の効率化を図るため、本市組織機構を見直すことに伴いまして、西予市部設置条例及び関係する2条例の一部を改正するものでございます。

今回の組織改編により、生活福祉部健康づくり推進課内に設置しておりました、医療対策室を医療介護部へ配置換えすることにより、地域医療全般に係る指示命令の迅速化を図るとともに、両市立病院や医師会、国保診療所等との連携を推進し、医療行政の効率化に努めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

山住選挙管理委員会書記長。

○山住選挙管理委員会書記長

西予市選挙管理委員会書記長として、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第4号「西予市投票管理者等の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、指定病院等の不在者投票に係る外部立会人の報酬額を新たに定めるものでございます。公職選挙法では、病院や老人ホームへ入院、入所して、投票所に行くことが困難な方に対し、都道府県の選挙管理委員会が指定した病院、または老人ホーム等において、不在者投票を行うことができることとなっております。

今回、指定病院等で実施される不在者投票において、外部立会人制度の積極的な活用を促すことにより、不在者投票の公正な実施を図るため、市選挙管理委員会から派遣をいたします、不在者投票に係る外部立会人の報酬額を定めるものでございます。

続きまして、議案第5号「西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、西予市議会議員及び西予市長の選挙における選挙運動に係る公費負担の限度額を定めるものでございます。

今回、公職選挙法の一部改正により、市議会議員選挙の選挙運動に係るビラの頒布が可能となったことから、次の市議会議員選挙から、その作成に係る費用を市長選挙と同様に公費負担とするため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上2議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

議案第6号「西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

生活交通バスは、民間路線バスが運行していない地域から病院や市役所など、町の中心部までをつなぐ公共交通機関として、10キロごとに100円という、わかりやすく低廉な使用料で市民の暮らしを支えています。

しかしながら、近年の燃料費高騰や路線の拡充

に伴い、運行経費が増加していることに加え、10月から消費税率が引き上げられることから、生活交通バスの使用料を10キロ、150円から改定し、今後も持続的に公共交通を運営していくため、本条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

議案第7号「西予市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

昨年6月27日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、自然災害により被災した世帯に対して、生活の再建に必要な資金を貸付ける災害援護資金について定めた、「災害弔慰金の支給等に関する法律及び関係政令」が改正されました。

今回の改正により、災害援護資金に係る貸付利率の引き下げと償還方法の追加及び、保証人がいない場合でも貸付けを可能とする制度改正がなされたことから、本市の災害援護資金の貸付けについて、貸付利率を保証人の有無により連動させるとともに、償還方法に月賦払いを追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第8号「西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、市内における家庭的保育事業を実施する事業者が、家庭的保育事業を実施する際、遵守しなければならない設備及び運営に関する基準を定めたものであります。

今回の改正は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が交付されたことから、その基準に基づき本条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容としましては、保育事業所が保育できない状況になった場合、代替保育施設を確保する義務を緩和することのほか、家庭的保育者が居宅で保育する場合の食事提供に関する基準を緩和するものであります。

続きまして、議案第9号「西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、放課後児童健全育成事業を実施する事業者が、市内で放課後児童健全育成事業を実施する際、遵守しなければならない設備及び運営に関する基準を定めたものであります。

今回の改正は、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う、厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が公布され、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が改正されたことによるものであります。

改正内容としましては、放課後児童支援員の資格要件として、大学において必要な学科、または課程を修めて卒業した者とされておりましたが、専門職大学の前期課程を修了した者が追加されたことを受け、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第10号「西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市が設置する野村保育所は、平成30年7月豪雨の影響により、施設機能が著しく損壊したことから、新たな野村保育所が完成するまで、野村運動公園の敷地内に設置された仮設保育所において、保育事業を実施しております。仮設保育所につきましては、平成31年度の入所申請数から保育施設の必要面積を勘案して建設したことから、仮設保育所の施設規模に応じた入所定員数を定める必要が生じたため、本条例の一部を改正するものであります。

以上4議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

議案第11号「西予市物産館条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、平成11年度に建設され、西予市産の農林水産物や農産加工品の販売、地域食材を活用した食の提供などで大きな実績を上げており、地域の一次産業及び観光振興の拠点施設となってお

ります。

今回、本施設においては、ジオの恵みである地域の農林水産品を活用した食事を団体客等に提供することができるレストラン及びイベントホールを新設したことから、利用に係る所要の整備を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第12号「西予市営土地改良事業分担金徴収条例及び西予市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、本条例に引用する土地改良法の一部が改正されたことにより、条項のずれが生じたことから、所要の整備を行うものであります。

続きまして、議案第13号「西予市あけはまオートキャンプ場条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

当施設は、海が一望できる自然に囲まれたオートキャンプ場として、平成10年にオープンした施設でございます。食材を持ち込むだけで初心者でも気軽にアウトドアが楽しめる施設として、シーズン中には多くの利用者でにぎわいを見せております。当施設は指定管理者制度により、あけはまシーサイド・サンパーク株式会社が管理運営をしておりますが、築20年が経過した施設は、老朽化に伴う修繕が多くなっており、現在の利用料金設定では適切な施設管理を行うことが難しい状況にあります。

今回の改正は、施設の適切な維持管理を図るために、利用料金等の見直しを行うとともに、本年10月から予定されている消費税率の引き上げに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

以上3議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

議案第14号「西予市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、水道法の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事の基準及び、当該工事の施工に関する技術上の監

督業務を行う者に必要な資格基準並びに、水道技術管理者に必要な資格基準を定めたものであります。

今回の改正は、学校教育法の一部を改正する法律により、専門職大学が創設されることに伴い、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める政省令が改正されたため、本条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

議案第15号「西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、看護師または准看護師が深夜において、看護等の業務に従事したときに支給する夜間看護手当を見直すものであります。全国的に看護師不足が深刻化する中、本市では、看護師が安心して働くことのできる環境構築を目指すとともに、看護師に対する処遇改善を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第16号「西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、看護師または准看護師及び、介護職員が深夜において、看護または介護士等の業務に従事したときに支給される夜間看護手当または、夜間介護士手当を見直すものであります。全国的に、看護師及び福祉・介護人材の確保が喫緊の課題となっている中、本市では、看護師及び介護職員が安心して働くことのできる環境構築を目指すとともに、看護師及び介護職員に対する処遇改善を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上2議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防長

議案第17号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し

上げます。

近年、宿泊施設など不特定多数の方が利用する施設や社会福祉施設などにおいて、多くの死傷者を伴う火災が発生し、消防法令違反等がマスコミなどで取り上げられております。

今回の改正は、違反对象物を利用される方みずからが、その危険性に関する情報を入手し、建物を利用する際に判断ができるように、その建物の名称、所在地、違反内容を西予市のホームページ上に公表するため、本条例の一部を改正するものであります。違反对象物に係る公表制度の実施については、利用者等の防火安全に対する認識を高めて、火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び、消防用設備等の適正な設置を促進するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

(日程6)

○議長

次に、日程第6、議案第18号「西予市游の里健康センターの指定管理者の指定」から、議案第20号「西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について」までの3件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

議案第18号「西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について」、議案第19号「西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について」、議案第20号「西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について」関連がございしますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

これらの施設は、高齢者福祉の向上並びに市民の健康と活力の増進を図ることを目的に整備された施設であり、現在、社会福祉法人西予総合福祉会に管理委託し運営しております。

今回、指定期間の終了に伴い、西予市生活福祉施設指定管理者審査委員会にて、指定管理者の候補者を審査した結果、非公募により、社会福祉法

人西予総合福祉会を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、西予総合福祉会のそれぞれの施設におけるこれまでの実績、運営方針等を審査し、蓄積された運営ノウハウ、経営改善に対する取り組み、地域との連携等を総合的に勘案し、引き続き、3施設の管理を行わせることが適当と判断したものであります。指定管理期間につきましても、平成30年度を自主運営の継続等について検討する期間としておりましたが、平成30年7月豪雨の影響により、当該施設の一部が被災し、長期間にわたって休館状態となったことから、平成31年度の指定管理期間につきましても、事業継続の検討期間を含め1年間としております。

なお、西予総合福祉会の概要及び、それぞれの施設の運営計画概要につきましては、別添の参考資料をご参照ください。

以上3議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

(日程7)

○議長

次に、日程第7、議案第21号「西予市過疎地域自立促進計画の変更について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

議案第21号「西予市過疎地域自立促進計画の変更について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市は平成28年4月に過疎地域のさまざまな課題を解決するための過疎地域自立促進計画を策定し、総合的かつ計画的な対策を実施しているところでございます。

今回、集落の整備を推進するため、平成31年度に過疎対策事業債を活用して実施する1事業を新たに追加いたしました。

新たに追加した事業は、平成30年7月の豪雨災害で、特に被害の大きかった地域住民の生活再建支援を目的とした、住宅団地の造成等に係るものでございます。この事業の追加に伴う本計画の変

更について、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

(日程8)

○議長

次に、日程第8、議案第22号「平成30年度西予市一般会計補正予算(第10号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長

議案第22号「平成30年度西予市一般会計補正予算(第10号)」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算でございますが、国の平成30年度第2次補正予算として創設されました、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策に係る事業費のほか、7月豪雨災害に関連した復旧経費や被災または、災害の影響を受けた指定管理者を支援するために要する経費を計上するとともに、事業完了などに伴う事業費の減額を行うものであります。

増額する主な事業でございますが、防災・減災、国土強靱化対策事業といたしまして、長早漁港海岸高潮対策事業、災害復旧・復興事業といたしまして、7月豪雨災害により被災または、経営に影響を受けた指定管理者制度導入施設の円滑な事業運営を図る豪雨被害指定管理者経営支援補助金、光ケーブルの復旧を図る光伝送路維持管理事業、流入土砂の撤去を行う堆積土砂排除事業の経費を計上しております。その他、運行実績に基づくバス路線維持対策事業、西予市ふるさと応援寄附金実績見込みに基づく、ふるさと応援基金事業などの経費も計上しております。

一方、事業費が減額となりますものは、明浜支所庁舎建設事業、公民館耐震化事業などでありす。

これらによりまして既決いただいております歳入歳出予算から、それぞれ9257万4000円を減額して、歳入歳出予算の総額を430億2484万5000円と

定めるものであります。

また、このほか、入札結果の実績見込みによる継続費2件の補正と西予市游の里健康センター管理運営業務委託など2件の債務負担行為の補正及び財源調整等に伴い、地方債の補正を行うものであります。

以上、概要をご説明いたしましたけれども、詳細な点につきましては担当課長から補足説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

宇都宮財政課長。

○宇都宮財政課長

それでは、予算書に沿って、まず歳出から補足説明を申し上げます。

予算書の24ページをお開き願います。

総務費、1項5目財産管理費、明浜支所庁舎建設事業6379万2000円の減額であります。入札結果の実績見込みにより、平成30年度事業費と財源であります旧合併特例事業債を減額し、あわせて継続費の補正として、年割額の変更を行い、平成31年度事業費の増額を行うものであります。

25ページをお開き願います。

光伝送路維持管理事業1494万8000円の増額であります。豪雨災害により断線し、仮復旧してあります光ケーブルの本復旧工事を増額するものであります。財源として災害復旧費国庫補助金を充てています。

28ページをお開き願います。

8項3目生活交通バス対策事業費、バス路線維持対策事業436万2000円の増額であります。宇和島自動車が行う生活交通バス路線への補助対象事業費が確定したことにより補助金を増額するものであります。

33ページをお開き願います。

民生費、4項1目災害救助費（建設課分）200万円の増額であります。野村運動公園周辺道路整備工事において、残土処理場での整地費用を増額するものであります。

また、災害公営住宅地質調査、基本・実施設計委託料が国庫補助の対象となりましたので、財源の変更をあわせて行うものであります。

42ページをお開き願います。

農林水産業費、3項4目漁港建設費、長早漁港海

岸高潮対策事業、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策事業に採択されたことにより、事業費を5840万円増額するものであります。財源として、農村漁村地域整備交付金と補正予算債を充てています。

49ページをお開き願います。

教育費、2項1目学校管理費、小学校施設修繕事業4673万5000円の増額であります。三瓶小学校の塀の撤去及びフェンス設置等に係る経費を計上するものであります。財源として、国の臨時特例交付金と学校施設整備基金繰入金、旧合併特例事業債、学校教育施設等整備事業債を充てています。

56ページをお開き願います。

災害復旧費、8項1目都市施設等災害復旧費、堆積土砂排除事業1200万円の増額であります。堆積土砂量の増加により増額するものであります。諸支出金、2項1目基金費、ふるさと応援基金事業1億1000万円であります。ふるさと応援寄附金の実績見込みにより、積立金を増額するものであります。災害対策基金事業2億9861万3000円の増額であります。今回の事業執行段階での節減などにより捻出した財源を活用いたしまして、今後の災害の発生に際し、災害復旧に要する経費の財源に充てるため積み立てるものであります。

また、豪雨災害により指定管理期間中の施設運営が困難となり、運営収支が赤字となった指定管理施設の指定管理者に対して、西予市豪雨被害指定管理者経営支援補助金交付要綱に基づいて、9施設、総額6941万1000円の補助金を計上するものであります。

次に、主な歳入につきましてご説明を申し上げます。予算書は前に戻っていただきまして、18ページをお開き願います。

寄附金、1項2目総務費寄附金1億1000万円あります。ふるさと応援寄附金の増によるものであります。

このほか、歳入におきましては、先ほど申し上げました歳入における各事業の確定や実績見込みにより、特定財源としての国・県支出金や地方債、基金繰入金などの調整を行うものであります。

次に、予算書は前に戻っていただきまして、7ページをお開き願います。

継続費の補正といたしまして、入札結果の実績見込みにより、総額、年割額を変更するものであります。

8ページをお開き願います。

債務負担行為の補正といたしまして、追加として、西予市游の里健康センター管理運営業務委託について、期間及び限度額を設定し、また、平成30年7月豪雨災害に係る西予市生活福祉資金利子補給補助金交付要綱による利子補給補助金の期間を変更するものであります。

10ページをお開き願います。

最後に、地方債の補正といたしまして、事業費の実績見込み及び、変更に伴いまして2億3690万円を減額して、総額で地方債の限度額を91億9027万4000円とするものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。なお、質疑の内容は大綱のみをお願いします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で、質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております、議案第22号については、関係各常任委員会へそれぞれ付託をいたします。

(日程9)

○議長

次に日程第9、議案第23号「平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)」から、議案第32号「平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)」までの10件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

議案第23号「平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、住宅新築資金等貸付事業における貸付償還金の増額が見込まれるため、一般会計への繰出金を増額し、調整するものであります。

これによりまして、既決いただいております歳

入歳出予算をそれぞれ25万2000円増額し、歳入歳出予算の総額を135万5000円と定めるものであります。

続きまして、議案第24号「平成30年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算からご説明申し上げます。

今回の補正は、保険給付費及び保険税徴収の実績見込み等によるもののほか、年度末精算に当たり不用額の調整を行うものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ1億125万円を増額し、事業勘定予算の歳入歳出予算総額をそれぞれ52億6248万9000円と定めるものであります。

次に、診療施設勘定予算につきましては、各診療所における診療収入の実績見込みによるもののほか、年度末精算による不用額の調整等を行うものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ1372万2000円を減額し、診療施設勘定予算の歳入歳出予算の総額を1億6375万6000円と定めるものであります。

続きまして、議案第25号「平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、後期高齢医療広域連合納付金の確定、並びに保険料の実績見込みに伴う減額と年度末精算に当たり不用額の調整を行うものであります。

これによりまして既決いただいております歳入歳出予算から、それぞれ3146万6000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億2462万7000円と定めるものであります。

続きまして、議案第26号「平成30年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、主治医意見書手数料に関する認定調査費等を増額するほか、地域支援事業費の実績見込みに伴う減額及び、年度末精算に当たり不用額の調整等を行うものであります。

これによりまして既決いただいております歳入歳出予算から、それぞれ2576万円を減額し、歳入歳出予算の総額を58億4365万5000円と定めるものでございます。

以上4議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

議案第27号「平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第6号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業費の年度末精算に当たり不用額等の調整が主なものであります。

これによりまして歳入歳出予算を、それぞれ1252万2000円減額し、歳入歳出予算の総額を3億7537万1000円と定めるものであります。

続きまして、議案第28号「平成30年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業費の年度末精算に当たり、不用額等の調整が主なものであります。

これによりまして歳入歳出予算を、それぞれ2755万1000円減額し、歳入歳出予算の総額を8億4812万3000円と定めるものであります。

続きまして、議案第29号「平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業費の年度末精算に当たり不用額等の調整が主なものであります。

これによりまして歳入歳出予算を、それぞれ567万3000円減額し、歳入歳出予算の総額を1億7885万9000円と定めるものであります。

続きまして、議案第30号「平成30年度西予市水道事業会計補正予算（第4号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、決算見込みに基づく、給水収益及び建設改良費を減額するものでございます。第2条の収益的収入及び支出の補正につきましては、収益的収入を424万1000円減額し、総額を7億643万3000円とし、収益的支出を9万9000円増額して、総額を7億3309万円といたしております。

第3条の資本的収入及び支出の補正につきましては、資本的収入から負担金600万円を減額し、総額を3億7284万1000円とし、資本的支出につきましては、建設改良費3064万円を減額し、総額を8億1221万3000円といたしております。

第4条の議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正につきましては、職員給与費の実績見込みにより273万5000円を増額し1億2855万5000円とするものであります。

このほか、第5条におきまして他会計からの補助金につきましても補正を行っております。

以上4議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

議案第31号「平成30年度野村病院事業会計補正予算（第1号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正の主なものは、平成30年度の決算見込みに基づく、業務量の補正とそれに伴う医業収益等の調整を行うものでございます。

第2条の業務の予定量では、入院及び外来の年間患者数の変更及び、主な建設改良事業の減額を行うものでございます。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、患者数の減少に伴い、収入におきまして医業収益を4426万9000円減額し、医業外収益については201万1000円の減額、特別利益では183万4000円の増額とし、総額を37億8778万4000円といたしております。支出につきましては、材料費及び委託費などの調整により、医業費用を4853万円の減額、医業外費用では1090万8000円の減額、また特別損失では490万4000円の増額とし、総額を42億9559万円といたしております。

2ページをお開きください。

第4条の資本的収入及び支出につきましては、奨学資金の貸付及び医療機器の購入実績によりまして、資本的収入額を1240万円減額して、総額を1億7021万8000円とし、資本的支出額では、1712万8000円を減額し、総額を2億7402万4000円といたしております。

第5条の債務負担行為では、4月から赴任予定の現在、常勤医2名から新たに2名増えまして、整形外科医の対応及び、頸椎や関節分野の診療強化のための医療機器購入といたしまして、期間と限度額を4218万5000円と定めております。

3ページをお開きください。

そのほか、第6条では、医療機器購入に伴う企業債の限度額を減額して、4750万円に改め、第7条では、一般会計から受ける補助金の額を表のとおり改めてご紹介します。

続きまして、議案第32号「平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、決算見込みによる業務の予定量と収益的収入及び支出を補正するものであります。

補正予算書1ページをお開きください。

第3条の収益的収入及び支出の補正につきましては、施設事業収益を5923万5000円減額し、収入の総額を4億8592万円とし、施設事業費用を1953万2000円減額し、支出の総額を5億5928万5000円とするものであります。

2ページをお開きください。

第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、職員給与費等の実績見込みにより1000万円減額し、3億9518万2000円とするものであります。

以上2議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案10件に対する一括質疑を行います。

なお、質疑の内容につきましては、大綱のみに願います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております、議案第23号から議案第26号、議案第31号及び議案第32号は厚生常任委員会へ、議案第27号から議案第30号は、産業建設常任委員会へそれぞれ付託をいたします。

暫時休憩をいたします。（休憩 午後2時15分）

○議長

再開いたします。（再開 午後2時30分）

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

失礼いたします。

先ほど議案第31号の提案理由説明において、説明誤っておりましたので訂正をさせていただきたいと思っております。議案第31号「平成30年度西予市野村病院事業会計補正予算」と説明申し上げましたが、正しくは「平成30年度西予市病院事業会計補正予算（第1号）」です。

失礼いたしました。

（日程10）

○議長

次に、日程第10、議案第33号「平成31年度西予市一般会計予算」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長

議案第33号「平成31年度西予市一般会計予算」の提案を申し上げますとともに、平成31年度における市政運営の所信並びに一般予算の概要を申し上げます。

平成30年7月豪雨災害から間もなく8カ月を迎えようとしております。

これまで、国、県及び熊本市、西条市を初めとしました県内外の自治体やボランティアの方々など、さまざまな方々から心強いご支援を賜りながら、職員一丸となって全力を挙げて復旧・復興に取り組んでまいりました。

また、市議会におきましては、第2回臨時会にて「平成30年7月豪雨の災害対策に関する意見書」、第3回臨時会にて「平成30年7月豪雨災害からの速やかな復旧・復興と支援拡充を求める意見書」を全会一致で可決され、国や関係機関に対して、既存の法制等にとらわれることなく、財政措置を中心とした迅速かつ、万全の対策を講じるよう強く要望をしていただき、被災者の生活再建と被災地の復旧・復興に向けてご尽力をいただいていたところであります。

本市では、平成31年を復興元年と位置づけ、被災された市民の皆様が1日も早く生活を再建できるよう、また、復興を実感していただけるよう、今後6年間の復興の道筋となる「西予市復興まちづくり計画」を現在作成中でありますので、この計画を着実に推進してまいりたいと考えております。

それでは、五つの基本施策ごとの重点的な取り

組みについて述べさせていただきます。

1点目が「安心して安全なまちの再建」であります。

安全であるということが暮らしの根底になければなりません。昨今の異常気象により、今後も今回のような重大な災害が起こるおそれが考えられることから、市民の生命・財産を守ることを目指し、被害の発生抑制に資する河川の整備や治山事業などによる安全対策の事業化推進に取り組みます。

また、野村ダム・鹿野川ダムの操作に関わる情報提供等に関する検証の場の検討結果や市民の避難行動調査の結果を踏まえ、より効果的な情報発信、避難路・避難場所の確保と充実を図るとともに、市民一人ひとりの防災意識のさらなる向上を目指します。

2点目が「日常の暮らしの再建」であります。

物事を前向きに考えていくには、日常の暮らしを取り戻すことから始まります。被災者一人ひとりの復旧・復興に向けた歩みを着実に進めていただくため、市として多様な支援対策に取り組みます。

また、応急仮設住宅の適切な維持管理を行うとともに、被災された方の合意形成を図りながら、被災住宅の再建支援や住宅移転を求められる方への安心・安全な住宅移転地の確保と整備、自力での住宅再建が困難な方への災害公営住宅の整備に取り組みます。

さらに、これまでのようにつながりの強い地域コミュニティを維持していくため、各種の活動支援や拠点施設の復旧に取り組みます。

3点目が「産業・経済における生業の再建」であります。

仕事があることは生きがいであり、地域の活性化につながります。生活の再建には、働く場所の再建が重要となることから、農林水産業については、被災した樹園地、農業用施設等の早期復旧、商工業については、事業再開に向けた支援及び再開後の経営支援に取り組みます。

また、被災した観光・交流施設の早期復旧に取り組むとともに、交流拠点施設としての機能を強化するため、ハードとソフトの両面から観光振興施策に取り組みます。

4点目が「インフラ環境、まちなみの整備」で

あります。

安心して暮らしていくための基盤として、土砂の撤去や被災家屋の解体など、地域環境を早急に整備するとともに、上下水道や市道・農道等のインフラ環境の復旧整備に取り組みます。

また、電気等のライフラインや電話等の通信手段が寸断され、情報等の孤立が生じた地域があったことから、確実な情報伝達の体制強化に取り組みます。

5点目が「子育てや教育環境の再建」であります。

被災した子どもたちの心のケアに努めるとともに、次の時代を担う子どもたちに、今回の災害を教訓として、過去に生じた災害を振り返ることで、市の歴史や文化、成り立ちを学ぶ機会の充実を図り、まちへの愛着や理解を高める防災教育に取り組みます。

また、野村保育所、明浜中学校、乙亥会館などの社会体育施設、貝吹公民館、せいよ東学校給食センターなどの公共施設も甚大な被害を受けたことから、早期復旧・復興に取り組むとともに、老朽化した未耐震施設については、除去等の検討を行い、今後の子育てや学校・社会教育のあり方を踏まえ、西予に住みたいと言っただけの環境整備に取り組みます。

以上が、西予市復興まちづくり計画の着実な推進についてであります。

次に、私が西予市長に就任をいたしまして、早いもので4年目を迎えようとしております。

この間、西予市の発展に資するために、多くの取り組みを行い、みずからの職責を果たしてきたつもりでございます。

私は、就任から今日まで「西予市で生活を望む人が増え、その望みが叶えられるまちづくり」を目指して、七つの分野に施策を大別し、「安心が体感できるまちづくり」を実現するために、市民の皆様、議会の皆様のご理解とご協力をいただきながら、各種施策の具体的な事業推進に全力で取り組んでまいりました。

また、あわせて第2次西予市総合計画及び西予市まち・ひと・しごと創生総合戦略における政策目標の実現に向けて、計画的に事業を実行してまいりました。

さらに、西予のまちを南伊予のど真ん中として

位置づけ、魅力を引き出していく取り組みを進めます。

それでは、七つの施策分野について述べさせていただきます。

1点目が「人口減少のスローダウン」であります。

まず、市の施策として最重要となるのが、人口減少対策でございます。平成31年10月からの消費税率引き上げに伴いまして、実施予定であります幼児教育無償化への確実な対応と、子育てしやすいまちとして選んでいただける環境の整備に取り組めます。

次に、移住者確保施策として重要な役割を果たします、運営組織・体制づくりの構築に向けて、移住・定住・安住官民連携体制構築事業に取り組めます。

2点目が「安全・安心の実感」であります。

今回の豪雨災害の経験から、災害時の本庁と支所間の情報共有の確立、災害対応の体制構築に取り組むとともに、災害発生時の対応や減災予防の活動の際に、全て行政ができるわけではありませんので、行政がやらなければいけないこと、市民の皆様によっていただけねばならないことを共通の認識として理解していただく活動に取り組めます。

また、今回の豪雨災害で多くの公共施設が浸水や土砂災害により被災を受けました。今後も今回のような重大な災害が起きるおそれがあることから、公共施設の建設場所や施設の機能について見直し、復旧に取り組まなければなりません。

現在の公共施設災害復旧の考え方では、原形復旧が基本であり、将来のまちづくりを考える中で、新たな場所での新たな機能を持たせた施設が求められることから、国に対し制度の改革、改善を求めていく取り組みを引き続き行いたいと思っております。

3点目が「四国西予ジオパークの推進」であります。

今回の豪雨災害により、四国西予ジオパークのジオサイトである桂川溪谷と三滝溪谷が土石流により被災いたしました。自然災害を地質現象ととらえるジオパークの観点と災害を教訓に生かしていくため、被災状況を残しつつ、景観回復を含

めた補修に取り組めます。

また、現在作成中であります、第2次四国西予ジオパーク推進計画に基づき、西予の大地に眠るジオの宝を探し、磨き、発信する取り組みを市民の皆様との協働により一層加速させるとともに、四国西予ジオミュージアム（仮称）の平成32年度からの事業着手に向け、実施計画に向けた展示内容の検討に取り組めます。

4点目が「産業振興・雇用創出」であります。

市民の働く場所を創出するため、愛媛県との協働により誘致いたしました、株式会社ちぬやホールディングス四国工場が、間もなく操業を開始されます。

市といたしましても、新工場の円滑な稼働に向け、移住交流施策の充実を図りながら、可能な限り支援をしてまいりたいと考えております。

今後もさまざまな企業から、西予のまちを選んでいただける環境づくりに取り組むとともに、市内企業の振興と雇用の創出については、地場産業の事業継承や新規創業支援に引き続き取り組んでまいります。

次に、第三セクターを含めた指定管理施設の見直しを行います。当市においては、民間企業の立地が期待できない地域における産業の振興と雇用確保を目的として、事業を実施継続してまいりましたが、人口減少や施設の老朽化等を初めとします現下の社会経済情勢においては、将来的に多額の財政負担が生じるおそれがあります。事業そのものの必要性、公益性、採算性及び将来見通しについて改めて検討を行い、事業継続の是非と事業手法の選択について判断をしたいと思っております。

また、第一次産業の振興施策といたしまして、農業分野では、新規就農者をいち早く確保しておくことが喫緊の課題であり、新規就農者受入体制整備支援、就農準備研修支援、就農定着支援のほか、設備投資等の支援に取り組めます。

林業分野では、森林経営管理法に基づく新たな森林経営管理の仕組みを構築し、森林環境譲与税を財源とした、新たな森林管理システムにより、木材生産が見込めない森林は、環境林として公益的機能の増進を図り、木材生産が行える森林は経営林として市内林業関係者と連携のもと、木材資源の循環利用と公益的機能の増進を図り、林業の成長産業化に向け、新たな担い手の確保に取り組

みます。

水産業分野では、漁業者担い手対策として県補助金を活用し、就業準備に必要な資格取得や漁業経費の支援を行う新規漁業就業者支援事業に取り組むとともに、漁港施設整備に取り組みます。

5点目が「地域力の活性化」であります。

地域発「せいよ地域づくり」事業においては、「自分たちの地域を自分たちの手で」の基本理念で、市内各所で確実にその運動が定着、拡大しつつあり、それぞれの地域力は確実に向上していると感じられます。

小規模多機能自治構想については、行政組織の見直しを含め、構想の実現に向けた準備に取り組みます。

また、先日、日本農業遺産に認定されました愛媛・南予の柑橘農業システムは、世界に誇れる農業システムでありますので、愛媛県南予地域農業遺産推進協議会員である本市といたしましても、柑橘農家についての価値を再認識し、農業遺産を活用した地域活性化に取り組みます。

6点目が「魅力あふれるまちづくり」であります。

まず、ふるさと納税の取り組みですが、平成30年度は2億1000万円のふるさと納税を全国の皆様からいただきました。そのうち、1億3000万円が返礼品として西予の商品を選択していただいたふるさと納税でした。残りは西予市の復興のために使ってくださいというふるさと納税でしたので、貴重な自主財源として使わせていただきたいと思っております。ふるさと納税は、西予の商品を返礼品として選択していただくことによって、西予市の生産者の所得が増え、ふるさと納税がきっかけで、西予市のいろんな物産のよさを知っていただき、生産者と消費者が結ばれるという意味で、大変有意義な制度であると思っておりますので、今後も引き続き力を入れて取り組みたいと思っております。

また、昨日、正式に西予市明浜町狩浜の文化的景観「宇和海狩浜の段畑と農漁村景観」が国の重要文化的景観に選定されましたので、文化的景観を守りながら、ジオパークとともに西予の魅力を発信して、そこに生活される人の支援に取り組めます。

さらに、愛媛大学が南予全体の地域活性化や人

材育成、まちづくりなど、課題解決に向けた研究機関として、地域協働センター南予を米博物館に開設されますので、西予市を南予の拠点とした地域力の向上に取り組みたいと思っております。

7点目が「働き方改革・合理化」であります。

当市は、旧町時代からの公共施設を約1,500件保有していることから、他の市町と比べ維持管理経費の負担が大きく、財政圧迫要因の一つとなっております。

そのため、今回の豪雨災害により被災した施設を含め、各施設の老朽化度合いを示す指標や将来の維持管理経費見込み額により、各施設単位の長寿命化、廃止、解体等の時期についての具体的な対応方針を定める「個別施設計画」の策定に取り組みます。

財政運営では、これまで進めてまいりました行財政改革とあわせて、オフィス改革による事務事業の見直しと事業の効率化に取り組むことで、豪雨災害からの復旧・復興に必要な人員と財源の確保に努め、西予市復興まちづくり計画の着実な推進につなげてまいりたいと思っております。

以上、所信でございましたが、所信に引き続き、平成31年度一般会計当初予算について概説申し上げます。

冒頭申し上げましたように、平成31年度は、復興元年と位置づけをしておりますが、市の主要な一般財源であります普通交付税の縮減が続いており、厳しい財政環境下であります。国や県の補助金等を有効に活用しながら、財政調整基金等を取り崩して財源を確保し、西予市復興まちづくり計画の着実な推進に取り組む事業を最優先に計上し、あわせて、第2次西予市総合計画及び西予市まち・ひと・しごと創生総合戦略における政策目標の実現に対応する予算を計上するものでございます。

この結果、平成31年度一般会計当初予算の総額は330億5100万円、前年度比17.7%、49億6500万円の増額となりました。

どうか議員の皆様、市民の皆様におかれましては、市政運営に対する格別のご理解とご協力、ご支援を賜りますようお願いを申し上げ、新年度に臨む私の所信とさせていただきます。

なお、予算の詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議を賜り、ご

決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長

宇都宮財政課長。

○宇都宮財政課長

それでは、予算書に沿って、新規事業及び主要事業を中心に、まず、歳出から補足説明を申し上げます。

53ページをお開き願います。

総務費、1項5目財産管理費、市役所庁舎維持管理事業2億1209万5000円ですが、平成32年度に解体予定の総合センターしろかわの機能移転のための城川支所庁舎改修経費及び、三瓶支所庁舎の空調設備の改修経費を計上し、市有財産維持管理事業9686万1000円ですが、はちのじまちづくり整備事業の関連といたしまして、現図書館棟の解体工事費を計上するものであります。

54ページをお開き願います。

明浜支所庁舎建設事業5億6358万3000円ですが、支所本体の建設工事費のほか、完了後に旧支所の解体工事、跡地への防風ネット設置に要する経費を計上するものであります。

61ページをお開き願います。

20目復興推進費1億9225万7000円ですが、西予市復興まちづくり計画に掲げる、市としての基本的な姿勢、考え方及びその方向性に基づき、復興まちづくりを推進する経費のほか、派遣職員の受け入れに要する経費などを計上するものであります。

73ページをお開き願います。

8項1目地域振興費、移住交流促進事業6675万2000円ですが、移住の促進により持続可能な地域社会を形成することを目的として、移住コーディネーターの活用による移住相談や定住促進のための空家改修支援、移住ツアーの実施、移住交流促進体制の構築に要する経費を計上するものであります。

77ページをお開き願います。

9項1目企画管理費、愛媛大学地域協働センター南予（仮称）設置事業3563万円ですが、愛媛大学の南予全体の課題解決に向け研究機関として設置する拠点施設となります、宇和米博物館第2校舎の改修に要する経費を計上するものであります。

80ページをお開き願います。

3目ジオパーク推進事業費、ジオパーク拠点施設整備事業257万6000円ですが、仮称ではありますが、四国西予ミュージアムの平成32年度からの事業着手に向けて、実施設計に向けた展示の内容検討業務に要する経費を計上するものであります。

81ページをお開き願います。

4目卯之町はちのじ事業費2億6989万7000円ですが、平成31年度は、駅前広場整備に要する土地の取得経費のほか、JR卯之町駅周辺施設の改修に要する経費を計上するものであります。

91ページをお開き願います。

民生費、1項11目プレミアム付商品券費9657万4000円ですが、消費税・地方消費税の10%への引き上げに伴う、低所得者・子育て世帯の消費に与える影響の緩和と地域における消費の喚起・下支えを目的に行うプレミアム付商品券の販売などに要する経費を計上するものであります。

101ページをお開き願います。

4項1目災害救助費3040万5000円ですが、被災住宅の応急修理、仮設住宅の維持管理に要する経費のほか、被災者の見守り・相談支援に要する委託経費を計上するものであります。

103ページをお開き願います。

衛生費、1項1目保健衛生総務費、災害時保健医療対策事業523万5000円ですが、平成30年度末策定予定であります、西予市災害時保健医療救護活動要領に基づきまして、救護所設置に必要な医薬材料・資機材等の備蓄及び、被災者の健康を守るための保健衛生活動に必要な衛生材料等の確保に要する経費を計上するものであります。

119ページをお開き願います。

農林水産業費、1項3目農業振興費、農業後継者育成事業5902万9000円ですが、農家の高齢化や担い手不足が深刻化する地域農業の問題解決のため、新規就農者や農業研修生に対して、就農初期及び研修期間での資金の支援等に要する経費を計上するものであります。

129ページをお開き願います。131ページにかけてとなります。

同じく2項2目林業振興費3億4959万8000円のうち、林道の開設・舗装等の事業といたしまして、林道の開設が5件、改良1件、舗装5件、県営開設事業の負担金1件を実施する経費として、総額

で2億3836万円を計上するものであります。

135ページをお開き願います。

3項4目漁港建設費、長早漁港海岸高潮対策事業1億2060万円であります。国の防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策事業として、引き続き護岸の改良工事に要する経費を計上するものであります。

138ページをお開き願います。

商工費、1項2目商工業振興費、商店街空洞化対策事業950万円であります。空き店舗等を利用し、店舗として新規出店する商工団体や、既存店舗の集客力向上や店舗環境の改善を実施される事業者に対しての支援に要する経費を計上するものであります。

153ページをお開き願います。

土木費、5項7目雨水公共下水道事業費1億2200万円あります。三瓶町安土地区、日吉崎地区において、雨水排水及び高潮による浸水被害を解消・軽減し、生活環境の整備と災害に強く快適で暮らしやすいまちづくりの整備推進に要する経費を計上するものであります。

8目住宅団地整備費9億5519万9000円あります。被災された方の住宅団地の支援として、土地の取得、住宅団地の造成等に要する経費を計上するものであります。

154ページをお開き願います。

6項1目住宅管理費、地域住宅交付金事業4250万円あります。被災を受けた宇和町一の瀬団地の建てかえに伴う、実施設計、宅地造成等に要する経費を計上するものであります。災害公営住宅整備事業6億6010万4000円あります。住宅が全壊となった世帯に対して、安定した住生活の提供を行い、生活環境の復興を支援するための災害公営住宅の整備に要する経費を計上するものであります。

160ページをお開き願います。

消防費、1項3目消防施設費、常備消防施設整備事業5295万5000円あります。本署に配備していますポンプ車の更新に要する経費を計上し、消防団装備整備事業5832万4000円あります。ポンプ車1台、積載車2台、軽積載車2台、小型動力ポンプ1基の更新による経費を計上し、消防団施設整備事業5716万円あります。耐震性貯水槽2基、消防詰所2カ所の更新、1カ所の改修に

よる経費を計上するものであります。

161ページをお開き願います。

4目災害対策費、防災行政無線・情報システム整備事業4148万5000円あります。災害時に被災者の早期生活再建を支援するため、防災証明書を迅速に発行し、被災者情報を一元的に管理できる県内統一の被災者生活再建システム導入に要する経費のほか、Jアラートの多重化接続工事に要する経費を計上するものであります。防災行政無線デジタル整備事業12億6345万9000円あります。宇和地区において設備・機器等を整備する経費を計上するものであります。

164ページをお開き願います。

教育費、1項2目事務局費、校務情報化推進事業1471万1000円あります。校務処理の効率化を目的として、1人1台の公務用コンピューター及び校務支援システム整備更新に要する経費を計上するものであります。コミュニティ・スクール推進事業47万2000円あります。地域を担う人材育成のため、学校と地域が連携・協働し、子どもの成長を支える地域とともにある学校づくりを進めるために、学校運営協議会の効果的な導入方法を学ぶための視察研修、教員・地域の方を対象にした研修会の開催に要する経費を計上するものであります。

180ページをお開き願います。

5項2目公民館費、中央公民館維持管理事業344万1000円あります。市民サービスの向上と事務効率及び、施設稼働率の向上を目的とした公共施設予約システムの導入に要する経費のほか、維持管理経費を計上するものであります。

182ページをお開き願います。

貝吹公民館改築事業7614万7000円あります。被災した貝吹公民館を移転復旧するため、旧大和田幼稚園を改修して公民館機能を整備するとともに、隣接用地を購入し、周辺整備を行う経費を計上するものであります。財源として、旧合併特例事業債を充てております。

189ページをお開き願います。

6項2目文化財保護費、文化的景観保護推進事業725万円あります。明浜町狩浜地区の文化的景観の価値を正しく評価し、次世代へ継承するため、文化的景観の重要な構成要素の修理修景等の整備活用計画策定に要する経費を計上するもので

あります。

202ページをお開き願います。

7項6目給食センター建設費、せいよ東学校給食センター建設事業2億6100万2000円であります。新たな場所での建設のための設計監理委託、本体工事に要する経費を計上するものであります。財源として、旧合併特例事業債を充てております。

202ページをお開き願います。206ページにかけてとなります。

災害復旧費、農地災害復旧費から道路橋梁河川災害復旧費であります。平成30年度に事業着手が困難であり、平成31年度事業着手が適切と判断した復旧事業等に要する経費をそれぞれ計上するものであります。

次に歳入であります。予算書は前に戻っていただきまして13ページをお開き願います。

市税30億2840万6000円あります。豪雨災害の影響等から減額を見込みまして、市税全体では対前年度4870万2000円の減額といたしております。

16ページをお開き願います。

地方交付税116億1330万円あります。地方財政計画の伸び率と合併算定替えの縮減等を見込みまして、対前年度1261万6000円の増額といたしております。

23ページをお開き願います。26ページにかけてとなります。

国庫支出金であります。災害復旧費国庫支出金、プレミアム付商品券事業の実施による社会福祉費国庫補助金、防災・減災、国土強靱化対策事業の実施による水産業費国庫補助金、災害公営住宅の整備による住宅費国庫補助金がそれぞれ増額となり、対前年度24億366万1000円の増額といたしております。

26ページから31ページにかけてとなります。

県支出金であります。被災者見守り・相談支援事業の実施による社会福祉費県補助金、災害復旧費県補助金が増額となる一方、林道開設・舗装等事業の事業費の減額によりまして、農林水産業費県補助金の減額が大きく、対前年度では1822万7000円の減額といたしております。

34ページをお開き願います。36ページにかけてとなります。

繰入金、基金繰入金であります。総額で24億4349万3000円とし、財政調整基金、減債基金、地域振興基金、公共施設整備基金等の繰入金の増によりまして、対前年度9億5198万4000円の増額といたしております。

43ページをお開き願います。45ページにかけてとなります。

市債であります。農林水産業債では事業量の調整により減額となり、土木債では、道路橋梁債においては、事業量の調整により減額となっております。災害公営住宅、住宅団地整備事業の実施によりまして、住宅債が増額となっております。消防債では宇和地区の防災行政無線デジタル整備事業の実施により増額となり、教育債では、社会教育複合施設整備事業の終了により減額となっております。また、災害復旧事業債の増額によりまして、総額では対前年度14億6001万円の増額といたしております。

続きまして、予算書は戻っていただきまして、9ページをお開き願います。

継続費であります。せいよ東学校給食センター建設における監理委託及び本体工事につきまして、総額を5億333万2000円、また、社会福祉施設災害復旧事業における野村保育所整備監理委託及び本体工事につきまして、総額を4億7039万3000円として、それぞれ平成31年度と平成32年度の2カ年の年割額を設定して事業実施するものであります。

最後に10ページをお開き願います。

地方債であります。先ほど歳入の市債の項目でご説明申し上げましたとおり、地方債の限度額を62億7121万円とし、起債の方法、利率、償還の方法を設定するものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

(日程11)

○議長

次に、日程第11、議案第34号「平成31年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」から、議案第44号「平成31年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの11件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

議案第34号「平成31年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」について、提案理由のご説明を申し上げます。

それでは、平成31年度西予市特別会計予算書の1ページ、平成31年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算書をお開きください。

本予算の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ76万6000円としております。

予算書の3ページをお開きください。

歳出の主なものは、住宅新築資金並びに、改修資金として借り入れている公債費38万9000円であります。

予算書の2ページにお戻りください。

歳入は貸付金償還金76万6000円を計上いたしております。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

高橋教育部長。

○高橋教育部長

それでは、議案第35号「平成31年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算」について、提案理由のご説明を申し上げます。

この奨学資金は西予市出身の優秀な学生、生徒であって、経済的理由により就学が困難な者に対し、定額を無利子で貸し付けるものでございます。

それでは、西予市特別会計予算書11ページをお開きください。

本予算の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ3078万4000円としております。

予算書13ページをお開きください。

歳出では、奨学資金貸付金63名分及び、運営費にかかる経費2494万7000円、予備費583万7000円を計上いたしました。

予算書12ページにお戻りください。

歳入では、償還金1917万4000円、寄附金1万円、前年度繰越金1160万円を計上し、運営するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

議案第36号「平成31年度西予市国民健康保険特別会計予算」について、提案理由のご説明を申し上げます。

西予市国民健康保険特別会計予算につきましては、事業勘定予算と診療施設勘定予算で構成されております。

まず、事業勘定予算からご説明いたします。平成31年度の予算編成に当たりましては、被保険者が安心して医療サービスを受容し、国民健康保険事業の適正かつ、安定的な運営を維持するため、医療費の動向、制度改正の対応等、国が示す留意事項に基づき編成いたしました。

それでは、予算書の24ページをお開きください。

歳出の主なものでは、総務費9520万6000円、保険給付費37億2140万7000円、国民健康保険事業納付金10億7397万4000円、保健事業費4319万3000円を計上いたしました。

続いて、23ページにお戻りください。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税8億314万3000円、県支出金36億9312万5000円、繰入金4億7968万1000円を計上しております。

以上によりまして、事業勘定予算は歳入歳出それぞれ49億8355万9000円といたしました。

次に、診療施設勘定予算についてご説明申し上げます。少子高齢化に伴う人口減少や市民の基幹病院志向への高まり等から、国保直営診療所の診療件数、診療収入等が年々減少しており、診療施設勘定におきましても、一般会計からの繰入金により、収支均衡を図る厳しい予算構造となっております。引き続き、地域住民から安心・信頼される医療の提供に取り組むとともに、経営改善、適切な経費節減にも努める所存であります。

それでは、予算書の28ページをお開きください。

歳出の主なものでは、総務費8533万1000円、医療費6033万1000円を計上いたしました。

続いて、27ページをお開きください。

歳入の主なものにつきましては、診療収入1億178万5000円、繰入金4001万7000円を計上いたしました。

以上によりまして、診療施設勘定予算は歳入歳

出それぞれ1億4584万1000円といたしました。

続きまして、議案第37号「平成31年度西予市後期高齢者医療特別会計予算」について、提案理由のご説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度におきましては、医療の高度化等に伴い、医療費が増加傾向にある中、同制度の持続可能性を高めるため、保険料軽減特例が見直されております。愛媛県後期高齢者医療広域連合におきましては、平成30、31年度の保険料改定にあたり、愛媛県が設置する財政安定化基金を活用して、保険料の上昇を抑制しておりますが、今後においても、被保険者の負担を軽減するため、後発医薬品の利用促進や医療費適正化を進めるとともに、経費の節減に努める必要があるため、本市におきましても、広報への掲載等で、健診受診啓発や医療制度の周知を行っているところでございます。

それでは、予算書71ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1759万9000円と定めるものであります。

次に、73ページをお開きください。

歳出の主なものといたしましては、総務費2347万7000円、後期高齢者医療広域連合納付金5億7932万9000円、保健事業費1409万3000円を計上いたしました。

72ページに戻っていただき、歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料3億5667万1000円、繰入金2億4710万6000円、諸収入1379万1000円を計上いたしました。

続きまして、議案第38号「平成31年度西予市介護保険特別会計予算」について、提案理由のご説明を申し上げます。

当市の介護保険を取り巻く環境としましては、今後人口は減少してまいります。75歳以上人口は横ばい傾向が続くと推計されております。こうした状況の中、第7期高齢者福祉・介護保険事業計画に基づき、高齢者が住みなれた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、多職種の連携により、さまざまな生活支援サービスや保険給付等の事業を展開しております。

それでは、予算書89ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億8295万8000円と定めるものでございます。

92ページをお開きください。

歳出の主なものといたしましては、人件費と介護認定等に係る経費として、総務費1億972万円を計上し、介護給付、予防給付、その他各サービスに係る経費として、保険給付費55億8241万円を計上いたしました。また、本市における地域包括ケアシステムの構築を目指し、在宅医療・介護連携、認知症施策、そして介護予防や生活支援の体制整備などを積極的に推進するため、地域支援事業費2億8421万円を計上いたしました。

次に、90ページに戻っていただき、歳入予算の主なものとしましては、65歳以上の方に納付していただく介護保険料が10億881万円、介護給付分、地域支援事業費分、それぞれの負担割合により算定された国庫支出金15億6645万3000円、県支出金8億6330万1000円、支払基金交付金15億5723万8000円、繰入金のうち、一般会計繰入金8億6584万2000円、また、介護給付費準備基金繰入金1億1816万5000円、地域支援事業の事業実施に伴う利用者負担金等の諸収入309万3000円を計上しております。

以上3議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

説明の途中ですが、暫時休憩をいたします。

(休憩 午後3時30分)

○議長

再開をいたします。(再開 午後3時45分)

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

議案第39号「平成31年度西予市農業集落排水事業特別会計予算」について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成31年度における主な事業といたしましては、宇和町及び野村町で稼働している10処理区の維持管理業務のほか、公債費の元利償還金償還などを行うものであります。

それでは、予算書の143ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出総額を3億6730万7000円と定めるものであります。

145ページをお開きください。

歳出では、施設管理費といたしまして、10処理区の維持管理費用に係る委託料及びこれらに関

連する事務費、人件費などに係る経費など 1 億 6488 万 2000 円を計上しております。また、10 処理区の施設整備に対する公債費といたしまして、元利償還金 2 億 242 万 5000 円を計上しております。

144 ページに戻りますが、歳入につきましては、施設使用料 9708 万 4000 円、加入負担金 100 万円、一般会計繰入金 2 億 6871 万 3000 円、繰越金 51 万円を充当いたしております。

続きまして、議案第 40 号「平成 31 年度西予市公共下水道事業特別会計予算」について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成 31 年度に実施する主な事業といたしまして、宇和处理区では、延長約 750 メーターの管路整備工事など、野村処理区では、国道・県道改良に伴うマンホール改修・公共ます設置工事などをそれぞれ予定しております。

それでは、予算書 161 ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出総額を 4 億 8600 万 4000 円と定めるものであります。

163 ページをお開きください。

歳出では、事業費のうち施設管理費といたしまして、野村及び宇和处理区の維持管理費用と下水道接続奨励金などに加え、企業会計への移行準備経費といたしまして、システム導入に係る業務委託料など 1 億 2416 万 1000 円を計上しております。同じく、事業費の施設整備費では、宇和及び野村処理区の施設整備に係る工事請負費並びに、これらに関連する事務費、人件費などに係る経費など 8982 万 7000 円を計上しております。

また、今までに建設された施設整備に対する公債費といたしまして、元利償還金 2 億 7201 万 6000 円を計上しております。

162 ページに戻りますが、歳入につきましては、施設使用料 9859 万 4000 円、事業費分担金 1679 万 7000 円、国庫補助金 1500 万円、一般会計繰入金 3 億 3241 万 7000 円、繰越金 34 万 5000 円、諸収入 15 万 1000 円、市債 2270 万円を充当いたしております。

また、第 2 表において、経営戦略策定及び料金改定検討支援業務における債務負担行為を設定し、第 3 表において地方債の限度額、起債方法、利子及び償還方法を定めております。

続きまして、議案第 41 号「平成 31 年度西予市

簡易水道事業特別会計予算」について、提案理由のご説明を申し上げます。

それでは、特別会計予算書 125 ページをお開きください。

平成 31 年度予算の主なものは、各施設の維持管理及び整備に伴う経費で、歳入歳出の総額をそれぞれ 1 億 5030 万 4000 円と定めるものであります。

133 ページをお開きください。

歳出では、事業費の総務管理費として、人件費、事務費、維持管理経費など 1 億 1428 万 3000 円を計上し、135 ページの施設整備事業費として、施設整備に係る工事請負費のほか、委託料などを合わせまして 1431 万円を計上いたしております。

次の公債費では、元利償還金 2071 万 1000 円を計上いたしております。

131 ページをお開きください。

歳入では、給水収入 6708 万 9000 円、繰入金として一般会計繰入金及び基金繰入金より 6166 万円を予定しております。

続きまして、議案第 42 号「平成 31 年度西予市水道事業会計予算」について、提案理由のご説明を申し上げます。

それでは、公営企業会計予算書 1 ページをお開きください。

まず、第 2 条業務の予定量についてご説明いたします。給水戸数 1 万 5190 戸、年間総給水量 434 万 3500 立方メートル、1 日平均給水量 1 万 1900 立方メートルを予定しております。主要な建設改良事業としましては、三瓶給水区域における津布理浄水場整備事業 4268 万円、宇和給水区域における上松葉配水池更新事業 3528 万円、下川災害復旧事業 3334 万円をそれぞれ予定しております。

次に、第 3 条収益的収入及び支出についてご説明いたします。収入では、水道事業収益の総額を 7 億 3200 万円と定め、営業活動に基づく給水収益の 6 億 2000 万円を含む営業収益として 6 億 2804 万円、営業外収益として 1 億 392 万円を計上しております。これに対しまして支出では、水道事業費用の総額を 7 億 5589 万 9000 円と定め、主なものとしまして、営業活動に係る営業費用として 7 億 1478 万 8000 円、企業債償還利息などの営業外費用として 4031 万 1000 円を計上しており

ます。

次に、2ページ、第4条資本的収入及び支出についてご説明いたします。収入では、総額を9610万円と定め、内訳は、工事に対する負担金200万円、企業債2000万円、企業債元金償還金及び建設改良費に対する補助金6343万円、建設改良に対する出資金1067万円を計上しております。これに対しまして支出では、総額を3億164万4000円と定め、内訳は、建設改良費2億254万1000円、企業債償還金9910万3000円を計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億554万4000円を補填する財源につきましては、第4条括弧書きのとおりであります。

次に、第5条の企業債では、上水道施設整備事業を目的といたしまして、2000万円の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

第6条では一時借入金の限度額を2億円と定め、第7条では、予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費1億2297万6000円を定めるものであります。

また、第9条では一般会計から受け入れる補助金として、目的と合計金額5716万7000円を定め、第10条ではたな卸資産の購入限度額を1560万円と定めるものであります。

以上4議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

議案第43号「平成31年度西予市病院事業会計予算」について、提案理由のご説明を申し上げます。

それでは、公営企業会計予算書41ページをお開きください。

まず、第2条業務の予定量についてご説明いたします。病床数は両病院合計で242床でございます。年間患者数は、入院6万7634人、外来9万7229人、1日平均患者数は、入院185人、外来401人を見込んでおります。また、主な建設改良事業として、医療機器備品購入費3億2270万円を計上いたしております。

次に、第3条収益的収入及び支出についてご説明いたします。収入では、病院事業収益の総額を39億1217万5000円と定め、医業収益31億6883万7000円、医業外収益7億3379万8000円、特別利益954万円を計上いたしております。これに対しまして支出では、病院事業費用の総額を43億7525万2000円と定め、医業費用41億5603万6000円、医業外費用2億1670万6000円、特別損失251万円を計上いたしております。

42ページをお開きください。

次に、第4条の資本的収入及び支出についてご説明いたします。収入では、総額を4億8352万8000円と定め、出資金460万円、負担金及び交付金1億7662万8000円、企業債3億230万円を計上しております。これに対しまして支出では、総額を6億1783万5000円と定め、建設改良費3億2270万円、企業債償還金2億9153万5000円、奨学金に係る投資360万円を計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億3430万7000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することといたしております。

第5条の継続費では、医療情報システム整備事業につきまして、総額7億1241万円と年割額を定めております。

43ページをお開きください。

第6条の企業債では、医療機器の購入及び情報システムの整備を目的といたしまして3億230万円の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めております。

第7条では、一時借入金の限度額を2億5000万円と定め、第8条では、予定支出の各項の経費の金額の流用、第9条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費25億3048万4000円及び、交際費300万円を定めております。

44ページをお開きください。

第10条では、一般会計から受け入れる補助金として、目的と合計金額1億2777万5000円を定めております。

また、第11条では、たな卸資産の購入限度額を6億5000万円と定めております。

最後に第12条では、重要な資産の取得として、超音波画像診断装置及び医療情報システムを定め

ております。

続きまして、議案第 44 号「平成 31 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」について、提案理由のご説明を申し上げます。

野村介護老人保健施設つくし苑の事業につきましては、高齢者の心身の状況に応じた適切な介護及び機能訓練のほか、必要な医療等を提供することにより、日常生活の自立と在宅復帰を支援し、地域に親しまれ、信頼される施設を目指して、引き続き、サービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

それでは、予算書 123 ページをお開き願います。

第 2 条の業務予定量といたしまして、入所定員 100 人、1 日当たりの通所定員を 35 人とし、年間の療養者数は 3 万 7203 人を見込んでおります。

次に、第 3 条の収益的収入及び支出についてご説明いたします。収入では、施設事業収益の総額を 5 億 1157 万 1000 円と定め、施設運営事業収益として 4 億 5436 万 9000 円、施設運営事業外収益として 4127 万 4000 円を計上しております。これに対しまして支出では、施設事業費用の総額を 5 億 5794 万 8000 円と定め、施設運営事業費用 5 億 4736 万円、施設運営事業外費用 1058 万 8000 円を計上しております。

124 ページをお開き願います。

第 4 条の資本的収入及び支出でございますが、資本的収入を 4707 万 3000 円、資本的支出を 4767 万 2000 円計上いたしております。

次に第 5 条では、一時借入金の限度額を 1 億円と定め、第 6 条では、予定支出の各項の経費の金額の流用、第 7 条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費 3 億 9052 万円及び交際費 5 万円を定めております。

第 8 条では、他会計からの補助金として児童手当補助等、合計 7736 万 4000 円を定めております。

125 ページをお開き願います。

第 9 条では、たな卸資産購入限度額を 5000 万円と定めるものでございます。

以上 2 議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

(日程 12)

○議長

次に、日程第 12、諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦について」から、諮問第 8 号「人権擁護委員候補者の推薦について」までの 8 件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

市長。

○管家市長

諮問第 1 号から第 8 号までの「人権擁護委員候補者の推薦について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

法務大臣から委嘱された本市の人権擁護委員のうち 8 名の方が、平成 31 年 6 月 30 日をもって任期満了となります。

その後任につきまして検討いたしました結果、野村町の谷本英樹氏、三瓶町の濱田一美氏の 2 名を再任として引き続き推薦することとし、宇和町の黒田道代氏、谷口喜彦氏、明浜町の高松岩男氏、野村町の松本恭典氏、三瓶町の二宮逸子氏、城川町の三瀧俊二氏の 6 名を新任として推薦したいと存じます。

野村町の谷本氏は、平成 25 年 7 月から人権擁護委員としてご活躍をいただいております。地域住民の信頼も厚いものがあります。

三瓶町の濱田氏は、平成 28 年 4 月から人権擁護委員として活躍をいただいております。教育委員を歴任され、人権問題について広い見識を持たれており、地域住民の信頼も厚いものがあります。

宇和町の黒田氏は、長年にわたり学校現場において教育の充実に尽力されました。誠実で穏やかな人柄は地域住民の信頼も厚いものがあります。

宇和町の谷口氏は、旧宇和町役場及び、西予市職員として長年にわたり勤務され、地域の実情にも詳しく、地域住民の信頼も厚いものがあります。

明浜町の高松氏は、旧明浜町役場及び、西予市職員として長年にわたり勤務され、人権問題について広い見識を持たれ信頼も厚いものがあります。

野村町の松本氏は、旧野村町役場及び、西予市職員として長年にわたり勤務され、地域に貢献されており、誠実な人柄は地域住民の信頼も厚いものがあります。

三瓶町の二宮氏は、旧三瓶町役場及び、西予市役所に長年にわたり保育士として勤務され、子ども、家庭、女性問題について広い見識を持たれて

おり、地域住民の信頼も厚いものがあります。

城川町の三瀧氏は、教員として長年にわたり子どもたちの教育に尽力されるとともに、広く地域に貢献され、誠実な人柄は、地域住民の信頼も厚いものがあります。

以上、推薦にかかわります8名の方は、それぞれ人格識見が高く、広範な知識と豊かな経験から、社会の実情全般に通じ、人権擁護に深い理解があり適任者であると考え、人権擁護委員法第6条第3項に基づき議会のご意見を聞くものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いをいたします。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより8件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

諮問第1号から諮問第8号までの8件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより諮問ごとに採決を行います。

お諮りいたします。

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第5号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第5号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第6号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第6号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第7号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第7号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第8号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第8号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

(日程13)

○議長

次に、日程第13、議案第45号「西予市農業委員会委員の任命について」から、議案第63号「西予市農業委員会委員の任命について」までの19件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長

議案第45号から第63号までの「西予市農業委員会委員の任命について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

現在の農業委員19名の方が平成31年4月24日をもって任期満了となります。農業委員の選出方法につきましては、平成28年4月に施行された農業委員会等に関する法律の一部改正により、公選性から議会の同意を要件とする市長の選任制となっております。

今回の任命に際し、11月下旬から公募並びに推薦の受け付けを行ったところ、明浜地区及び三

瓶地区から各2名、宇和地区及び野村地区から各6名、城川地区から3名の推薦をいただきました。

推薦いただいた方々について慎重に検討してまいりました結果、明浜地区から西森真一郎氏、増田隆氏、宇和地区から河野昌博氏、上杉和博氏、和家稔氏、清家純一氏、高岡常夫氏、末光則男氏、野村地区から上甲好文氏、沖野泰氏、山岡史朗氏、橋本勝氏、五藤忍氏、三瀬昇氏、城川地区から泉原猛男氏、志波豊氏、井上一郎氏、三瓶地区から菊池マキ子氏、宇都宮久幸氏を任命したいと存じます。

以上19名の方々は、それぞれ農業に係る豊かな経験から地域農業の実情全般に通じておられ、人格、識見も高く、農業委員として適任者であると考えられますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項に基づき議会の同意を求めらるるものであります。各候補者の経歴等は、人事案件に係る者の略歴の資料を参照くださいませ。

以上19議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第45号から議案第63号までの19件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより議案ごとに採決を行います。

まず、議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第45号「西予市農業委員会委員の任命に

ついて」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 45 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 46 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 46 号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 46 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 47 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 47 号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 47 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 48 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 48 号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 48 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 49 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 49 号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 49 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 50 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 50 号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 50 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 51 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 51 号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 51 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 52 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 52 号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 52 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 53 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 53 号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 53 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 54 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 54 号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 54 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 55 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 55 号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 55 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 56 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 56 号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 56 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 57 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 57 号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 57 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 58 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 58 号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 58 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 59 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 59 号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 59 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 60 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 60 号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 60 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 61 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 61 号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 61 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 62 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 62 号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 62 号は

原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 63 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 63 号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 63 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

各委員会は、委員会付託された議案について十分に審査を行い、3月5日の本会議において、委員会審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

3月5日は午前9時より会議を開きます。本日はこれにて散会といたします。

散会 午後4時30分

第 2 日

3月5日（火曜日）

平成31年第1回西予市議会定例会会議録(第2号)

- | | | | |
|--------------|-----------|---------------|-----------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 平成31年3月5日 | 明 浜 支 所 長 | 山 下 玉 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 野 村 支 所 長 | 土 居 眞 二 |
| 1. 開 議 | 平成31年3月5日 | 城 川 支 所 長 | 篠 藤 義 直 |
| | 午前 9時00分 | 三 瓶 支 所 長 | 中 須 賀 敏 幸 |
| 1. 散 会 | 平成31年3月5日 | 消 防 本 部 消 防 長 | 佐 藤 克 也 |
| | 午前11時45分 | 総 務 課 長 | 山 住 哲 司 |

1. 出 席 議 員

- 1 番 宇都宮 久見子
- 2 番 信 宮 徹 也
- 3 番 宇都宮 俊 文
- 4 番 加 藤 美 香
- 5 番 中 村 一 雅
- 6 番 河 野 清 一
- 7 番 佐 藤 恒 夫
- 8 番 山 本 英 明
- 9 番 竹 崎 幸 仁
- 10 番 小 玉 忠 重
- 11 番 源 正 樹
- 12 番 井 関 陽 一
- 13 番 菊 池 純 一
- 14 番 中 村 敬 治
- 15 番 二 宮 一 朗
- 16 番 兵 頭 学
- 17 番 小 野 正 昭
- 18 番 宇都宮 明 宏
- 19 番 森 川 一 義
- 20 番 藤 井 朝 廣
- 21 番 酒 井 宇 之 吉

1. 欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------|-----------|
| 市 長 | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長 | 宗 正 弘 |
| 教 育 長 | 保 木 俊 司 |
| 総務企画部長 | 三 好 敏 也 |
| 会計管理者 | 山 口 正 人 |
| 医療介護部長 | 山 岡 薫 彦 |
| 産 業 部 長 | 酒 井 信 也 |
| 建 設 部 長 | 岩 瀬 布 二 夫 |
| 生活福祉部長兼 | |
| 福祉事務所長 | 藤 井 兼 人 |
| 教 育 部 長 | 高 橋 司 |

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- | | |
|--------------------|---------|
| 事 務 局 長 | 道 山 升 文 |
| 議 事 係 | 三 好 祐 介 |
| 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |

議 事 日 程

- 1 議案第22号 平成30年度西予市一般会計補正予算(第10号)
 - 議案第23号 平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)
 - 議案第24号 平成30年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
 - 議案第25号 平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)
 - 議案第26号 平成30年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)
 - 議案第27号 平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第6号)
 - 議案第28号 平成30年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)
 - 議案第29号 平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)
 - 議案第30号 平成30年度西予市水道事業会計補正予算(第4号)
 - 議案第31号 平成30年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)
 - 議案第32号 平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)
- 2 代表質問
 - 3 一般質問

本日の会議に付した事件

- 1 議案第22号 平成30年度西予市一般会計補正予算(第10号)
 - 議案第23号 平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)
 - 議案第24号 平成30年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
 - 議案第25号 平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)
 - 議案第26号 平成30年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)
 - 議案第27号 平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第6号)
 - 議案第28号 平成30年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)
 - 議案第29号 平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)
 - 議案第30号 平成30年度西予市水道事業会計補正予算(第4号)
 - 議案第31号 平成30年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)
 - 議案第32号 平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)
- 2 代表質問
 - 3 一般質問

開会 午前9時00分

○議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長

日程第1、議案第22号「平成30年度西予市一般会計補正予算(第10号)」から議案第32号「平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)」までの11件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長 信宮徹也君の報告を求めます。

2 番信宮徹也君。

○信宮総務常任委員会委員長

改めましておはようございます。

総務常任委員会審査報告をいたします。

去る2月27日の本会議において、当委員会に付託されました議案1件について、2月28日に審査を行いましたので報告いたします。

審査の結果はお手元に配信の委員会報告書のとおりであり、議案1件は原案のとおり可決決定いたしました。

議案第22号「平成30年度西予市一般会計補正予算(第10号)」の総務常任委員会所管分について、委員からの質疑及び関係部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

今回の補正予算は、事業費の確定に伴う調整、特に、7月豪雨関係で事業が実施できなかったものについて、減額等がほとんどでありました。

総務課所管分では、公益保護相談員事業が減額となっているが、これはどういうときに、どういう目的で実施しているのかとの質疑があり、公益保護相談員というのは、総務課に配置する職員であるが、市に対する不当要求等に対する対応等を主にやっていただき、非常勤で週3回程度の出勤で、過去の事例では、警察のOB等をお願いをして、平成29年度の途中までは任用させていただいていたが、それ以降、募集をかけてもなかなか応

募がないといった状況である。今後も引き続き、募集をしていきたいと考えているとの答弁でありました。

まちづくり推進課所管分では、西予市版田舎で働き隊と地域おこし協力隊、各2名ずつ募集をかけていたものの、応募がなかったということだが、これは何か特別な理由があるのかとの質疑があり、全国的に地域おこし協力隊の募集がかなり広がっており、今後もなお拡充という国の方針である。競争社会という中で、ニーズに合ったものについて、選ばれるだろうと思う。そのような中、先般、移住フェアをきっかけに、現在インターンシップ事業でお越しいただいており、少しずつ興味を持っていただける方が出てきていると感じている。今後も全国的な競争になってくると思われるとの答弁でした。

また、来年も4名の募集をするのかとの質疑に対し、来年度については、全体で11名の募集を予定している。そのうち、新規や豪雨災害を受けた状況もあるため、内容を変え、継続して募集をかけているとの答弁がありました。

教育総務課所管分では、ブロック塀の補正予算が組まれているが、いつまでに完成させないといけないのかとの質疑があり、できるだけ早くと考えている。三瓶小学校分については、繰り越しにはなるが、6月下旬に工事着手し、夏休み中に集中的に工事を行い、9月中旬には完了したいと考えているとの答弁がありました。

また、安全性については、国の基準の中で行うのかとの質疑があり、ブロック塀については基準があり、それに基づいた施工となる。今回のところはブロック塀ではないが、構造上安全性が保たれる範囲と考えているとの答弁でありました。

学校教育課所管分では、各種大会や総体に行ったときに、行きはバスで行けるが、勝ったら泊まりになり、負けたら帰ってしまうため、朝はタクシーを呼んで各個人でホテルから会場に行くことがあるので大変だということを聞いている。小学校各種大会出場補助事業に関しての説明では、市所有のマイクロバスやスクールバスを活用できて、当初の見込みよりも支出が少なく不用額が出たということであるが、こういう面も今後検討していただきたいとの質疑があり、いろいろ情報を集めて、改善できるところは改善していきたいと

考えているとの答弁でありました。

以上、総務常任委員会審査報告といたします。

平成31年3月5日 総務常任委員会委員長 信宮徹也。

○議長

次に、厚生常任委員会委員長 山本英明君の報告を求めます。

山本厚生常任委員会委員長。

8番山本英明君。

○山本厚生常任委員会委員長

厚生常任委員会審査報告を行います。

去る2月27日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議案について、2月28日に厚生常任委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

お手元に配信のとおり、付託されました議案7件につきましては、いずれも全会一致で原案可決決定いたしました。

議案の審査経過におきまして、各委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告申し上げます。

議案第22号「平成30年度西予市一般会計補正予算（第10号）」における環境衛生課所管分では、西予市衛生センター管理運営事業の減額に対し、消耗品費が減額となった理由について質疑があり、当施設は平成29年に開設し、処理に必要な薬品量等の計画を見込んで運転してきたが、2年間の稼働実績により薬品量を精査し、不要となったことによる減額、また、計画していた薬品が、濃度の希釈により数量が少なくなったこと、安価な薬品を納入したことによる減額であるとの答弁でありました。

健康づくり推進課及び長寿介護課所管分では、平成30年7月豪雨災害により被災したクアテルメ宝泉坊及び遊の里健康センターの指定管理者を支援するため、平成27年度から平成29年度までの過去3年間の決算状況と平成30年決算見込みを鑑み、豪雨災害による影響額を考慮して、補助金交付額を決定するとの説明があり、委員から今回の予算として計上するが、決算額として確定したものを精査して支払うことになるのかとの質疑があり、今回の予算は上限額であり、最終的には平成30年度の決算額が出た段階で精査し、支給することになるとの答弁でありました。

福祉課所管分では、西予市障がい者（児）タクシー利用助成事業について、新規事業で、当初昨年10月から事業開始を予定していたが、豪雨災害によりおくれが生じ、事業開始が1月になったため、予算が不要になったことによる減額であるとの説明がありました。

子育て支援課所管分では、平成30年度から開設されたスマイル保育園の病児保育利用者が少なかったのに、繰出金が増額した理由について質疑があり、当初、利用者を540人見込んでいたが、3月末で190人見込みの利用者となり、利用者減に応じて、子ども子育て支援交付金が減額することから、差額分を繰出金として支出するため増額になったとの答弁がありました。

議案第24号「平成30年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」では、特定健康診断の受診者が減少したことにより事業費を減額したとの説明があったことに対し、委員からは、受診者はどのくらい減ったのかとの質疑があり、特定健康診断受診者の目標値を40%に設定して予算を組んでいたが、見込みより受診者が約500人少なかったため減額した。実際の受診者は、昨年度と比べ92人減少であるとの答弁がありました。

また、被災した野村地区では、昨年12月に再度特定健康診断を行い、受診機会を設けてもらったが、昨年度と比較し受診者はどの程度減少したのかとの質疑があり、野村地区の受診者は、昨年度に比べ117名減少しており、被害の影響が大きいと考えているとの答弁でありました。

議案第26号「平成30年度西予市介護保険特別会計補正予算（第3号）」では、認定調査費が増額したとの説明に対し、認定調査はどのようにされているのかとの質疑があり、認定調査員は市が任用しており、明浜1名、宇和4名、野村2名、城川1名、三瓶1名、西予市全体で9名が介護認定調査を行っているとの答弁でありました。

議案第31号「平成30年度西予市病院事業会計補正予算（第1号）」では、西予市民病院の入院患者数、外来患者数が減少となった要因について質疑があり、平成30年度は整形外科の常勤医師が不在となり、主に野村病院から医師が応援に来てもらい開設しているが、手術ができず、休診日もあり、入院患者、外来患者数がともに減少となった。4月からは2名、整形外科の常勤医師が増え

ることから、患者数は伸びる見込みであるとの答弁でありました。

また、野村病院で不採算地区病院負担金が増額されているが、どのような負担金なのかとの質疑があり、不採算地区に対する特別交付税で、平成30年度に単価改定があり増額となった。当負担金は、150床未満で最寄りの一般病院までの距離が15キロメートル以上離れている病院が対象になるとの答弁でありました。

議案第32号「平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）」では、施設改修により定員が増床されたが、見込みより療養者数が減少したことについて質疑があり、当初、入所者を82人、通所者を22人と見込んでいたが、実績見込みに基づき、入所者を79人、通所者を21人と下方修正した。当施設は、在宅復帰支援施設であり、長期間の入所ができないので、当初に想定していた入所人数より少なかったが、4月から1月までの期間の入所者を比較すると、昨年度に比べ今年度は983人増えており、少しずつではあるが入所者数は伸びているとの答弁でありました。

以上、厚生常任委員会審査報告といたします。

平成31年3月5日 厚生常任委員会委員長 山本英明。

○議長

次に、産業建設常任委員会委員長 河野清一君の報告を求めます。

河野産業建設常任委員会委員長。

6番河野清一君。

○河野産業建設常任委員会委員長

産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る2月27日の本会議において、当委員会へ付託されました、平成30年度補正予算に係るものにつきまして、委員会審査日を2月28日に設け審査を行いました。

その経過と結果についてご報告申し上げます。

審査した議案につきましては、議案第22号「平成30年度西予市一般会計補正予算（第10号）」、議案第27号「平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第6号）」、議案第28号「平成30年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）」、議案第29号「平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）」、議案

第30号「平成30年度西予市水道事業会計補正予算（第4号）」、以上につきましては、お手元に配信のとおり原案可決決定いたしましたのでご報告いたします。

それでは、審査経過及び内容につきまして抜粋して報告いたします。

議案第22号「平成30年度西予市一般会計補正予算（第10号）」のうち、経済振興課所管分では、経済振興資金供給モデル事業の減額措置について詳細な説明を求めました。本事業は、市外からの売り上げを決算期に2分の1以上計上できることなどの要件を満たし、出資審査委員会が認めた事業者に対し、最大2000万円を出資する事業であります。昨年度、本年度ともに問い合わせがなく、減額措置しているものの、申し出があったときに即対応できるよう、新年度でも予算計上していきたいとの答弁がありました。

また、商工観光施設管理費におけるあけはまシーサイドサンパークへの補助金を通して、今後の施設経営と展望についてどのように考えているか質疑がありました。これに対しては、関連施設が老朽化していることから、施設経営の見直しを行い、明浜地域の観光拠点施設として、収益を上げ安定経営につなげたいとの答弁がありました。

農業水産課所管分では、平成30年7月豪雨により被災した指定管理者に対する経営支援補助金について、今後、補助団体に対する西予市としてのかかわり方、方針について質疑を行いました。本年度から市長の指示により、第三セクターや指定管理者の見直しに乗り出しており、平成31年度からは、経営状況の見直しなど、経済振興課で集約し、改革方針をつくり上げていく予定であるとの答弁がありました。農作物被害対策事業では、イノシシの成獣捕獲頭数が減少している状況について説明を求めました。有害鳥獣による被害はいまだ減少しておらず、捕獲頭数の減少は、昨年7月豪雨と捕獲隊の高齢化などの影響によるものと分析しており、講習会、研修会などを通して、捕獲隊の増員を図っていきたいとの答弁がありました。ほかにも、水利施設整備事業について詳細な説明を求めたところ、三瓶地区と明浜地区の畑地かんがい施設の長寿命化を目指す本事業では、災害復旧事業と保全事業とを組み合わせ、同時に進行することによって、豪雨災害からの早期復旧

を図っていく旨、詳細な説明がありました。

林業課所管分では、林業事業体育成事業240万円の減額補正に関して説明がありました。本事業は、森林組合、株式会社エフシーにおいて、3年目までの新規就労者の給与に要する経費2分の1以内を補助するものですが、当初見込んでいたほどの新規就労者の入社がなかったため、減額措置を行うとのことでした。そのほか、有害鳥獣捕獲対策事業に関しては、捕獲隊の育成について意見交換が行われました。

建設課所管分では、木造住宅耐震化促進事業補助金について、補助基準の詳細な説明を求めました。1平方メートル当たり3万2600円、一戸当たりの限度額は114万円を補助限度額として設定しており、見積書等の精査により補助金を算定しているほか、30年度の実施件数は7件となっているとの答弁がありました。

上下水道課所管分では、今回歳出において、農業集落排水特別会計繰出事業1757万3000円の減額、公共下水道特別会計繰出事業4850万8000円の減額、浄化槽設置整備補助事業1212万1000円の減額、簡易水道事業特別会計繰出事業費5万8000円の増額、水道事業会計繰出事業費4万円の増額が行われているほか、歳入におきましては、循環型社会形成推進交付金791万7000円の減額、小型合併処理浄化槽設置整備事業費県補助金163万5000円の減額などが行われており、関連する会計とともに詳細な説明が行われました。

議案第27号から議案第29号におきましては、それぞれ事業費の年度末精算に当たり、不用額等の調整が必要な事業に関する減額措置が補正内容のほとんどを占めているとの説明があったほか、議案第30号「平成30年度西予市水道事業会計補正予算（第4号）」につきましては、決算見込みに基づく給水収益及び建設改良費を減額する内容について説明を受けました。

以上、産業建設常任委員会審査報告といたします。

平成31年3月5日 産業建設常任委員会委員長 河野清一。

○議長

以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

以上で質疑を終結といたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論なしと認めます。

これより議案順に採決を行います。

まず、議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第22号「平成30年度西予市一般会計補正予算（第10号）」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第23号から議案第32号までの10件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第23号「平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）」から、議案第32号「平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）」までの10件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第23号から議案第32号までの10件は原案のとおり決定いたしました。

（日程2）

○議長

次に、日程第2、代表質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、発言を許可いたします。

会派 ころろざし 小野正昭君。

17番小野正昭君。

○17番小野正昭君

会派ころろざしの小野正昭でございます。

質問に入ります前に、本年3月末日をもって、議場におられる部長を含め28名の方々が退職をされるようです。長年公務員として、時には耐えがたきを耐え、忍びがたきを忍び、大変なご苦労があったことと拝察をいたしております。まずもって、心からご慰労を申し上げたいと存じます。まことにご苦労さまでございました。

また、豪雨災害による補正予算などを初め、平成31年度の予算編成に当たり、担当されました職員の絶ゆ間ざる努力に対して、重ねてご慰労を申し上げたいと存じます。ご苦労様でございました。

さて、酒井議長の許可をいただきましたので、会派を代表して、通告に準じて質問をいたします。

昨年、未曾有の災害から、明後日で、はや8カ月、241日を迎えようとしております。

市長は昨年の12月議会で、議案第130号「平成30年度西予市一般会計補正予算（第8号）」における提案理由の中で、「平成31年度予算は、7月豪雨災害の復旧・復興事業を最優先事項、さらに、第2次西予市総合計画基本戦略の目標を達成するための事業の重点化、並びに歳入を見通した適正な予算規模の三つの目標を設定した予算編成に取り組み、今後の財政状況及び財政方針については、情報提供に努めたい」と発言されたのは記憶に新しいところであります。その所信の裏づけとして、西予市復興まちづくり策定委員会を立ち上げ、平成36年度末の6カ年を期間と見据えた、復興計画期間を策定し、その理念を1.「寄り添い」、2.「1人の100歩より100人の1歩」、3.「何をできるか考える」の3項目を位置づけ、取り組みを計画され、また、昨年11月19日より本年2月20日の間で旧町単位を中心として、計13回にわたる市民を対象に復興座談会を開催され、さらに市民の意向調査を、市内全域10歳以上を無差別に抽出し、復興まちづくりのためのアンケートを実施されるなど、さらに、今定例会での市長の予算方針にも西予市復興まちづくり計画を着実に推進しとあり、これまで8度にわたる豪雨災害の復旧・復興の予算及び今回提出されている平成31年度一般会計予算のうち、災害に係る復旧・復興予算を加えた、復旧・復興事業費の総額が208億7135万5000円となり、うち、地方債71億

5720万円、一般財源として災害対策基金6億270万1000円、財政調整基金30億9618万8000円が繰り入れ計上され、豪雨災害を含めた平成31年度一般会計当初予算は、前年度比17.7%アップの330億5100万円となっております。

市長の災害にかける並々ならぬ努力と熱意を強く感じる予算となっており、市民を思う御心に心より敬意を表したいと思っております。

しかしながら、通常年度においても、当市の財政は脆弱な財政状況の上、今後のさらに厳しい財政状況になるのは必至であります。行財政事務をチェックする議会として、また一議員として、市長は復旧・復興計画を具体的にどのように考え、実施されようとしているのか。第一にしなければならないのは、復旧・復興であることは、衆目の一致いたすところであります。

しかし、心しなければならないのは、行政の根幹である財政計画はどのように推移していくのか。市長の所信表明は承知をいたしておりますけれども、代表質問に鑑み、あえて質問をいたします。

復興元年にあたり、今後の普通会計における財政計画とその見通しについて、まずお伺いをいたします。

次に、財政の中から、公債費負担率についてお伺いをいたします。

この公債費負担率は、申すまでもなく、地方債の元利償還金が一般財源の額は、標準財政規模に対し、どの程度の割合を占めているかを示す比率であります。15%以上が警戒ライン、20%を超えると危険ラインとされております。

そこでお伺いをいたします。

災害復旧・復興計画において、公債費負担率の今後の10年間の推移とそのピークの年度及び、その数値についてお伺いをいたします。

次に、財政構造の弾力性を示す経常収支比率について、お伺いをいたします。

この数値は、一般財源の充当率で70%から80%が妥当な数値であり、85%以上が危険ゾーンとされております。平成22年度に作成されたと記憶をいたしておりますが、西予市財政状況普通会計での主たる指標のうち、平成22年度が84.1%、29年度の決算では90.4%であり、その後の平成38年度までの推計数値で、高い数値は、平成34年度は

92%、平成37年度は92.4%の試算をされておりましたが、このたびの豪雨災害により、この数値がどのように変わっていくのか。経常収支比率、今後の10年間の推移、そのピーク年度と数値について、お伺いをいたします。

国の方針により、当市は平成16年4月1日をもって、平成の大合併をいたしました。合併をいたしましたたん、甘い話とは裏腹に、国の三位一体政策により、特別及び普通交付税の大幅な減額が余儀なくされ、厳しい財政下におかれました。

しかしながら、三好前市長の行財政手腕により、平成28年度末には48億3092万円の財政調整基金の積み立てをなされました。

しかし、このたびの災害により、先ほど申し上げましたとおり、災害対策基金及び財政調整基金を36億988万9000円の取り崩しを余儀なくされ、平成30年度直近の財政調整基金の残高は19億5872万円となり、ますます厳しい財政状況にあるのではないかと憂慮をいたしております。

余談ですが、国の借金は約1105兆円であり、国民1人当たりの借金は約847万円と言われており、これに比べ、当市の平成31年3月見込みでの市債残高は357億331万9404円であり、同年1月末人口が3万7983人で割り返しますと、市民1人当たりの借金は約117万円となり、赤ん坊からお年寄りまで、市民全員の方にずっしりと寄りかかっているのです。心しておかなければならない一因として、突発的な伝染病、例えばインフルエンザなどの大流行の折、国保財政を堅持していくためにも、基金の導入は不可欠であり、また本来の一般会計の弾力性を図る見地からも基金の流用はその性質上、今後必要であることから、そこでお伺いをいたします。

基金、特に財政調整基金の流用を今後、どのように考えているのか。今後の積立金の見通しについて、お伺いをいたします。

平成29年度一般会計決算における監査委員の決算審査意見には、「7月豪雨災害において、当市は多大の被害を受け、市民生活に大きく影響が出ている。今後、災害に係る復興支援事業を最優先に履行しながら、第2次西予市総合計画に基づく、安心が体感できるまちづくりの施策を1日も早く取り組めるよう期待をする。」とあり、また、「第一に復興・復旧生活の再建を優先した事

業の調整を図るとともに、事務の効率化、経費の節減などをさらに進め、健全な財政運営を図られることを強く望むものである。」と意見をされております通り、事務の効率化、経費の節減については、以前、私の一般質問でも触れましたとおり、遊休施設及び不要財産の処理、また、予算、組織、ポストの見直し、なお、今定例会で議案第3号により、組織機構を見直す条例が提案をされておりますけれども、やむなく施設新設を行う折には、その肥大化を防ぎ、既存の予算及び組織の見直し、または廃止、いわゆるスクラップアンドビルドを念頭に置き、自主財源確保及び向上のため、健全財政施策をどのように考えているのか。スクラップアンドビルドの対策はあるのか。再度、厳しい財政下に鑑み、対策があれば、具体的に何をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

次に、公営企業会計の中から上水道事業について、お伺いをいたします。

公営施設など、運営権を民間企業に委託をする、いわゆるコンセッション方式の導入を自治体の水道事業でも促進する改正水道法が昨年12月6日、衆議院本会議で可決成立をいたしましたのはご案内のとおりであります。

この法律は、人口減少で苦境に立つ水道事業の基礎強化を目的とされておりますが、国も苦しい財政の中、交付金減額を目途とした一つの方策であり、いわゆるゆでガエルの法則に例えられるように、緩やかに進む環境変化には、大半が気づかず、気がついたときにはときに手遅れといったのが、過去の例からしても一般的であります。今後も手を変え品を変えて、自治体に対する押しつけ法案が立案され、制定されるのではないかと私は懸念をいたしております。今後の民営化のハードルが引き下げられるのは必至ではないかと考えられます。

法律の施行は、原則公布から1年以内であり、宮城県など6自治体が、このコンセッション方式の導入を検討されているようです。

そこでお伺いをいたします。

このたびの水道改正に伴う当市の対応について、まずお伺いをいたします。

次に、西予市水道ビジョンにつき、お伺いをいたします。

我が国の水道法の最終更新は平成26年6月13日、法律第69号により、平成28年4月1日公布、施行をされておりましたが、その第1条には「水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与する」とあり、また、第2条では、「国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない」となっており、平成22年3月に作成された、当市の西予市水道ビジョンの概要の中に、第1として、その目的では、先ほど申し上げました水道法第1条の骨子が記されており、さらに、「おもいやり、ささえあう水道事業」と位置づけ、開始年次を平成22年度から、目標年次を平成31年度の10年間として、水道水の安定供給を行うとともに、サービスの向上を目指し、さらなる事業改善、改革の取り組みを進めていきます、とありますが、本年が最終年度、残りあと1年に当たり、平成22年3月に策定された、西予市水道ビジョンは計画どおり推移されているのか。さらに、平成22年3月の計画と平成29年度決算における行政区域内人口、計画給水区域内人口、給水人口及び戸数はどのようになっているのか。差異があれば、その要因は何か、お伺いをいたします。

次に、有効率や有収率の向上は、水道事業経営の健全化とともに環境への負荷低減を果たす役割をあわせて持っており、また多様化、高度化するニーズに適切に対応し、給水サービスを提供、向上させるためには、水道施設の運営に関する専門的な知識や経験を有する技術者を継続的に育成、確保していくのが不可欠だと思いますが、平成22年3月の計画と平成29年度決算における有収率及び有効率はどのようになっているのか。また、技術職の現状と今後の方針について、お伺いをいたします。

去る平成25年7月30日から同年11月13日にわたり、市内21カ所での住民説明会において、西予市水道事業の現状分析と将来像を描き、今後の具体

的な施策を盛り込んだ、いわゆる西予市水道ビジョンをもとに4上水道事業と、一部の上水道、簡易水道等をあわせて、水道料金の平準化を図るとともに、経営基盤の安定と強化を図り、将来にわたって持続可能な水道事業を実現していく目的により、市民、特に野村町民の方々の理解と協力のもと、平成26年4月1日より水道料金の改定が行われましたが、そこでお伺いをいたします。

水道料金平準化の大きな目的にもありました、簡易水道の上水道に向けてのその後の進捗状況はどのようになっているのか。

また、水道料金の平準化の前の4町の平均水道料金とその後の水道料金はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

以前、一般質問でも申し上げましたとおり、生物、特に人間が生きていく上で絶対欠くことのできないのは、空気と水であります。西予市は、昨年異常寒波により水道管が破裂、また、7月の豪雨災害により、多くの市民の方々が、飲料用水はもとより、その他の生活用水に多大の不便をきたされました。

また、当市の海岸部の配水管の状況は、馬糞紙に等しい箇所が多々あるやに聞き及んでおります。

我々議員が市民の代弁者として、心しなければならないのは、市民の生命、財産の補助を行政がいかんが遂行しているかを正し、助言することがその責務の一つでもあります。

したがって我々議員が、水道行政における言動は、市民の飲料水が、どのような方法で、どのように、またどこで検査をして、安心・安全な飲料水を配水されているのか。安定した配水体制は大丈夫なのかを、議会において市民の水を守る市民の代弁者である議員のとるべき道だと私は思っております。まさに水道法第1条、第2条であります。

そこでお伺いをいたします。

今後の上水道計画と給水体制をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

最後に、種子法についてお伺いをいたします。

この質問は、平成25年第3回定例議会において、元親元議員がF1ハイブリット種子について質問をされ、当時の担当部長の答弁の概要は、F1種子を使った作物の開発利用については賛否両

論あり、生態系などの影響とか、経済問題、倫理安全面に問題があるが、作物の規格の統一性、耐久性、収穫量の安定性、多産性など、農家所得向上を考えると避けて通れない状況だが、生産者の顔が見える、いわゆる地産地消を進めることによって、安心・安全な食生活や生産活動に結びつきたいとの答弁をなされておりますが、しかし、現実には、年々食の安心・安全は逆に崩れているのではないかと私は思っております。生産性、経済性を余りにも優先しすぎたため、ついに種子の大半が、近年は遺伝子組み換え、あるいはF1ハイブリット種子になっております。しかも、これらのほとんどは、アメリカの種子メジャー、一企業の特許品種であり、国内ではどうすることもできないのであります。種子を支配するのは世界支配する、まさにそのとおりだと私は思います。我が国は、アメリカから種子を買わなければほとんどの作物がつかれなくなっているのが現状であるといっても過言ではありません。

この種子法は、サンフランシスコ講和条約が発効された翌年の1952年5月1日に、米、大豆、小麦の主要作物は国民の食料不足から守るために、都道府県が責任をもって、その品質向上並びに保管に努める法律であります。今、なぜこの法律が廃止されているのか。国境なき自由貿易を盾に、我が国への圧力が感じられてなりません。食料の主権がこれほどまでに破壊されて、それでも食は安全・安心と言えるのか。この事態を本市はどのように理解をされているのか。

そこでお伺いをいたします。

種子法の廃止に伴い、市民の食の安全・安心をどのように考えているのか。西予市は固有の種子を確保しているのか。確保しているのであれば、今後の食の安全・安心の確保のための条例制定の考えがあるのかどうか、お伺いをいたします。

先般1月27日に三瓶小学校の学習発表会がありました。1年生から6年生、全児童による発表はそれぞれすばらしいものでありました。中でも、私の心に残り感銘を受けたのが、5年生による稲むらの火でありました。このあらすじ及び内容は、紀州広村、現在の和歌山県広川町で起こった安政の南海地震をテーマにしたもので、地震による津波をいち早く察知した、庄屋の濱口儀兵衛が、大声で叫んでも反応がなく、仕方なく積み上

げていた大切な稲の束に火をつけて周り、火事だと大声で叫び、高台の廣八幡神社に避難をさせましたが、村全体の家も、田畑も、また収穫した大切な稲むらもなくなり、そのことで儀兵衛の責任と非難の声を村人から受けるようになりましたが、根気強く説得し、やがて村人も徐々に理解をするようになり、堤防を造り、田畑を復旧されたという実話であります。このことは、村のリーダーである庄屋儀兵衛さんの村人たちのとうとい生命を守るためにとった適格な判断と勇気と決断、ともに説得力、辛抱強さ、いわゆる忍耐力を表現したものであります。

もうここまで言えば、私が何を言わんとしているのか、市長にはご賢察のとおりだと思います。また、その折、5年生たちによる野村町への7月の豪雨災害にも思いを寄せた言葉がありましたことをつけ加えておきます。「為せば成る、為さねば成らぬ何事も、成らぬは人の為さぬなりけり」「為せば成る、為さねば成らぬ何事も、成らぬは人の為さぬなりけり」米沢藩9代藩主、上杉鷹山の言葉を申し上げ、真摯な適格な答弁に期待をし、会派こころごしの代表質問といたします。

○議長

管家市長。

○管家市長

改めましておはようございます。

本日は、代表そして一般質問に当たりまして、早朝より傍聴においでいただきまして感謝申し上げます。

きょうから、明後日までの3日間にわたりまして、9名の議員の皆様から、代表・一般質問をお受けさせていただくこととしております。それぞれの質問に対しまして、真摯に回答させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

市政運営の根幹にかかわることにつきまして、私のほうから回答をさせていただくことといたしまして、それ以外の専門的分野の質問に対しては、各部長を中心として、回答させていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。どうかよろしくお願いをいたします。

それでは、先ほど代表質問をいただきました、小野議員の質問につきまして、特に、復興元年と

も言える、今後の計画の見通しについてのご質問に対して、私から答弁をさせていただきたいと思っております。

先ほど、財政、そして上水道事業、種子法、多方面に渡りましてご質問を受けました。特に、財政におきましては、質問にもありましたように、平成31年を復興元年として位置づけて、全力を上げてそのことに取り組むということを幾度となくお話しをさせていただいておりますけれども、そのための財源の確保、見通し等について、ご質問があったと思っております。

定例会初日で、私の所信表明との重複をいたしますけれども、当市では平成31年、先ほど申しましたように、復興元年と位置づけておりまして、被災された市民の皆さんが1日も早く生活が再建できるよう、そして、復興というものを生活の中で実感をしていただけるよう全力を尽くしたい。今後、6年間の復興の道筋となる西予市復興まちづくり計画を現在作成中であります。本日もその委員会を午後開催するようになっておりますが、この計画を着実に推進してまいりたいと考えております。

この復興計画は、基本理念、そして計画の基本施策を基軸といたしまして、復興まちづくりの推進に向けた具体的な取り組みや施策、そして、事業を示す計画となります。個別の施策や事業に関しましては、市全体の長期的なまちづくりの方向性を示しております、西予市総合計画など上位関連計画との整合性を配慮しながら、推進をしてまいりまして、平成31年から36年度までの6年間の計画をしております。

まず、インフラ整備や住宅再建を平成31年度から33年度の短期計画期間で重点的に実施を行いたいと思っておりますし、中・長期的な期間を要する治山事業、そして河川改修等は31年度から36年度までの期間で行う計画と位置づけております。

財政の見通しにつきましては、この後担当部長から詳しくご説明を申し上げますけれども、国・県の補助事業等をやはり最大限に利用したいと思っておりますし、そして、今各種支援制度の対象とならない単独の事業に対しましては、災害復旧事業補助や地方債措置などの財政措置を国に対して要望をしていき、そして、財源の確保に努めたいと、そのように考えているところであります。

最後に、小野議員から和歌山の例を出して、先人の知恵を教えていただきまして、やはり覚悟をもって、そして、皆さんにわかりやすく、そして皆さんとともに歩むという姿勢のもとで、復興・復旧に努めてまいりたいと思っております。

いろんなご示唆をいただきましたことを感謝申し上げます。ありがとうございました。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

改めましておはようございます。

今ほど小野議員からご質問のありました、財政の見通しにつきまして、私から回答させていただきます。

まず、公債費負担比率についてでありますけれども、借入金の返済金であります公債費に、どの程度の一般財源が充てられたか、一般財源の総額に対する割合をあらわすものであります。その比率が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示すものであります。一般的には財政運営上15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされております。平成29年度決算においての公債費負担比率は17.9%となっております。30年度から徐々に上昇し、平成35年度に24.5%とピークを迎え、その後は徐々に下降していくと試算をしているところでございます。その主な要因につきましては、近年の地方債の借り入れ増加とともに、平成30年度から平成32年度に計画をいたします、災害復旧・復興事業の実施や今年度事業延期といたしました、野村支所庁舎建設、ジオパーク拠点施設整備関連事業など、大型事業への取り組みにおいて、財源として地方債を活用することによるものであり、これらの地方債償還額の増加にあわせ、比率も上昇するものでございます。

今後は、毎年度の建設事業費及び財源とする地方債借入額を抑制しながら、健全財政の維持に努めてまいります。

次に、経常収支比率についてでありますけれども、財政構造の弾力性を測定する指標となりまして、人件費や扶助費、公債費など、縮減することが容易でない義務的経費に、地方税や地方交付税などの一般財源がどの程度を費やされているかを求めたものであります。75%におさまることが妥当というふうに解されておりますけれども、地方

財政全体が悪化している今日では、多くの自治体が80%を超えて、要注意の状態であり、中には100%を超える自治体も出てきているのが現状でございます。

当市におきましては、平成29年度決算では90.4%となっております、平成30年度以降も義務的経費である扶助費及び公債費の上昇に合わせ、85%を超える状態で推移することが見込まれ、平成39年度に90.7%とピークを迎えることを想定いたしております。

当市は、市税など自主財源に乏しく、地方交付税や補助金など、国・県からの依存財源が約80%を占める脆弱な財政構造が要因であります。その中でも、歳入におきましては、企業誘致や市有地の売却など増収に努め、また、歳出におきましては、人件費を含めた事務的経費の見直しや計画的な建設事業の実施による事業費及び、財源となる地方債の抑制を図るなどとともに、国や県の動向に注視し、随時、中・長期計画を見直しながら、健全財政の維持の中で指標の改善に努めてまいります。

次に、基金、特に財政調整基金の積み立てについてでございますけれども、合併当初、約17億円程度でありましたが、平成29年度末には約46億円までになり、基金全体でも約54億から約140億円までに積み立ててまいりました。

しかしながら、昨年7月の豪雨災害を受けての復旧・復興に係る経費の財源不足として、平成30年度の補正予算（第10号）までの予算計上額で、約24億円を取り崩して対応をいたしております。

また、31年度当初予算の復旧・復興に係る経費の財源不足として、約6億7000万円を取り崩して対応をいたしております。

今後の見通しといたしましては、平成30年度に補正予算として計上いたしております、復旧・復興に係る経費の事業実績の見込みによります事業費の減額、国庫支出金の補助金のかさ上げによります財源の調整、さらには、特別交付税交付金の交付額による財源の調整等によりまして、平成31年度当初予算編成後の残高見込みといたしましては、平成29年度末残高の約5割から6割程度、23億から27億円を見込んでいところでございます。

最後に、自主財源確保の向上についてであります。議員ご承知のとおり、平成31年度一般会計当初予算の歳入予算の内訳において、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、基金繰入金などの自主財源の総額は約70億円、歳入全体に占める構成割合が約21%、そのうち基金繰入金が約35%を占め、自主財源のかなめであります市税については、上向く材料が乏しく、自主財源の向上は困難な状況であり、今後も基金を繰り入れての自主財源の確保が続くものと予想されております。

今後の厳しい歳入見通しの中で、建設事業費を抑制したとしても、社会保障などに係ります義務的経費の増加、また、合併後の建設事業の実施に係る公債費の増加が見込まれる以上、現状のまま推移すると、基金の取り崩しは増加し、財政調整基金のみならず、その他の基金も将来的には枯渇してしまう可能性があります。基金は使ってしまうとそれで終わりである安定的な財源にはなりません。

したがって、当市としての健全財政対策は、歳入を見通した適正な予算規模、すなわち、歳入に見合った歳出額に調整せざるを得ません。

一方、今後の厳しい財政状況の中にあっても、広範多岐にわたる行政需要への対応、積み残しの事業や今後計画されている建設事業が山積しておりますので、議員ご指摘のとおり、この事業を廃止して、新たな事業を実施するという、スクラップアンドビルドによります財源調整が必要となっております。

具体的には予算編成方針におきまして、三つの基本を示しておりますけれども、一つ目として、既存事業は、実績と評価に基づく継続要求とし、成果が認められない事業は廃止する。

二つ目として、国または県の事業実績に伴い、市が事業化した事業は国または県が廃止したときは原則廃止とする。

三つ目といたしまして、新規事業による事業投資は、今後の財政状況を悪化させる可能性があることから、事業効果、事業期間、計画の見直し等の事業計画性がある場合に要求とする。

以上、この三つの基本的な考え方に基きまして、予算編成に取り組んでいるところでございます。

また、平成30年12月に構築をいたしました行政経営システムの運用によりまして、第2次西予市総合計画の進捗管理を行うとともに、事務事業の費用対効果の把握を行い、予算編成の事業判断に活用してまいります。このためには、職員のさらなる意識改革を行いながら、一方で、市民の皆様にもご理解をいただき、事業の見直しや統廃合を進め、重要かつ必要な事業を精選し、的確、適正な支出に努めてきますので、議員各位におかれましても、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

ご質問をいただきました上水道事業についてお答えをさせていただきます。

まず、水道法改正についてでございますが、このたびの水道法の改正につきましては、改正案をめぐって国会審議の様子がテレビ報道されるなど、国民の皆様からも大きく注目を浴びたところでございます。

改正の趣旨は、「人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足などの水道の直面する課題に対し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる」とされております。その中でも特に大きく取り上げられましたのが、自治体が運営する水道事業を民営化しやすくする改正水道法が可決、成立したことであります。

水道は、住民の暮らしを支える重要なライフラインの一つであります。次世代へ健全な水道事業をつないでいくためには、重要な法改正であり、全国の一部の大規模な水道事業体におきましては、民営化の導入を検討されておられます。

しかしながら、当市のような水道事業の規模では、経営が重視される民間企業による営業権を与えられての事業参入は考えられず、今後も事業認可を受けている西予市による運営により、安全・安心な水道用水を安定的に供給していく必要があると考えております。

次に、水道ビジョンの推移につきまして、平成22年の計画時と平成29年度決算時の現状について、お答えをいたします。

まず、行政区域内人口ですが、予測人口4万1400人に対し、決算時3万8506人と2,894人の減少差異、計画給水区域内人口、現在給水人口については、いずれも予測人口3万9480人に対し、決算時3万950人と8,530人の減少差異、給水戸数は、予測戸数1万8792戸に対し、決算時1万5201戸と3,591戸の減少差異となっております。いずれも計画時に描いていた数値とは大きく開いております。この要因は、人口減少が計画より加速しているとともに、水道ビジョンでは、簡易水道の統合計画に基づき、事業統合を推進する計画でありましたが、現実として、上水道への事業統合が難しく、統合できたのが宇和、三瓶地区で6カ所の簡易水道などにとどまっているところによるものであります。

また、有収率につきましては、予測値86%に対し、決算時77.5%で、8.5%の減少差異、有効率は、予測値92.1%に対し、決算時90.1%と2%の減少差異となっております。特に、有収率は平成29年度決算におきましては、昨年2月の異常寒波による多量の漏水事故が、例年よりさらに有収率を減少させているところが差異の要因となっております。

現在も限られた予算の中で老朽管の更新事業に取り組み、漏水防止に努めてはおりますが、全国平均の有収率89.9%とは大きく開いている現状でございます。このような中、水道業務に携わる技術職員の現状であります。漏水事故や渇水対策、昨年の寒波や豪雨災害時での復旧対応、また、日常の水道施設の維持管理業務においても、長年の経験や専門的な知識を有する職員の存在が不可欠であります。

現在、西予市水道事業は、水道業務において経験年数の長い職員が配属されて業務を行っております。今後も災害時の危機管理などにも即応できる体制が必要なことから、水道技術の継承できる職員の養成が必要であると考えております。

続きまして、簡易水道の上水道事業への統合状況について、お答えをいたします。

簡易水道事業などの上水道事業への統合につきましては、先ほどの水道ビジョンの進捗状況の中でも一部触れさせていただきましたが、上水道へ統合することにより、水道料金の負担が増えること、初期の整備費用に係る地元負担金が発生する

ことなどの問題を抱えており、統合化が進まない実情であります。このような中、今年度野村町横林地区の河成簡易水道組合との協議が進んでおり、来年度から統合に向けて事業を進めていく計画であります。

次に、事業を統合し、水道料金を改定したことによる現状についてお答えいたします。

西予市の上水道事業は、平成26年4月、明浜・宇和・野村・三瓶の四つの上水道事業と宇和・三瓶の一部の簡易水道などを経営統合、基本料金と基本水量を統一し、超過料金を調整する水道料金の改定を行い、西予市水道事業として経営を行っているところであります。この事業統合による経営の柱となる水道料金収益の推移でございますが、統合前の平成25年度決算で5億4038万4640円であったものが、平成29年度決算では5億7460万7116円と3422万2476円の増収となっております。金額はいずれも消費税抜きの金額であります。

統合し収益が増え、経営基盤の強化はされておりますが、増収の要因としては、宇和・三瓶地区の大きな簡易水道が統合し、給水戸数が増加したことによるものであり、平成29年度決算審査意見書にもありますが、総収支比率は99.7%と収益で経費が賄われておらず、現在も経営は厳しい状況となっております。

最後に、今後の上水道の計画と給水体制について、お答えいたします。

今回、水道法の改正が大きくクローズアップされるように、日本の水道事業が大きな転換期を迎えようとしております。人口減少社会の到来による給水収益の減少、管路等の老朽化の進行、更新のおくれ、自然災害による水道管被害の多発、水道事業に携わる職員数の減少など、さまざまな課題に直面しております。このような課題を解決するため、国は水道法を改正、愛媛県でも水道事業経営健全化検討会を設置し、県内水道事業体のあり方の検討が始まっております。

このような中、西予市水道事業におきましても、今後さらなる経営基盤の強化を目指し、中・長期的な視点に立った水道事業の経営戦略を策定しております。この戦略のもと、財源の確保に努め、昨年の豪雨災害で被災した水道施設の早期復旧に取り組むとともに、水道の使命である、安全で安心な水道水を安定的に供給できるよう、管路

の更新や昨年から三瓶町の津布理浄水場の更新工事に着手するなど、次世代へ健全な水道事業を引き継いでいくため、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

西予市の固有種についてのご質問でございましたので、回答させていただきます。

種子法とは三大主要農作物である米、麦、大豆が安定供給されるよう、それらの種子の生産と普及を国・県の責任としたものでございます。

現在、市において、固有種子は確保しておらず、市内で生産されている米、麦、大豆の種子は、水稻採種事業により、流通した公共種子のみとなっております。

次に、種子法廃止後の食の安全・安心を確保するための対応について、回答をさせていただきます。

これまでは旧種子法に基づき、県の農林水産研究所で原種等を生産し、それが、種子採種農家に配られ、そこで、採取された種子は種子審査員によって行われる農産物検査と生産物審査にかけられておりました。それらに合格した種子のみが農家の方の手元に届けられており、この仕組みによって、優良種子の確保と流通がなされていたと理解をしております。

旧種子法は優良品種の選定や一般種子等の生産と安定供給の責任を県に求めたものであり、西予市だけで、この旧種子法の仕組みを構築することは現実的ではなく、西予市独自で条例制定をすることは考えておりません。

しかし、これまでと同様の優良品種の選定や一般種子等の生産と安定供給は非常に大切であると考えております。新潟県、兵庫県、埼玉県では、県が独自の旧種子法を新しい条例として導入した例もあります。愛媛県におきましては、種子法廃止後もこれまでと変わらない対応をしていくこととし、県独自の要領を整備して、安定的な種子供給を行う体制を整えたとホームページで公表をしております。今日において、一部の書籍やインターネットなどにおいて、種子法が廃止されると外資系企業による遺伝子組み換え農産物が流通し、

遺伝子組み換え農作物や、それと同時に使用される農薬による食の安全・安心が損なわれることが懸念されるという記事も目にしております。

遺伝子組み換え農作物の生産は、カルタヘナ法で輸入、流通、栽培が制限される仕組みとなっております。また、農薬につきましては、農薬取締法、食品衛生法等により基準が設けられており、食の安心・安全は確保されていると考えております。

これらを踏まえ、市として、旧種子法の責任を継続されるよう県にお願いするとともに、この事業により誕生した水稻新品種、ひめの凜などの新品種の開発にも期待し、市民の皆様の食の安心・安全に加え、食の多様化も確保していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

以上で代表質問を終了いたします。

暫時休憩をいたします。（休憩 午前10時31分）

（日程3）

○議長

再開いたします。（再開 午前10時45分）

次に、日程第3、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

15番二宮一朗君。

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

会派こころざし、公明党の二宮一朗でございます。

ただいま、議長より一般質問の許可をいただきましたので、一般質問のトップバッターとして、質問をさせていただきます。

以前もこの一般質問でさせていただきました、児童相談所について、最初に質問をさせていただきます。

児童相談所との連携につきましては、以前質問しましたけれども、最近特に、立て続けに凄惨な事案と申しますか、悲惨なニュースが報道をされております。特に、千葉県野田市の小学校4年生の女の子の事件については本当に怒りさえ覚えるというふうな状況であります。こういった事案

は、表に出てきたときには子どもさんが本当に、非常につらい状況であるとか、今回のような悲しい事件として、表面化をしてくるわけでございます。こういう案件がこの西予市には、もちろん全国ですけれども、特に西予市にあってはならないという思いの中で質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に、児童相談所との連携した事案というのは、この西予市にはどのくらいあるのか教えていただきたい。また、虐待の案件がどのくらいあるのかわかっていれば教えていただきたいと思えます。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井福祉事務所長

改めましておはようございます。

児童相談所との連携に関するご質問については、西予市福祉事務所長としてお答えをさせていただきます。

初めに、児童相談所との連携について、相談件数にはなりますが、平成29年度は144件で、平成30年度は、平成31年2月末現在の件数でございますが136件となっております。そのうち児童虐待の相談件数は、平成29年度では、継続事例が26件、新規事例が6件、終結事例15件でございます。平成30年度は、平成31年2月末現在の件数で、継続事例が21件、新規事例が10件、終結事例が6件でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございました。

想像していたわけではないんですけども、ちょっと思ったより多いかなというのが私自身の感想でありますけれども、今回の、先ほど言いました千葉のようにですけれども、そういう虐待事案がわかった場合、この西予市、またこの福祉事務所として、どのような対応をされるのか教えていただきたいと思えます。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井福祉事務所長

それでは虐待事案に対する市の役割についてお

答えをさせていただきます。

虐待事案に関する西予市の役割は、通告受理後に速やかに子どもの安全確認や状況を、訪問や各機関との連携により詳細に把握し、緊急度や重症度を勘案しながら、児童相談所と緊密な連絡をとり、指示を仰ぎながら方針を定め、子ども及び家庭への支援を行っております。

また、支援の際、スムーズな連携のための情報共有、支援目的の統一や各関係機関の役割分担を目的として、個別に事例検討会議を必要に応じて開催しております。会議の構成としましては、市役所内の関係課、児童相談所、学校、保健所、警察、病院等の各事例に応じてかかわりを必要とする関係機関の参加、協力をいただきながら進めております。

また、要保護児童対策地域協議会代表者会議や実務者会議の開催により、児童相談所及び関係機関の連携を深め、ネットワークの構築に努めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

今の答弁の中で、事例検討会議というのを行うとありましたけれども、必要に応じて行われる事例検討会議、これは児童相談所、またはこの福祉事務所、どちらが主導でどのように行われるのか教えていただきたいと思います。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井福祉事務所長

連携会議等の開催の主導についてのご質問がございましたのでお答えさせていただきます。

会議等につきましては、市が中心といいますか、主導をとりまして、児童相談所等の関係機関と連携して、事例検討会などを開催しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

それで先ほど平成29年度144件という相談件数がありましたけれども、この相談事案についての経路をどういったところから、そういうふうにな

かってきたのかというのを教えていただきたいと思います。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井福祉事務所長

相談事例の経路についてのお答えをさせていただきます。

平成29年度、30年度の先ほど虐待の審議事案の件数を申し上げましたが、新規事案の経路で申し上げますと、平成29年度の新規事案は6件で、これは全て学校からの通報でございます。平成30年度の新規事案は10件で、こちらは学校から6件、保育園から1件、病院から1件、警察から1件、他市からの事例移管による1件、合わせて10件の通報となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

学校からという答弁だったんですけども、未就学児童とかの事案はあるのでしょうか。そしてまたその未就園児、要するに家庭でおられる子どもさんとか、そういうふうな事例はあるのか教えていただきたいと思います。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井福祉事務所長

未就学児童及び未就園児の件数についてお答えをいたします。

平成29年度は未就学児童で8件、未就園児3件でございます。平成30年度は、31年2月末現在の数値となりますが、未就学児童7件、未就園児が4件となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

それと虐待をされとる当事者、そういうところからの申し出案件というのはあるのでしょうか。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井福祉事務所長

本人からの申し出についてお答えをさせていただきます。

児童虐待につきましては、家庭内で起こっておりますので、実際の現場で発見することはまれでございます。また、例え身体的、心理的等の虐待を受けていても、子どもにとって親の存在はかけがえなく、親と離れたくないため、子ども本人からの訴えによる事例は現在ございません。そこで、子どもが発するSOSサインについて、保育従事者や保健師、教職員が保育や学校生活及び健診や相談など子どもたちとのかかわりの中で、サインを見逃さないよう、いつもと違う様子について、虐待を疑う視点を持ちながら、早期発見に努めております。

また、保護者から子どもをたたきそうになるという相談があった場合には、育児の大変さに寄り添いながら、継続して相談や訪問等で支援を行っている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。

最初に言いましたように、こういった案件はそれぞれの案件ごとに事情というか、家庭の事情もそうですけれども、本人または加害者の性格とかによっても、全然一件一件が対処の違いというのが明確にあると思うんですけれども、そういう中でやっぱり一番大切なのは、今回の千葉のように助けを求めてこられたり、そういうのがわかったときの周りの対応というのが一番大事なかなと思いますんで、ぜひ根幹の福祉事務所、しっかり今部長が答弁していただきましたけども、見落としのないような、そういう仕事をお願いしたいなというふうに思います。

続きまして、学校内の件で質問させていただきますけれども、学校の中で家庭内暴力等がわかったとか、またネグレクトが疑われる案件というのは、学校では把握をされておるのでしょうか。

○議長

高橋教育部長。

○高橋教育部長

改めましておはようございます。

ただいま二宮議員から、学校内でそういう事案を把握しているかというようなご質問でございました。

児童虐待の防止等に関する法律には、児童虐待を受けたと思われる児童を発見したものは速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所、もしくは児童相談所、または児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所、もしくは児童相談所に通告しなければならないというふうにございます。この法にのっとり、学校では児童・生徒の様子をしっかりと観察し、不自然なけが、不自然な説明、不自然な表情、不自然な行動など、虐待、あるいは虐待ではないかと思われる場合には、福祉事務所や児童相談所に通告しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

それで学校で、そういうふう気付かれた場合にどういうふうに対処するかという、学校ごととか、教育委員会とか、そういう中のルールが決まっているのかどうかをお伺いいたします。

○議長

高橋教育部長。

○高橋教育部長

学校内でのルール化についてでございます。

学校で虐待等を発見する可能性があるものは、学級担任はもとより、同学年の教職員、養護教諭、生徒指導主事、保健主事、児童生徒支援加配教員、あるいはスクールカウンセラー等さまざまでございます。このような幅広い角度から子どもを見守り、協議するために、当該の子どもにかかわる全ての教職員の情報を生徒指導主事が中心となってまとめ、管理職に報告し、校長が総合的に判断して、福祉事務所か児童相談所へ通告している状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

今回のこの虐待等の案件、また児相の案件ですけども、通告出した後に今行われております国会でも、こういうふうなことが問題化されて、きょうたまたまですけども、この同じ時間に、11時から、我が党の公明党の八幡浜出身の山本博参議院議員がこの件について、今から多分国会で参議

院の予算委員会の中で、児童虐待防止法とか、そういう質問を今しているんで、僕は見たかったんですけど、残念ながらビデオで見るようにいたしますけれども、皆さんもまた気をつけて見とっていただきたいと思います。

先ほど言いましたように、なかなかこう発見するのも、対処も難しい案件ではあるんですけども、やっぱり子育てという中で、家庭と学校と地域というふうな全員がかかわっていかないとなかなか難しい問題だと思うんですけども、そういう中で、虐待とかネグレクトといった問題に対して、こういう場合はこうしたらいいですよ、とかいうふうな情報共有の対策というか、ルールというか、そういうものは何かされておるんかお聞きしたいなと思います。

○議長

高橋教育部長。

○高橋教育部長

虐待が疑われる場合、その対応によっては、被害が大きくなったり、取り返しがつかなくなったりする場合があります、なかなか家庭との直接の連携は難しいというのが現状でございます。ですから、学校だけで対応するのではなく、児童相談所、福祉事務所、児童生徒をまもり育てる協議会、学校関係者、評価委員会、民生委員、民生児童委員等、地域の組織や関係機関と連携を密にし、情報共有を図りながら対処する必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

家庭とか保護者に対して、こういうものを啓蒙しているというふうなものは何かあるんでしょうか。

○議長

高橋教育部長。

○高橋教育部長

保護者等への啓発というようなご質問でございましたけれども、家庭内の虐待やネグレクトに関しまして、学校独自で作成した資料等を用いて、保護者に啓発しているところは今のところございません。

ただ、児童虐待は社会全体で解決すべき問題と

いうことで、厚生労働省や内閣府から出されておりますポスターやチラシ等がございます。これらを活用して、家庭の配布等を行うことは十分可能であるのではないかとというふうに考えます。

以上、答弁させていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

目に訴えるというのは大事なことやなと思いますんで、ぜひお願いしたいんですけども、ホームページを見ておりましたら、神奈川県でこういうふうな、神奈川県の警察本部の出しておる子ども安全110番というチラシなんですけども、今部長言われましたように、いろいろな、どこからの引用でもいいと思うんですけども、福祉事務所等とかも連携しながら、ぜひ目に訴えられるような資料も保護者、家庭等に配布していただいたらいいんじゃないかなと思いますんで、今後よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、今よくこれも国会でちょうど事案になっております、学校の先生の労働環境について質問させていただきたいと思っておりますけれども、この西予市において、先生の過重労働と思われるような休職者、休まれておられるような実態があるんでしょうか。お伺いをいたします。

○議長

保木教育長。

○保木教育長

教師の労働環境につきましてのご質問について、私から答弁をさせていただきます。

まず、教師の休職者の数でありますけれども、これは、文部科学省が毎年、公立学校教職員の人事行政の状況調査っていうのをやっております、その中で病気休職者数とそのうち精神疾患を理由とする休職者数を調査しているところであります。

西予市におきましては、ここ10年間を見ましても、精神疾患による休職者はゼロでありまして、該当者はいない状況であります。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ゼロということで、そうかなという思いと、よかったなという思いと、両方あるんですけど

も、こういう時代ですから、いつ何が起こるかかわからんですけれども、例えば、普通平時からそういう教師に対して心のケアとか、相談があったとか、周りの先生がああ先生大丈夫かなとか、そういうふうな場合にケアできるような体制というのはできとるんでしょうか。

○議長

保木教育長。

○保木教育長

教職員の心のケアにつきましては、愛媛県教育委員会が、愛媛県教職員こころの健康づくり計画というものを定めておりまして、それによって、公立学校共済組合、あるいは、愛媛県教職員互助会、これらと一体となって、系統的に取り組んでいるところであります。その中で、ストレスチェックあるいは、メンタルヘルスセミナー、それから、各種の相談事業などさまざまな事業が用意されているところであります。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

文部科学省のホームページの中で、平成28年度に勤務実態調査というのが行われるというふうに出とったんですけれども、ちょっと見てみたら、私が見ても、これよくわからんというか、本当に数字が細かくて、こういうふうなホームページ出しても、こういうふうな感じなんで、よく理解できんですけれども、これ西予市の中での分析結果というか、そういうのが出ておりましたら教えていただきたいと思えます。

○議長

保木教育長。

○保木教育長

ご指摘の調査でありますけれども、これは文部科学省が平成28年度に行ったものですけれども、全国の小学校と中学校、各400校を抽出して行っておりまして、西予市におけるデータというのはいりません。

ただ、同様の調査を平成30年度におきましても実施をしております、このときは西予市の小学校2校、そして中学校1校が対象となっております。主として教職員の勤務時間の現状を把握するために行われておるわけですが、そのときの西予市の教員1日当たりの勤務時間、これは小

学校で10時間55分、中学校で11時間9分となっております。毎日3時間余りの超過勤務をしているという、計算上はそういうことになるということでもあります。

また、28年度調査の全国平均が小学校で11時間15分、中学校で11時間32分でありましたので、全国平均に比べますと、20分程度少ないといった状況が見られます。

以上であります。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

今教育長が、全国平均よりは少ないと言われましたけれども、1日平均3時間ということは、月に約60時間ぐらいですよ。今、特に問題になつとるこの残業60時間というところにピッタリ当てはまるんやないかなというふうに理解しとるんですけれども、そういう中で今、中央教育審議会の答申がことし1月に、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導、運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策についてというふうに出とったんですけれども、これを受けて、西予市の教育委員会として何かをされるということがあるんでしょうか。

○議長

保木教育長。

○保木教育長

このたびの答申は、先ほどの教職員の長時間勤務の実態を受けまして、学校における働き方改革に関する総合的な方策を提示するもので、大変広範な内容となっております。

答申の中でも、一度に実施することは困難かもしれないとして、今後の行程表を示して、来年度、再来年度と計画的に施策を実施していくことを求めています。また、提言の中には、変形労働時間制の導入でありますとか、教職員専門スタッフの充実といったような、国の対応に待たなければならないものが多く含まれております。一方で、提言には、勤務時間管理の徹底でありますとか、教職員一人ひとりの働き方に関する意識改革、あるいは、学校及び教師が担う業務の明確化、適正化など、市教育委員会あるいは、学校が取り組むべき内容も含まれております。これらについては真摯に対応してまいりたいというふう

考えております。

以上であります。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

本来ならもう少し突っ込みたいんですけど時間があまりありませんので、今後の行程表に出てくるのをまた見さしていただきたいなと思います。先生の長時間労働の中でやっぱり一番阻害をしとるといふふうに言われているのは、特に部活動とかの考え方やないかなと思うんですけども、先生によって個人差はあると思いますが、部活動が長時間労働の教師の働き方の一因といふふうに言われておりますけれども、それに対しての教育委員会としてのお考えはいかがでしょうか。

○議長

保木教育長。

○保木教育長

平成26年に公表されておりますけれども、経済協力開発機構、OECDの調査によりますと、我が国の教師の勤務時間というのは、参加34カ国中最長となっております。勤務時間の内訳を見ますと、授業時間は参加国の平均と同程度でありますけれども、特徴的なのは、課外活動の指導時間が長いということです。

また、先ほどの文部科学省の教員勤務実態調査におきましても、部活動の顧問に就任している教員の割合が高い学校ほど勤務時間は長い、あるいは、部活動日数が多い教員ほど勤務時間が長くなっている。さらには、勤務時間の個人差が生ずる要因として、部活動の従事時間の差が1番大きいといった結果が出ております。

また、前回調査時の10年前と比較いたしまして、土・日の部活動に従事する時間が突出して増加しているという傾向も指摘されております。こういったことから、議員ご指摘のようなことは当てはまるのであろうというふうに認識をしておるところであります。

以上であります。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

それで、以前は、以前といふか相当昔ですけども、昔は地域の人が、OBとかが、指導に来てく

れて、私らも中学校のときにそういうふうにご教授をいただいたんですけども、そういうふうなことで先生はあんまり試合前しか出てこんなというときもあつたりしたんですけども、その流れの中で引率したときの責任問題とか、もろもろあつて何かだんだんと先生が全部せないかんみたいな今雰囲気になってきたんじゃないかなと、近年ですけども、思うんですが、地域の指導者というのはたくさんおられると思うし、西予市も以前ボランティアで何ができますかという統計を、どこやったですかね、教育委員会かどっかが多分とつたんじゃないかなと思うんですけども、そういうのを利用して、先生の勤務時間が少しでも負担にならないようにするといふふうな考えもあつたり、また県内でも、大洲やつたですかね、部活動を何日か休むとか。何かそういう方法も新聞等で出つたんですけども、そういう考えはいかがでしょうか。

○議長

保木教育長。

○保木教育長

まず、部活動を地域の指導者にお願いするということではありますが、部活動の教育的意義を強調する立場の方からすれば、部活動というのは、学校の先生がするから生きてくるというふうなお考えの方もいらっしゃる。

しかし一方で、競技等の経験がなく、部活動の指導に必要な技能というものを備えていない教師が、部活動の顧問を担わなければならないという場合には負担も感じるという傾向も見られます。

このため、学校の教育方針を共有した上で、地域の指導者にお願いをする方策というのは有用であらうというふうに考えております。

議員ご指摘のとおり、既に西予市におきましても、一部の部活動においては、地域の方にかかわっていただいております。生徒の技能向上でありますとか、顧問の負担軽減に役立っているところでもあります。最もその活動というのは、基本的にボランティアでお願いをせざるを得ない状況でありまして、適任者を得るといふことはなかなか容易なことでもない、そういう状況もございます。

ただ私は、学校をもっと地域に開かれたものにする必要があるというふうに考えておりますし、

地域にももっと学校に関心を持っていただきたいというふうに感じております。学校と地域が一体となって、地域の子どもを育てる。その取り組みの中で、ご指摘のようなことが広がっていくのが理想であるというふうに感じておりました、それに向けて努力をしたいというふうに思います。

また、一方で先ほどご指摘のありました部活動が過熱しているのではないかというような状況の中で、歯止めといいますか、そうしたことを防ぐための取り組みというのが全国的に行われております。

本市でも、昨年、学校に係る部活動のあり方に関するガイドラインというのを定めて、原則、週2日以上休養日を設けて、なおかつ、平日は2時間、休曜日につきましては3時間程度の活動とし、できるだけ短時間に合理的で、かつ効果的な活動を行うということとして、生徒の健全な成長と教師の業務負担軽減に努めているところであります。

以上であります。

○議長

二宮一朗。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。

今の教育長のお話聞いたったら安心はできるんですけども、それが実際に目に見えて、どこに出てくるかというところを考えた時にちょっとどうかなと思うんですが、そういうふうなところを調べたら、稚内市に学校における働き方改革アクションプランというのが目につきまして、これを見させていただいたら、一応今教育長が言われたことが大まかにここに書かれとるんで、それを実行されたらいいかなと思うんですけども、稚内市のアクションプランは、よく言われとるP、D、C、Aですよ。計画、実行、評価、改善という、そういうサイクルの活用をして改善に取り組まれておると。これ以前から北海道の教育委員会が調査をされて、以前から取り組んどるんで、成果がどうなのかなということで、我々の会派で4月に稚内に行って、勉強してこうかなというふうになんか思っているんですけども、西予市の中では、そういうふうになんか言われたような、今のお言葉を聞くといいなと思うんですが、それを形にするような今後の予定はあるんでしょ

うか。

○議長

保木教育長。

○保木教育長

お話のアクションプランでありますけれども、これは北海道教育委員会が策定をいたしまして、それに呼応する形で、稚内市教育委員会が策定をしております、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員をゼロにするということを目標に保護者や地域住民の理解を得ながら、さまざまな取り組みを行う内容となっております。先ほども述べましたように、教員の働き方改革というのは、1月中教審の答申を受けまして、今後、いろいろな取り組みが具体化されることが見込まれておまして、どのような方策を、どのような手法で推進していくかにつきましては今後検討させていただきたいというふうに考えておりますが、いずれにいたしましても、稚内市教育委員会のアクションプランの内容というのは、その際に、大いに参考とさせていただきたいというふうに考えております。

私は、教員の働き方改革を推進していく場合には、我が国の伝統であります、教師と児童・生徒との人格的な触れ合いを通じて、児童・生徒の全人格的な完成を目指すという、いわゆる日本型学校教育、この取り組みは大切にしていかなければならないというふうに考えております。

その上で、教員の職務の専門性や職務の特徴についての考え方、つまり、教育は特に教員の自発性、創造性に基づく勤務に期待する面が大きいといったことなどについての基本的な認識は、共有をされなければならないというふうに考えております。

西予市教育委員会といたしましては、学校がゆったりとした環境の中で、生き生きとした教育活動を行えるようにすることが大事であり、画一的な措置により、やらされ感が募ったり、かえって学校や教員の活力を奪ったりするようなことがないよう留意して、西予市の実情に合った取り組みを地道に実践していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

今後とも注意して教育委員会を見させていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、学校の携帯電話について、これは以前からも携帯電話等が流通してきたときに、よくいろんな事件であったり、ニュースになったんですけども、この間、この通告出した後に、国会答弁聞いたとったら、今学校は持ち込んだらいかんとかいうのが出てきて、そうやったんかなと思って、ちょっと思いよったんですが、西予市内の学校の携帯電話の持ち込み状況というのをまず教えていただきたいなと思います。

○議長

高橋教育部長。

○高橋教育部長

市内の学校での携帯電話の持ち込みというふうなご質問でございましたけれども、2009年に文部科学省から出されております「学校における携帯電話の取り扱い等について」という通知に沿いまして、携帯電話は学校における教育活動に直接必要のないものであることから、小・中学校におきましては、学校への児童・生徒の携帯電話の持ち込みについては、原則禁止にしております。

今後出される国の指針に基づいて、学校や保護者と必要性やルールづくり等について検討していく考えでございます。

以上でございます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

そういう中で、特別に許可をされとるようなケースというのはあるんでしょうか。

○議長

高橋教育部長。

○高橋教育部長

現在、市内四つの小学校で7名の児童に携帯電話の持ち込みを認めている事例がございます。いずれも通学距離が長く、下校時に1人になるケースであり、保護者からの希望によって許可しているところでございます。全てにおきまして、学校内では携帯電話を預かるということで対応しています。

以上です。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

そういう融通を効かしていただいとるところで安心をいたしました。

次に、今ほとんどスマートフォンに切り替わったと思うんですけども、スマートフォンとか携帯を持っている児童の数とかいうのはわかりますか。

○議長

高橋教育部長。

○高橋教育部長

ことしの1月に行った、市内の小学校4年生から中学校3年生、1,719名を対象としたインターネットに関する調査というものがございます。これによりますと、自分専用の携帯電話、またはスマートフォンの所有率は、小学校4年生から6年生では、約3割から4割、中学生では5割近くになっています。そのうち、中学生の9割はスマートフォンでございます。毎年行われております、愛媛県全体のデータを見ても、所有率は年々増加傾向にあり、過去最多となっているような状況でございます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

その携帯とか、スマートフォンの使用についてのルールというのはつくっているんでしょうか。

○議長

高橋教育部長。

○高橋教育部長

ルールというふうなご質問でございましたけれども、西予市PTA連合会で子どもたちに対して、申し合わせ事項としている三つのルールがございます。

一つは、通信機能の使用は夜9時まで。

二つ目が、トラブルなどがあつたら先生や保護者に相談する。

三つ目といたしまして、相手の気持ちを考えて通信機能を利用するというものでございます。

また、西予市教育委員会や児童生徒をまもり育てる協議会、市内小・中学校長会などで提唱しております、西予市共通のきまりというものは、連合会の申し合わせ事項をもとに、家庭での約束

事を決め、ルールやマナーを守って正しい使い方をすることにしております。

以上です。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。

特に学生さんの場合は、夏休み、春休みとか、そういう長期休暇もありますんで、気を付けて見ていただけたらと思います。

次に、そういう携帯電話、スマホを使つてのいじめ、一時これも問題になりましたけども、今は特にLINEでしょうかね。そういういじめの実態というのはありますでしょうか。

○議長

高橋教育部長。

○高橋教育部長

先ほどのご質問でございますけれども、幸い、今年度はございませんが、昨年度に中学校で1件ございました。

しかし、多くの児童・生徒が自由にインターネットを利用できる環境にあることを考えると、発達段階に応じて、インターネットの危険性についての指導を行い、児童・生徒が適切に利用できるようにするとともに、家庭への啓発にも力を入れていく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

とかく、だめだめみたいなことを言われますけれども、特にスマホとかいうのは、逆に有効に活用すれば、命を守るとか、特に教育委員現場でも今ICTを使った教育とか、そういうふうなこともありますんで、こういうせつかくの武器を有効活用できるような方策もまた教育委員会とで進めて、逆にみんなが、持っている人がこうこう持ったらいいですよみたいな、そういうふうな方向性もまた大事じゃないかなと思いますんで頭入れて教育委員会の中で進めていただきたいというふうに思います。

続きまして、県立高校について質問させていただきます。

以前の一般質問の中で、この市内の三つの野

村・宇和・三瓶高校の将来についてということで質問させていただいたら、管家市長から今ちょうど話し合いを始めたところなんですよというご答弁をいただきました。その後、あれから2年か3年だと思んですけども、どのくらいまで進んでいるのかなというふうなことで。今回まず、話し合いの状況というのを伺いたいと思います。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいまのその後の話し合いの状況でございますけれども、平成29年度におきましては、早速、3校の管理職等の連絡会を通じまして、意見交換会や県教育委員会との協議、また、3校合同事業報告会に市長及び教育長初め、各関係職員が出席をしまして、高校の魅力化へ向けたプロジェクトの報告をお聞きし意見交換も行っております。

平成30年度につきましては、豪雨災害によりまして意見交換会の機会が少なくなりましたけれども、連絡会や3校合同事業報告会を通じ、意見交換を行っております。

また、三瓶高等学校活性化推進連絡協議会にも参加をいたしまして、再編整備に関します取り組みや入学生確保のための方策についても、協議いたしております。

しかしながら、人口減少や市外高校への進学などから、生徒数の確保は今なお厳しく、即効性のある支援策を見出せてないのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

2月25日に、ことしの県立高校の入学志願者状況というのが愛媛新聞に出ておまして、これで通告をさしてもらったんですけども、けさちょうど愛媛新聞で、最終的な今年度の志願者数というのが出まして、あんまり変わってなかったんですけど、野村が1人減っておりましたでしょうか。特に、三瓶高校は定員60に対して19名ということで、倍率は0.32という状況だったんですけども、これに対して、どのような今からの対策といたしますか、お考えがあるのかちょっとお聞きしたいな

と思います。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいま議員からありましたように、けさの新聞で大変ショッキングな数値が出ておりました。県教育委員会では三瓶高校再編整備基準該当校として指定をされておりましたが、今回の入学生が41人を確保できなかったことから、32年度から分校化の検討がなされる見通しとなっております。非常に残念でならないところであります。

当市といたしましては、今現在、来年度、開設予定としております愛媛大学地域協働センター南予におきまして、高校と大学が連携した取り組みへの要望も行っていただいております。

このように大学の協力も得ながら、今後も県の教育委員会、県内の県立高校、地域とも連携を図りながら、西予市でしかできない学びを通して地域を担う人材育成を推進するなど、市内高等学校教育の充実に向けた取り組みにまい進してまいりたいとこのように思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

もう1点、市内の中学校からこの三つの高校に進学される率というのはどういう状況でしょうか。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

市内の中学校から市内3校への進学率でありますけれども、平成29年度の市内の中学校を卒業した生徒が314名となっております。そのうち、市内の県立高校3校に進学した人数は160名ということで、割合としては51%、平成30年度でありますけれども、卒業見込み生徒数が332名、そのうち、県立3校に志願している生徒数が163名ということで、割合としては49%となっております。以前低い数値となっております。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

先ほどの答弁と今の進学率、この二つを合わせ

てみてはかなり厳しい状況であるというのは間違いないと思いますし、皆さんもお感じになっていくと思います。

特に、三瓶高校については来年からの分校化についてということで、話が進むような新聞報道もありました。県立高校なんで、なかなか市が手を出せないとかという話も聞くんですけども、やっぱり地元の西予市の高校で市長が掲げておられます、子育てという点、または人口減少、一番本当に、今回の7月の豪雨災害を見ても、高校生がおるとおらんとではずいぶん違う、野村高校の野球部なんか、試合した当日に帰ってきて泥除けしてくれたりとか、あんな姿見よったら、やっぱり若い人おらんといけんという思いが、本当にしたのも事実でございます。ぜひ分校化においても、特に県だからということで任すのではなくて、市でしっかり地域と連携をとりながら、市の意見として、県教委等も話の中に加わっていただきたいなと思いますし、時間はそんなにもうないと思うんですよ、本当にもう10年とかいうふうな時間じゃなくて、来年、再来年、その野村、宇和にしても、厳しいんだというふうな思いの中で、西予市民の意見をもうちょっと結集いか終結していただいて、この話を前に進めていただきたいなというふうに思いますので、ぜひ市長のリーダーシップに期待をしておきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それで、次最後ですけれども、学校関係。18歳の選挙権になって、2016年やったんですけども、そのときに、西予市から、学校各3校に対して、選挙に対しての啓発の事業等をされたと思うんですけども、その後、毎年継続をされておるのかどうか、ちょっとお伺いをいたします。

○議長

山住選挙管理委員会書記長。

○山住選挙管理委員会書記長

ただいまのご質問につきましては、選挙管理委員会としてお答えをさせていただきたいと思っております。

今ほど言われました、平成28年7月の参院選以降、当市の選挙管理委員会におきましては、若者の投票率向上、また政治参加意識を育むため、引き続き主権者教育として、出前講座等を市内の2校、野村高校につきましては指定強化校という

ことで、県教委が独自にまた事業を展開しておりますので、宇和と三瓶の2校に対しまして実施をいたしております。

以上でございます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

今、選挙に対しましては投票率の低下というのがいろいろ言われておりますので、そのためにやっぱり18歳というのも出てきたと思いますので、ぜひ、そこの投票率を上げていただくように、特にことしは4月に県議会議員選挙の統一地方選挙、7月には参議院選挙もあるわけですので、ぜひそこのところの啓蒙をお願いしたいなと思います。

また欲張り過ぎて、時間がなくなりましたので、1項目ちょっと飛びそうなので、次、市民との協働について、というのはこの後多分、あした、井関議員が小規模多機能等でお話されますのでそちらにお任せをして、私は、公会計について、地方公会計のシステムについて、ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

今の地方公会計制度、総務省が進めておりますけれども、今の進み具合というか、状況はどういうところでしょうか教えていただきたいと思います。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいまのご質問にお答えいたします。

この公会計制度につきましては、平成27年度の閣議に決定された、経済財政運営と改革の基本方針2015で示されたところであります。当市といたしましては、この統一的な基本のポイントといたしまして、生産主義、複式簿記の導入と固定資産税台帳システムの整備を前提としているところでございます。この固定資産台帳の整備につきましては、平成24年から26年度にかけて整備を進めておりまして、整備済みでございます。

それから、この制度に伴います公会計制度の推進のための人材育成につきましても、それぞれ国が主催するアカデミーの地方公会計制度の研修であるとか、県の研修所で開催されます、財務諸表の作成分析講座等の研修会に職員を受講させまし

て、人材育成に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

もう大分前から、この地方公会計制度、今部長が言われました複式簿記とか、現金主義とか、そういうふうなことで、地方自治体に取り入れていけないかんというのは言われておりながら、なかなか進んでいないんですけれども、一方で進んでいる自治体もあるんですよ。だから僕は前質問したときには、東京都の例をとって質問させてもらったんですけども、そういう先進地に学んでいく必要というのもあると思うんですけれども、そういう点はいかがでしょうか。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいまの質問にお答えをいたします。

平成30年3月に、地方公会計の活用の促進に関する研究会による報告書が取りまとめられております。そこには先進自治体の活用事例が掲載をされているところでありますが、その中に、公会計を活用した取り組みの背景、効果、また課題等についても記載されておりますので、そのような資料も参考にさせていただきながら、公会計の活用に今後とも取り組んでまいりたいとこのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

多分最後の質問になるんじゃないかなと思うんですが、公会計制度については、行政の人、私が言わんでも多分わかってもろととは思いますが、これが目に見えてどの辺、いつになったら我々市民とか、議会に出てくるのかなというのが、ちょっと一番僕の歯がゆいところで、今回の質問の主旨なんですけれども、西予市はどういうところを目指している、この公会計に対して、そういうのがありましたら教えていただきたいと思

○議長

宗副市長。

○宗副市長

ただいまの二宮議員の今後の西予市の目指す方向性につきまして、私からご答弁申し上げます。

ご存じのとおり、西予市におきましては、人口の減少進んでおりますし、少子化も進んでおります。そういった中で、財政状況が厳しいということでございまして、この公会計制度をいかに活用していくかということは、非常に大きな課題というふうに考えております。

今までの公会計につきましては、つくっておしまいということがございましたけれども、それを活用していくということを考えていきたいというふうに考えております。具体的には、現在、西予市におきましては、1,500ほどの公共施設がございますけれども、他の自治体と比べて大きい、規模が非常に大きくて、維持管理経費がかさんでおるといってございまして、財政を圧迫しているという一因にもなっております。

そこで、財務諸表とそして固定資産台帳システムを活用しまして、施設別に分割をして分析をし、各施設の老朽化度合いを示す指標や将来の維持管理経費の見込み額などによりまして、市長が平成31年度当初の市政方針に示しておりましたような、施設ごとの長寿命化や廃止、また解体等の時期につきまして、具体的な対応方策を定める個別施設計画の策定に活用していきたいというふうに考えております。

また、行政評価でありましたり、予算編成の課程におきましても、さらに活用していきたいということで、今後進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。

先ほどの代表質問に対しての三好総務部長の答弁の中にもありましたけれども、健全財政化対策に対してということで、事業の効果等見きわめながら、見直しであったり、廃止であったりというふうなことをしていかなんといかなんというふうなご答弁があったように思いますけれども、人口減少、本当にこれは全国の自治体で起こっていることでもありますし、西予市の自主財源等の今から

増える見込みとかいうのも考えれば、本当に厳しい財政運営を強いられるのはもう間違いないというふうに思います。その中で今言われたような方向性というのはわかっておられるということは安心なんですけども、我々議会はそういうことをチェックしていかないかんわけですよ、市民の人にもわかっていただいて。今の決算書とか予算書見ても、それがわからんわけですよ。そういうところに出てくるような予算編成の仕方であったりとか、もう一つ言えば、事業に対しての責任感というか、誰がどうやってこうなったのかということが、しっかりわかるようなシステムというのが、今後大事なお金を有効に使っていくという一番基本やないかなと。これは別に行政やなくても、普通の会社社会においても同じやないかなと思えますけども、そういうふうなのが見える化できるような財政運営というか、公会計制度をぜひ西予市で目指していただきたいと。方向性がわかっているのは今の答弁で僕もわかっているんで、それを形にどこで出てくるか、いつ出てくるかというのを心待ちにしながら、また今からも一緒にやらしていただきたいなと思いますんで、ぜひよろしく願いいたします。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

あす3月6日は、午前9時より会議を開きません。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時45分

第 3 日

3月6日（水曜日）

平成31年第1回西予市議会定例会会議録（第3号）

- | | | | |
|--------------|-----------|---------------|-----------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 平成31年3月6日 | 野 村 支 所 長 | 土 居 眞 二 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 城 川 支 所 長 | 篠 藤 義 直 |
| 1. 開 議 | 平成31年3月6日 | 三 瓶 支 所 長 | 中 須 賀 敏 幸 |
| | 午前 9時00分 | 消 防 本 部 消 防 長 | 佐 藤 克 也 |
| 1. 散 会 | 平成31年3月6日 | 総 務 課 長 | 山 住 哲 司 |
| | 午前11時34分 | 財 政 課 長 | 宇 都 宮 明 彦 |

1. 出 席 議 員

- 1 番 宇 都 宮 久 見 子
- 2 番 信 宮 徹 也
- 3 番 宇 都 宮 俊 文
- 4 番 加 藤 美 香
- 5 番 中 村 一 雅
- 6 番 河 野 清 一
- 7 番 佐 藤 恒 夫
- 8 番 山 本 英 明
- 9 番 竹 崎 幸 仁
- 10 番 小 玉 忠 重
- 11 番 源 正 樹
- 12 番 井 関 陽 一
- 13 番 菊 池 純 一
- 14 番 中 村 敬 治
- 15 番 二 宮 一 朗
- 16 番 兵 頭 学
- 17 番 小 野 正 昭
- 18 番 宇 都 宮 明 宏
- 19 番 森 川 一 義
- 20 番 藤 井 朝 廣

1. 欠 席 議 員

- 21 番 酒 井 宇 之 吉

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------------|-----------|
| 市 長 | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長 | 宗 正 弘 |
| 教 育 長 | 保 木 俊 司 |
| 総務企画部長 | 三 好 敏 也 |
| 会 計 管 理 者 | 山 口 正 人 |
| 医 療 介 護 部 長 | 山 岡 薫 彦 |
| 産 業 部 長 | 酒 井 信 也 |
| 建 設 部 長 | 岩 瀬 布 二 夫 |
| 生 活 福 祉 部 長 兼 | |
| 福 祉 事 務 所 長 | 藤 井 兼 人 |
| 教 育 部 長 | 高 橋 司 |
| 明 浜 支 所 長 | 山 下 玉 |

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- | | |
|--------------------|---------|
| 事 務 局 長 | 道 山 升 文 |
| 議 事 係 | 三 好 祐 介 |
| 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開会 午前9時00分

○議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長

日程第1、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。4番加藤美香君。

加藤議員。

○4番加藤美香君

おはようございます。

会派こころざし、加藤美香です。

本日は、議長より一般質問を許可されましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

きょうは、西予市における農業振興地域の現状と見直しについて、西予市職員の働き方改革について、この2点を分割質問いたします。

まず初めに、西予市における農業振興地域の現状と見直しについてお伺いいたします。

農業振興地域制度とは農林水産省のホームページによれば、自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し、必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用を寄与することを目的とするとしております。昭和44年に制定された農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域制度では、市町村が、将来的に農業上の利用確保すべき土地を指定し、市と県の協議により、農業振興地域整備計画を策定し、行政の予算によって、農業の推進に必要なさまざまな事業を行うことになっております。西予市では、農業は基幹産業であり、この制度は大変重要であります。

そこで、西予市の農業振興地域における農振農用地の面積及び、農業振興事業の内容をお聞きい

たします。

次に、農業振興地域制度では、農振農用地、省略して農振、農振地域に指定された土地では、農地を農地以外に利用する、いわゆる農地転用は禁止されております。親が子どもの家を隣の畑に建てたいと思っても、その畑が農振に指定されていれば、基本的に家を建てることはできません。例外的に一定の要件を満たす場合には、農振除外手続をすることで、転用許可を得られる場合もありますが、その手続のハードルは高く、時間も費用もかなりかかってしまうと聞きます。また、長年耕作されていない耕作放棄地、20年以上も前に植林されて、山林となっている土地でも、農振に指定されている場合には、農地転用ができないためそのままになっております。

農業振興地域制度は昭和44年に法制化され、約50年が経過する中、八幡浜宇和線の県道が新たに開通し、宇和町稲生には自動車専用道路のインターチェンジが設置されました。れんげまつりは、現在はJR伊予石城駅近くの田んぼを使って開催されておりますが、以前は、国道56号線と県道八幡浜宇和線の接するところで行われた時期もありました。約30年前は、全て田んぼでありましたが、この地域が農振地域でなかったことから、現在はコンビニ、パチンコ店、ホームセンター、ドラッグストアなどによって、ほとんど全て宅地化されております。新たな交通インフラの整備による商業的環境の変化を考えると、農業振興地域整備計画には、変更・見直しが必要であると考えますが、これまでどのような変更や見直しがされてきたのか、また今後において検討されているのか、お伺いいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

改めましておはようございます。加藤議員のご質問にお答えをいたします。

まず、西予市における農業振興地域の現状はどうかとの質問でございますが、西予市の農業振興地域内の農用地面積は約5,387ヘクタールとなっております。昨年度の同じ時期と比べて、約2ヘクタールの増となっております。さらに一昨年と比べると約8ヘクタールの増となっております。この状況は、農業関係における農振農用地の指定

を条件とした中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金などの事業があることが要因であると考えます。

また、次世代人材投資事業等による新規農業後継者の就農や農業法人化の推進による農地への需要の高まりがあるのではないかと考えております。

次に、農業振興地域の見直しについてでございますが、全体見直しはおおむね5年に一度の見直しを目指すこととされておりますが、西予市においては、平成20年12月の見直し以後、見直しを行っていません。このことにつきましては、他市町においても同様で、見直しに長期の期間と費用を要すること、見直しの際に編入及び除外が容易にできなくなったことが要因と考えております。前回の見直し以降は、全体見直しであっても編入及び除外をする場合は、通常行える個別の編入及び除外の申請と同様の書類を案件ごとに提出していただくことが必要となったことから、以前のように将来、この土地に家を建てるからとか、将来この土地に企業を誘致したいからといった見込みでの除外が認められなくなっております。全体見直しの際でなくても、随時個別に編入及び除外といった農業振興地域整備計画の変更申請は一定の要件を満たせば可能となっておりますので、必要が生じた際にご相談いただき協議しながら進めたいと考えております。こういった企業誘致のまちづくりにおける開発は、国土資源の合理的な利用に寄与するよう西予市のまちづくりにおける具体的なビジョンや構想を持ち合わせた上で、都市計画の用途地域の変更をすることで、農業振興地域は外していくことが可能であると考えております。

次に、西予市の農振農用地の面積、そして、農業振興事業の内容についてでございますが、西予市の農地面積は3万6265ヘクタールとなっており、農地に占める農振農用地の割合は14.9%となっております。

また、農業振興事業の内容につきましては、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金、果樹経営支援対策事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、県営土地改良事業等がございまして、農業振興地域の農用地指定が補助事業実施の要件となっております。

最後に、西予市の農業振興計画のこれまでの改

編及び今後の見直しはということでございますが、農業振興計画のこれまでの改編につきましては、過去10年間では32回の農業振興地域整備計画の変更を行っており、34件、231筆、23.9ヘクタールの編入と、110件、249筆、17.6ヘクタールの除外を行っております。編入の内訳といたしましては、中山間地域等、直接支払交付金や多面的機能支払交付金の補助事業の対象地とするための編入が10ヘクタール、基盤整備事業の補助や農業用施設用地のための編入が13.9ヘクタールとなっております。除外の内訳といたしましては、住宅関係で1.4ヘクタール、事業関係で7.4ヘクタール、植林、その他で8.7ヘクタールの除外となっております。

このように過去10年間で、144件の農業振興地域整備計画の変更を年平均3回程度行ってきております。今後の見直しは検討しておりますが、見直しの内容といたしましては、農業委員会及び農業水産課で行う農地の調整において、農地に戻すことのできない山林、原野化した農振農用地や公衆用道路などに転用された農振農用地の見直しを考えておるところでございます。

また、農振農用地の管理は紙ベースで行われており、今後は見直しを目指して、農振農用地の管理システムの電算化を進めていきたいと考えているところでございます。

今後も、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与するよう農地の保全に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

加藤美香君。

○4番加藤美香君

今のご答弁の中で、過去10年間で除外した約17ヘクタールのうち、約7ヘクタールが事業所関係というご答弁でありましたが、この目的とはどのような目的であるのか、事業の内容をお伺いいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

過去10年で先ほども申し上げましたが、除外し

た110件、249筆、17.6ヘクタールのうち、7.4ヘクタールを事業所関係の転用目的に除外をしております。

事業所関係の主なものにつきましては、鉄鋼、製材、食品製造業関係の工場、コンビニエンスストアや店舗、事務所などが転用の主なものとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

加藤美香君。

○4番加藤美香君

要件を満たせば、いろいろな目的で除外し、転用が可能であるということは確認できましたので、次の再質問に移らせていただきますが、これも確認のための再質問になりますが、今後の見直しとして、山林化、原野化した農振農用地の見直しを考えているということですが、除外されれば制限なく利用できるという理解でいいのか、その辺をお伺いいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

農業振興地域における制限は、議員おっしゃるとおりなくなりますが、除外後も登記地目は農地であるため、農地法の制限がございます。農地法の転用後、農地以外の地目となれば、その他目的に応じて他法令の範囲内で制限はあろうかと思えます。

なお、山林、原野化した農振農用地は、見直しの際ではなくても除外転用の要件を満たせば、個別に随時協議することができますので申し添えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

加藤美香君。

○4番加藤美香君

今のご答弁で、農業振興地域における制限がなくなるのであれば、早い時期に全体の見直しをされて、現状に合った土地活用が必要ではないでしょうか。

最後の再質問に移りますが、宇和町は南予の中心に位置し、今後発展の可能性があると考えられますが、土地利用において、農振農用地の転用利用する計画である場合に、どのような経済的ビジ

ョンを示すことができれば、農振除外について可能性があるのか。

また、その場合において、西予市として柔軟な対応が可能であるのか、お伺いいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

土地利用においては、西予市のまちづくりにおける具体的なビジョンや構想を持ち合わせる必要がございます。この地域の県道沿いには店舗を、この地域には企業誘致を、この地域では農業をとった具体的なビジョンや構想、将来の西予市ストーリーを持ち合わせることで、県都市計画課及び農政課との協議の土俵に上がれるものと考えております。県との協議の中で柔軟に対応していきたいと考えております。

また、事業の内容や場所によっては、要件を満たせば個別による除外も可能でございますので、申し添えておきます。

以上、答弁させていただきます。

○議長

加藤美香君。

○4番加藤美香君

今後も、農地の保全と地域の経済発展の調和を図りながら、慎重かつ大胆な対応を期待いたします。

それでは2点目、西予市職員の働き方改革について質問します。

国が働き方改革を進めておりますが、平成29年5月30日、西予市でも西予市イクボス宣言が行われました。

イクボス宣言とは、経営者・管理者がワークライフバランスの取り組みを宣言し、働き方を見直し、事務の効率化、生産性の向上、優秀な人材確保を図っていくことを目指しております。これが日本中で実現できれば、日本もすばらしい国になると思えますが、現実的には、日本は長時間労働しているわりに1人当たりのGDPも低く、決していい状態とは言えません。

そこでお伺いいたします。

西予市で行われている具体的な働き方改革をお伺いいたします。

次に、平成28年と平成29年を比較して、現状はどう変化したのかお聞きいたします。

最後に、昨年の豪雨災害の発生により、西予市職員の働き方改革の見てきた課題などをお伺いいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

改めまして、おはようございます。それでは、加藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、当市の働き方改革でございますけれども、今ほど議員からありましたように、平成29年5月30日に西予市イクボス宣言を行いまして、仕事、家庭生活、地域活動の両立、いわゆるワークライフバランスの実現を目指し、働き方改革の取り組みを進めてまいりました。全体的な取り組みといたしましては、有給休暇の計画的な取得を促進させるためのワークライフバランス休暇の創設、夏場の早出勤務による夕出勤務の拡大、ノー残業デーや定時退庁の推奨、徹底であります。

また、各所属部署において、独自の働き方改革の目標や具体的な行動を話し合っただけでなく、部署単位の組織的な取り組みも進めているところでございます。こうした取り組みによりまして、勤務時間や業務に要する時間に対する認識の高まり、意識改革が図られ、業務効率や能率の向上が期待されるものでございます。

また、本庁舎4階で実施しております、オフィス改革も働き方改革の一環でございます。固定の席にとらわれない、業務に応じた働きやすい環境の中で仕事をするによりまして、業務効率を上げるとともに、新たなコミュニケーションや多様で深い議論を生み出しやすい場を設けることで、事務事業の見直しや新たな展開につながる効果もあると考えております。制度的な面と環境の変化とを合わせた取り組みを進め、業務及びこれに要する時間に対する職員の意識改革を図りますとともに、これによって生まれる時間を家庭や地域に有効に活用していこうとするものでございます。

次に、現状についてでございますけれども、このイクボス宣言を行いました平成29年度と前年度の平成28年度を比較してみますと、年度ごとに業務の状況に相違がありますので、単純に比較することはできませんけれども、1人当たりの平均時間外勤務時間が30分程度縮減しております。緩

やかながら一定の効果が出始めてきたと感じているところでございます。平成30年度に入りましても、イクボス宣言、働き方改革の取り組みを強化、拡大する中、時間外勤務時間の減少傾向も継続して見られ、制度の定着と職員の意識改革もさらに見られるようになってきたところでございました。

しかしながら、昨年7月の豪雨災害以降におきましては、働き方改革に伴う各種制度の縮小、中止を余儀なくされまして、その取り組みは大きく後退をいたしております。発災直後はやむを得ないところもございましたけれども、発災から約8カ月が経過しました現在でも、事業課を中心に、長期間にわたる長時間の時間外勤務が続いている職員もおり、健康上の問題も懸念しているところでございます。

最後に、今後の課題、こうした現状を踏まえての課題でございますけれども、災害対応においては、部署ごとの業務量の偏重が顕著に見られ、一部職員に過大な負担が生じました。その対応といたしまして、職員の勤務場所や組織上の垣根を越えた業務体制をしき、必要な人材や人員について、集中的かつ柔軟な配置を行うことで、業務効率の向上と1人当たりの業務量及び時間外勤務時間の縮減に努めました。現在行っております技術職員の本庁集約がその一例でございます。業務バランスの問題は、通常業務におきましても同様でありまして、部署によっては、業務量に差が生じていることは承知いたしております。周期的な繁忙期もありますし、突発的に発生する業務もあり一概には言えませんが、業務量に合わせた適正な人員配置については、以前からも各方面から指摘を受けているところであります。社会情勢や財政的な理由により、今後、職員数の縮減を進めなければならない状況におきまして、市民サービスの水準を維持しつつ、職員の負担を増加させない組織体制と人員配置について、改めて見直しますとともに、平成31年度からは、働き方改革につきましても可能な範囲で積極的に進めさせていただきたい、このように考えております。

なお、国におきましては、働き方関連法案が、ことし4月1日から施行され、月の残業時間45時間、年間360時間以内、有給休暇取得の義務化など、労働環境の改善に向けた取り組みが進められ

ようとしております。当市といたしましても、国の動きと連動いたしまして、職員の労働時間を初めとする勤務条件、労働環境の整備を図る必要がございます。今後、関係団体との協議を経ながら、4月1日からの運用を目指しているところでございます。

また、オフィス改革につきましても、平成31年度中の図書館棟の解体に伴い、一部事務所の移転が必要となっておりますので、これに合わせてオフィス改革を行う予定といたしております。できるだけ市民の皆様への影響がないよう配慮しつつ取り組みたいと存じますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

加藤美香君。

○4番加藤美香君

もう少し具体的に、平成29年度の各部署の月平均1人当たりの時間外勤務時間などをお伺いいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいまの質問にお答えをいたします。

部署別の時間外勤務の状況でございますけれども、総務企画部におきましては、1人当たりの月平均が12時間45分、生活福祉部が5時間28分、福祉事務所が7時間43分、産業建設部が11時間09分、支所でございますけれども、明浜支所が4時間54分、野村支所が9時間28分、城川支所が5時間40分、三瓶支所が5時間26分、教育部が14時間29分、以上でございます。

○議長

加藤美香君。

○4番加藤美香君

今聞いておりますと、部署ごとの平均時間外勤務時間に開きが見られるようですが、今後の人員配置の検討などで改善することができるのでしょうか。そのことも働き方改革に入れて考えていただきたいと思っております。

最後の再質問になりますが、災害を踏まえた具体的な働き方の検討はなされているのでしょうか。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいまの災害を踏まえた具体的な働き方の検討ということでございますけれども、先ほどの質問にもお答えしましたとおり、災害時におきましては、職員の勤務場所であるとか、組織上の垣根を越えた業務体制をしきまして、必要な人材や人員について、集中的かつ柔軟な配置を行うことで、業務効率の向上と1人当たりの業務量及び、時間外勤務時間の縮減に努めたところでございます。

これに加え、今回、この災害を受けましたが、今後の災害時の勤務体制につきましても、サテライト勤務を導入するなど、新しい働き方にも通じる取り組みを行ってまいりたいと、このように考えております。

また、今回の経験、実績を生かしつつ、新たな組織のあり方、また、業務バランスのとり方についても今後検討してまいりたいとこのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

加藤美香君。

○4番加藤美香君

西予市において、平成31年度を復興元年の年と位置づけられておりますし、また、中断していた働き方改革も進められるということですが、両方を両立して行うことは難しい面もあると思っておりますが、こういう時だからこそ、知恵を出して挑戦することによって、西予市独自の働き方改革を実現できるよう期待いたします。

以上、一般質問を終わります。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時29分）

○議長

再開いたします。（再開 午前9時30分）

次に、1番宇都宮久見子君。

宇都宮久見子君。

○1番宇都宮久見子君

改めましておはようございます。会派こころざし宇都宮久見子です。

早朝より多くの傍聴に来ていただきありがとうございます。議長より一般質問を許可されましたので、通告に従いまして質問いたします。

本年1月23日、行政視察で熊本県益城町と福岡県朝倉市へ行きました。ご存じのとおり、両市とも熊本地震、九州北部豪雨と大災害の被災地であります。いろいろな説明を受ける中で、昨年7月の西日本豪雨災害が、また目に浮かび、胸が苦しくなりました。その中でも、熊本県益城町の被害が大きかった地域の区長さんから、直接生の声を聞かせていただきました。少子高齢化で消防団も小さくなり、地域コミュニティも希薄で、有事の際に機能しなかった。機能していた地域は、被害が少なかったところもある、と言われたことが心に残っています。実際の災害時、すぐには公助に頼るわけにはいかない。まずは、自助、共助が大切だと、大変貴重なお話を聞かせていただきました。

災害時の三助といえば、自助とは自分の身は自分で守る。共助とは、地域コミュニティで力を合わせる。公助とは公的機関が個人や地域では解決できない問題を解決することであり、災害時はどれか一つあればいいというわけではなく、自助、共助、公助の全てが大切だと言われています。

それを踏まえ、今回は総務委員として所管内容ではありますが、消防団についてと自主防災組織について質問させていただきます。

日ごろから消防団の方々には、さまざまな面でご尽力いただいております。昨年は2月の寒波の際、氷点下の中での活動、7月の豪雨災害のときは避難を呼びかけたり、40度を超える猛暑の中、活動されていたのが記憶に新しいところです。

先日2月3日には、西予市消防出初式が盛大にとり行われました。市議会議員として、三度目の出初式でしたが、おととしと昨年は天候不良のため室内での開催となり、今年初めて屋外での出初式に参加させていただきました。日ごろからの訓練の成果を間近で見せていただけて、大変感動しました。市民の安心・安全のため、火災、水害、人探しなど、多岐にわたるご尽力で、地域から支えていただいていることに対して、改めて感謝を申し上げたいと思います。

前置きが長くなりましたが、質問に移ります。

まず、行政から見た消防団の位置づけや役割をどのように考えておられるのかお尋ねします。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防長

改めましておはようございます。それでは、宇都宮議員の消防団に関するご質問にお答えをいたします。

まず、消防団を設置する根拠といたしましては、消防組織法第9条に、「市町村は、消防本部、消防署及び消防団の全部又は一部を設けなければならない」というふううたわれております。このことから、西予市が消防団を設置して、消防団員は、非常勤特別職の地方公務員として西予市が任用しているものでございます。

また、消防団長は市長が任命をして、その他の団員は消防団長が任命をすることとなっておりますので、市長が消防団長を指揮監督して、消防団長が消防団活動の指揮をとるということになります。

そして、消防団と消防署は、市が有する唯一の災害対応の実働部隊でございまして、合わせて、地域の防災リーダーとしても、非常に大きな役割を担っているというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久見子君。

○1番宇都宮久見子君

総務省消防庁のホームページを見てみますと、市町村消防の原則として、管理運営は市町村の責任とされていますが、運営管理にどのようにかわっておられるのか、お伺いします。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防長

消防団員の方々は、自分の地域を災害から守るというような崇高な使命感を持って、自主的に入団をしていただいているところでございます。本業を持ちながら、いざという時には本業をなげうって消防団活動を優先していただいております。そういう非常にボランティアとしての性格が濃い団体でございます。

したがって、全てを市が管理運営するのではなくて、自主性を重んじて消防団長のもとで活動をしていただいているというところでございます。

市といたしましては、側面からその活動を支え

ているというところがございます。車両や詰所などの施設整備や団員の個人装備、報酬や手当など、さまざまな費用を市の消防費として予算計上しております。これらの運営には、消防本部消防総務課に2名の消防団係、そして、各支所総務課に方面隊の担当者を配置して消防団の運営に携わっているところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久見子君。

○1番宇都宮久見子君

次に、消防団組織の確立、充実と支援策についてお尋ねします。

まず、有事の際、消防団の出動はどのような手順で行われているのかお尋ねします。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防長

出動の流れでございますけれども、消防団の出動の中でも、即時出動が必要な火災については、119番による緊急通報を消防署が受信して、防災行政無線を用いて、必要な地域にサイレンを鳴らして該当の消防団を招集するということとなります。このほか、市に災害対策本部が設置された場合には、団の幹部をあらかじめ招集しておきまして、状況に応じて、あらかじめ団員を集めておくなど、事前準備をしておくというようなこともございます。

なお、先ほども申しましたように、消防団の方々には、本業を持ちながらの消防団活動であることから、法令に基づく任務に限り、必要最小限の範囲で招集することが必要だというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久見子君。

○1番宇都宮久見子君

行政、消防団、地域の連携強化が必要だと感じますが、現在どのような連携をとられているのかお尋ねします。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防長

地域や事業所などが行う防火教室や避難訓練な

どにおきましては、地域の事業所と消防団、そして消防署が連携をとって対応することとしております。

また、地域の自主防災組織などの訓練や研修などにおきましても、危機管理課、それから、消防団、消防署が連携を図りながら指導に当たっているところがございます。このような連携を強化するために、消防本部では、危機管理課に消防職員1人を配置しておりまして、横のつながりを図るとともに、消防団の幹部が集まる会議などにおいては、市長や危機管理課職員、そして消防職員が出席をして情報共有を図っているところがございます。

以上、答弁させていただきます。

○議長

宇都宮久見子君。

○1番宇都宮久見子君

先ほどの答弁にもありましたように、消防団員は、非常勤特別職の地方公務員という位置づけですが、危険な場所へも駆けつける消防団員の安全確保はどのようになっているのかお尋ねします。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防長

まず、消防団員の現場活動における安全確保について説明をさせていただきます。

消防団員の現場活動については基本的に部隊行動、これを徹底するということが、個人行動を避けるということが重要でございます。それぞれの団員がその役割、役職に応じた役割分担を理解しておくということが必要でございます。このため、消防署の指導のもとでさまざまな部隊訓練に励むとともに、県の消防学校などにおいて、幹部の育成を図っているところがございます。

また、消防団活動を側面から支える仕組みといたしまして、災害補償などの制度がございます。消防団員が公務により死亡、または負傷したり、疾病にかかったといった場合などには、市町村がその損害を補償しなければならないというふうに法律で定められております。当市では愛媛県市町総合事務組合に加入をして、他市町と共同で消防団員等の公務災害補償、また、退職報奨金制度などを運用しているところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久見子君。

○1番宇都宮久見子君

安全確保ができていますので安心しました。

次に、少子高齢化や過疎が進む現在、新入団員の確保はどのように行われているのかお尋ねします。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防長

新入団員の確保の方法は、地域それぞれ違うと思いますが、その多くは、退職する団員が同じ地域の新入団員を勧誘するといった方法で行われているというふうに聞いております。

しかし、市内でも特に周辺地域などでは高齢化や人口減少が進んでおりまして、消防団員の確保が困難な地域もあることから、平成29年には一部条例定数の引き下げを行ったところでございます。

しかし、何とかこの条例定数を維持していくために、報酬や手当の引き上げ、さらに消防団員を応援する各事業などを展開して、魅力ある消防団づくりに努めているところでございます。これらのほか、未来の消防団を育てるという目的で、高校生を対象に消防団のPRをする事業なども行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久見子君。

○1番宇都宮久見子君

先ほど出初式の話をしていただきましたが、初めての屋外での出初式は少し寂しくも感じました。すばらしく感動したからこそ、もう少し市民の方が見に来てもらえばもっと盛り上がるのと思いました。

そこで、園児や学生が学校行事や教育の一環として、出初式を見学、参加することはできないかお伺いします。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防長

出初式においては、市内の中・高校生の吹奏楽部や保育所、幼稚園児もアトラクションにおいて参加をしていただいております。保護者の方々な

どが見に来ていただければ、消防団に関心を持っていただけるのかなというふうにも思っております。

また、消防団の伝統や格式といったものを重んじながら、議員ご指摘のように、もっともっと市民の皆様に見に来ていただけるような出初式にしていくよう工夫をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

宇都宮久見子君。

○1番宇都宮久見子君

子どもの頃から目にする中で、消防団に憧れたり、身近に感じたりすることから、郷土愛が生まれたり、大人になったら消防団に入ろうというきっかけになるのではないかと思います。松山市などでは、大学生、大学院生、専門学校生が、消防団活動により、地域社会へ貢献したら、松山市大学生等消防団活動認証証明書が発行され、就職活動において高く評価されることがあるそうです。将来を見据え、高校生も含め、消防団を知るきっかけになると思いますので、関係機関と話していただきたく思います。

次の質問に移ります。

次に、機能別消防団の消防団OBの方で、予備団員構成はされているのかお伺いします。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防長

当市の機能別消防団の種類は、条例定数の確保ができない場合に、消防団OBの再入団で補完するという地域型機能別消防団員と、昼間の消防力を補完するために、職場などにつくる特化型機能別消防団員の2種類を創設しております。2月末現在で、条例定数1,752人に対して、実団員数が1,707人となっております。内訳として、基本団員が1,607人、地域型の機能別消防団員が85人、特化型の機能別消防団員が15人となっております。地域型の機能別消防団員を町別で見ると、明浜町3人、宇和町2人、野村町20人、城川町26人、三瓶町34人の合計85人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久見子君。

○1番宇都宮久見子君

今ほどご説明いただいた地域以外でも、平日昼間の火災などでは、出動できる団員が数名とならざるを得ないところもある実情です。全体の人数配分等さまざまな問題があるようですが、OBの方から「予備団員をつくれればぜひ協力したい」と言われている方が実際におられます。

今後、そのような方にも協力していただける体制ができる方法がないかご検討いただければと思います。

次に、平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立してから、西予市がどのように変わったのか。それに加え、装備品に関して、何がどのような方法で支給、貸与されているのかお尋ねします。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防長

議員ご指摘のいわゆる消防団強化法に基づいて、消防団装備の基準及び消防団員制服基準が改正となりました。これを受けて西予市では、平成26年度から、より機能的で視認性も高い新基準の活動服を順次配備して、平成31年度で全方面隊の更新が終了することとなっております。靴の貸与につきましては、編上式の靴を採用しておりましたが、新基準である踏み抜き防止や先芯の入った編上靴、正式名称は救助用半長靴と申しますが、これに変更して配備をしております。その他の装備といたしまして、救命胴衣、反射チョッキ、ヘッドライトなど必要数を考慮した上で、新たに配備をしております。新入団員、これは基本団員のみですけれども、につきましては、活動服、救助用半長靴、法被、ヘルメットを個人貸与としております。活動服と救助用半長靴は新規貸与でございますけれども、法被、ヘルメットについては退団者のものを再使用するというのもございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久見子君。

○1番宇都宮久見子君

団員の方からの話では、安全長靴の支給があったときもあると聞きましたが、先ほどいただきま

したご答弁の中には安全長靴が入っていませんでしたが、いつからどのような理由で支給されなくなったのかお尋ねします。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防長

西予市合併前の旧5町では、それぞれ貸与品の内容が違っておりまして、安全長靴は全ての町で支給されていたわけではございません。合併後に、貸与品について統一することとなりまして、消防団幹部の中で議論された結果、安全長靴ではなくて、編上靴の貸与で統一されたというふうに伺っております。

また、先ほどの消防団装備の基準の改正においては、東日本大震災の教訓のもとで、消防団員の安全確保を念頭に、先芯や踏み抜き防止板が挿入された救助用半長靴を全団員に貸与するというように改正をされました。これは、安全長靴と兼用することが可能だという基準でございますので、現在も規定の救助用半長靴のみを貸与しているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久見子君。

○1番宇都宮久見子君

現在支給されている救助用半長靴、簡単に編上靴と言わせていただきますが、編上靴は不便だという声をよく耳にします。実際の緊急出動時、編上靴ではなく、長靴が一番便利だとも聞いています。

現在、長靴の支給がないため、自費で市販の長靴を購入している団員もいるように聞いております。そのような現場の声を聞くと、団員の活動のためにも、安全のためにも、編上靴に加え、安全長靴の支給が必要と考えますが、今後、支給されるお考えはありますか。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防長

消防団に対する装備品は消防団の意向に基づいて、決定することとしておりますので、そういった声があるのであれば、意向調査の上で、消防団の会議において、前向きに検討させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久見子君。

○1番宇都宮久見子君

ご検討いただけるということで、少し安心してはいるのですが、現実には何名の方からも安全長靴が必要だと聞いています。現場団員の声がきちんと届く体制づくりはできているのかお尋ねします。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防長

団員の要望は、部や分団から方面隊へ伝えられて、そして副方面隊長以上が集まる幹部会議において協議されることになっておりますので、形式上、現場の声は届く仕組みがあるというふうには考えております。

しかし、消防団の階級制度がある縦社会の中では、現状では新入団員が気軽に意見を言えることは少ないのかもしれない。今後は、本当に小さな声もくみ上げるといったそういう気風を醸成させることが必要であるというふうに私も思います。

今回いただいた意見を次回の幹部会において協議して、消防団員が活動しやすい環境をつくるよう努力してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久見子君。

○1番宇都宮久見子君

最後に、消防団詰所整備が毎年行われていますが、どのような順番で行われているのか。今後の計画も含めてお伺いいたします。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防長

現在、西予市の消防団詰所は、車庫、蔵置所等も含めると約90カ所あります。建築後40年以上経過したものが24棟ございまして、全体的に老朽化が進んでいるという状況であります。詰所の建てかえについては、年間2棟ずつ更新するという事としておりますので、計算上では45年に1回更新されることとなります。詰所の更新計画については、建築年の古いものから更新することを基本というふうにしておりますけれども、建物の状態

などを踏まえて調整をすることもあります。

今後ますます進む人口減少時代に際し、消防団の管轄地域や部の統廃合などの再検討が必要でありまして、将来を見据えた詰所建築が必要であるというふうにも考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久見子君。

○1番宇都宮久見子君

今後、どのような災害が起こるかわかりません。南海トラフ地震や想定外の気象状況、そんなときには消防団の方々の活躍や協力が重要であることは、昨年1年間のさまざまな災害から身にしみている今だからこそ、西予市民の安心・安全のため、今後の消防団がますます元気にやりがいをもって活動していただける環境づくりが進むことを期待しています。

次に、自主防災組織についての質問に移ります。

まず、自主防災組織は、どのように組織構成されているのか伺います。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

宇都宮議員のご質問にお答えをいたします。

自主防災組織についてのご質問でございますけれども、大災害が発生した場合、電話が不通になったり、道路交通網、電気、水道施設などが寸断されるなどの影響により、防災機関の活動がおくられたり阻害されることが予想されます。

このような事態において災害による被害を防止し、軽減するためには、地域住民の皆様の自主的な活動が迅速に行われる必要がございます。これは、阪神淡路大震災におきまして、自力または家族や隣人によって助けられた人が全体の約95%、専門の救助隊、公的な防災機関に助けられた人はわずか1.7%でしかなかったという調査結果からも、自衛隊、消防等の公的な防災機関が発災直後に多数の被害者を助けることは、非常に困難であるということがわかります。個人や家族の力にも限界がございます。地域住民が相互に助け合い、避難の呼びかけ、避難誘導や安否確認、初期消火、救出・救助等に努めることが、被害の軽減に大きな役割を果たすこととなります。

大震災を経験した神戸市は、災害の発生はとめることはできない。ならば、災害に強いまちづくりをしようとする二つの提言をされております。

まず1番目に、災害が起きてからの活動より、災害が起きるまでの取り組みが重要であること。

2番目に、市民の災害対応力を向上させ、住民相互の助け合いのきずなをより強固にする必要があること。自助、共助、つまり地域コミュニティの強化や災害に対する備えが重要であるというものでございます。

このことを受けまして、全国の自治体において、地域住民が連帯し、協力し合って、自分たちのまちは自分たちで守るという精神により、効果的な組織活動を実施することを目的とした自主防災組織の結成に向けた取り組みが大きく進んできたところでございます。

当市におきましても、防災担当職員及び消防署員が、公民館単位、あるいは行政区単位にその重要性を啓発し続け、平成27年に100%の結成率となったところでございます。この自主防災組織は、災害対策基本法において、住民隣保協同の精神に基づく自発的な組織として規定をされており、当市におけるその組織形態は、行政区単位、公民館単位等の複数行政区の集合体などでさまざまでありまして、その組織の地域に居住する全ての住民が会員となって構成されるものであります。簡単に言えば、地域コミュニティの中で防災について取り組んでいくことを意味するものであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久見子君。

○1番宇都宮久見子君

日ごろ、行政と自主防災組織はどのような連携をとっておられるのかお伺いします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

行政と自主防災組織との日ごろの連携についてのご質問でございますけれども、地域によって自然条件や想定されます災害、活動状況、市民意識等がさまざまであることから、自主防災組織連絡会を開催いたしまして、先進的な取り組みの紹介や意見交換及び、市からの啓発を行うなど情報共

有を図るとともに、自主防災組織から推薦され、資格を取得した防災士の皆さんが組織されました、西予市防災士連絡協議会によります組織間を超えた活動の展開を図っているところであります。

今後さらに、日ごろから地域の状況等を把握されている地域住民からの災害情報を活用できるような体制の整備を推進していくことが大切であると考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久見子君。

○1番宇都宮久見子君

活発に防災意識を高めている地域から、あまり活動されていないような地域まで、かなり地域の温度差が大きいように感じますが、活発なところはどのような活動をしているのか教えてください。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

今ほどの活発な活動はということでございますけれども、自主防災組織みずからが企画立案し、毎年継続して何かしらの行動を起こしていることであると考えているところでございます。多くの自主防災組織では自治会の役員がそのまま自主防災組織の役員となる傾向がございますけれども、その中で、自主防災組織から推薦され資格を取得した防災士の皆さんが、役員と住民とのパイプ役となりまして、リーダーシップを発揮している組織ほど、活動が活発であるというふうにご覧しております。この活動内容についてはさまざまでございますけれども、市職員、消防署員、またはそれ以外の講師を招聘しての防災講話の受講から始まりまして、市が作成をいたしております防災マップの確認、地域内をウォーキングしての危険箇所等の確認、備蓄食料の試食会や地域行事に合わせた炊き出し体験、また、地域での防災マップの作成、避難や避難所運営等の訓練、防災用資機材の整備など、まずは実行可能なところから積極的に取り組んでおられるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久見子君。

○1 番宇都宮久見子君

少し前後しますが、先ほどのご答弁の中で、組織率100%と言われておりますが、何をもって100%という意味なのかお尋ねします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

結成率100%はとのご質問でございますけれども、自主防災組織はその管轄します地域の全ての住民が組織の構成員となっております。結成率100%とは、先ほど言いましたような団体の行政区もしくは、複数の行政区の集まりが一つの自主防災組織を構成しておりますので、市内全ての行政区がどこかの自主防災組織に属しているということになり、全ての世帯がいずれかの自主防災組織に属しているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久見子君。

○1 番宇都宮久見子君

初めにご説明いただきました、そもそもの自主防災組織のあり方なども含め、市民へどのようにアピール、周知されていますか。問題点や今後の展望も含めお尋ねします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

行政としてどのような取り組みをしているのか、また問題点や今後の展望はとのお尋ねでございますけれども、まず、行政としての取り組みでございますけれども、先ほど答弁をさせていただきましたとおり、大震災を経験した神戸市の提言から、自助、共助の重要性を啓発し、自主防災組織の結成率が100%となったところでございます。その自主防災組織が何を行っていくかについては、あまり深く考えず、まずは自分たちでできることから活動していただければよいと、どんな相談でもお受けしているところであります。自分自身及び、家族が助かるためにはどうすればよいのか。それには、できるだけ多くの地域住民の皆様が防災に関する正確な知識を身につけることが必要であるところのように思っているところでございます。自主防災組織にかかわらず、さまざまな団体等の要請に対して、出前講座等を開催し、

足を運んで啓発活動を行っており、毎年度延べ1,000人程度は受講していただいているところでございます。

また、地域防災のかなめとなる自主防災組織の育成強化を図るため、自主防災組織が行う資機材整備・拠点整備、防災活動等に対し、補助金を交付しているところであり、毎年度30組織近くが活用をいただいております。

さらには、地域によって自然条件や想定される災害、活動状況、市民意識等がさまざまであることから、自主防災組織連絡会におきまして、先進的な取り組みの紹介であるとか、意見交換及び市からの啓発等を行うなど、情報共有を図るとともに、防災士会による組織間を超えた活動の展開を図っているところでございます。

次に、現状の問題点と今後の取り組みについてでございますけれども、先ほど申しましたように、地域によって自然条件や想定される災害、活動状況、市民意識等がさまざまであり、その温度差を感じているところでございます。このため、自主防災組織連絡会におきまして、先進的な取り組みの紹介や意見交換及び市からの啓発を行うなど、情報共有を図ることで、その活性化に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、過疎化、高齢化による地域防災活動の担い手の不足、1年から2年で組織の役員が交代するため、継続的な取り組みとなっていない。そういったことであるとか、地域の活動に参加しない住民への周知啓発や参加の勧奨、また、活動内容の形骸化も問題となってきているところであります。このため、活動の低調な地域へ率先的に足を運び、さらなる啓発に努めるとともに、防災士の資格取得支援にさらに取り組み、組織における防災活動の中心的役割を担う人材育成にも努めてまいりたい、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久見子君。

○1 番宇都宮久見子君

最後に、2月27日に市長が述べられた31年度施策方針の中で、七つの施策がありました。二つ目に、安全・安心の実感とありました。その中に「全て行政ができるわけではないので、行政がやらなければならないこと、市民の皆様によっ

ただかなければならないことを共通認識として理解していただく活動に取り組む」と言われたことは、まさに自主防災組織についてもしかりだと思います。自主防災組織のあり方や市民一人ひとりが自主防災組織の一員であるという感覚を高めてもらえるよう防災意識の高まる仕組みづくりをお願いします。

復興元年ということで、職員の方々には、大変な職務がたくさんあることと思いますが、7月豪雨災害を教訓とし、日ごろから十分な備えができる人員体制と組織力の強化、地域とのつながりが強靱なものになることを期待しています。市民、行政、議会が力を合わせ、復興に向け歩んでいきましょう。

以上で質問を終わります。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時30分）

○議長

再開いたします。（再開 午前10時45分）

次に、12番井関陽一君。

井関陽一君。

○12番井関陽一君

おはようございます。議席番号12番、会派ころざしの井関陽一でございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

先日の小野議員による代表質問に始まりまして、二宮一朗議員、加藤美香議員、宇都宮久見子議員に続きまして、私で会派ころざしとしましては5人目の質問となりました。平成最後の定例会ということもありまして、会派といたしましては6人全員が質問しようじゃないかということにしておりましたが、提出期限に若干おくれまして、残念ながら5人の質問となりました。

それでは、質問に入らせていただきます。

まずは、復興元年と位置づけられた本年でございますので、災害の復旧・復興について、質問させていただきます。

まず初めに、昨年9月の代表質問で、意向調査を実施し、2年目の完成を目指してまいりますという答弁をいただきました。災害公営住宅、今あるいは復興住宅とも言われる住宅でございますが、要するに、仮設住宅からの移転先について質問いたします。

災害公営住宅の意向調査の結果について、調査の対象者はどの範囲に行われたのか。希望された人数、あるいは希望された戸数はどのぐらいあったのか。

また、その年齢層はどのようになっているのかを、まずお伺いいたしたいと思います。

○議長

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

住宅再建意向調査の結果についてでございますが、市内における半壊以上のり災証明を発行いたしました461世帯を対象にアンケート調査を実施しております。回収率は55.5%で、回答における意向不確定者に対し聞き取り調査を実施し、災害公営住宅への入居を希望されている世帯は、野村地区におけます全壊世帯が24世帯、大規模半壊世帯が2世帯、半壊世帯が9世帯、宇和地区の半壊世帯が2世帯、城川地区の半壊世帯が1世帯となっております。

なお、年齢層につきましては、若い方から高齢者のところまで、幅広い形のご要望ございました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

井関陽一君。

○12番井関陽一君

半壊以上461世帯を中心として、アンケート調査を、意向調査を行ったということで、回収率が55.5%であったということでございますが、その残りの方についても、聞き取り調査をされたということで、全てを網羅されているのかなとは思いますが、もう本当にこれ聞き取り調査も行っていただいているんですが、漏れのないように確実に調査をしていただきたいと思っております。その中で、野村町におきましては全壊24件、大規模半壊2件、半壊が9件の希望が出ているということでしたが、年齢層は若い人からお年寄りの方までであるということでしたが、よその世帯ちょっとわかりませんので、野村におきまして、24、2、9の世帯におきまして、どのような範囲の方、若い方からお年寄りというのは聞いたんですけども、年齢層はどういうふうな分布になっているか、おおよそでわかるようでしたらお教え願いたいと思います。

○議長

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

年齢層別の世帯規模のところにつきましては、後ほどご報告をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長

井関陽一君。

○12番井関陽一君

そしたらあとで答弁いただけるということでございますので、そちらのときにまた追加質問をさせていただいたらと思っております。

それでは次に、入居要件がどうなっているかということについてお伺いいたしたいと思えます。

つい先日のテレビ放送で、東日本大震災から8年が経過しているんでありますが、応急修理費を使ったために公営住宅に入れないという方が出られておりました。そういう要件が当然西予市においてもあるんだろうと思えますが、今回のこの公営住宅に対する入居要件というものはどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

災害公営住宅につきましての入居要件でございますが、「災害発生時から3年間は災害により住宅を失った者でなければならない」と公営住宅法第24条第2項に規定されております。

また、このたびの災害は、激甚災害に認定されたため、災害時発生から3年間は災害により住宅を失った者につきましては、収入要件はありません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

井関陽一君。

○12番井関陽一君

ただいまの答弁でありますと、3年間は災害によって住宅をなくされた方だったら入れるということで、収入要件とかはないと言われたんですけども、先ほどちょっと紹介しましたように、応急修理処置とかをしていても入居は可能ということではよろしいですか。

○議長

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

今ほどご質問がありました応急処理等の実施をされていても入居は可能であるというところでございます。

○議長

井関陽一君。

○12番井関陽一君

ありがとうございました。

ちょっと一安心したわけでございますが、それでは、入居要件といたしましては、今回の被災を受けて住居がなくなっている方であれば、全てOKであるということと理解しましたので、次の質問に移らせていただきます。

それでは建設場所についてお伺いをいたします。建設場所については、どちらを考慮されるのかということと、それとあわせて、何戸の戸数を建てられる予定になっているのか。そしてまた、建て方、いわゆるマンション型といえますか、そういう建て方にするのか、あるいは戸建てにするのか、その辺はどのようにお考えになっておられるか質問させていただきます。

○議長

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

建設予定地についてでございますが、現在、2カ所を検討いたしております。1カ所は太田地区の老朽化している太田団地を取り壊し、その跡地周辺のところを予定地といたしております。もう1カ所につきましては、現在、野村支所周辺で候補地の検討を行っているところでございます。

続きまして、建設予定戸数についてでございますが、30戸から40戸の範囲において検討しているところでございます。

また、建て方につきましては、一戸建てを基本としておりますけれども、建設予定地の地形や面積等を鑑みまして、複層階共同住宅も視野に入れた検討が必要になる場合もあるかと考えております。

以上でございます。

○議長

井関陽一君。

○12番井関陽一君

1カ所は老朽化している太田団地を取り壊し

て、その周辺を考えているということでございましたが、もう1カ所は野村支所周辺でということで、ご答弁いただきました。

その中で、先ほど年齢層におきましては後から答弁をしていただけるということでございましたが、お年寄りの方は、やっぱ市内に買い物、あるいは病院に近いところで建ててほしいというご意見が非常に多いんじゃないかなと思いますので、その辺を考慮して、あとの答弁の中で出てくるのかもしれませんが、その辺も考慮していただいたらと思っております。

それから建て方としては戸建てを基本としますということをお願いしていただきましたが、今つつじ団地におられる方はもともと戸建ての方が多かったと思っております。なかなか団地の中での生活ってというのはストレスもいろいろあるんじゃないかと思っておりますので、できうる限り戸建てのほうで進めていっていただきたいと思っております。建設予定地の形状や面積によって、複層階の共同団地も視野に入れておかなければならないということも言われましたけども、できうる限り戸建てでお願いしたいと思っております。そこをもう一度答弁願ったらと思っております。

○議長

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

建て方につきましては、基本的に先ほども申しましたように戸建てを基本といたしまして、建設予定地のところでは最終的にそういった検討も必要となるかと思っておりますので、その点につきましてはご理解をいただきたいというふうに考えております。

○議長

井関陽一君。

○12番井関陽一君

できうる限り戸建てでよろしく願いしたらと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきますが、自力で家を建てられる方の支援措置はないものでしょうかということなんですけども、国が行う融資制度以外に何かこう西予市独自のものができないかなということで、今、土地開発公社が造成されております土地につきまして、2分の1助成で最高額400万というやつが、議員の中から出

てきまして、今実行されているところでございますが、野村におきましても、恐らく団地造成はされていくんだろうなというふうに考えております。そういうふうになった場合に、このような同じような措置をとっていただけるのかどうか、そういう自分で自前で家を建てられる方の何か助成措置ってというのがないのか、お伺いしたいと思います。

○議長

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

ただいまご質問をいただきました野村地区で計画いたしております、造成団地への住宅再建希望者につきましては、意向調査の結果、集団移転を希望されている方となっております。集団移転を希望されておられる方につきましては、防災集団移転促進事業における取り組みを基本とし、選択肢の一つとして、市単独事業による集団移転につきまして、検討調整をしているところでございます。

市といたしまして、集団移転事業と分譲地購入補助等の重複措置につきましては、検討をいたしていない状況でございます。

答弁とさせていただきます。

○議長

井関陽一君。

○12番井関陽一君

今ご答弁いただいた内容を精査しますと、個人で家を建てたいという方は集団移転の方以外にはおれないというふうに聞かえたわけなんですけど、それで間違いございませんか。

○議長

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

現時点におきます意向調査の結果においては、団地造成地の移転に希望されておられる方につきましては、集団移転を希望されている方のみとなっております。

○議長

井関陽一君。

○12番井関陽一君

集団移転の方だけということでありましたら、格別物申す必要もないわけなんですけど、今後、こういう事例、集団移転ではない方でもそういう団

地に造成されたところを購入したいという意見が出たときには、またこういう支援措置も一緒に考えていただけたらと思います。よろしくお伺いいたします。

それでは次に、農地災害について質問をさせていただきます。今回の災害では激甚指定を受けたわけですが、激甚指定を受けた農地あるいは農用施設、この補助率と地元負担がどのようになっているのかをお伺いいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

ご質問の激甚災害指定を受けた農地、農業用施設災害の補助率及び地元負担金についてご答弁をさせていただきます。

通常の補助率は事業費に対しまして、農地が50%、施設が65%の国庫補助を基本としておりますが、激甚災害の指定を受け、かつ西予市が補助率増高の申請を行った結果、農地が95.1%、施設が98.7%までかさ上げされる見込みとなっております。地元負担金につきましては、西予市農林水産業施設災害復旧事業分担金徴収条例に定めるとおり、補助残高の20%としているところから、今回は農地が0.98%、施設が0.26%となる見込みでございます。

以上です。

○議長

井関陽一君。

○12番井関陽一君

ありがとうございます。

補助率増高申請を行っていただいたということで、その中で、95%、98.7%というような補助対象になったということで、非常に地元としてはうれしく思っております。そしてまた、地元負担におきましては0.98と0.26というような数字で構わないということを今言っていただきましたので、本当に地元としてはうれしく思っている次第でございます。

私の地域といいますか、私の田んぼもある地域なんですけど、宮成地区の川東というところになりますが、そこも全体で30万程度の支払いになるんじゃないかなということをお聞きしておりますが、本当に最初は何百万という単位のお金がいるということで、今後、稲作を続けていくのはもう

無理だという声が非常に多かったわけなんですけど、こういう今回の措置をとっていただきまして、何とかやっていけるんじゃないかなということで、一安心しているところでございます。ただ、今現在すぐには直っていかないということで、31年度は水稻作がつかれないということで、JAとタイアップいたしまして、転作を余儀なくされているのが現状でございます。野村の復興座談会の中でも出されておりましたが、これらの転作に対する独自の補助事業というのはないでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

ご回答が繰り返しになるかもしれませんが、野村の産業復興の会議で申したように、JAとタイアップして転作をしていただくという以外に、今のところ市としての単独のものは考えておりません。

以上です。

○議長

井関陽一君。

○12番井関陽一君

野村の復興座談会から何日かたったので、新しい意見が出るのかなということを少し期待しておったわけなんですけど、本当に努力いただきまして、地元負担金が少なくなっているということで、感謝申し上げたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

この激甚災害の線引きなんですけども、隣の田んぼ同士で、片や激甚指定を受けているからここで、その隣のところは、40万以下ということもあるんじゃないかもしれませんが、激甚指定を受けていない。そういった中で、ここは激甚指定である、ここは激甚指定から外されているというその線引きの仕方っていうのはどういうふうになっているのか、お伺いいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

今ほどの井関議員のご質問でございますが、通告をいただいております質問に対しまして、私どもが考える回答と今、井関議員がおっしゃったことがちょっとかけ離れるかもしれませんが、ま

ずは、激甚災害の線引き、このようになっているというようところで回答を作成しておりますので、まずそちらのほうの回答をさせていただきます。

激甚災害の線引きはどのようにして決定されているのかというご質問についてですが、激甚災害制度は、激甚災害に対処するための特別の財政援助などによる法律に基づく制度であり、政府は、激甚災害に基づき、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ該当災害による地方財政の負担を緩和し、または、災害者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議の意見を聞いた上で、基準をもとに、政令でその災害を激甚災害及び局地激甚災害として指定することとなっております、というのが当初の私どもがお受けした、私どもが井関議員の質問に対して、国がどのように激甚の指定をするのかという回答を今したところでございますが、先ほどの質問はちょっと違ったように思いますので、激甚災害の基準で40万円という部分があります。40万円を超えると公共債になりまして、先ほどのパーセントの災害の基準になるわけですが、それ以下と激甚災害との区別につきましては、7月の災害発生以来、私どもの職員が、約700から800の現場を見させていただきまして、横断等をとった上で、この災害は40万になるなど、超えるなど、超えないなどという判断をさせていただいております。そういった中で、先般の三瓶の災害復興会議の中の区長からの意見で、公共債にならないと言われたけど、業者は250万の見積もりが出てきたというような質問がございまして、私もうちの職員が間違っとなるのかなと思って、ちょっと次の日に再度確認を行ってこれというようなことで、行ってもらったわけですけど、その中で、今回のその災害の査定という部分では、やっぱり基本が災害の復旧のみについて、現状に戻すこと、しかも、その上で一番安い工法でしなさいというような部分で、うちの職員が40万円以下であるというような判断をして公共債になりませんという判断をしております。ただし、先ほども申し上げましたように、700件からの農地、施設を見ておりますので、その中では、やはり職員の計算ミスであったり、人間でありますので、間違いが起きるとる場合もあるかもしれませんので、そう

いったところはやっぱり地元からもう1回、これはどうなんだろうというお尋ねをいただくと、うちの職員を行かします。そういう意味で、議員の皆様にも地元の方からそういう声が上がった場合には、私か、農業水産課にお尋ねをいただくと、現場へ向かいまして再度検討させていただきますので、そのようにお願いを申し上げます。

○議長

井関陽一君。

○12番井関陽一君

当初の質問の内容から、推察していただいた中では、国の指定がどうなっているかということに対して答弁をいただいたようでございますけども、実際現場のほうで考えていたのは、後から答えていただいたほうの質問でございまして、今の40万の差がってというのがあったわけなんですけど、次の質問とも関係するわけでございますけども、実際の話、その40万を超えた場合には、激甚指定として対応をしていただけるというふうに考えてよろしいんですか。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

そのとおりでございます。

○議長

井関陽一君。

○12番井関陽一君

ありがとうございました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

先ほどからの話の中でも出してありますが、その激甚指定から漏れたちょうど隣の余り被害が大きくないというところにおきまして、その激甚指定を受けたところが50万、60万であったとしても、個人負担といえますか、それはもう微々たる数字になってくると思います。

しかし、隣のところは40万であったとしても、8割の補助があったとしましても、何かそういう状態になると思いますので、その逆転というのが起こってくるんじゃないかなということで、私この質問を出したときには、何とか今の50%ではなくって、もうちょっとかさ上げしてほしいということをお願いしたわけなんですけども、もう既に80%にあげていただいておりますので、今回の広報紙と一緒に配られたチラシの中にも入っており

ました。そういうところで、本当に先に対応していただいたということで、非常にうれしく思っているのですが、その8割の中で、今言いましたように、隣同士で片や激甚に指定されているから、その逆転が起こる可能性が今出てきとるんじゃないかなと思うんですが、その辺の対応は考えておられますか。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

逆転と言われますのは、例えば40万やったときには80%で32万見ますよと、50万のときには98%、ちょっと暗算ようしませんが、になりますよと、その逆転の意味でございましょうか。それは、どうしてもうちのほうも50%を80%まで、今回の7月豪雨に限りということで、上げさせていただきましたので、その逆転現象につきましては、ご了承いただきたいと、ご勘弁をいただきたいというのが本心でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

井関陽一君。

○12番井関陽一君

くどいようなんですけども、言ったら、隣同士で30万ぐらいの災害が四つぐらいあって、それをまとめて工事をすることになると120万とかいうような数字が出てくると思うんですが、そうなった場合には対応できるかどうか、お願いしたいと思います。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

結論から言いますと対応できると思います。現在、公共債で認めておる私どもの数字が292件でございますが、その中には3件分を1と数えて292という数字で、ちょっときのう担当者で雑談で話した中では、292のうち600以上場所はあるんじゃないろうかというようなことなので、うちの職員としても、とにかく公共債で、40万円以上でとれる災害については漏れなくとってくださるんだらうと思っております。

以上です。

○議長

井関陽一君。

○12番井関陽一君

ありがとうございました。

この40万以下の分に関しましても80%ということで周知徹底をしていただきまして、4月末までということでございますので、ここで改めて皆様にお知らせしとったと思います。ぜひ、自分ところの状態を把握されて、申し込みをされたいんじゃないかなと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、電源確保でございますが、以前にも一般質問で、電源確保につけて建設業者と災害時協定を結んでおいたらいんじゃないかなという質問をさせていただきましたが、その折りにも前向きな検討をしていきますという答弁をいただいております。

しかし、今回の7月豪雨におきましても、電源確保ができておらず、搾乳をすることが困難になったりとか、あるいは牛乳を冷やすことができなくて、恐らく50トン以上破棄されたんじゃないかなと思いますが、北海道のブラックアウトと申しますか、停電あるいは、西日本豪雨による停電によりまして、国も発電機の重要性というのを非常に感じられて、今回補助事業が出されました。そういう中で、西予市の酪農家の方も個人対応で、国の事業によって整備されたということも聞いておりますが、全員が全てそれで対応できるというわけではございませんので、電源確保対策としまして、やはり、地域の建設業者であつたりとか、あるいは、もう発電機を持たれている方と災害時における協定を結んで、こことこことこの農家はここの業者に行つて電源を借りてくださいよ、というようなことができておれば、スムーズに、停電が起こったときの対応ができるんじゃないかなと思うんですが、その辺の対応について、どういってお考えを持っておられるか、お伺いいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

昨年の記録的な豪雨に伴う停電は、県内乳量の5割を生産する県下最大の畜産業を誇る当市におきましても、大きな影響を及ぼし、市内酪農家の約73%に当たる36戸において、生乳の品質管理ができなくなり、市内生産量の1.5日分に相当する

約63トンが出荷できず廃棄となりました。

こうした事態を避けるためには、各酪農家への非常用電源の設置や電源切りかえ開閉器等の整備が望まれるところではあります。

今回、災害を契機に、国による補助制度を含め、広く周知をしたところ、15件の申請があり、収入総括責任者でもあります、東宇和農業協同組合において、緊急時における搾乳継続計画を策定の上、申請書を提出しております。この件数は15件申請をしております。

一方で必要とされる非常用電源装置は、高額で平常時には使用されないこともあり、全酪農家の設置まで機運が拡大するかは不透明な状況でございます。今回の事態では、酪農家や関係機関の早急な対応や要請を受けた地元業者などの協力により、搾乳に必要な最低限の電源は確保できたので、乳牛のへい死といった最悪の事態は免れたものの、今後も起こり得る局地的な豪雨による停電も含め、エリアごとの必要台数や確実なバックアップ体制を整備しておく必要があると考えております。既に、地元業者と申し合わせにより対応されている酪農家もありますが、今後は、建設業者等への貸与も視野に入れながら、酪農業に特化した総合協定や使用貸借に向けて、さらなる協議が必要であります。

また、貸与やリース調達などを基軸とした具体的な確保計画についても、各関係機関や各種団体等との協議を進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご指導、お力添えをお願い申し上げます。

最後に、県として県全体の取り組みや支援も重要になることから、非常時における円滑な資機材の調達や体制づくりを策定するよう県酪農協同組合連合会等に依頼をされたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

井関陽一君。

○12番井関陽一君

ただいま詳細に述べていただきました。

今回の国の事業に対しまして、15件申請が上がっているということで、今西予市の中も酪農家の戸数も減ってきておまして、15件と言えば、もうほぼ3分の1の農家数に当たるんじゃないかなと思いますが、それ以外にも、恐らく個人で対応

されている方もおられると思いますので、恐らく半分近くはこれで対応できているのかなという気がいたします。そうなりますとあと残り半分でございますので、より細かな提案ができるんじゃないかなと思いますので、各業者と綿密な計画を練っていただきまして、本当に今言われましたように、反対に酪農家が電源を確保したら、それを業者に貸し出す、あるいは使っていただくということも今言っていただきましたけど、そういうことも含めて対応ができるんじゃないかなと思いますので、酪農家だけのメリットではなく、業者にもメリットが出てくるような方向性で、ぜひ早く協定を結んでいただきたい。その作業を1日も早く行っていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

それでは、最後の質問でございますが、本来なら平成30年度から取り組まれる予定となっております小規模多機能自治について、お伺いをしたいと思っております。

以前、香川県の三豊市を視察しました折に、地域内分権推進交付金制度、いわゆるまちづくり推進隊活動について質問をしたことがございます。その中で、自治センターのようなものをつくって、経済活動ができるようにしたいというご答弁をいただいております。今回、会派にて、対馬市の地域マネージャー制度について研修をいたしました。これは、部長以下300人が地域マネージャーとして着任しているもので、25校の校区に対しまして、リーダーを置き、行政区単位に数名の職員を配置するというものでございましたが、これがいいのか悪いのかはわかりませんが、地域の声を拾い上げるという意味では、非常にいい制度ではないかなと感じたところでございます。

ただ、これと先ほど言いました三豊市のものとはちょっとかけ離れているところがございまして、私としましてはいいところ取りをしていく必要があるんじゃないかなと感じているところでございます。

市長もかねがねから小規模多機能自治をやっていくんだという強い思いは聞いておるわけなんでございますが、この小規模多機能自治を行っていく上に関しまして、この地域マネージャー制度は取り入れられるところがあるのかなのか、その辺のご見解をお聞きしたいと思います。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいまの井関議員の地域づくりマネージャー制度の導入はできないかというご質問でございますけれども、今ほど議員からございましたように、対馬市におきましては、平成21年度から25の旧小学校区を一つのブロック単位といたしまして、校区内にリーダーを1名、サブリーダーを若干名、その下に各行政区に複数名の担当職員を配置し、地域の身近な課題解決や地域の将来像を描いた地域づくり計画の策定のお手伝いなど、地域と行政を結ぶかけ橋として、地域住民の行政の協働を目的とする制度でございました。この対馬市では、部長級を含めますほぼ全ての一般職員、これ300名と書いてありましたが、この職員が地域マネージャーに着任をしております。対馬市の地域づくりや自治会支援への熱意がうかがえるところであります。

一方、当市の取り組みでございますけれども、ご承知のとおり、地域の自主・自立によります地域づくりの推進を図るため、平成23年度より、地域発「せいの地域づくり」事業を実施しております。当初より、27の旧小学校区ごとに2名程度の地域担当職員を配置して、地域づくり組織と市が連携しながら、地域づくりを推進するパートナーとして活躍をしているところであります。

対馬市との違いにつきましては、先に述べましたとおり、当市が旧小学校区ごとに認定した地域づくり組織単位に担当職員を配置しておりますけれども、対馬市は、行政区180ありますけれども、行政区ごとに担当職員を配置し、地域にとっては、本当に手厚い制度だというふうに感じております。

この対馬市の取り組みを当市に当てはめることはできないかのご質問でございますけれども、この件につきましては、これから検討する必要がありますけれども、今回の災害によりまして、2年先送りの事業となりました。この小規模多機能自治活動拠点施設整備事業、通称、公民館の自治センター化についてでありますけれども、これを推進するに当たりましては、住民への理解や細部に至る要望などを反映させ、慎重に進めていか

なければならない取り組みであると考えております。

また、対馬市は、300名ほとんどの職員を配置しておりますけれども、これを西予市に置きかえますと、西予市においては約300強の行政区に同等の職員を配置した場合は600名の職員が必要となるということでございますので、そこら辺も勘案しながら、慎重に進めていく必要があるというふうに思います。対馬市の制度のような、地域住民の傍らで耳を傾け行政が近くなったと評価していただけるような仕組みづくり、この件につきましては、必要であると強く思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

井関陽一君。

○12番井関陽一君

今答弁いただきましたように、西予市においてこれを行うとすると600人の職員が必要であるということで、なかなか600人を全て行政区に充てていくというのは大変ではないかなとは思いますが、小規模多機能自治を行っていく上で、自治センター化して、そこに事務局的な方を置いて、それで動くというようになったときに、やはり今のアドバイスをできる職員っていうか、そういうのが必要になってくるんじゃないかなと思います。そういうときに、ここまで徹底した割り振りをする必要もないんだと思いますが、今2名ずつ27校区に充てていると言われましたけれども、この辺をどういうふうに改革していくのか、あるいはもうその今の地域づくり交付金におきましても、手上げ型において温度差が各地域によって出てきているのが現状だと思いますので、その温度差を少しでもなくしていくことができるような格好で、自治センターの運営ができていければいいのかなというふうに思います。その辺を考慮して、今後、小規模多機能自治の運営に関して考慮していただいたらと思っております。

昨日二宮一朗議員より市民への声の対応について、それを明日、小規模多機能言うから井関君頼まいて言われたんですけども、ちょっと話の内容が違いますので、そういうふうにはいかなと思います。市民の声をSNSを通して自治センターに集約するのであれば、逆に、行政に全てを

集中さすのではなく、自治センターにおいてその内容をそしゃくした中で、それから行政に伝えることができれば、もっと有効な方策として動いていけるんじゃないかなと思いますので、その辺も考えていただけたらと思います。

それからまた、小規模多機能自治の自治センターの仕事としまして、除雪事業とか、簡易な崩落土の除去、あるいは路肩の草刈り、こういったような事業をそこの自治センターに任すというような方向で、そこで経済活動ができるような方向を考えることができないかなというふうに今思っているところでございます。

小規模多機能自治に関しましては、2年間の延期ということではございますが、私はお金が必要なことに関しましては、延ばしても全然構わないと思うんですが、こういった構想を練っていくとか、住民説明をしていくということに関しましては、2年間延期する必要は一つもないんじゃないかなと思っておりますので、その辺も含めて、この小規模多機能自治の将来像をどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいまの井関議員のご質問にお答えをいたします。

この自治センター化へ向けての将来像ということですが、まず、今ほど言われました自治センター化の取り組み、2年間先延ばしということにしておりますけれども、2年先ということにはちょっと期間的には長いというふうに我々も感じているところでございます。そういったことから、まず先に、公民館主事全体で研修会等を計画しまして、意識の統一をまず図っていききたい、いわゆる31年度につきましては準備期間にしたいというふうに考えているところであります。

また、先ほど除雪であるとか、自治センター化の機能というか、そこら辺の考えも述べていただきましたけれども、当市が考えております、この自治センター化の機能につきましては、いわゆる住民主体性のある地域づくり活動、それから、行政の総合相談窓口、この二つの機能を充実させたいというふうに考えております。そして、そこではこれまで制限のありました、先ほど議員言われ

ました経済活動などもできるようになり、将来的にはセンターの中に、地域の直売所など、例えばですけれども、そういったものが運営されるなど、さまざまな展開が予想されるんじゃないかというふうに思っております。

この自治センター化につきましては、市民の皆様にとりまして、自分たちがやりたい活動を実践する場になろうかというふうに思っておりますけれども、このやりたい事業を企画、運営していくには、いろんな話し合いも必要になってくるというふうに思います。この活動が、地域力の発展となり、魅力ある地域の創造につながるのではないかというふうに思っております。

現在、この事業は、ご承知のとおり計画の段階でありますので、今後は、市民の皆様のご意見を広く募りまして、進めていきたいと思っております。それから自治センターを中心とした暮らしの便利が保てる環境づくり、こういったものを目指していきたいというふうに思っておりますので、また、議員各位におかれましても、今後とも、ご理解、ご支援、ご協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

井関陽一君。

○12番井関陽一君

ありがとうございました。

まだ策定されていない状態の中での質問でございますので、将来ビジョンといたしてもなかなか難しいところはあるとは思いますが、その中でも、自治センター化が、市民が主役になれる場ということを先ほど言っていただきましたので、本当に住民が主体となって動かしていけるような自治センター化になればいいかなというふうに私も思っております。

今後、市民の意見を十分に取り入れていただきまして、また、これは、各地域によって自治センターがいろいろな形があっていると思いますので、その地域に合わせた自治センター化に持っていただきたいと思いますようお願いいたします。一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

井関議員からご質問いただいております、野村地区における災害公営住宅の入居希望者の年齢分布でございますけれども、アンケート調査での希望件数は23件となっております。残り12件につきましては、聞き取り調査という形での結果となっておりますが、アンケート調査の部分につきましては、年齢層を確認しておりますが、聞き取りの12件につきましては、年齢のところの確認がございませんので、アンケート調査の23件についての年齢構成の報告をさせていただきます。

30代の方につきましては2世帯、40代の方につきましては3世帯、50代の方につきましては3世帯、60代、70代、80代以上、それぞれ各5世帯というような状況となっております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長

ただいま追加の答弁が岩瀬部長からありました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

明日3月7日は午前9時より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時34分

第 4 日

3月7日（木曜日）

平成31年第1回西予市議会定例会会議録(第4号)

- | | | | |
|--------------|-----------|---------------|-----------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 平成31年3月7日 | 明 浜 支 所 長 | 山 下 玉 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 野 村 支 所 長 | 土 居 眞 二 |
| 1. 開 議 | 平成31年3月7日 | 城 川 支 所 長 | 篠 藤 義 直 |
| | 午前 9時00分 | 三 瓶 支 所 長 | 中 須 賀 敏 幸 |
| 1. 散 会 | 平成31年3月7日 | 消 防 本 部 消 防 長 | 佐 藤 克 也 |
| | 午後 2時41分 | 総 務 課 長 | 山 住 哲 司 |

1. 出 席 議 員

- 1 番 宇都宮 久見子
- 2 番 信 宮 徹 也
- 3 番 宇都宮 俊 文
- 4 番 加 藤 美 香
- 5 番 中 村 一 雅
- 6 番 河 野 清 一
- 7 番 佐 藤 恒 夫
- 8 番 山 本 英 明
- 9 番 竹 崎 幸 仁
- 10 番 小 玉 忠 重
- 11 番 源 正 樹
- 12 番 井 関 陽 一
- 13 番 菊 池 純 一
- 14 番 中 村 敬 治
- 15 番 二 宮 一 朗
- 16 番 兵 頭 学
- 17 番 小 野 正 昭
- 18 番 宇都宮 明 宏
- 19 番 森 川 一 義
- 20 番 藤 井 朝 廣
- 21 番 酒 井 宇 之 吉

1. 欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------|-----------|
| 市 長 | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長 | 宗 正 弘 |
| 教 育 長 | 保 木 俊 司 |
| 総務企画部長 | 三 好 敏 也 |
| 会計管理者 | 山 口 正 人 |
| 医療介護部長 | 山 岡 薫 彦 |
| 産 業 部 長 | 酒 井 信 也 |
| 建 設 部 長 | 岩 瀬 布 二 夫 |
| 生活福祉部長兼 | |
| 福祉事務所長 | 藤 井 兼 人 |
| 教 育 部 長 | 高 橋 司 |

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 道 山 升 文
議 事 係 三 好 祐 介

1. 議 事 日 程

別紙のとおり

1. 会 議 に 付 し た 事 件

別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過

別紙のとおり

議 事 日 程

- | | | | | | | |
|---|-----------|---|--|-----------|--|---------------------------------------|
| 1 | 一般質問 | | | | | |
| 2 | 議案第 1 号 | 西予市図書交流館条例制定
について | | | 置基準及び資格基準並びに
水道技術管理者の資格基準
に関する条例の一部を改正
する条例制定について | |
| | 議案第 2 号 | 西予市運動公園条例制定に
ついて | | 議案第 1 5 号 | 西予市病院事業職員の諸手
当に関する条例の一部を改
正する条例制定について | |
| | 議案第 3 号 | 西予市部設置条例の一部を
改正する条例制定について | | 議案第 1 6 号 | 西予市野村介護老人保健施
設つくし苑職員の特殊勤務
手当に関する条例の一部を
改正する条例制定について | |
| | 議案第 4 号 | 西予市投票管理者等の報酬
に関する条例の一部を改正
する条例制定について | | 議案第 1 7 号 | 西予市火災予防条例の一部
を改正する条例制定につい
て | |
| | 議案第 5 号 | 西予市議会の議員及び長の
選挙における公費負担に関
する条例の一部を改正する
条例制定について | | 3 | 議案第 1 8 号 | 西予市游の里健康センター
の指定管理者の指定につい
て |
| | 議案第 6 号 | 西予市生活交通バス条例の
一部を改正する条例制定に
ついて | | | 議案第 1 9 号 | 西予市游の里デイサービス
センターの指定管理者の指
定について |
| | 議案第 7 号 | 西予市災害弔慰金の支給等
に関する条例の一部を改正
する条例制定について | | | 議案第 2 0 号 | 西予市游の里ふれあい広場
の指定管理者の指定につい
て |
| | 議案第 8 号 | 西予市家庭的保育事業等の
設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正
する条例制定について | | 4 | 議案第 2 1 号 | 西予市過疎地域自立促進計
画の変更について |
| | 議案第 9 号 | 西予市放課後児童健全育成
事業の設備及び運営に関す
る基準を定める条例の一部
を改正する条例制定につい
て | | 5 | 議案第 3 3 号 | 平成 3 1 年度西予市一般会
計予算 |
| | 議案第 1 0 号 | 西予市保育所条例の一部を
改正する条例制定について | | 6 | 議案第 3 4 号 | 平成 3 1 年度西予市住宅新
築資金等貸付事業特別会計
予算 |
| | 議案第 1 1 号 | 西予市物産会館条例の一部
を改正する条例制定につい
て | | | 議案第 3 5 号 | 平成 3 1 年度西予市育英会
奨学資金貸付特別会計予算 |
| | 議案第 1 2 号 | 西予市営土地改良事業分担
金徴収条例及び西予市県営
土地改良事業分担金徴収条
例の一部を改正する条例制
定について | | | 議案第 3 6 号 | 平成 3 1 年度西予市国民健
康保険特別会計予算 |
| | 議案第 1 3 号 | 西予市あけはまオートキャ
ンプ場条例の一部を改正す
る条例制定について | | | 議案第 3 7 号 | 平成 3 1 年度西予市後期高
齢者医療特別会計予算 |
| | 議案第 1 4 号 | 西予市布設工事監督者の配 | | | 議案第 3 8 号 | 平成 3 1 年度西予市介護保
険特別会計予算 |
| | | | | | 議案第 3 9 号 | 平成 3 1 年度西予市農業集
落排水事業特別会計予算 |
| | | | | | 議案第 4 0 号 | 平成 3 1 年度西予市公共下
水道事業特別会計予算 |
| | | | | | 議案第 4 1 号 | 平成 3 1 年度西予市簡易水
道事業特別会計予算 |

- 議案第 4 2 号 平成 3 1 年度西予市水道事業会計予算
- 議案第 4 3 号 平成 3 1 年度西予市病院事業会計予算
- 議案第 4 4 号 平成 3 1 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
- 7 陳情第 1 号 後期高齢者の窓口負担の見直しにあたり、原則 1 割負担の継続を求める意見書の提出を求める陳情書

本日の会議に付した事件

- | | | | | | | |
|---|-----------|---|--|-----------|--|-------------------------------|
| 1 | 一般質問 | | | | | |
| 2 | 議案第 1 号 | 西予市図書交流館条例制定について | | | 置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第 2 号 | 西予市運動公園条例制定について | | 議案第 1 5 号 | 西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第 3 号 | 西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 1 6 号 | 西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第 4 号 | 西予市投票管理者等の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 1 7 号 | 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第 5 号 | 西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について | | 3 | 議案第 1 8 号 | 西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について |
| | 議案第 6 号 | 西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について | | | 議案第 1 9 号 | 西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について |
| | 議案第 7 号 | 西予市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について | | | 議案第 2 0 号 | 西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について |
| | 議案第 8 号 | 西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について | | 4 | 議案第 2 1 号 | 西予市過疎地域自立促進計画の変更について |
| | 議案第 9 号 | 西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について | | 5 | 議案第 3 3 号 | 平成 3 1 年度西予市一般会計予算 |
| | 議案第 1 0 号 | 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について | | 6 | 議案第 3 4 号 | 平成 3 1 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 |
| | 議案第 1 1 号 | 西予市物産会館条例の一部を改正する条例制定について | | | 議案第 3 5 号 | 平成 3 1 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算 |
| | 議案第 1 2 号 | 西予市営土地改良事業分担金徴収条例及び西予市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について | | | 議案第 3 6 号 | 平成 3 1 年度西予市国民健康保険特別会計予算 |
| | 議案第 1 3 号 | 西予市あけはまオートキャンプ場条例の一部を改正する条例制定について | | | 議案第 3 7 号 | 平成 3 1 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算 |
| | 議案第 1 4 号 | 西予市布設工事監督者の配 | | | 議案第 3 8 号 | 平成 3 1 年度西予市介護保険特別会計予算 |
| | | | | | 議案第 3 9 号 | 平成 3 1 年度西予市農業集落排水事業特別会計予算 |
| | | | | | 議案第 4 0 号 | 平成 3 1 年度西予市公共下水道事業特別会計予算 |
| | | | | | 議案第 4 1 号 | 平成 3 1 年度西予市簡易水道事業特別会計予算 |

- 議案第 4 2 号 平成 3 1 年度西予市水道事業会計予算
- 議案第 4 3 号 平成 3 1 年度西予市病院事業会計予算
- 議案第 4 4 号 平成 3 1 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
- 7 陳情第 1 号 後期高齢者の窓口負担の見直しにあたり、原則 1 割負担の継続を求める意見書の提出を求める陳情書

開会 午前9時00分

○議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。

これより本日の会議を開きます。

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

改めましておはようございます。

昨日、井関陽一議員からの一般質問におきまして、私が答弁させていただきまして、災害公営住宅への入居要件に誤りがございますので、おわびして訂正をさせていただきます。

災害公営住宅への入居要件につきましては、「半壊以上のり災証明を受けられた方で、住宅を修繕された方についても入居可能」と申し上げましたが、規定答弁のとおり、「災害発生から3年間は災害により住宅を失った者」とされておりますので、「り災証明における全壊の方と、災害によって住宅を取り壊さなければならなくなった方」が正しい入居要件であります。被災した住宅が存在する場合につきましては、災害公営住宅への入居ができないこととなりますので、このたびの訂正につきまして深くおわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

○議長

災害が起きて8カ月が過ぎようとしておりますが、なかなかまだ復興半ばでございます。議員各位、市民、行政が一丸となって復旧と復興に向かって頑張っていきたいと思っておりますので、ご協力をお願い申し上げます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長

日程第1、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、2番信宮徹也君。

2番信宮徹也君。

○2番信宮徹也議員

改めましておはようございます。議席番号2番信宮徹也です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通

告書、会議規則、申し合わせ事項に基づきまして一般質問をいたします。

本日は、大まかに2点。森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）についてと、生態系保全の中からツルやコウノトリと人との共生について、この2点についてお伺いいたします。

森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）についてでございますが、昨年末の平成30年度税制改正の大綱において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設が決まりました。どちらもまだ審議中の税で仮称なのですが、なぜ本決まりでないものを今取り上げなければいけないのかということは、後ほど明らかにしていきたいと思っておりますので、ご容赦願いたいと思いません。

まず、森林環境税（仮称）の導入における経緯と目的について、お伺いをしたいと思います。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

改めましておはようございます。

信宮議員、仮称という言葉をつけられましたけど、ちょっと私のほうずっと仮称言い続けたいけませんので、抜かして答弁をさせていただきます。

信宮議員からご質問のありました森林環境税の導入における経緯と目的について、答弁をさせていただきます。

政府は、平成31年度税制改正の大綱について、平成30年12月21日に閣議決定をしたところでございます。また、これに先立ち、平成31年度税制改正大綱が平成30年12月14日に取りまとめられたところであり、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から森林環境税及び森林環境譲与税を創設するための税制上の措置を講ずることとしております。

現在、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案については、今国会、第198回で審議中でございます。森林環境税は平成36年度から課税されるもので、国税として、都市、地方を通じて国民一人ひとりがひとしく負担を分かち合って、国民みんなで温室効果ガスの吸収減等として、重要な役割を担う森林を支える仕組みづくりの財源として徴収されるものとされております。

しかし、森林現場における諸問題は早期に対応する必要があることから、国が借り入れを行い、時期を前倒して、平成31年度から市町村及び都道府県に森林環境譲与税として譲与されることとなっております。

その森林環境譲与税の使途といたしましては、森林整備及びその促進に関する費用であります。具体的には、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、森林所有者の責務の明確化、新たな森林管理の仕組みづくり、所有者不明森林に係る措置などがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

信宮徹也君。

○2番信宮徹也議員

森林の有する地球温暖化防止や災害防止、国土保全、水源涵養等のさまざまな公益機能は市民に広く恩恵を与えるものであり、適正な森林の整備等を進めることは、西予市ひいては市民を守ることにもつながると思います。

2015年の農林業センサスによりますと、西予市の森林面積は3万8548ヘクタール、西予市全体の面積から見ますと、4分の3が森林であることがわかります。この議場の広さを西予市の面積に例えますと、森林の面積はちょうど右左のモニターを挟んだところから後が全て森林ということになり、私たちはふだんから森林に抱かれて生活していることとなります。

これだけ広いので、当然ながらたくさんの森林所有者がいらっしゃると思いますが、相続ができていなかったり、中には所有者不明の山林も多々あったりすると思いますが、答弁にありましたように、森林所有者の責務の明確化、新たな森林管理の仕組みづくり、所有者不明時にかかわる措置とはどういうことなのか、具体的にお願いいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

お尋ねの一つ目の森林所有者の責務の明確化についてでございますが、森林所有者は、所有者として森林を適切に経営管理する責務があることを森林経営管理法第3条第1項に規定し、その旨を明確化しているといった趣旨でございます。

二つ目の新たな森林管理の仕組みづくりについてでございますが、国の示す指針では、森林所有者に適切な森林の経営管理を即するため責務を明確化し、森林所有者みずからが森林管理できない場合には、その森林を市に委ねていただき、経済ベースにのる森林については、意欲と能力のある林業経営者に経営を再委託するとともに、自然条件から見て、経済ベースでの森林管理を行うことが困難な森林などにつきましては、市が公的に管理を行うといった仕組みでございます。

3点目の所有者不明森林に係る措置と申しますのは、所有者不明森林につきましては、公告、裁定を経た後に、同意したとみなされた場合には、経済ベースにのる森林につきましては、意欲と能力のある林業経営者に経営を再委託するとともに、自然条件から見て、経済ベースでの森林管理を行うことが困難な森林等については、市が公的に管理を行うことを言っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

信宮徹也君。

○2番信宮徹也議員

西予市の森林に限りませんが、本来、間伐や皆伐、全て伐採する時期になっても、木材価格の低迷の影響なのか、適正な管理ができていない山林が多いように思います。新たな税と、答弁にありました新たなシステムで適正な森林管理が進むことを期待しています。

次に、今回質問します国の森林環境税とは別に、愛媛県は独自に森林環境税を平成22年から徴収していると思いますが、今回の国が創設する森林環境税との兼ね合いはどういったものになるのか、お伺いをいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

ご質問のありました愛媛県森林環境税との兼ね合いについて、ご答弁を申し上げます。

愛媛県の森林環境税は森林を守り、健全な姿で次世代に引き継ぐため、森林環境の保全と森林と共生する文化の創造を目的として、平成17年度に創設されております。

森林環境税を活用した事業は、大きく分けて二つあり、愛媛県が森林環境税の目的を達成するた

め、用途を定めて県内各地で実施する県指定事業と、県民及び市町が企画し立案して実施する活動を支援する公募事業がございます。当市では、この公募事業に平成23年度から平成30年度まで、木をつかう活動として、木質ペレット生産利活用促進事業に応募して採択をされておりましたが、平成31年度から森林環境譲与税が市に譲与されるため、県森林環境税を活用した事業から、市が企画立案する市町提案公募事業が廃止される予定とされておりまして、この事業を活用していた西予市産木質ペレット及びペレットストーブの購入の補助につきましては、市に譲与される森林環境譲与税の活用を検討しております。

また、国、県の動向を注視し、市内の関係団体や県とも連絡を密にして、森林整備そのもののほか、木材利用促進及び木育推進への活用を検討し、西予市に合った森林管理の仕組み、ビジョンをつくっていく必要があると強く感じているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

信宮徹也君。

○2番信宮徹也議員

答弁からいたしますと、愛媛県から配分される森林環境税と国からの今回の森林環境譲与税と二本立てになるのだと思いますが、県からの森林環境税の予算額や今後の見通しを具体的にお願いいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

今後の見通しでございますが、平成29年度予算額は、県指定事業が5億5329万円でございます。公募事業が2700万円でございます。県指定事業は、担い手育成、有害鳥獣捕獲など森をつくる活動、公共施設木材利用推進、えひめ材住宅普及啓発など、木をつかう活動、森林体験など森とくらす活動と多岐にわたっております。公募事業は、西予市産原木きのこ栽培など、県民活動提案型が46件、市町提案型が7件でございます。

国の森林環境譲与税は市町村が主体となって実施する事業の財源であるため、愛媛県の森林環境税とすみ分けができ、国や県はこれらの継続を念頭に置いているものと思われま

す。

○議長

信宮徹也君。

○2番信宮徹也議員

愛媛県の森林環境税と国の譲与税とすみ分けができるということでありましたが、西予市産木質化ペレット事業やペレットストーブの購入補助につきましても、これまでずっと継続していますので、また新たな譲与税を活用して継続していただきたいと思います。

次に、西予市に交付される国の森林環境譲与税について、その額は大体幾らぐらいになるのか、お伺いしたいと思います。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

ご質問のありました西予市に交付される森林環境譲与税額について、答弁をいたします。

現時点で検討されております基準に基づく西予市の譲与税試算では、初年度の平成31年度が約3000万円、段階的に増額となり、満額支給となる平成45年度以降は約1億円を見込んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

信宮徹也君。

○2番信宮徹也議員

31年度から約3000万円から始まり、段階的に増額となり、満額になると約1億円になるとのことでした。森林環境税は個人住民税の均等割の納税者から、1人年間1,000円を徴収することになると思いますが、納税義務者が全国で約6000万人いますので、税の規模としては約600億円になると思います。この600億円を全国に配分することになるのですが、西予市に配分する基準といえますか、譲与の基準について、お伺いをいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

ただいまご質問の基準でございますが、私有林人工林面積割が50%、林業就業数割が20%、人口割が30%でございます。

ただし、私有林人工林面積割につきましては補正率がございます。林野率が85%以上で1.5倍、林野率が75%以上85%未満で1.3倍でござい

す。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

信宮徹也君。

○2番信宮徹也議員

林野率75%以上で、交付額が1.3倍になるとのことでしたが、西予市の林野率は、現在74.9%、これは、2015年の農林業センサスを基準にしていると思いますので、もっと細かく小数点以下2けたまで計算しますと74.95%になると思います。75%にわずか0.05%足りません。あと28ヘクタール森林があると、林野率が75%を超えて、1.3倍の交付が受けられるようになると思います。今から28ヘクタール植林せよと言っても無理なのですが、実は西予市は林野率が75%を超えている可能性があると思っています。

これは地目が田んぼで、そこに植林してある面積が西予市農業委員会が把握しているもので約60ヘクタールあります。農業センサスの回答をする折に、地目が田であるために林地に入っていない面積があるのではないかと考えています。以前の米の生産調整、いわゆる減反、転作では、転作する面積を割り当てられていて、多い時期には水田面積の半分近くが水稻を作付できない時代があり、割り当て以上に水稻を作付するとペナルティーがありました。

しかし、田んぼに植林されているところは、転作とみなされ、植林されている田んぼが減反政策にとって重宝な時代がありましたが、昨年からは、実質米の生産調整は廃止され、努力的な目標も面積ではなく、米の生産数量で配分されるため、現在では、植林されている田んぼを地目が田のままにしておく必要もなくなりました。植林されている田んぼ60ヘクタールをそのまま林野として認めてもらえば話は早いのですが、農業センサスの調査は、個人で記入したものを集計するため、難しいのではないかと思います。

それでは、次の2020年農林業センサスまでに、植林してある60ヘクタール分について、地目を山林に変えてもらうなり、地目が田でも植林されていれば正確に山林の面積を記入してもらうなど、促してはどうかと思います。そうすれば、西予市の林野率は75%を超える状態になる可能性があると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

ただいまの信宮議員のご指摘のとおりだと思っております。

ただし、今現在、まだ農業センサスの数字を基準にするということがはっきり決まっていないところはご承知おきをしていただきたいと思います。

それから私も若いころに企画課におったときに、統計調査の事務をやらしていただいたことがあります。国勢調査におきましても、1人幾らかの交付税というようなことで、当時の町長から1人でも残さず調査せよというようなことを言われたと記憶しております。

そういった中では、来年2月に農業センサスがあるわけですが、その中で、調査員とか指導員に、このような環境譲与税にも関連しますので、正確に書いてくださいというような指導をしていけば、先ほど言われたぐらいの数字、0.05%ぐらいですかね、はひょっとしたらクリアするのかもしれないので、そこら辺は周知をしたいと思います。

また来年度のことなので、4月に担当者が決まりましたら、私からそのような申し送りをおきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

信宮徹也君。

○2番信宮徹也議員

昨年、政務活動費を使って、何人かの議員で林野庁に勉強に伺いました。そのときにこの話を聞いたのですが、多分、その林野率は農林業センサスを基準にするだろうということを聞いておりますので、多分そうなるのではないかと考えております。

西予市の林野率が75%を超えて、交付が1.3倍になるようになれば、少しでも財政的に増えるのではないかと思います。きちんと管理している人工林と手入れがされていない人工林では、降雨後に下流の川の増水量に差があるとの報告もあります。手入れされている人工林の下流の川は山の保水力が高いために、降雨後、川の増水量が緩やかになると言われています。

県の森林環境税、また新たな譲与税で、森林の適正管理を行い、山林の保水力をさらに上げて、土砂災害防止や水害防止にも役立てていただきたいと思います。

続きまして、ツルやコウノトリと人との共生について、お伺いいたします。

ことしの冬は朝晩がとてものにぎやかでした。といますのも、この冬はナベヅル90羽ほどが宇和町で越冬をしています。その群れが、うちの家の近くをねぐらにしていたため、朝は薄暗いときから、クルルクルルとV字編隊を組んで鳴きながら餌場に向かい、夕方も暗くなってから、同じようにねぐらに帰ってくる毎日でした。100羽ほどの大きなツルがV字編隊で飛ぶ姿は本当に壮観です。毎日当たり前のように、こんな光景を見られるのは幸せなことだと思いました。

さて、平成21年12月22日付、今から約10年ほどになりますが、ツルと人の共生創造委員会より、生物多様性の指標となるツルやコウノトリと人とが共生できる豊かな生態系を持続し得る農村空間の構築を目指すよう市に答申書を出しました。実は私もそのとき答申を出した委員に入っております。その答申書に基づき、田園ロマンの里づくり推進委員会がつけられましたが、その後の活動内容について、お伺いをしたいと思います。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

改めましておはようございます。

田園ロマンの里づくり推進委員会の活動内容について、お答えをいたします。

この推進委員会は、ツルやコウノトリが飛来する地域の代表者、環境保護に関する活動を行う者、農業団体関係者、学識経験者、市職員等で構成され、現在は14人が在籍しております。主な活動内容は、ツルやコウノトリの採餌環境及び、ねぐら環境の保全整備の推進計画に関することについて取り組んでおります。

その中で協議され実施されたものの一つに、ツル渡来重点エリアがあります。ツルがよく渡来するエリアを、渡来時期には農作業以外ではなるべく通らないようお願いをしまして、ツルが驚かないよう長期間滞在するように配慮しております。ねぐらについても目隠し寒冷紗設置用防護さ

く、有害鳥獣用防護さくについて協議し、設置することといたしました。そのほかにも、兵庫県豊岡市や山口県周南市等の先進保全地区への視察など、日々の活動の研鑽を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

信宮徹也君。

○2番信宮徹也議員

目隠し寒冷紗設置や有害鳥獣保護さく設置をしたとのことですが、このことが実は、ことし90羽のナベヅルが越冬したことに優位に作用したと私は思っております。ツルは非常に警戒心が強く、遠くで人が見えただけでも飛び立ってしまうこともあります。宇和コウノトリ保存会では、コウノトリのえさ場をつくるために、田んぼを冬期湛水し、周りに外敵が入らないよう市からさくの現物支給を受けて、周囲を囲みましたが、これがなぜかコウノトリではなく、ナベヅルに気に入られたようで、そこを毎晩ねぐらにしています。

このように民間の市民グループが熱心に活動する中で、田園ロマンの里づくり推進委員会と地元で組織されている、コウノトリ・ツルと共生する山田の会、宇和コウノトリ保存会、ツル・コウノトリ見守り隊との連携はどうなっているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

委員会と地元組織との連携について、お答えをいたします。

田園ロマンの里づくり推進委員には、コウノトリ・ツルと共生する山田の会、宇和コウノトリ保存会の代表者を委員として委嘱しております。したがって、委員会では、実際のツル・コウノトリの保全・保護に関する情報共有が図られており、必要な活動計画等の策定がスムーズにできております。

ツル・コウノトリ見守り隊との連携につきましては、見守り隊の隊長も田園ロマンの里づくり推進委員会にご参画いただいております。また、年度末に開催しております、ツル・コウノトリ見守り隊意見交換会にも、コウノトリ・ツルと共生する山田の会、宇和コウノトリ保存会、伊賀上ロマンの里づくり会の代表者に参加していただいております。

り、交流も多く、連携並びに情報交換等は円滑にできているものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

信宮徹也君。

○2番信宮徹也議員

各市民グループと連絡・連携が綿密にとれているということでございますので、安心いたしました。

それでは、田園ロマンの里づくり推進委員会が発足したと同時期に、田園ロマンの里づくりプロジェクトチームというものが設置されておりますが、これはどういった組織なのか、またその活動内容について、お伺いをしたいと思います。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

田園ロマンの里づくりプロジェクトチームの活動内容について、お答えをいたします。

プロジェクトチームは、市役所内の組織でございまして、生活福祉部環境衛生課長を中心に、環境衛生課、まちづくり推進課、経済振興課、農業水産課、生涯学習課、スポーツ・文化課の職員によって構成されております。その所掌事務は、ツルやコウノトリの採餌環境及びねぐら環境の保全整備に関すること、ツルやコウノトリの越冬や生息を阻害する要因について調査研究すること、田園ロマンの里づくり推進委員会の指示事項及び、プロジェクトチームが必要と認める事項に関することとなっております。

しかしながら、現状としましては、田園ロマンの里づくり推進委員会に出席するのみとなっておりますので、今後におきましては、役割を再度確認し、関係課と連携を図り、プロジェクトチームの本来の目的を達成できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

信宮徹也君。

○2番信宮徹也議員

ナベヅルに関して言えば、鹿児島県出水地方で毎年約1万羽が越冬していますが、これは世界のナベヅルの8割から9割が1カ所で越冬していることになり、仮にここで鳥インフルエンザが発生

すると、種が絶滅の危機に直面することになります。そこで、越冬地の分散化を模索していますが、相手が鳥ということでもあり、どこに飛んで行くかわからないので苦慮をされているようです。

しかし、西予市はツルやコウノトリのほうから選んでもらっている地域なので、このことは大変ありがたい、また誇りに思うことだと思っております。

答弁にありましたプロジェクトチームは、環境衛生課、まちづくり推進課、経済振興課、農業水産課、生涯学習課、スポーツ・文化課の多岐にわたって構成されているようなので、今後、餌場やねぐらの確保、見守りの体制整備、ジオパークも含めた観光への発展、ツルやコウノトリの保護をアピールするような米の生産販売など、産業への発展も含めて、今回、ロマンの里構想についてという質問ですが、現在はその構想自体の策定がなされていないのではないかと考えております。

ツルやコウノトリと人との共生について、各課が課を越えて連携し、田園ロマンの里づくり推進委員会とともに、長期の計画が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

ツルやコウノトリと人との共生についての長期計画の策定について、お答えをさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、現在、ツル・コウノトリの保全・保護に関する活動につきましては、長期計画や構想等が策定されておらず、平成21年度にツルと人の共生創造委員会から提出された答申をもとに、平成22年度に田園ロマンの里づくり推進委員会を設置し、現在取り組んでおります。

今年度、ナベヅルの越冬数は90羽で過去最大であり、昨年は、コウノトリについても約3年ぶりの飛来があり、徐々に増加、安定してきているものと考えております。

これからもツルやコウノトリが安定して飛来してくるよう、餌場、ねぐらをどうしていくのか、見守り体制をどうしていくのか、地域資源として観光、農産物のブランド化等への活用をどうするのか、といった構想や長期計画を策定することが

必要となっています。

このような状況を受け、市といたしましては、平成31年度に地域住民や有識者と意見を交換する機会を設け、長期的なビジョンを持って推進していけるよう長期計画を策定していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

信宮徹也君。

○2番信宮徹也議員

長期計画を策定していきたいとの答弁をいただきましたので、大変安心をいたしました。

ちなみにナベヅルは、1日に1羽当たり200グラムのえさを食べるそうですが、仮に、ことしのように100羽いたとすれば、1日に約20キロ、それが150日間滞在するとすれば、3トンのえさが必要となります。

先日の西予市歴史文化講演会のツルから探る西予の魅力という講演会の折に、日本野鳥の会伊藤先生からお聞きしますと、宇和に越冬しておりますツルの糞を調べたところ、ほとんどが米、落ち穂や稲刈りしたときに落ちてくる穂や、稲刈り後に、また、小っちゃい穂が出ますけれども、その二番穂を食べているとのことでした。農家は稲刈りが終わると、早く稲株を腐らせるために秋起こしをしたいところですが、ツルのえさの確保としては、ツルが北に帰るまで田んぼの耕起をしないようにすることも大切だと思いますが、農作業の都合もあるので、長期的な農家との連携も必要になってくると思います。

それでは最後になりますけれども、先ほども申しましたが、ツルは非常に警戒心が強い鳥です。それがわかっている方は、遠くから双眼鏡で観察している方もいますが、近くで見ようと不用意に近づき、ツルを驚かせて飛び立たせる方も多いように見受けられます。

今年度、仮設の観察小屋を設置したようですが、これから観光にも利用でき、誰もがツルを見られる、ツルの生態に影響のない観察施設を次期越冬期までに建設してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

観察施設の建設について、お答えをいたします。

先ほど議員もおっしゃっていましたが、観察施設につきましては現在、借地にプレハブの仮設観察小屋を設置いたしまして、石城小学校のツル観察会、ほかの団体の視察や調査時に活用しているところですが、借地のため、来年度以降も設置できるかどうかはわからない状況でございます。

八代のツル及びその渡来地として、そのツルが特別天然記念物として認定されている山口県周南市八代地域では、野鶴監視所という観察所が設置されており、調査の拠点、観光者の観察場所として開放されております。

ツルやコウノトリは豊かな自然と多様な生き物によってのみ生息可能であり、それらが飛来する西予市は、ツルやコウノトリに選ばれた場所として誇れるまちでございます。

今後、貴重なツル・コウノトリを保全・保護し、それらを活用して地域活性化をするためにも、仮設ではない恒常的な観察施設は必要であると考えております。

市の財政も厳しい状況でございますが、先ほどのご質問でもお答えいたしました。来年度のツル・コウノトリ保全・保護の長期計画を策定する際に、観察施設の設置等についても、有識者や地域の方々と協議しながら検討してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

信宮徹也君。

○2番信宮徹也議員

恒常的な観察施設が必要という答弁をいただきましたので、私や市民グループはともかく、一番喜んでいるのはツルやコウノトリだと思っております。

西予市は、昨年未曾有の大災害に見舞われました。31年度は復興元年と位置づけられ、災害からの復旧・復興が第一であることは当然ではありますが、生態系保全も待つてはくれません。これまで田園ロマンの里づくり基金を活用して、さまざまツル・コウノトリの保全、保護活動をされてきたわけではありますが、今後、策定されるであろう長期計画に照らし合わせて、基金も末永く使えるようご検討いただきたいと思います。今回の

質問を終了いたします。

○議長

暫時休憩をいたします。（休憩 午前9時42分）

○議長

再開いたします。（再開 午前9時55分）

次に、10番小玉忠重君。

10番小玉忠重君。

○10番小玉忠重君

おはようございます。

議席番号10番小玉忠重です。

議長より発言の許可を得ましたので、一般質問を行います。

昨年の7月豪雨では、岡山県や広島県など計32カ所のため池が崩壊し、下流の家が流される被害が発生いたしました。

そこで、農業用ため池、危険なため池について、まず質問いたします。

西予市では、現在、危険なため池はどの程度あるか、お聞きいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

小玉議員からの農業用ため池についてのご質問について、ご答弁をさせていただきます。

まず初めに、市内ため池の現状でございますが、西予市には農業用施設としてため池台帳に記載されている農業用ため池が292カ所ございます。その多くが江戸時代以前につくられているものと言われておりまして、修繕や改修が繰り返されて現在に至り、受益者等による管理作業により維持されております。

現在、漏水や堤体の変状などが発生しており、警戒ため池に位置づけしているため池は市内で34カ所でございます。そのうち、漏水などの状況により、維持管理及び防災上の問題が顕著な17カ所につきましては、愛媛県及び西予市による防災パトロールを行い、継続的な経過観察調査を実施しておりますが、このような老朽化施設は近年増加傾向にございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小玉忠重君。

○10番小玉忠重君

去年、平成30年7月の豪雨によって危険なため池は増えたかどうか、お尋ねします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

平成30年7月豪雨災害によって危険なため池は増えたのかというご質問でございますが、平成30年7月豪雨災害によりまして、市内13カ所に顕著な被災が確認されたため、公共災害にて申請を行い、採択を受けておるところでございます。内訳といたしましては、土砂流入による貯留機能障害が7カ所、ため池本体及び施設の破損が6カ所となっております。

以上です。

○議長

小玉忠重君。

○10番小玉忠重君

また、去年の豪雨によって、危険度が増したため池はあるのか教えてください。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

危険度が増したため池はあるのかのご質問でございますが、平成30年災害で被災を受けたため池13カ所に加えて危険度が増したため池は新たに4カ所でございます。これからも警戒ため池として経過観察と防災パトロールを予定しております。

以上です。

○議長

小玉忠重君。

○10番小玉忠重君

次に、ため池の改修について、お尋ねします。

まず、ため池改修の方向性をお尋ねします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

ため池改修の方向性はとのご質問について、異常が発生した警戒ため池の対策の方向性について、ご答弁をしたいと思います。

まず最初に、対策の見直しについて、ご説明をいたします。

平成30年7月豪雨において決壊いたしましたため池は全国で32カ所に上り、そのうち29カ所が防

災重点ため池に選定されていなかったため、国の通達を受けて、現行より明確化した新基準による防災重点ため池選定の見直しが始まっております。

西予市でも平成31年5月をめどに見直しを行い、新たな防災重点ため池の選定結果とともに浸水区域図やハザードマップに代表される減災対策やため池改修などの防災対策について計画を策定いたします。

ご質問の改修方法につきましては、ハード事業の防災対策に当たりますが、ため池全体の漏水や老朽化に対する全面改修と部分的な漏水等に対応する補修、機能的な不具合を改善する部分改修の三つの方向性がございます。今後はため池の状況に合わせた対策を弾力的に選択することで、緊急性の高いため池から早期の事業実施を目指したいと思っております。

また、利用されなくなったため池などについては、決壊による被害防止のために補助事業を活用し、危険度に応じて廃止や統廃合を実施したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小玉忠重君。

○10番小玉忠重君

ため池改修時の費用負担はどうなっているか、お尋ねいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

ため池整備事業の費用負担についてでございますが、国・県費を活用した補助事業においては、一般的な改修を行うため池整備事業で、国が55%、県が25%の80%の補助率であり、西予市県営土地改良事業分担金徴収条例により10%の地元負担金が必要となります。10%または12.5%の場合もございます。特に全面改修では、高額な事業費に加えて、受益者の減少等による費用負担の問題があり、現在は申請に至っておりません。

また一方で、ため池の耐震化事業につきましては、改修済みのため池については、原則農家負担を求めないこととなっております、事業によって格差が生じておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小玉忠重君。

○10番小玉忠重君

その中で、地元負担の10%という回答がありましたが、この割合を減すこと、少なくすることは考えていないのでしょうか。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

現在、ため池の整備事業につきましては、地元負担の問題により事業化ができない状況がございます。西予市は県下の各市町と比べても地元負担が高いため、防災重点ため池の見直しにより危険度や影響の大きいため池を判別し、決壊対策実施の迅速化を図るために受益者負担を7%に低減することを現在検討しております。

また、利用しなくなったため池の統廃合や廃止につきましては、受益者負担を求めることが不可能、または不適當であるため、費用負担を求めないことをあわせて検討をしてみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小玉忠重君。

○10番小玉忠重君

ただいま酒井産業部長の答弁で7%程度に減すということを検討するという回答でした。

しかし、ため池は費用がかかります。莫大な工事費がかかりますので、何とか下げていただけないかと思えます。

それから、高知県では大学との協働でため池の土手に鉄板を入れて工事をするることによって、工事費用を下げようとしておりますので、そこも検討していただきたいと思えます。

他の市町村では負担がないところもありますので、再度減額できないか、お尋ねいたします。

○議長

管家市長。

○管家市長

ただいま小玉議員から受益者負担の軽減について、再度のご質問がありました。

今のところ7%ということで軽減すると、10%から7%ということもありますし、12.5%から7%という、5.5%の減額という数字にもなる

と思いますが、先ほど酒井産業部長が答弁申し上げましたように、市内には292のため池があります。数としては多いと思います。

そして先ほど受益者負担を求めることができなくなるため池も多くなっているという現状もございますので、そのあたりを精査しながら、この7%をもう少し下げることができるか再度検討はいたしますけれども、現在はこれを軸にして考えているということをご理解いただきたいと思っています。検討はさせていただきたいと思っています。

以上でございます。

○議長

小玉忠重君。

○10番小玉忠重君

ぜひ検討していただきたいと思っています。

次の質問に移ります。

今後、30年以内に70%の確率で南海地震が起こると言われております。最近確率が80%に上がったと言われております。

そこで、西予市の地震対策について、お尋ねします。

まず最初に、どのような地震対策を立てているかお尋ねします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

改めましておはようございます。

それでは、小玉議員からご質問がありました西予市の地震対策について、お答えをさせていただきます。

当市におけます地震対策につきましては、国が定める災害対策基本法に基づきまして、西予市地域防災計画地震災害対策編におきまして、その方針を定めております。

この計画につきましては、西予市の地域に係る地震防災対策について定め、これを推進することにより、住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的といたしております。地震による被害を最小限にとどめるためには、施設の耐震性確保、住民の生活確保等に係る対策の実施及び、日常における教育・訓練の実施が重要であり、本計画における方針に基づきまして、災害予防活動及び対策を進めているところでございま

す。

主な取り組みといたしましては、施設等の耐震性確保といたしまして、公共施設の計画的な耐震診断、耐震化工事の実施、木造住宅耐震診断技術者派遣事業、木造住宅耐震化促進事業、危険空家除去事業、これらに関します補助さらに、家具転倒防止対策補助を実施いたしております。迅速かつ確実な情報を伝達する手段といたしましては、同報系防災行政無線のデジタル化整備、自主防災組織への補助事業といたしましては、防災拠点整備事業、防災活動支援事業の展開や出前講座の実施、防災訓練への支援、防災士の養成など関係各課において積極的に取り組んでいるところでございます。

7月豪雨で被災し、ますます防災・減災に対する市民の方々の意識が高まっているところでありますので、関係各課、機関が連携いたしまして、ハード、ソフト一体となった総合的な防災体制の確立に努め、地域防災力の向上につなげてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小玉忠重君。

○10番小玉忠重君

地震においても、自助、公助、共助が大事ですが、自分で自分を守るものの一つとして、市民を対象とした避難訓練を行っているのかお尋ねします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

市民を対象とした避難訓練は行っているかのご質問でございますけれども、訓練の実施につきましては、毎年多くの自主防災組織で実施をしていただいております。市も側面からその支援を行っているところでございます。

また、市及び関係機関も共催しての訓練を年1回、地区を指定して実施をいたしております。昨年度につきましては、城川町魚成地区におきまして、地震を想定した避難訓練及び、避難所運営訓練を実施いたしております。

また、今年度も宇和町神野久地区におきまして、地震を想定した避難訓練と心肺蘇生訓練を初め、消火訓練など、また講話を交えた各種訓練を

実施したところでございます。

今後も引き続き、多くの自主防災組織で実施していただくよう啓発を行うとともに、市といたしましても、積極的に支援することといたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小玉忠重君。

○10番小玉忠重君

地震が起これば、海岸部では津波が起こる可能性が高いと思われます。

そこで、西予市の津波対策について、避難訓練等具体的な対策はどうなっているかお尋ねします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

津波対策についてのご質問でありますけれども、先ほど言われましたように、ここ近い将来、南海トラフが発生するというふうに言われておりますけれども、この南海トラフを震源とする巨大地震が発生した場合に、津波により広域かつ甚大な被害が想定をされております。

国におきましては、東日本大震災発生後から、ハード対策における従来の津波対策のあり方を見直し、ハード・ソフト両輪となった取り組みを進めております。

当市におきましても、津波から迅速かつ安全に避難できる環境整備を最優先に、自主防災組織を中心として緊急避難場所の選定を行い、県や愛媛大学の協力によりまして、実地検証も加え、現在、明浜で39カ所、三瓶で60カ所、合計99カ所の指定を行っております。指定後は、避難場所の標識、誘導表示板、海拔表示板、防災倉庫の設置、さらに、避難場所及び避難経路の舗装、手すりの設置等、順次整備を進めているところでございます。

また、市民自らが命を守る行動に直ちに移れるよう、防災行政無線のデジタル整備さらに、津波避難訓練の実施や津波浸水想定区域等を記載したハザードマップの全戸配布などの啓発活動によりまして、防災意識の一層の醸成を図るほか、自主防災組織の核となる防災士の養成にも取り組んできたところでございます。

特に、26年度、27年度におきましては、自衛隊、警察等関係機関と連携した地震・津波避難訓練を実施いたしまして、その後も各地域自主防災組織を主体とした訓練を活発に行っていたいただいているところでございます。その中で、地域に特化した避難計画を含めた地区防災計画の策定を進めている自主防災組織も出てきておりまして、市といたしましても、支援を行っているところでございます。

また、昨年度から3カ年事業といたしまして、愛媛大学、東京大学、愛媛県宇和海沿岸5市町が共同出資して実施をしております、宇和海沿岸地域南海トラフ地震事前復興共同研究におきまして、大規模津波災害に対する防災・減災対策の充実・強化を目指しているところでございます。その中で、津波避難計画の策定に向けたノウハウを職員が取得し各地域に波及させていきたいと考えております。

なお、今回の豪雨災害を受け、改めて大規模災害発生時において、行政のみの対応には限界を感じているところでございます。

先ほど小玉議員からもありましたように、平素から自助、共助、公助が連携して、市の防災・減災対応能力を高めることが最も大切であり、今後、このことを強力に推進してまいりたいというふうに思っております。

災害時には特に今ほど言いました自助、共助、そして公助が互いに連携をし、一体となることで、被害を最小限にとどめることができるとともに、早期復旧・復興につながるものと思っておりますので、今後とも市民の皆様方のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小玉忠重君。

○10番小玉忠重君

災害が起きないことを祈っておりますが、7月豪雨災害を受けて、今だからこそ、いろんな準備、防災意識を高めるとともに、市としても一生懸命、私どももしますんで、よろしく願いしたらと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長

暫時休憩をいたします。（休憩 午前10時

18分)

○議長

再開いたします。(再開 午前10時30分)

次に、8番山本英明君。

8番山本英明君。

○8番山本英明君

議席番号8番山本英明です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告書、会議規則、申し合わせ事項に従いまして、一般質問をさせていただきます。

質問は、以下の3点について行います。

1点目、簡易水道について、2点目、子どもを守るための方策について、3点目、市民病院の医師等の勤務体制についてです。

初めに、簡易水道について、お尋ねをいたします。

水道には、上水道・簡易水道・条例水道・小規模給水施設などがあると思います。市役所でも、上水道・簡易水道・条例水道・我々が維持管理しております小規模給水施設とは分けて考えられて対応しておられると思います。

しかしながら、市民の側から見れば、少なくとも私の目から見れば、家の中の蛇口をひねって出てくる水は感覚的に水道なのです。特に、私たちのような小規模給水施設の受益者にとりましては、雨が降らなければ、文字どおり死活問題になります。

また、雨が降り過ぎても、施設の維持管理に大変支障が出ます。取水口の清掃作業、詰まった小石や大きな石、木の根、そういうようなものの除去作業、そして、ろ過タンクの砂の洗浄作業等に追われて、文字どおり仕事どころではなくなる場合があります。市内の人口、居住している人の人数からいえば、上水道施設の充実、維持管理は大変に重要なことだと認識をしております。

しかし、西予市の場合は、現実的にその上水道施設さえ完備していない地域が多く存在しています。その上水道未整備の地域に生活している人が少ないとはいえ、未整備地域への適切な手だては、緊急を要する課題だと考えています。

都市部などでは、浄水施設あるいは、水道施設の民営化も取り出たされておりますけれども、水に関する問題は、ただ単に効率性や採算性だけでは、決して片づけることができない、人間の生き

る権利の根幹にかかわる大きなことだと私は考えています。

そこで、小規模給水施設等を含む簡易水道について、お聞きをします。

昨年の豪雨災害において、上水道以外の小規模給水施設及び簡易水道への被害はどの程度だったか把握をしておられますでしょうか、お伺いをします。

○議長

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

市内は、一つの上水道事業と宇和、野村、城川地区は34の簡易水道施設と68の小規模給水施設、合計103の水道事業で給水を行っております。昨年の豪雨災害では、多くの施設で被害を受けております。この中で、上水道施設以外では、宇和地区では8水道組合、野村地区で14水道組合、城川地区で26水道組合、合計48水道組合と全体の半数近くの組合で被害を受けております。被害額は約2900万円を見込んでおります。

また、これら以外の施設におきましても、簡易な被害につきましては、地域の皆様におきまして修繕をいただいているのではないかと推察しているところでございます。

市では復旧修繕における支援措置といたしまして、通常の修繕では5万円を超える額の3分の1の補助でございますが、激甚災害に限り5万円を超える額の10分の7と増額いたしたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○8番山本英明君

それでは次に、昨年の私の簡易水道への質問に対しまして、経営統合等を目指して、できることから実施をしていきたいというふうなお答えをいただいたと記憶しておりますけれども、その後の具体的な動きはありましたでしょうか、お伺いをいたします。

○議長

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

山本議員におかれましては、地域において重要なライフラインである水道施設の今後のご心配い

ただきまして、小規模水道のあり方や上水道事業への経営統合等に向けた市の取り組み等につきまして、これまでも一般質問をいただいているところでございます。

統合への進捗状況につきましては、小野議員の代表質問でも答弁させていただきましたが、野村町横林地区の河成簡易水道組合におきまして、上水道へ統合することにより、水道料金の負担が増えること、初期の整備費用に係る地元分担金の拠出などにつきまして、給水区域内全員の皆様から承諾が得られ、協議が整いましたので、来年度から統合へ向けて事業を進めていくこととなっております。統合へは水道料金の問題や地元分担金が必要となることから、今後も水道利用者の皆様とより具体的な意見交換を重ね、地域で理解が得られれば統合できる体制が整ったところから順次進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○8番山本英明君

それでは次に、今後の取り組みについて、お伺いをいたします。

2020年から簡易水道会計は、特別会計から公営企業会計に移行すると聞いておりますけれども、移行のメリットはどのようなことがあるのでしょうか、お伺いします。

○議長

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

簡易水道事業の今後の取り組みであります、簡易水道事業特別会計の公営企業会計適用のメリットについて、お答えをさせていただきます。

平成27年1月27日付、総務大臣通知により、人口3万人以上の地方公共団体における簡易水道事業については、平成32年度から公営企業会計を適用し、会計処理を移行することが求められております。現在、西予市におきましても、その取り組みを進めているところであります。

議員お尋ねのメリットにつきまして、国は、経営環境の厳しさが増しつつある簡易水道事業において、住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に

取り組む必要があり、これらを的確に取り組むためには、公営企業会計を適用し、貸借対照表や損益計算書の財務諸表の作成を通じて、みずからの経営・資産を正確に把握することとしております。会計処理の大きな変革であり、現在行っております西予市簡易水道特別会計処理から公営企業会計処理へ移行した場合、作成する財務諸表等を通じて、西予市の簡易水道事業の経営状況がどのようにあらわれてくるのか、現時点では見えにくい部分ではありますが、移行に伴い、各簡易水道組合の資産調査を行っておりますので、これにより施設や管路の状況がより確実に把握でき、維持管理体制の継続や今後の更新計画に役立つものだと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○8番山本英明君

次に、今後の維持管理について、お伺いをします。

ご存じのように、先ほども言いましたけれども、我々のような過疎地域での小規模給水施設や簡易水道の維持管理については、水取り口の随時の清掃作業やろ過タンクの砂の浄化作業、洗浄作業、施設周りの春・夏・秋の草刈り作業など、肉体的に非常につらく、年々作業ができにくくなっている地域、そしてできにくくなっている人々が増えております。

行政側からしましたら、簡易水道並びに、小規模な給水施設では、受益者負担で維持管理をしてくれと言われますけれども、実際問題として、我々にはこの作業ができにくくなっている現状であります。

このような現状を把握しておられますでしょうか。

また、その状況をどのように考えておられますでしょうか、お伺いをします。

○議長

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

被害状況の中でも触れさせていただきましたが、市内には100を超える簡易水道施設を初め、小規模な水道施設が山間部に点在しております。

この施設の維持管理につきましては議員ご指摘

のとおり、取水口の清掃や浄水場ろ過池の砂洗い、草刈り等大変な労力を日々地元の皆様に行っていたり、水道水を安定的に供給していただいているところであります。

地域では過疎高齢化が進み、この維持管理ができていくなっている現状を把握しているのかとのご質問でございますが、西予市全体の水道事業におきましては重要な問題でもあり、これまでも市政懇談会など現状報告やご意見をいただいているところでございます。

先般、城川町で開催いたしました、西予市復興まちづくり計画に関する座談会におきましても、簡易水道等の現状についてご意見をいただいたところでございます。

また、市では、平成27年度に各組合長を中心に、施設や維持管理の状況、現在の問題点につきましてヒアリング調査を行い、現状把握に努めているところでございます。

過疎高齢化が進展していく中、議員ご指摘のとおり、地元での維持管理が大きな負担となっていく現状ではありますが、これら全てを市で維持管理することは困難であり、今後も水道使用者の皆様のご意見を伺いながら、地域の特性に合った最善の水道事業の維持管理体制を構築し、将来にわたって安定した水道水が供給できるよう検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○8番山本英明君

何回も言いますが、飲み水と生活用水が自由にならないようでは、市長がいつも言われておられます「安心・安全で文化的な西予市での暮らし」が保障されにくいのであります。具体的にどうすることが、生活する市民にとってベストなのか、簡単には結論が出ない、簡単には片づけられない、難しい簡易水道とか、小規模給水施設の課題だからこそ、ぜひとも、行政側からもリーダーシップを発揮していただいて、最優先課題として取り組んでいただきたいと思います。毎回申し上げますけれども、我々の水道組合では私が一番若い組合員です。もうあんまり時間がございません。10年先には水源地の草刈り作業も、本当に肉体労働は厳しい状況になるのは目に見えて

おります。

何回も質問させていただきますけれども、結果として、この3年間、あまりうれしい回答はいただけておりません。私たちの小規模給水施設の維持管理の肉体労働が楽になったという感覚は、申しわけありませんが爪の垢ほどもございません。少しずつでも方向性を示していただけるように、具体的な動きを今すぐに開示してほしいと切に願いながら、次の質問に移らせていただきます。

次に、不審者等の侵入や連れ去りから子どもを守る方策について、お伺いをします。

この頃、児童虐待や不審者などによる子どもへの被害がクローズアップされております。

また、日本列島では、毎年のように自然災害が多発しており、西予市においても、昨年の豪雨災害においては、甚大な被害を受けました。これらことによって、子どもの命が奪われることがないように、児童虐待や不審者、災害などから子どもを守るという取り組みが緊急に求められている時代だと感じております。

児童虐待につきましては、千葉県野田市の事件を受けて、政府でも、近く何らかの対策が検討され、他方面からもその対策が検討されて法整備が実施されるのかなという動きを感じております。

そこでお伺いをします。

西予市では、不審者対策や子どもの連れ去りなどについて、保育所、幼稚園、小・中学校では、どんな取り組みがなされておるのかをお伺いいたします。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

保育所や幼稚園の不審者対策について、お答えをいたします。

日常の保育業務においては、出入口の施錠、出入口へ感知式の受信機の設置、また、さす股や防犯ブザー、笛などの防犯グッズを複数設置しまして、園内職員へ迅速に周知、対応ができるよう努めております。これらの対応方法については、廊下、園児室内に掲示し、職員の意識の向上や迅速に対応できる体制に努めているところでございます。

また、連れ去り防止対策として、保護者以外や

いつもと違う方が送迎する場合、必ず園へ事前報告をいただき、送迎者についての情報を職員が確実に共有できるよう周知徹底を図っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

高橋教育部長。

○高橋教育部長

改めましておはようございます。

小・中学校につきましては教育部の所管でございますので、私からご答弁申し上げます。

小・中学校におきましては大きく三つの取り組みを行っております。

まず一つ目は不審者情報の共有でございます。学校や警察と教育委員会で情報共有し、不審者メールにより学校や教育委員会から保護者へ情報を一斉配信できるようにしております。

二つ目に子どもの危険回避に関する指導でございます。各学校におきましては、可能な限り当下校時に1人にしないよう配慮をしております。また、日常的な指導や地域安全マップづくり、防犯教室などを通じて、子ども自身にも発達段階に応じて、危険予測・回避能力を身につけさせる防犯教育も行っております。

三つ目に教職員の研修といたしまして、不審者対応のマニュアルの作成や見直し、そして不審者対応の訓練を通して、指導力、安全対応能力の向上に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○8番山本英明君

次に、昨年全国では、不審者が保育園や幼稚園に進入をして事件を起こしたという事例が8件ありました。

金融機関等に設置されているようなボタンを押すだけで警察に連絡がいき、警官が駆けつけてくれるというようなシステムがありますけれども、そのようなものはご存じでしょうか。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

保育所や幼稚園における通報システムについて、お答えをいたします。

議員ご質問の通報システムにつきましては存じ

上げております。

平成28年度に不審者対策として、非常通報装置を民間、公立保育所ともに設置をいたしております。保育所に不審者があらわれた際に、園内に数カ所設置したボタンを押すと、警察署へ自動的に緊急通報が流れ、警察による迅速な対応が行われるものでございますが、幸いにこれまで各保育所にて実際にボタンを押す事例は発生しておりません。

しかし、毎年警察署と連携した不審者対応訓練を実施し、不測の事態に備えております。

なお、野村幼稚園につきましては、この非常通報装置に関する設置予算を平成31年度当初予算に計上をさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

高橋教育部長。

○高橋教育部長

ボタンについては存じ上げておりますが、小・中学校は敷地面積が広く、相当数の通報ボタンの設置が必要になるため、今のところ検討しておりません。

速やかな連絡方法や連絡体制のあり方について、警察の指導を受けながら、今後、調査研究していく必要があるとは思いますが、当面は地域で子どもたちを見守る体制の強化など、地域と学校が連携した取り組みが有効ではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○8番山本英明君

次に、自然災害への対策ですけれども、昨年7月の豪雨災害の経験を保育所、幼稚園、小・中学校の園児、児童、生徒を守るための取り組みにどう生かしていくのかというお考えが具体的にあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

保育所や幼稚園における自然災害等への対策について、お答えをいたします。

今回の豪雨災害を経験して、さまざまな課題が浮き彫りになりました。具体的に申しますと、警

報等の発令時における保育のあり方について定める必要があること。災害時の職員間、保護者、関係機関との緊急連絡体制を構築すること。現状の避難計画、避難方法等の災害マニュアルを体験や訓練を通して、さらに安全な内容へと改善していくこと。職員間の具体的な役割分担や不測の事態の想定と臨機応変に行動できるよう訓練を含めた話し合いを重ねていくこと。非常用品の確認や補充を行っていくこと。関係機関、自主防災組織等の地域との協議の機会を持ち、協力体制の整備や事業継続計画の策定を行っていくこと。日々の保育や訓練を通して、子どもたちに自分の命を守ることを具体的に伝えていくこと。気象情報、危険度等の情報が的確かつ迅速に入手できるようルートを確保することなどが挙げられます。

これらの課題については、子ども・子育て会議や保護者会あるいは、地域の方々と一緒になって災害時に保育所がどうあるべきか話し合い、関係者による合同の訓練等を実施していく必要がございます。

そして、平常時においては、日々の業務の中でさまざまな状況を想定しながら、安全・安心な環境で子どもたちを支援していけるよう取り組みを進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

高橋教育部長。

○高橋教育部長

各小・中学校ではこれまで以上に危機意識を持ち、豪雨災害についても学校安全計画や防災マニュアル等を実効性のあるものに見直したり、地域の実態に即した計画になっているか再点検を行っていたりしています。来年度は、危機管理課やジオパーク推進室と連携を図りながら、地域をよく知ることに重点を置き、地域特有の地形やその土地の成り立ち、過去の災害の歴史などを学ぶことによって地域を知り、防災にもつなげるジオと向き合った防災教育を進めていきたいと考えています。

防災教育は、来年度において学校教育の中でも大切なテーマだと思っておりますので、具体化を図っていきたくはありますが、ただ、西予市ならではの防災教育は、学校の実情に応じて取り上げてもらふことが大切だと思っております。なるべく

早く学校が取り組みやすいように、教育委員会で条件整備を進めることが重要であると認識しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○8番山本英明君

再質問です。

学校現場におきまして、今回の災害の経験を生かした具体的な取り組みがもしあれば教えていただきたいと思っております。

○議長

高橋教育部長。

○高橋教育部長

これは一例ではございますけれども、昨年12月には野村小学校6年生の学P活動で、7月豪雨災害を風化させないという保護者の熱い思いのもと、親子で被災地を回りながら、被災当時の様子や復興に向けての取り組みなどを地域の方々から聞き取り、被災時の浸水状況などを確認しながら、学びにつなげたということをお聞きしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○8番山本英明君

次に、子どもたちの生命を守るための取り組みは、学校や保護者だけではなく、地域をも巻き込んだ取り組みが重要ではないのかなというふうに思います。先ほどの高橋部長の答弁にもありましたけども。

そこで、学校でのそのような取り組みの現状と、これからの具体的な展望があればお聞かせ願いたいと思っております。

○議長

高橋教育部長。

○高橋教育部長

山本議員からは、学校における子どもたちを守る取り組みの現状と今後の取り組みというふうなお尋ねがございました。

小中学校におきましては、登下校時の見守り活動や青色回転灯搭載車によるパトロールを実施いただいております。防犯上の危険箇所につきましては、通学路安全推進担当者連絡会議を開催し、学

校や警察と教育委員会で情報共有しながら、警察にパトロールの強化を依頼しております。

また、子どもたちの健全育成や防犯活動、安全の取り組みを進めるため、中学校区ごとに児童生徒をまもり育てる協議会を設置して、子どもたちを守る取り組みを地域の中で行っているところがございます。

今後の取り組みというお尋ねでございますけれども、子どもたちの命を守るということも含めて、学校と地域が連携、協働して子どもたちの成長を支える、来年度から計画しております新たな取り組みをご紹介します。

平成31年度には市内二つの小学校をモデル校として、コミュニティ・スクールといった制度の導入を予定し、その後、全ての小中学校に広げていく計画としております。

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会制度を導入した学校のことでありまして、協議会の中において、地域や保護者が一定の権限と責任を持って学校運営に参画していただく仕組みでございます。地域を担う人材育成のため、学校と地域がともに知恵を出し合い、一体となって、学校や地域課題の解決を図りながら、子どもたちの成長を支える、地域とともにある学校づくりを目的としております。

いろいろな課題の中には、通学時の安全確保や学校、地域の防災対策なども含まれると思われまますので、今後、そういった取り組みを行いながら、より効果的に子どもたちを守り育てていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○8番山本英明君

今ほど、来年度は市内2小学校でのコミュニティ・スクールの実践というような、具体的な展望をお聞かせいただきましたので、本当に楽しみにしておるところであります。

地域で子どもたちを守っていただける体制をつくっていただくように思っております。今日では都会、田舎と関係なく、不審者対応とか自然災害への即時対応が本当に喫緊の課題となっていると思われまます。

先ほど議題に出しましたように、ボタンを押す

だけで警官が駆けつけてくれるような最新システムの導入を考えていただいたり、今のコミュニティ・スクールというようなシステムや、そのようなものを取り入れていただいて、地域の人たちが今以上に、学校に、そして子どもたちに関心を持っていただいて、学校と保護者のネットワークがさらに深まることを期待しております。地域全体で子どもを見守り育てる体制を構築してほしいというように思っております。このような具体的な実践こそが西予市の本当の宝物であります。西予市の子どもたちを守る大きな力になってくれるものだというふうに信じております。

今まで以上に安心で安全な保育園、保育所、幼稚園、小学校、中学校をつくっていただくことを切に願ひまして、次の質問に移りたいと思ひます。

次に、市民病院、野村病院に勤務しておられます医師、検査技師、看護師、職員等の医療従事者の勤務体制について、お伺いをします。

市内二つの公立病院、西予市民病院、野村病院の医療従事者等の勤務体制の現状はどのようになっておりますでしょうか、お伺いをします。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

改めましておはようございます。

山本議員からお尋ねのありました両市立病院の職員の勤務体制について、お答えをいたします。

西予市民病院では、診療科は内科、外科、整形外科、泌尿器科の常設科と、婦人科、皮膚科、脳神経外科及びそのほかの専門外科などの特定の曜日に開設する診療科があり、病床数は、一般病床102床、療養病床50床、感染病床2床となっており、職員については、総勢197名が勤務をしております。

一方、野村病院では、診療科は内科、整形外科の常設科と、眼科、外科、耳鼻咽喉科、皮膚科、心療内科など特定の曜日に開設する診療科があり、病床数は一般病床88床のうち、地域包括ケア病床29床となっておりまして、職員につきましては、146名が勤務しているところでございます。

勤務体制につきましては、外来診療の看護師等につきましてはそれぞれの診療科の必要人数を配置しておりまして、入院病棟では、看護師は3交

代制、施設の看護基準に基づきまして、人員配置をしております。

また、両病院が隔日交替で行っております、夜間の二次救急の対応は、内科系外科系の医師合わせて2名、看護師は1名から2名、一次救急では医師、看護師、各1名で、状況に応じて応援体制をとるなどの対応をいたしております。また、医師の外来診療や救急対応及び休日、並びに夜間の検査スタッフ等は当番制で割り振りしまして対応しているところでございます。

また、これ以外に野村病院では、昨年8月から野村、城川地域の無医地区であります、惣川、遊子川地域において移動診療車等をあわせて週3回運行しております、診療に必要な医師、看護師、事務職員が対応しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○8番山本英明君

西予市民病院では、今年度は整形外科の常勤医師が不在でしたけれども、来年度の展望はどのようになっておりますでしょうか、お伺いをします。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

山本議員から申されましたように、今年度は整形外科医が不在でございましたが、本年4月からは新たに整形外科2名の医師が常勤していただくことになっております。

なお、うち1名は、頸椎及び関節分野が専門の医師でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○8番山本英明君

次に、野村病院について、お伺いします。

野村病院は、地域医療へ非常に貢献していただいていると思うんですけども、広い地域を担ってもらっていると思いますけども、野村病院の地域医療への貢献度といたしますか、そのようなものは、具体的にどのようなものがありますでしょうか、お伺いします。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

野村病院内には愛媛大学医学部の地域医療学講座、地域サテライトセンターが設置されております。ここで研修医とか、また、医学生及び看護学生の地域医療実習を行うなど、県内外の人材育成や地域医療の研究活動、診療支援などを行っているほか、地域医療機関が少ない市内東部地域において、医師会や関連機関と連携分担して訪問診療、訪問看護や地域に出向いての医療相談、健康教室、糖尿予防対策などを行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○8番山本英明君

個人的なことですけれども、昨年私は西予市民病院に入院をさせていただきました。その時に感じたのでありますけれども、現場では救急医療もあり、医師や医療スタッフの勤務体制は非常に厳しいのではないかなと感じました。当直明けの医師等は、十分の休みがとれるように事務体制等で努力をされているとは思いますが、医師を初めとした医療スタッフの忌憚のない生の声をどのようにして吸い上げられて生かしておられますでしょうか、お伺いをします。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

平成30年度におきましては、病院運営上の問題点、課題などにつきまして、医師や看護師、医療技術者などの職員と年間2回の面談を行い、意見を聴取したり、院内各種会議や職員全体会などによりまして、幅広い意見を聴取しているところでございます。

また、今年度は特に、勤務環境改善に取り組んでおりまして、社会保険労務士や医業経営コンサルタントが配置されております、愛媛県医療勤務環境改善支援センターに支援をいただきまして、独自の取り組みもあわせた勤務環境の改善に取り組みを始めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○8番山本英明君

次に、先日の愛媛新聞の記事を見ますと、愛媛県は医師の充足度というものが24位でした。西予市でも、医師や医療スタッフの数が充足しているとは思えない部分があるんじゃないかなと思うんですけども、この現状はどのようにとらえられておられますか、お伺いをします。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

救急医療や地域住民が安心して暮らすことができる医療を提供することが公立病院の使命であり、これを維持していくためには、医療従事者の確保が最重要課題と認識をしているところでございます。

しかしながら、現状は医師不足に加えまして、薬剤師、看護師の確保が非常に困難な状況にありまして、本来の役割を果たせなくなりつつございます。

医師におきましては、標準人員は確保できているものの、限られた人員の中で、先ほど申し上げました外来診療、救急、当直あるいは病棟の急変の対応など、さまざまな業務を行っておりまして、現実的には人員不足の状況であります。また、医師の高齢化、定年退職等により、必要医師数の確保は当分の間、大変厳しい状況が続くものと考えております。

また、看護師においては、現在は一般病棟で10対1の看護を満たしておりますけども、基準が下回った場合、医療の質の低下や両病院の医業収益が大幅な減収となり、経営に大きく影響することになります。経営が悪化しますと、公立病院を維持できなくなるばかりでなく、地域医療の崩壊につながる恐れがございます。看護師においても定年退職予定者等を多く抱えておりまして、ますます看護師不足に拍車がかかるものと危惧しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○8番山本英明君

次に、救急医療体制とも関係はしますが、仮に深夜から早朝までの時間帯の中で、救急患者や外来患者に対応をされた医者、看護師の場合ですけれども、当直医師だけでは対応できないような場合

もあるのではなかろうかというふうな感じがします。救急車が何回も重なったりする場合等があると思うんですけども、このような時の医師等に出る手当とか、翌日の勤務の軽減とか、そういうような勤務条件はどのようになっておりますでしょうか、お伺いをします。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

手当等につきましては、条例及び規則に基づいて支給しているところです。

また、当直明けの勤務につきましては、負担軽減を図るために午後から半日の休みとしているところでございますが、医師につきましては、対応できていないのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○8番山本英明君

医師によりましてはなかなか対応できにくいという答弁でしたけれども、ちなみに医師につきまして、当直回数は月にどのくらいあるのでしょうか。わかる範囲で教えていただきたらと思います。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

医師の当直回数でございますけども、直近の数字で、先月の数字でございますが、医師1人当たり月平均回数は、おおよそ5回から6回程度でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○8番山本英明君

次に、病院改革プランについて、お伺いをします。

平成29年3月に病院改革プランが策定をされましたが、現在のプランの進捗状況はどのようになっておられますでしょうか。わかる範囲で、簡単にいいですので教えていただきたらと思います。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

お尋ねのありました病院改革プランの進捗状況はとのご質問でございます。

南予地方の救急医療体制は西予市民病院と野村病院などの中核病院が二次救急を受け持ちまして、三次救急体制のほとんどを市立宇和島病院、あるいは県立中央病院、愛大附属病院等に依存しているのが現状でございます。

中核病院の二次救急体制が維持できなくなると、全ての救急患者が市立宇和島病院等に搬送されることになりまして、医療スタッフが疲弊し、南予地域の地域医療が崩壊しかねない状況に陥ります。

プランでは現在、両病院が隔日交替で二次救急を受け入れておりますけども、この体制を継続していくには、今後、見込みの医療従事者数では非常に厳しい状況があることから、両病院が協力して西予市民病院に集約して、病棟を再編しながら機能分担を行い、市民の医療ニーズに適切に対応することを目指しております。

また、市民病院に救急を集約することで、一般病床が不足することから、現在の療養病床を一般病床に転換することとなっています。

野村病院においては、一般病床を80床に転換し、うち20床を地域包括ケア病床にすることとしております。機能分担をしながら、両市立病院を維持していくという計画でございます。

病床再編の目標年度を32年としておりますけども、野村病院におきましては、昨年4月から一般病床を88床、うち29床を地域包括ケア病床として再編に取り組んでいるところでございます。

また、先月26日に有識者も加わっていただきまして、改革プラン推進状況や推進に当たっての必要事項を検討いただく病院改革推進委員会を開催しております。この委員会では地域医療ニーズや両病院の経営状況の現状、また今後の予測、両病院で行ってきた協議や問題点などを整理、確認いただきまして、推進の評価と今後の進め方について、年度末までに市長に提言をいただくこととなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○8番山本英明君

これまでの答弁をお伺いしておりますと、現在

の一番の課題は、医療従事者、医療スタッフの不足かなというふうなことを感じました。

最後に、現在、この不足が生じております医療従事者の確保のために、実践をしておられる具体的な方策はどのようなものがあるのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

医師につきましては、岡山大学、愛媛大学医局並びに自治医科大学を中心に、医師の招聘に努めているところでありますが、新臨床研修制度創設以降、医局に在籍する医師が激減しまして、派遣が非常に厳しい状況でございます。

今後も、医師の高齢化、定年退職等により医師数の確保は当分の間、大変厳しい状況が続くものと考えております。

看護師につきましては、近年の都会志向、大規模病院への就職する流れもございまして、確保が厳しい状況でございます。

現在行っております、医師や看護師の実習、研修の受け入れをさらに充実させ、地域の病院のよさを実感し、動機づけにつなげることや、ホームページや広報せいよ、ハローワークの掲示に加えまして、県内の看護師養成機関や関係機関の訪問、また合同就職説明会の参加など、さらには事業所内保育や病児保育の設置による子育て支援、先ほど説明申し上げました勤務環境改善を推進しながら、働きやすい職場環境を整えることなどを内外に情報発信するなど、あらゆる手を尽くしまして、医師、看護師を含めた医療従事者の確保を強力に進めてまいりたいと思っております。

山本議員を初め、議員各位におかれましては、多くの人脈をお持ちですので、ぜひご紹介等いただき、人材の確保にご協力をいただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○8番山本英明君

早急に不足しております医療従事者、医師、看護師、検査技師等の医療スタッフの確保について、具体的な動きをしてほしいと思っております。

そして、現在、厳しい勤務体制で頑張ってもらっておられます、医師、看護師等には実務に見合った手当等、休暇等の勤務体制を確保していただいて、働きやすい職場環境の整備を実践してほしいと願っております。大学病院の依頼、奨学金制度の見直し等、今までなされていた方策ではなかなか集まりにくいのではないかなというふうな危惧も感じておるところであります。今までの方策からまた脱却して、1歩進んだ、2歩進んだ、多方面からの考え方をしていただいた積極的な行政側の動きで、医療従事者の人数を確保していただいて、西予市内の公立病院に勤務する医療従事者は、身体的にも、精神的にも、勤務体制上でも余裕をもって勤務ができていざということを世間にアピールしていただけたらというふうに思っております。そうすることが、医療従事者の人たちが余裕をもって勤務をしてもらうことが、我々西予市民にとりまして一番大事なことかなというふうに思っております。

医療従事者の方々が、働きやすい、西予市内の病院で働いてみたい、もっともっと長く勤めたいと思っております。私たちが市長がいつも言われております、安心・安全な市民生活に直結するものだと思っております。

我々もしっかり頑張りますので、しっかりこれからは行政側の手腕を発揮していただくことを切に願ひまして、一般質問を終わります。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時21分）

○議長

再開をいたします。（再開 午後1時00分）

大勢の方が傍聴にお越しいただきまして、まことにありがとうございます。

次に、11番源正樹君。

11番源正樹君。

○11番源正樹君

議席番号11番源正樹です。

酒井議長より発言の許可を得ましたので、質問通告書の内容について、会議規則及び申し合わせ事項に従い、一般質問をいたします。

今日は、先ほど議長からもありましたが、足元の悪い中、大変多くの皆様に傍聴にお越しいただいております。心より感謝を申し上げます。

今回は、子育て支援についてと雇用にかかわる

課題について、お尋ねをいたします。

今定例会最後の質問者となりますが、会派及び議員各位の質問を通じて、わがまち西予の市政発展と住民福祉の向上の一助となれば幸いです。

まず、子育て支援について、特に、学童保育について、お尋ねいたします。

平成26年7月31日に放課後子ども総合プランが策定、公表されました。このプランの目的は、共働き家庭等の小一の一壁を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験、活動を行うことができるよう計画的な整備を進めることにあります。各自治体には、行動計画策定が求められ、当市でも、平成27年3月に、子育てするなら西予を将来像に掲げる「西予子ども子育て支援事業計画」が策定されています。

放課後児童クラブの入会対象年齢は、以前は小学校3年生まででしたが、平成27年度から拡大され、6年生まで入会できるようになっています。

また、昨年、平成30年9月には「新放課後子ども総合プラン」が策定されました。当該プランの進捗状況や児童福祉や教育分野における施策の動向を踏まえ、これまでの放課後児童対策の取り組みをさらに推進させるため、待機児童の解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ることを内容としています。

これから5年間を対象とする新たなプランになります。放課後児童クラブ、当市では、学童保育として事業実施をされておりますが、現在の市内のクラブの状況について、お尋ねしたいと思います。

まず、現在、学童保育の定員は何名なのかお尋ねをいたします。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

学童保育の現在の定員について、お答えをいたします。

平成30年度における放課後児童クラブにつきましては、市内の民間事業者へ事業を委託し、8カ所で実施され、定員の合計は280名となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

源正樹君。

○11番源正樹君

定員について、全体で280名とのことですが、現在、学童保育に実際入会している児童は何名でしょうか。

また、来年度、平成31年度の募集をされていますが、その応募状況はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

現在の利用者数と平成31年度の応募状況について、お答えをいたします。

平成31年2月1日現在で、学童保育の利用者は273名であり、待機児童はありません。

平成31年度の利用申し込みについては、現在、入所募集中のクラブもありますが、平成31年2月25日現在で276名となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

源正樹君。

○11番源正樹君

現在入会されている児童は273名と今答弁をいただきましたが、各クラブ8カ所運営されておると思いますが、クラブの利用状況の詳細について、それぞれの定員、そして利用者は現在何名なのかお尋ねをします。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

各クラブの定員と利用者数について、お答えをいたします。

市内では、宇和町に4カ所、明浜、野村、城川、三瓶の4町に各1カ所の学童保育施設が設置されております。

明浜町では、株式会社百笑一輝様が運営しているオレンジクラブが設置されており、定員は31名で、利用者は15名でございます。

宇和町では4カ所の学童保育施設が設置されておりますが、全て社会福祉法人西予総合福祉会が運営しております。その定員と利用者数ですが、トトロクラブの定員は50名で、利用者は48名、なかよしクラブの定員は40名で、利用者は37名、な

なほし中川の定員は33名で、利用者は26名、明下田クラブの定員は21名で、利用者は20名でございます。

野村町及び城川町の2カ所は、社会福祉法人西予市野城総合福祉協会様が運営しており、野村キッズの定員は40名で、利用者は67名であり、城川キッズの定員は25名で、利用者は25名でございます。

三瓶町では、社会福祉法人三瓶福祉会様が運営している、すこやか児童クラブが設置されており、定員は40名で、利用者は35名でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

源正樹君。

○11番源正樹君

各クラブの詳細についてありがとうございます。

来年度の応募状況は現在276名であり、申し込み者は、全体の定員未満ではあるかと思いますが、今答弁をいただいたとおり、それぞれの地域によって、学童保育利用の希望にはかなりの差があるかと思われます。利用を希望されていても入会できない児童、いわゆる待機児童について、先ほどいないという答弁でしたが、それについてお尋ねをします。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

待機児童について、お答えをいたします。

現在は待機児童が発生しておりませんが、平成31年度において、利用を希望されていても入会できない児童、すなわち待機児童が発生する見込みでございます。

宇和町小学校区で10名、三瓶小学校区において9名程度の待機児童が発生する見込みとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

源正樹君。

○11番源正樹君

それでは何点か再質問させていただければと思います。

宇和町小学校区と三瓶小学校区で入会できない児童が出る見込みとのことでしたが、まず、入所

児童についてはどのようにして決定をされるのかお伺いいたします。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

入所児童の決定方法について、お尋ねがございました。

各クラブにおきましては、優先して受け入れる児童を定めておまして、その基準に基づいて優先順位の上位者から入所を決定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

源正樹君。

○11番源正樹君

やはり年度当初、年度がわりのときが、保育園から小学校に入学される際に、年度初めにおいて待機児童が発生しているのではないかと推察されるんですが、待機児童の発生状況、年度初めにおいてはどのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

年度初めの待機児童の状況について、お答えをいたします。

毎年度5月2日現在の数値ではございますが、平成27年度は18名、平成28年度も18名、平成29年度は3名、平成30年度は2名の待機児童がこの時点では発生しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

源正樹君。

○11番源正樹君

今ほど5月の時点では、平成27年度から毎年度、待機児童が発生しているようですが、現在、平成30年度に関しては、それが解消をされております。これまで各年度においてどのような傾向といたしますか、そういったことがわかりましたら答弁をお願いします。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

これまでの待機児童の傾向について、お答えをさせていただきます。

過去の傾向を分析いたしますと、年度当初に待機児童が発生しておりますが、年度途中で退所者が出るということがございまして、遅れて入所ができるような状況となっております。そういうことで、年度末までには待機児童が解消するという傾向が続いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

源正樹君。

○11番源正樹君

それでは今後も、共働き家庭の増加や家族構成の変化等により、入会希望者が増えることが考えられます。

しかしながら、中長期的には少子化が進行することが予想され、希望者の増加は一時的なものだと考えられます。

厚生労働省の調査では、放課後児童健全育成事業は、平成30年5月1日時点の数にはなりますが、全国2万5328カ所で実施をされています。設置場所の状況を見ると、学校余裕教室での実施が7,362カ所、学校敷地内が6,226カ所、公的施設が3,466カ所、児童館が2,564カ所、そのほか5,710カ所となっています。学校の余裕教室が約29%、敷地内の専用施設が約25%と学校での合計が約54%であります。

既に学童保育施設が整備されている地域については、この一次的な増加に対応するため、施設整備ではなく、小中学校の余裕教室や公的施設等を有効に利活用できないかお尋ねします。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

学童保育施設として公立学校の余裕教室や公共施設等を有効活用できないかについて、お答えをいたします。

平成30年9月に文部科学省と厚生労働省が共同して、新・放課後子ども総合プランを発表いたしました。その中で、市町村は、放課後児童クラブの実施に当たって、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等の徹底的な活用を促進するとされております。

西予市においては、これまで明浜中学校の余裕教室を改修整備して、学童保育室として活用して

まいりました。

平成31年度においては、利用者が増加している下宇和地区と中川地区において、地域の皆様や関係機関のご理解とご協力をいただきながら、公民館のホールや和室等を利用して学童保育を実施するよう準備を進めております。

今後は、西予市の公共施設の利用状況を踏まえながら、放課後子どもプラン運営委員会などの関係機関との連携を図りつつ、教育委員会や関係者、地域や保護者の方々との十分な協議を行った上で、公共施設の有効活用を検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

源正樹君。

○11番源正樹君

広報せいよ3月号に、田之筋地区で平成30年4月から実施されている放課後子ども教室についての記事がありました。地域の中で放課後に子どもを見る場所をつくってほしいという地域の声を受け開校されたとのことでした。

全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図るために、学校や地域の方など多くの関係者の理解が不可欠であります。今後とも円滑な事業実施のため対応いただきたいと思っております。

それでは、次の質問施策区分である労働にかかわる課題、特に、労働力の確保について、お尋ねしたいと思います。

平成31年2月1日に発表された労働力調査によると、平成30年の全国の平均就業者数は、約6664万人と、前年と比較して134万人増加し、6年連続の増加となっています。これは、比較可能な昭和28年以降で、平成9年の6557万人以来、21年ぶりに過去最多を更新されたそうです。これは、女性と高齢者の就業が主な要因であると分析をされております。

しかしながら、こうして就業者数は増加しているにもかかわらず、人手不足はさらに深刻化しています。平成31年1月末の西予市の人口は3万7983人であり、少子高齢化の進行や社会減を主因として昨年1月と比較して881人減少しています。平成16年の西予市誕生時は4万7034人でしたので、約15年間で9,000人の減少となっています。

また、国勢調査をもとにした、西予市の15歳以上から64歳未満、生産年齢人口は、平成17年の2万4114人から、平成27年には1万8841人と5,273人減少をしています。15歳以上の労働力、就業状態の推移を見ると、平成17年に2万2224人だった労働力人口は、平成27年には1万8768人となり3,456人減少しています。

また、就業者数は、17年の2万1147人から、27年には1万8072人となり3,075人の減少であります。住民基本台帳登録人口の1月時点の年齢別人口を見ると、50歳から64歳までの合計が7,151人、ゼロ歳から14歳までの合計が3,840人です。

このままの人数で推移するわけではありませんが、単純な計算ではありますが、15年後には、生産年齢人口は3,300人程度減少すると思われるかと考えます。

この問題は当市だけでなく、労働力を確保することは、我が国にとって緊急に対処しなくてはならない大変大きな課題となっています。労働人口が急激に減少し、介護や建設など、業種によっては労働力不足が顕著になっています。

これにどのように対応していくのかお尋ねします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

労働力の確保についてのご質問にお答えをさせていただきます。

ご指摘のとおり、日本の総人口は、平成20年の1億2800万人をピークに減少傾向にあり、あわせて、生産年齢人口も減少し続けております。平成29年の全国の有効求人倍率は1.5倍と約44年ぶりの高い水準となり、全国的に人手不足感が強まっております。

西予市の雇用情勢につきましては、一昔前の平成24年までの20年間、有効求人倍率は1.0を下回り続け、慢性的な人材供給過剰な状況で、求職者にとって働く場所がないという時代でございましたが、平成25年度以降は、一転して人材が不足する状況が拡大しております。

八幡浜ハローワークがまとめた昨年12月の八幡浜管内の常用雇用の有効求人倍率は1.63倍となっており、求人を出している事業者にとっては厳し

い状況が続いております。

当市では、そのような状況を打開すべく、市内事業者の労働力の確保に係る取り組みとして、事業者と求職者のマッチングを後押しする合同就職面接会、地域求職者のスキルを上げるためのセミナーの実施、地元企業が有能人材を確保するためのノウハウを習得する企業向けセミナーの実施、担い手不足が顕著になってきている介護職や農林業に特化したセミナーの実施、高校生の地元就職を促進するため、就職者に3年間奨励金を交付する、ふるさと就業奨励金事業などを実施してまいりました。

また、愛媛県の移住定住促進サイト「あのこの愛媛」にも、市内各事業者の求人情報を貼りつけていただき、全国に発信をしていただいております。

そのほか、奨学資金の償還が免除される制度を活用し、西予市立病院の労働力の確保に努めているところでございます。

これらの取り組みは少なからず成果につながったものと考えておりますので、次年度も継続して実施を行う予定でございます。

また、人口減少が著しい本市にあって、活力が維持されるためには、本市の大半の人口を構成する高齢者が健康な状態を維持し、いつまでも現役で活躍していくことも重要であります。高齢者の活用方針は、企業個別の戦略といえると考えております。

しかし、人材の早期代謝モデル収益の根幹でもある企業も少なからず存在し、長期雇用を是としない、できない状況もある中、少子高齢化社会を迎える以上、若年層、高齢者の活用を融合しながら長期的な人材戦力を検討する必要があります。

労働力の確保については、多くの自治体が課題として取り上げ、さまざまな取り組みがなされておりますので、全国の好事例などの情報を収集し、時には県や近隣市町と連携をしながら、有効な対策を実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

源正樹君。

○11番源正樹君

現在市が行われているさまざまな事業を答弁いただきましたが、その中で、高校生対象に行つて

おられる、ふるさと就業創出奨励金事業について、これまでの実績、どのようになっているのかお尋ねをいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

ふるさと就業創出奨励事業の実績でございますが、平成29年度末で、延べ29人、344万円を支出しております。平成30年度においては28人の申請を受けており、336万円の支出を予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

源正樹君。

○11番源正樹君

平成30年5月30日に開催された第2回「ニッポン一億総活躍プラン」フォローアップ会合において、深刻な人手不足が生じており、幅広く即戦力となる外国人材を受け入れるため、新たな専門的、技術的な外国人受け入れの制度を骨太の方針において提示するとの考えが明らかになりました。

これを受け、平成30年12月8日、第197回臨時国会において、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、同月14日に公布されました。先月2月14日には、来月の施行を控え、法務省などの説明会が愛媛県庁にて開かれ、受け入れを希望する事業者や自治体関係者など約450人が参加されたようです。制度の詳細についてはまだ明らかになっておらず、今月中旬に省令にて定められるようです。国として深刻な人手不足の解決策として、外国人材の活用を今後はさらに強力に推進していくものと思われます。

西予市でも、労働力を確保するために、将来的には、外国人労働者を受け入れることは避けられないと考えています。

そこでまず、市内の外国人の状況について、お尋ねします。

西予市統計書によると、平成28年度末の時点で、市内に居住されている外国人は260名となっておりますが、現在は何名なのかお尋ねします。

また、そのうち就業されている方は何名なのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

外国人労働者についてのご質問について、お答えをいたします。

初めに、外国人労働者につきましては、国の制度として、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に基づき、外国人を日本で最長5年間に限り受け入れでき、労働関係法令等が適用され、全国には昨年6月末現在で約28万人が在留していると言われております。

ことし1月28日に愛媛労働局から愛媛県内の事業主から提出のあった外国人の雇用状況の届け出に基づき、平成30年10月末現在を集計、公表された県内の状況では、外国人労働者数は8,376人、前年同期対比564人、7.2%の増、雇用している事業者数は1,515カ所、前年同期対比83カ所、5.8%増の状況です。外国人労働者を雇用する事業所及び労働者数は、毎年、着実に増加している状況でございます。

また、国籍別の外国人労働者数は、中国が最も多く2,999人で、全体の35.8%、次いで、ベトナムが2,517人、30.1%となっております。

在留資格別では、技能実習5,555人で、全体の66.3%を占めて、次いで、身分に基づく在留資格978人で11.7%、専門的・技術的分野の在留資格795人で9.5%となっております。

産業別外国人労働者は、製造業が5,649人、67.4%、次いで、卸売業・小売業が702人、8.4%、建設業469人、5.6%となっております。

一方、西予市内に居住されている外国人は、今年1月末現在で267人となっており、そのうち、生産年齢人口15歳以上65歳未満は261人で97.7%を占めております。個人情報の取り扱いもあり、詳細な数値は確認できておりませんが、市内の就業人数は、ほぼこの人数で間違いのないかとは推測しております。

また、在留資格別を見ますと、国の制度の技能実習として200人が市内で就業されており、市内居住の外国人の74.9%を占めております。次いで、永住者等の身分に基づく在留資格59人で11.7%、教育などの専門的・技術的分野の在留資格8人で3%となっております。

このように、県全体と同じような比率で外国人

労働者が西予市でも就業している実態があります。しかしながら、当市におきましては、主産業でもあります第一次産業が少子高齢化等により深刻な担い手不足の問題もあり、この技能実習制度により若い外国人労働者が就業している状況にあります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

源正樹君。

○11番源正樹君

それと再質問になるんですけども、市内に居住されている外国人は267人とのことですが、地区別、旧町別になるかと思いますが、地区別の人口はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

市内の地区別人口でございますが、明浜町が27人、宇和町が70人、野村町が13人、城川町が21人、三瓶町が136人となっております。

以上です。

○議長

源正樹君。

○11番源正樹君

もう1点、在留資格について、身分に基づく資格と専門的・技術的分野の資格があるという答弁をいただいたと思いますが、この資格についてどのようなものなのか、詳細についてお尋ねをいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

詳細に申しますとたくさんの種類がありますが、代表的なもので言わせていただきますと、大学の教授、教育関係者、芸術家、宗教家、弁護士、会計士、そして、医療、介護、このような専門的な資格を持った人が含まれるものと思えます。

以上です。

身分に基づく在留資格とは、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者が該当します。

以上です。

○議長

源正樹君。

○11番源正樹君

読売新聞社が、平成31年1月に実施された全国自治体首長アンケートによりますと、約半数の自治体がこの同法を評価しているとの結果でございました。

一方で、7割の自治体が外国人の生活基盤づくりを課題に挙げられております。実際に迎え入れる際には、住居の確保や日本語教育など、必要となることが非常に多くあり、現在は管理団体や受け入れ先である実習実施者が個別に行われている状況です。

国の支援策や法的な細則がまだ不明確ではありますが、今後は、事業者と行政の間で連携と協力が不可欠になってくると考えます。

事業所や地域社会と連携して、受け入れ体制の整備が必要ではないかと考えますが、理事者の考えをお尋ねいたします。

○議長

管家市長。

○管家市長

ただいまの源議員の外国人労働者を、この西予のまちに受け入れるには体制が必要ではなかろうかというご質問に対して、ご答弁をさせていただきたいと思っております。

確かに、住居の確保、そして、何よりも労働者を安い賃金で受け入れるという観点ではなく、やはりこの労働力が不足している、人材として受け入れる体制、そのためには、生活はある程度、期間にわたってしていただかなければなりませんし、そして、ここの西予のまちで、安心して暮らしていただくためには、生活面でのことばの問題とか、風習とか、そういうものを地域の皆さんとともに受け入れて、また、情報発信をすることが重要ではなかろうかなと思っております。

2月19日に日本経済新聞の報道にありましたが、北海道、北の北海道ですが、この8年間で外国人の労働者の依存度は2.9倍に増加したという記事がありました。2017年に労働者145人に1人の外国労働者となっているという数字がありまして、これは、農業を中心とする北海道の産業の中で、やはり、外国人の方が力になっていただいているのはすごいなと思っておりますし、私も時々上

京をすると、コンビニとかいろんなところで外国人の方も働かれている現状を見ます。そういう現状もありますし、そしてきょうの昼のニュースでも言うておりましたけれども、この外国人の方が日本に来た場合、賃金の高い都市部に集まって、地方には就業しないのではなかろうか。そのためには、ある程度賃金を統一する、最低賃金を統一するというような動きもあるやに聞いております。

そういう施策を今国でも行っていただいておりますので、今後、国、各省から発出されます詳細を確認しながら、市としても対応をしまいたいと思っておりますけれども、最初に言いましたように、労働者の人を受け入れる状態、今明浜とか城川、三瓶、いろんなところで地域で受け入れながら生活されている実態もありますので、そのあたりを参考にしながら、行政の中でも体制をつくっていききたいと、そのように思っているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

源正樹君。

○11番源正樹君

現在200名の方が技能実習生として、市内で就業されているという答弁があったかと思っております。

市内において、管理団体として実習生受け入れに携わられている方とちょっとこの間話す機会をいただきまして、いろいろお話を聞かせていただきました。一番心配されていたのが賃金等の待遇、都市部と地方では格差が生じることから、地方には、実習生が来ないんじゃないかということを非常に心配されておりました。

こういった方に対して、国、県及びそして自治体協力して解決する必要があると考えますので、今後ともよろしく願いたいと思います。

現在は、まだ未確定の部分が大変多くありますが、担い手の確保のために、今後の動向を見きわめて対応させていただきたく思います。

最後に、これは質問ではございませんが、今月末をもって退職される岩瀬建設部長、高橋教育部長、山下明浜支所長、中須賀三瓶支所長、道山議会事務局長を初めとする職員の皆様方に対し、長きにわたり公務に奉職され、西予市発展のために力を尽くされたことに心から敬意を表し、感謝の

意を表したいと思います。

以上をもちまして一般質問を終わります。

○議長

以上で、一般質問を終結といたします。

暫時休憩いたします。（休憩 午後1時41分）

○議長

再開いたします。（再開 午後1時50分）

ただいまから議案順に質疑を行います。質疑内容については、大綱のみに願います。

（日程2）

○議長

日程第2、議案第1号「西予市図書交流館条例制定について」から、議案第17号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」までの17件を一括議題といたします。

まず、議案第1号「西予市図書交流館条例制定について」及び、議案第2号「西予市運動公園条例制定について」の2件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

次に、議案第3号「西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について」から、議案第17号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」までの15件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

ただいま議題となっております、議案第1号から議案第6号まで及び、議案第17号は総務常任委員会へ、議案第7号から議案第10号まで、議案第15号及び議案第16号は厚生常任委員会へ、議案第11号から議案第14号までは産業建設常任委員会へ、それぞれ付託をいたします。

（日程3）

○議長

次に、日程第3、議案第18号「西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について」から、議案第20号「西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について」までの3件を一括議題といたします。

これより本案3件に対する一括質疑を行います。

す。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

ただいま議題となっております、議案第18号から議案第20号までは厚生常任委員会へ付託をいたします。

（日程4）

○議長

次に、日程第4、議案第21号「西予市過疎地域自立促進計画の変更について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

ただいま議題となっております、議案第21号は総務常任委員会へ付託をいたします。

（日程5）

○議長

次に、日程第5、議案第33号「平成31年度西予市一般会計予算」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番源正樹君。

○11番源正樹君

11番源です。

予算書54ページ、明浜支所庁舎建設事業5億6358万3000円について、お尋ねしたいと思います。

現在工事が進められていると思いますが、現在の進捗状況及び完成見込みについて、説明をお願いします。

○議長

山下明浜支所長。

○山下明浜支所長

明浜支所庁舎建設事業の現状と今後の予定について、お答えいたします。

まず、新庁舎の概要ですが、旧高山小学校跡地に台風や津波災害に対する防災拠点としての機能を備えた鉄筋コンクリート造り2階建て、延べ床面積1336.37平方メートルの施設となります。1階は事務室及び市民ホールと明浜救急出張所を併設し、2階は二つの会議室と電算室及び機械室を

配置します。屋上は津波発生時に100人程度が避難できる広さを設け、支所前面には、来客者用駐車場として12台の駐車スペースを確保して、利用者の利便性を高めています。また、玄関前地下には非常時の飲料水確保のため、貯水量30トンの耐震性貯水槽を設置します。

なお、建物の進捗率は、2月末時点で54%となっています。

今後の予定としましては、30年度内に建物躯体工事をほぼ完成させ、4月から駐車場などの外構工事を行い、6月21日までに建物本体工事が完了する見込みであります。そののち、内部の設備工事を行い、その進捗に合わせて、キャビネットなどの什器の搬入を行います。現庁舎からの引っ越しは、8月10日からの3連休に行い、連休明けから新庁舎での業務開始を予定しております。

なお、開庁式は9月中に行う計画であります。

今後、引っ越し時には市民の皆様にご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

ほかにありませんか。

14番中村敬治君。

○14番中村敬治君

14番中村です。

昨年7月の豪雨災害を受けまして、昨年7月24日市長名で通知が出されておきまして、大型事業の延期についてということでございますが、12件の大型事業の延期が1年と2年とされてそれぞれ分かれておりますけれども、この中に昨年12月で学校空調設備についてだけ着手するというようなことになりましたが、1年延期というのが、ことしの31年度予算の中に4件入るんじゃないかと思うんですが、この4件の予算計上がなされているのかどうか。

そして、2年延期というのは、どのような推移をたどっているのか。これは復旧・復興事業の進捗状況により、市内情勢により、延期期間の見直しを行うことがあるという前提条件がついておりますので、この辺の大型事業の延期について、現時点での考えを表明していただきたいと思っております。

もう一つは、ただいま源議員が質疑をされまし

たものに関係するわけですが、明浜の旧庁舎を解体される予算も含まれておると思いますので、旧庁舎を解体された跡地利用について、広い面積ですが、どういうように利用されるのか、わかる範囲でお答え願ったらと思っております。

もう一つ、3点目で、これで終わりですが、61ページにございますが、中長期派遣職員管理事業というのが5768万9000円となっておりますが、豪雨災害を受けて、他の自治体から支援要請を西予市からかけておきまして、多分これで派遣される職員が他の自治体から多数あるのかなと思っておりますが、こういう方の人数とか、派遣元とか、あるいは派遣期間や新たな配属先など、わかる範囲で概要をご説明願ったらと思っております。よろしく申し上げます。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいまの中村議員のご質問にお答えをいたします。

まず、大型事業の延期についてのご質問でございましたけれども、これは今年の第3回だったと思っておりますけれども、定例会の行政報告会におきまして、説明をさせていただきました。その中で、この復旧・復興事業の進捗状況と、それから市内情勢等によっては延期の期間を見直すというふうな回答もさせていただいたと記憶をしております。

現状といたしましては、今ほど中村議員からありましたように、学校の空調設備につきましては、今年の3回の臨時会、それから第4回だったと思っておりますけれども、定例会におきまして補正を議決いただきまして、早期の導入に向けて対応をさせていただいたところであります。

その他の事業におきましては、当初予算の編成方針の段階におきまして、復旧・復興事業との調整が必要となりますので、担当課に対しまして、関係機関との協議経過と、それから、今後の事業着手に向けたスケジュールについての調査を実施させていただいております。それを今回の予算に反映させたということなんですけれども、結果といたしましては、担当課におきまして、関係機関、それから地元との協議を行った結果、今回の事業の延期につきましては、それぞれの同意を得

た上で今後の詳細なスケジュールを作成して、事業着手が速やかにできるよう準備を進めているところでございます。ちょっと予算には反映ができていないのが現状でございます。この事業実施に向けましては、当然ながら多額の事業費が必要となつてまいりますけれども、国、県等の補助事業の活用、それから地方交付税として措置される有利な地方債の借入など、最大限の財源の確保に努めるとともに、中長期計画を見直しながら対応させていただきたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいとこのように思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山下明浜支所長。

○山下明浜支所長

現明浜支所跡地利用について、お答えいたします。

平成26年3月31日の西予市明浜支所改築推進委員会の答申書に基づき、職員で検討していく中で、当初は防風対策として、土塁を設置する考えでございましたが、実際設置する場合、跡地全て占用してしまう上に、強度的にも問題がありますので、防風ネットの設置を変更することにしました。前面には高山公民館の駐車場として、また、多目的広場を予定しております。子ども広場やクロッカー場、ドクターヘリなどの緊急ヘリポート、さらには老朽化の著しい西予市消防団明浜方面隊高山分団の詰所予定地も検討する案が提案されております。

さきの2月25日、元の明浜支所改築推進委員や各地区代表区長、自主防災関係者を招き、この案を説明し、おおむね了解をいただいております。

今後は防風ネットの実施設計を進めるとともに、前面の跡地利用に関して関係機関と協議を行い、随時地区住民に説明を行っていきたいと考えております。

なお、防風ネットに関しましては、現庁舎取り壊し後に早急に設置し、地区住民の安全・安心を確保したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

それでは、中村議員からの最後のご質問がございました、中長期派遣職員管理事業5768万9000円についてでございますけれども、ご承知のとおり、今回、被災を受けまして全国各地の自治体から多くの職員の支援をいただいております。この中長期派遣職員の管理事業につきましては、31年度におけます、7月豪雨災害からの復旧・復興事業に支援いただく派遣職員に係ります経費を計上させていただいております。

その内訳でございますけれども、総務大臣が定めます基準によります災害派遣手当、旅費、派遣職員用の自動車のリース料、官舎の借上料、それから中長期派遣職員の給与、これは派遣元に支払う当該派遣職員に係ります経費の負担金でありますけれども、これらを計上させていただいております。

現在、11名が支援いただいておりますけれども、平成31年度につきましては、現段階におきましては、地方自治法に基づく中長期派遣の職員が4名ございます。内訳としましては、西条市、松前町、前橋市、港区、以上四つの団体から支援をいただきます。

また、姉妹市町協定におけます、災害時の派遣に基づきます、北海道の黒松内町からも1名派遣をいただきます。

以上合わせまして、5名の職員の方に支援をいただくということになっております。

次に、配属先でございますけれども、今まさに人事異動に取り組んでいるところでございまして、そこら辺の事務量も勘案し、復旧・復興業務で業務量が増加している部署への配置を予定しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

ほかにありませんか。

5番中村一雅君。

○5番中村一雅君

失礼します。5番中村一雅です。

1点、一般会計予算書160ページ、議員のタブレット配信では、説明資料20ページをお願いします。

9款消防費、1項消防費、3目消防施設費のところであります。消防団施設整備事業費5716万円のことについて、ご質問させていただきます。

説明資料によりますと、事業内容では消防水利が十分でない地域への耐震性貯水槽の設置とあります。

平成31年度は、明浜町狩浜と城川町下相に設置する予定となっております。これは1基幾らぐらいかかるのかということ、それから西予市発足より毎年着々と進められていると思いますけれども、これまでの設置状況につきまして、各町ごとに大まかで構いませんので、教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長

質問の途中ですが、暫時休憩をいたします。
(休憩 午後2時09分)

○議長

再開をいたします。(再開 午後2時11分)
佐藤消防長。

○佐藤消防長

中村議員の耐震性貯水槽に係る質問に答弁をさせていただきます。

なお、数字につきましては、概数でお許し願いたいと思います。

まず、耐震性貯水槽1基に係る整備費用でありますが、約600万円前後というふうに考えていただいております。今回予定しております、狩江地区のものにつきましては597万円、下相地区につきましては630万円の予算を計上してございます。

次に、これまでの整備状況でございますが、合併以降、市内に約50基を整備管理しております。

当該事業の目的としましては、大きな地震の揺れにも耐える防火用水を整備するという国庫補助事業による震災対策でございます。

しかし、設置の順位につきましては、当市においては、水利事情を鑑みて、水利事情の悪いところから順番に設置していくというような方針のもとで設置をしております。

したがって、宇和地区、野村地区、城川地区を重点にこれまで整備を進めてきております。

整備数については、各町それぞれに10基から20基の範囲で整備をしております。明浜町につきましては、30年度で1基整備をしまして、31年度で1基の予定をしております。

なお、三瓶町につきましては、水利の整備事情が非常にいいということもございまして、実績は

ございません。ゼロでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村一雅君。

○5番中村一雅君

再質問させてください。

近年、起こると予測されています南海トラフ地震への備えとして、耐震性貯水槽は非常に重要な施策というふうにとらえております。地震と言うと海沿いの地区ではすぐに津波を連想いたしますけれども、1995年に起こりました阪神淡路大震災におきましては、直下型であったために津波がございませんでした。かわりに、地震による倒壊とそれにつれて、地震による火災が激しく類焼して甚大な被害となったということがございましたので、地震による火災は通常の火災保険では填補されないということで一時期、火災保険に入っても地震で燃えたんは火災保険の請求できんのじゃなあということで、一時期社会問題になって訴訟まで発展したということがございました。

海沿いだからどうこうということではございません。各町に大規模火災、類焼を防ぐという観点からは耐震性貯水槽につきましては、西予市内均等にそれぞれ設置されるべきものであるというふうに考えております。

今後の設置方針について、再度お尋ねいたします。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防長

ここまでの15年間の整備で約50基の整備を進めておりまして、ほぼほぼ市内の水利整備状況の平準化は図られてきたのかなという感はございません。

今後は、新たな整備計画が必要であると、整備方針が必要であるというふうにも考えております。市内各所に有効にその耐震性の貯水槽が配置できるように整備計画を策定してまいりますので、今後ともよろしくご協力のほどお願いいたします。

○議長

ほかにありませんか。

13番菊池純一君

○13番菊池純一君

予算書の202ページ、せいよ東学校給食センター建設事業2億6100万2000円について、お尋ねいたします。

この事業に対しては、本市はもとより、各方面から国に対して要望していると思います。

今、国の動向はどうか、その状況と、そして、見直しをご説明いただけますか。

○議長

保木教育長。

○保木教育長

給食センターの件につきましては、新聞報道等ではかなりの情報が出ているかと思えます。

当初、文部科学省に、これは要領の中で完成をしていないということで、災害復旧事業の対象にはならないというようなことの説明を受けましたので、当方としては、何とかそれに載せていただきたいということで、市長も直接文科省に赴いていただきまして、要望をしておきました。

ただ、その後も文科省はやはり、これは、土木あるいは農林の施設も含めた全体の制度の問題であるということで、なかなかこちらの要望に対してよい返事はいただけなかったわけでありまして。

しかしながら、事実上、もうあと何日かで完成しておいたわけでありまして。落成式のご案内もしていたという中で被災でありまして、確かに、引き渡しまでは受けてなかったにしても、災害復旧事業としてはやはりそれなりの対応をしていたのが、こちらとしてはぜひお願いをしたいと。

また、公平、公正に考えても、それは制度的な問題なんじゃないかということで、引き続いてお願いをして、それを愛媛県でも重く受けとめていただきまして、県の議会で取り上げていただいたり、あるいは、国会議員の先生が国会の場で直接質問をしていただくなどして、いろんな後押しをいただきました。県議会は要望書をつくって、議長が直接文科省に赴いていただいたりもいたしました。

そういう中で少しずつ国の態度にも変化が見られてきて、現在もまだ確定的な御返事はいただけておりません。きのうの段階で、知事が直接また文科省にも行って、事務次官にお願いをしていたいただきましたけれども、確定的な御返事はいただけておりませんが、何とか被災地に寄り添っ

た対応をしたいというお気持ちは、私どもも伝わってきております。

そういう中で、これは文科省だけではない、財務省あるいは、総務省、そういうところとの調整が必要であります。そういう中で、何とか打開策を見つけてみたい、知恵を出してみたいというようなことは言っていていただいておりますので、その結果を私どもとしては、ぜひ待ちたいというふうに思っています。

ただ、施設自体は、もう待つわけにはいきません。既存の施設も老朽化しております。そういう中で、それと並行して、私どもとしては、現在のところは、市単独でも、これはやるんだという前提で予算を組んでおりますけれども、先ほど来申し上げておりますように、今後の対応の中で、国から相応のご支援をいただけるものというふうに思っておりますので、この予算もその時点で、財源を更正させていただくということをお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長

ほかに質問はありませんか。

15番二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

数が多くて恐縮なんですけれども、6項目をお願いしたいと思います。

○議長

二宮君、一つずつやりますか。

○15番二宮一朗君

いや6項目一応。

○議長

6項目一括でやりますか。

○15番二宮一朗君

多分再質問は余りないと思いますんで。

○議長

わかりました。

○15番二宮一朗君

それでは予算書の91ページ、民生費、プレミアム付商品券事業についてですけれども、予算書の説明において、低所得者、子育て世帯の消費喚起、下支えというふうに書いてありましたんで、その概要、どういうふうなものなのかということをまず1点、お伺いをしたいと。

2点目は、同じ民生費で99ページ、生活保護総

務費の中の生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援54万2000円予算がついております。これは学習支援については、以前から委員会でも質問はさせていただいたんですけども、どのぐらいの対象者でどういうふうな事業をされるのか、概要をお願いしたいと思います。

3点目が予算書138ページの商工費、2目の商工業振興費の中の商店街空洞化対策事業、新規事業になっておりますが950万。見込みがついての事業なのかどうか、これも概要を説明お願いしたいと思います。

4項目が予算書146ページの土木費、1目の土木総務費の中に期成同盟会の費用というのが、197号とか、441号とか入っておりますけれども、去年、おとしと道路陥没しました田之浜の378号の期成同盟会の費用が入ってないようなんですけれども、入ってない理由はなぜなのかというのが1点、お願いしたいと思います。

5点目に149ページ、同じく土木費の5目橋梁新設改良費ですけれども、橋梁長寿命化修繕計画策定費7000万円、同じく補修事業の7800万。これは数年前に橋梁の点検が行われて、それに対しての今事業が始まるとるんだらうと思うんですけども、これで西予市の中の橋梁の進捗状況とか、そういうのをお知らせいただきたいと思えます。

最後になりますが、同じ土木費の154ページ、1目住宅管理費、危険空家除却事業の2800万のめどといたしますか、2800万を大体何件ぐらいが該当になるのか、わかっておりましたら教えていただきたいと、以上6点お願いいたします。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

それでは、二宮議員からご質問いただきました、プレミアム付商品券事業と生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援事業について、この2件、私からご回答をさせていただいたらと思えます。

まず初めに、プレミアム付商品券事業でございますが、議員もおっしゃったように、ことし10月に実施されます消費税、地方消費税率の10%への引き上げにより、低所得者や3歳未満の子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域

における消費を喚起、下支えすることを目的として、プレミアム付商品券の販売を行うものでございます。2万5000円分の商品券が2万円で購入することができ、国からは、平成31年10月1日からの使用開始を目標とするようとの要請がございますので、市といたしましては、これまでのプレミアム付商品券と同様に、加盟登録いただいた市内の店舗で使用できるように進めたいと考えております。

なお、西予市で商品券購入ができる対象者の方は約1万5400人と見込んでおり、事業実施に当たっては、市区町村に対し、その実施に必要な経費が国から全額補助されることとなっております。詳細につきましては、ちょうど本日今、県の説明会が開催されておりますので、説明を受けた後、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、予算書の99ページ、生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援事業につきまして、ご回答いたします。

この事業は、家庭内での生活環境や生活困窮等から心にさまざまな問題を抱えている子どもに対しまして、健全な成長発達を促すため、西予市子どもホームワークサポート事業実施要綱に基づき、子ども支援員が家庭訪問を行って学習支援等を実施するものでございます。学習支援等を継続的に行うことにより、将来、社会的自立、経済的自立が可能となることを目指しております。対象者は生活困窮世帯で小学1年生から中学3年生となっております。現在、学習支援を希望されている方は1名であるため、当初予算には、昨年と同様に2名分の経費を計上させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

先ほど、予算書138ページの商店街空洞化事業についてでございますが、二宮議員新規事業ということでおっしゃっていただいたんですけど、実は予算書81ページの総務費の中の卯之町はちのじのところ、昨年までは組んでいた事業でございますが、これに対しましては、新規出店事業の上限が150万で3件分を組まさせていただいております。

それからリニューアルの分が50万円で10件組み
していただきまして、合計950万でございます
が、今申請が出ているわけではございません。予
想で計上をさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

予算書146ページの土木総務費の19節負担金補
助及び交付金の部分でございますが、国道378号
八幡浜宇和島間整備促進期成同盟会の負担金が計
上されていないというご質問でございますが、この
点につきましては、同同盟会については三瓶地
区、仮称でありますけれども、蔵貫バイパス、ま
た明浜地区、仮称であります、田之浜バイパス
の要望をかけております母体組織でございます。

この組織につきましては、活動残高があるとい
う形でございますので、31年度については予算計
上していない状況でございます。

続きまして、149ページでございますが、橋梁
長寿命化修繕計画策定事業7000万のところのご質
問でございますけれども、この事業につきましては、
市道において671橋の橋梁を設置いたしてお
ります。この橋梁につきましては、5年サイクル
で法定点検を実施しなければならないというこ
ろでございます。

30年度までにおきまして、5年サイクルの橋梁
点検が完了いたしましたので、31年度において、
西予市橋梁長寿命化計画を見直す委託業務、ま
た、31年度において140橋の法定点検を実施する
経費を計上させていただいております。

続きまして、154ページでございますけれど
も、住宅管理費におけます危険空家除却事業
2800万につきましては、31年度におきまして35件
の空家除却を計画しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

それぞれご答弁ありがとうございました。

再質問1点なんですけれども、商工費の商店街
空洞化対策事業、先ほど酒井部長答弁いただ
いたんですけども、81ページのはちのじ事業の中
で、商店街エリア整備事業400万というのがある

んですけども、それとの関係性というはあるのかど
うか教えていただきたいと思っております。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

単純に説明をさせていただきますと同じ事業で
あります。総務のほうは卯之町に限った分、そし
て私共の分は西予市全体でございます。

以上です。

○議長

ほかにありませんか。

17番小野正昭君。

○17番小野正昭君

165ページの教育総務費の中のコミュニティ・
スクール推進事業47万2000円についてですけ
ども、これ予算説明では、研修費用というふうにな
ってございましたけれども、事業概要のところを見
ると、各学校におけるコミュニティ・スクールの
導入を目指し、効果的な導入方法を学ぶための先
進地視察研修、教員、地域の方も対象に研修会を
開催するとなっておりますけれども、まず具体的にモ
デル、どの程度の学校が対象になっているのか、
目的と概要を、まずお聞きをしたらと思っております。

○議長

高橋教育部長。

○高橋教育部長

ただいまご質問がございましたコミュニティ・
スクールの関係でございますが、来年度は、小学
校2校、多田小学校と田之筋小学校の2校をモデ
ル校として予定をしております。

コミュニティ・スクールでございますけれど
も、既に取り組んでいる先進地がございますので、
そういったところへの視察研修も含め、それ
ぞれまたモデル校で実践していただくことを市内
の小中学校の関係者が、市内の多田小あるいは田
之筋小に見に行き、いろいろ研究協議をしてメリ
ット、あるいは課題等を探っていくというよう
なことで来年度から進める予定にしております。

以上でございます。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

先ほど言いましたように、地域の方も対象にと
いうふうなことになってはいますが、地域の方

というのはPTAなんですか、それとも地区の役員さん、そういうところを対象にされてるか、わかれば返答をお願いしたいと思います。

○議長

高橋教育部長。

○高橋教育部長

今、地域で協力をしていただく予定の各種団体の方とか、あるいはPTA、そして地域の青少年の健全育成の方等を学校でも、モデル校でございませうけれども、2校で選定して、お願いして、そういう方を中心に今後研究していくというような体制で予定でございませう。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

昔から教育は学校教育、家庭教育、地域教育、社会教育と言いますが、そういう面でおきましても、地域の方々と密接な教育をしていただきたいなど、研修していただきたいなどこのように思います。

それで関連的な質問ですけども、実は代表質問にも言いましたけれども、小学校の学習発表会に、4年生の学習発表会の中で、僕たち私たちの将来についてというふうな発表がありました。その中で43名、4年生がおいでなんですけども、男子はプロ野球選手、サッカー選手、中にうれしいなと思ったのが漁師、みかん農家というのがおられました、男子におりました。女子は、パティシエとか保育士、看護師、そういうふうながありましたけれども、あっと驚いたのは、ユーチューバー、世相でしょうかね、そういう子どもが、4年生にはや3人ぐらいおりましたよ。ただゆゆしきは、教育長ですね、これからが大事なんですよ。43名の中に教師というのが1人もないんです。学校の先生になりたいという子どもがおらんです。これは私将来子どもたちを教育する上において、子どもたちがなりたくないのはちょっとゆゆしき問題だなあと、その辺教育長やはり何かの機会、その辺のところを具体的によく検討をしていただいて、学校の先生方も綿密な連絡をして、な辺にそういうふうな現象が出てきたのか、難しい問題ですけども西予市の将来の教育を考えて、ぜひひとつ取り上げていただいたらなこのように思います。

○議長

議案にかかわりはしませんけれども答弁されませうか。

保育教育長。

○保木教育長

二宮議員の教師の働き方改革に関するご質問も相通ずる面があるんだらうと思ひますけれども、今、教師は大変長時間労働を強いられておって、ブラック職場であるというような、一部にそういうふうな受けとめがあります。

そういう中で、大変学校現場あるいは文部科学省等も危機感を持って、そういうふうに見られないように、職場環境の改善を図っていかねばならないということに取り組んでおります。

子どももそれに応じて、対応して、教師の仕事が子どもたちにとって魅力あるものに映るよう、少しでも改善をしていかねばならないというふうに考えております。

以上でございませう。

○議長

ほかにありませんか。

16番兵頭学君。

○16番兵頭学君

138ページの西予市店舗リニューアル補助金事業3000万、これ昨年の7月豪雨の災害を受けた商店街の方への補助金ということですが、この補助金の一部補助金という表示がありますので、補助率はどの程度なのかなど。

それともう一つ復旧をされた、もう店舗を再開された方もあります。そういった方も利用は可能なのかをお聞きします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

まず補助対象の率でございませうが、補助対象は3分の2でございませうして、10万円以上150万円以内というところではございませう。平成30年には40件、今出ております。

この要綱の中でもありますように、二重の補助としてはとれないですけど、これからも当然申請はできますが、ほかの補助事業と重複の申し込みはできないことになっております。

以上です。

○議長

兵頭議員よろしいですか。

○16番兵頭学君

はい。

○議長

ほかにありませんか。

酒井産業部長。

○酒井産業部長

先ほどの二度というのが限度額を超えない場合は、受け付けすることはできると解釈をしております。

○議長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

ただいま議題となっております、議案第33号については、関係各常任委員会へそれぞれ付託をいたします。

(日程6)

○議長

次に、日程第6、議案第34号「平成31年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」から、議案第44号「平成31年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの11件を一括議題といたします。

これより本案に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております、議案第35号は総務常任委員会へ、議案第34号、議案第36号から議案第38号まで、議案第43号及び議案第44号は厚生常任委員会へ、議案第39号から議案第42号までは産業建設常任委員会へそれぞれ付託をいたします。

(日程7)

○議長

次に、日程第7、陳情第1号「後期高齢者の窓口負担の見直しに当たり、原則1割負担の継続を求める意見書の提出を求める陳情書」についてを議題といたします。

本陳情につきましては、お手元に配信いたしております陳情文書表のとおりであります。

厚生常任委員会へ付託をいたします。

各常任委員会においては、各議案及び陳情について、十分に審査を行い、最終日の本会議において、委員会審査の経過と結果について、各委員長への報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

3月20日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後2時41分

第 5 日

3月20日（水曜日）

平成31年第1回西予市議会定例会会議録(第5号)

- | | | | |
|--------------|-------------|--|-------------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 平成31年3月20日 | 明 浜 支 所 長 | 山 下 玉 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 野 村 支 所 長 | 土 居 眞 二 |
| 1. 開 議 | 平成31年3月20日 | 城 川 支 所 長 | 篠 藤 義 直 |
| | 午前10時00分 | 三 瓶 支 所 長 | 中 須 賀 敏 幸 |
| 1. 閉 会 | 平成31年3月20日 | 消 防 本 部 消 防 長 | 佐 藤 克 也 |
| | 午後 5時28分 | 総 務 課 長 | 山 住 哲 司 |
| 1. 出 席 議 員 | | 財 政 課 長 | 宇 都 宮 明 彦 |
| 1 番 | 宇 都 宮 久 見 子 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 2 番 | 信 宮 徹 也 | 1. 本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 | |
| 3 番 | 宇 都 宮 俊 文 | 事 務 局 長 | 道 山 升 文 |
| 4 番 | 加 藤 美 香 | 議 事 係 | 三 好 祐 介 |
| 5 番 | 中 村 一 雅 | 1. 議 事 日 程 | 別 紙 の と お り |
| 6 番 | 河 野 清 一 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別 紙 の と お り |
| 7 番 | 佐 藤 恒 夫 | 1. 会 議 の 経 過 | 別 紙 の と お り |
| 8 番 | 山 本 英 明 | | |
| 9 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 10 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 11 番 | 源 正 樹 | | |
| 12 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 13 番 | 菊 池 純 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 小 野 正 昭 | | |
| 18 番 | 宇 都 宮 明 宏 | | |
| 19 番 | 森 川 一 義 | | |
| 20 番 | 藤 井 朝 廣 | | |
| 21 番 | 酒 井 宇 之 吉 | | |

1. 欠 席 議 員

な し

1. 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り

説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

市 長	管 家 一 夫
副 市 長	宗 正 弘
教 育 長	保 木 俊 司
総 務 企 画 部 長	三 好 敏 也
会 計 管 理 者	山 口 正 人
医 療 介 護 部 長	山 岡 薫 彦
産 業 部 長	酒 井 信 也
建 設 部 長	岩 瀬 布 二 夫
生 活 福 祉 部 長 兼	
福 祉 事 務 所 長	藤 井 兼 人
教 育 部 長	高 橋 司

議 事 日 程		
1	議案第 1 号	西予市図書交流館条例制定 について
	議案第 2 号	西予市運動公園条例制定に ついて
	議案第 3 号	西予市部設置条例の一部を 改正する条例制定について
	議案第 4 号	西予市投票管理者等の報酬 に関する条例の一部を改正 する条例制定について
	議案第 5 号	西予市議会の議員及び長の 選挙における公費負担に関 する条例の一部を改正する 条例制定について
	議案第 6 号	西予市生活交通バス条例の 一部を改正する条例制定に ついて
	議案第 7 号	西予市災害弔慰金の支給等 に関する条例の一部を改正 する条例制定について
	議案第 8 号	西予市家庭的保育事業等の 設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正 する条例制定について
	議案第 9 号	西予市放課後児童健全育成 事業の設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部 を改正する条例制定につい て
	議案第 10 号	西予市保育所条例の一部を 改正する条例制定について
	議案第 11 号	西予市物産会館条例の一部 を改正する条例制定につい て
	議案第 12 号	西予市営土地改良事業分担 金徴収条例及び西予市県営 土地改良事業分担金徴収条 例の一部を改正する条例制 定について
	議案第 13 号	西予市あけはまオートキャ ンプ場条例の一部を改正す る条例制定について
	議案第 14 号	西予市布設工事監督者の配 置基準及び資格基準並びに
		水道技術管理者の資格基準 に関する条例の一部を改正 する条例制定について
	議案第 15 号	西予市病院事業職員の諸手 当に関する条例の一部を改 正する条例制定について
	議案第 16 号	西予市野村介護老人保健施 設つくし苑職員の特殊勤務 手当に関する条例の一部を 改正する条例制定について
	議案第 17 号	西予市火災予防条例の一部 を改正する条例制定につい て
	議案第 18 号	西予市游の里健康センター の指定管理者の指定につい て
	議案第 19 号	西予市游の里デイサービス センターの指定管理者の指 定について
	議案第 20 号	西予市游の里ふれあい広場 の指定管理者の指定につい て
	議案第 21 号	西予市過疎地域自立促進計 画の変更について
	議案第 33 号	平成 31 年度西予市一般会 計予算
	議案第 34 号	平成 31 年度西予市住宅新 築資金等貸付事業特別会計 予算
	議案第 35 号	平成 31 年度西予市育英会 奨学資金貸付特別会計予算
	議案第 36 号	平成 31 年度西予市国民健 康保険特別会計予算
	議案第 37 号	平成 31 年度西予市後期高 齢者医療特別会計予算
	議案第 38 号	平成 31 年度西予市介護保 険特別会計予算
	議案第 39 号	平成 31 年度西予市農業集 落排水事業特別会計予算
	議案第 40 号	平成 31 年度西予市公共下 水道事業特別会計予算
	議案第 41 号	平成 31 年度西予市簡易水 道事業特別会計予算
	議案第 42 号	平成 31 年度西予市水道事

- 業会計予算
- 議案第 4 3 号 平成 3 1 年度西予市病院事業会計予算
- 議案第 4 4 号 平成 3 1 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
- 陳情第 1 号 後期高齢者の窓口負担の見直しにあたり、原則 1 割負担の継続を求める意見書の提出を求める陳情書
- 2 発議第 1 号 西予市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 3 発議第 2 号 西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 発議第 3 号 西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 追加 議案第 6 4 号 平成 3 0 年度西予市一般会計補正予算(第 1 1 号)
- 議案第 6 5 号 平成 3 0 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 7 号)
- 議案第 6 6 号 平成 3 0 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第 6 号)
- 議案第 6 7 号 平成 3 0 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第 6 号)
- 議案第 6 8 号 平成 3 0 年度西予市水道事業会計補正予算(第 5 号)
- 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- | | | | |
|-----------|---|------------------------------------|--|
| 1 議案第 1 号 | 西予市図書交流館条例制定について | 水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について | |
| 議案第 2 号 | 西予市運動公園条例制定について | 議案第 1 5 号 | 西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第 3 号 | 西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 1 6 号 | 西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第 4 号 | 西予市投票管理者等の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 1 7 号 | 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第 5 号 | 西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 1 8 号 | 西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について |
| 議案第 6 号 | 西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 1 9 号 | 西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について |
| 議案第 7 号 | 西予市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 2 0 号 | 西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について |
| 議案第 8 号 | 西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 2 1 号 | 西予市過疎地域自立促進計画の変更について |
| 議案第 9 号 | 西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 3 3 号 | 平成 3 1 年度西予市一般会計予算 |
| 議案第 1 0 号 | 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 3 4 号 | 平成 3 1 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 |
| 議案第 1 1 号 | 西予市物産会館条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 3 5 号 | 平成 3 1 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算 |
| 議案第 1 2 号 | 西予市営土地改良事業分担金徴収条例及び西予市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 3 6 号 | 平成 3 1 年度西予市国民健康保険特別会計予算 |
| 議案第 1 3 号 | 西予市あけはまオートキャンプ場条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 3 7 号 | 平成 3 1 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 議案第 1 4 号 | 西予市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに | 議案第 3 8 号 | 平成 3 1 年度西予市介護保険特別会計予算 |
| | | 議案第 3 9 号 | 平成 3 1 年度西予市農業集落排水事業特別会計予算 |
| | | 議案第 4 0 号 | 平成 3 1 年度西予市公共下水道事業特別会計予算 |
| | | 議案第 4 1 号 | 平成 3 1 年度西予市簡易水道事業特別会計予算 |
| | | 議案第 4 2 号 | 平成 3 1 年度西予市水道事 |

- 業会計予算
- 議案第 4 3 号 平成 3 1 年度西予市病院事業会計予算
- 議案第 4 4 号 平成 3 1 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
- 陳情第 1 号 後期高齢者の窓口負担の見直しにあたり、原則 1 割負担の継続を求める意見書の提出を求める陳情書
- 2 発議第 1 号 西予市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 3 発議第 2 号 西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 発議第 3 号 西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 追加 議案第 6 4 号 平成 3 0 年度西予市一般会計補正予算(第 1 1 号)
- 議案第 6 5 号 平成 3 0 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 7 号)
- 議案第 6 6 号 平成 3 0 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第 6 号)
- 議案第 6 7 号 平成 3 0 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第 6 号)
- 議案第 6 8 号 平成 3 0 年度西予市水道事業会計補正予算(第 5 号)
- 議員派遣の件について

開会 午前10時00分

○議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長

日程第1、議案第1号「西予市図書交流館条例制定について」から、議案第21号「西予市過疎地域自立促進計画の策定について」までの21件及び、議案第33号「平成31年度西予市一般会計予算」から、議案第44号「平成31年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの12件並びに、陳情第1号「後期高齢者の窓口負担の見直しに当たり、原則1割負担の継続を求める意見書の提出を求める陳情書」の計34件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長信宮徹也君の報告を求めます。信宮総務常任委員長。

2番信宮徹也君。

○信宮総務常任委員会委員長

総務常任委員会審査報告を行います。

去る3月7日の本会議において、当委員会に付託されました議案10件について、3月11日及び12日に審査を行いましたので報告をいたします。

審査の結果は、お手元に配信の委員会報告書のとおりであり、議案10件は原案のとおり可決決定いたしました。

全議案の中の委員からの質疑、関係部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第1号「西予市図書交流館条例制定について」では、社会教育複合施設が先ごろ完成し、来る4月27日をオープンの日として準備を進めているところである。

本条例は、施設の設置及び管理運営に関して定めるもので、施設名称は西予市図書交流館であり、愛称は募集の結果、「まなびあん」に決定をしました。施設の構成は、図書館と交流施設からなる等の説明があり、子どもと一緒に長時間居心地よく過ごせる施設だとの説明があったが、食事ができる場所の確保などはとの質疑があり、談話

コーナーに自動販売機を設置しており、ロビースペースでは自由に飲み物を飲んでいただけること、また、弁当など軽食については、縁側や芝生広場の段席等を活用いただきたいとの答弁に対し、天候によるため、屋外だけではなく屋内でも食事のできる環境を検討してほしいとの意見がありました。

議案第2号「西予市運動公園条例制定について」では、西予市宇和運動公園及び西予市野村運動公園は、双方とも西予市都市公園区域内にあり、目的を同じにする運動公園でありながら、これまで、それぞれ別途に定める条例や規則によりその運営管理を行ってきた。現在の利用状況に即し、両運動公園の運営管理の整合を図り、さらなるスポーツの推進、市民の健康増進及び体力向上を目的に、両運動公園を一つにまとめた新たな西予市運動公園条例の制定について、上程するものであるとの説明がありました。

議案第5号「西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について」では、西予市議会議員及び西予市長の選挙における選挙運動に係る公費負担の限度額を定めるものであり、今回、公職選挙法の一部改正によって、市議会議員選挙の選挙運動に係るビラの頒布が可能となったことから、次の市議会議員選挙からその作成にかかる費用を市長選挙と同様に公費負担とするため、本条例の一部を改正するものであるとの説明があり、ビラの枚数と上限金額についての質疑があり、ビラの単価は1枚当たり7円51銭、枚数については4,000枚が上限であるとの答弁でありました。

議案第17号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」では、今回の改正は消防法令違反のある建物を市のホームページ上に公表する制度を設けるものであり、公表の対象となる違反は消防法令により建物に設置が義務づけられている消防用設備のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、または自動火災報知設備のいずれかが消防法令に違反して設置されていない建物が対象になるとの説明があり、ホームページを見る人は、恐らく西予市に住んでいる方が多いと思われるが、それだけで十分なのかとの質疑があり、この公表制度については、広く全国の利用者に情報提供できることを目的としており、特に、

ホームページ以外には考えていない。あわせて、消防署においても公表内容の閲覧等ができる体制を構築したいと考えているとの答弁がありました。

議案第21号「西予市過疎地域自立促進計画の変更について」では、平成31年度より過疎対策事業債を活用して新たに追加した事業は、平成30年7月豪雨で、特に被害の大きかった地域住民の希望者を対象に、安心安全な場所への集落移転を促進すること及び、定住を促進するための住宅団地等の造成計画に係るものであるとの説明があり、場所や予算等についてはある程度の計画はあるのかとの質疑があり、現在事業の概要はアンケート等でニーズ等を聞き取っており、事業課で調査を進めている状況であるため、現時点では十分な概要についてお話できない状況であるとの答弁でした。

次に、議案第33号「平成31年度西予市一般会計予算」の総務課所管分では、運転免許自主返納の自己負担の軽減という説明があったが、市で幾ら負担をしているのかとの質疑があり、自主返納をするときに運転経歴証明書を交付するが、1枚当たり1,100円かかる。その分の利用者負担分を補助するといったものである。平成30年度の見込みとして、返納者の数は220名から230名程度と考えており、そのうち経歴証明書の申請者数も170人前後になるものと見込まれているとの答弁がありました。

危機管理課所管分では、災害用備蓄物資整備事業について、589万4000円であるが大体何人分備蓄しているのかとの質疑があり、神戸市において、阪神淡路大震災のときに避難所へ避難された方が全体人口の10%であったというデータを参考に、本市の人口の10%に当たる水と食料を備蓄しているとの答弁でした。

また、西予市の防災士の人数はとの質疑があり、平成30年末で258人となっているとの答弁があり、さらに、どのくらいまで防災士を養成する計画かとの質疑があり、愛媛県が全国一を目指しているが、目標人数は示されていない。当初23年度から3年計画ということであったが、今も引き続いており、毎年西予市の割り当てがおおむね50人になっているため、割り当て分は、西予市としても防災士を育成していきたいと考えている

との答弁がありました。

まちづくり推進課所管分では、被災者住宅再建支援事業について、土地開発公社の補助金対象のような話があったが、仮設住宅を2年で出なければならないと聞いているが、これに絡めて、復興計画の中に仮設住宅と住宅再建支援事業とのかかわりについての質疑があり、今年度については1件350万円の補助をしている。なお、引き続き平成31年度においても予算計上させていただき、その後も引き続き継続していく予定であるとの答弁があった。また、6000万円というのは何戸入る予定の予算を上げているのかとの質疑があり、15戸を想定している。なお、本件については、住民の皆様への建設課所管のアンケート等によって、住宅が限定ではないが、町外へ出られる可能性のある方、また、市外も対象となるため、市外からの方も含んで15戸ということ想定しているとの答弁がありました。

移住交流促進事業について、移住コーディネーターを中心に、ワンストップサービスで、チームで推進すると言われていたが、本年度チームでの取り組み、どれくらいの照会があって、実績があったのか、またなかったのかとの質疑があり、平成30年度に開催された移住フェアに西予市が東京で4回、大阪で2回参加した。合計で53組、63人の方が移住相談を受けているところである。また、この中で、当市においては、移住交流体験施設等を設置しているが、平成30年度は24人の移住希望者の方々に来ていただいたところであり、そのうち実際に西予市に移住された方は、把握している数で9名の方に移住をしていただいております。6名の方は移住を前向きに検討していただいていると伺っているとの答弁でした。

教育総務課所管分では、学校再編推進事業で、あとは宇和地域だけだと思うが、今後のスケジュールがある程度わかっているならば教えてほしいとの質疑があり、学校再編については、複式学級の発生等、今後の児童数の推移、校舎の老朽化の状況、統合後間もない皆田・明間地域の地域事情などを勘案して今後検討したい。複式学級の状況は、判断する上の重要な判断材料となってくると考えている。宇和地域の中で、多田小学校で複式学級となる可能性が早いととらえているが、地域やPTA、先生方の声等、総合的に勘案し検討を

進めていきたい。具体的な再編の時期については、これからの検討と考えているとの答弁でありました。

学校教育課所管分では、準要保護負担金事業について、要保護及び準要保護児童の認定基準が緩和されたと聞いたが、どういった要件が緩和されたのかとの質疑があり、緩和した点は、児童扶養手当の支給と市民税の非課税、これをこれまで対象にしていなかったが、それを緩和したため対象人数が若干増えたということであるとの答弁でした。

スポーツ・文化課所管分では、乙亥会館復旧にかかる工事請負費13億20万円の進捗状況について、簡単に説明を願う。そして、来年度の予算であるので、その工程、また乙亥会館が最終的にいつから使えるのかという工程について質疑があり、まず、進捗状況については、現在、床や壁等の取り除きと消毒に当たる撤去処分工事を3月から着工しており、5月末に工事が終了する予定で進めている。そのあと6月に入札を行い、7月から災害復旧の本工事に着工する予定であり、工期の終了は31年度末を予定している。そして、乙亥会館の供用が2020年4月からということであるとの答弁がありました。

消防総務課所管分では、消防団管理運営事業について、消防団歴が30年以上の方がいらっしゃると思うが、消防団退職金制度は30年が上限になっていると思う。退職金支給が団歴5年からもらって、5年ごとに30年で上限となるため、30年以上団歴の方は30年以上、何年やっても退職金が同額になると思う。班長・部長の経験者であれば、団歴掛ける2万円ぐらいだと思っており、30年やれば大体60万円ぐらいかと思うが、30年の上限を今の時代35年、40年ぐらいまで延ばしたほうがいいのではないかと思うがいかがかとの質疑があり、団歴30年で上限の制度というのは、政令で基準が定められており、これを動かすことはできないが、これに、西予市独自で上積み制度を設けており、基準の金額にプラス年間何万円かを上積みして出す制度を設けている。特に西予市のような消防団歴が長くて、年を取っても働いてもらわなければならない人のためにということで、制度改正をしたところであるとの答弁がありました。

議会事務局所管分では、議場システムや会議録

の作成システム等、大変便利になったと思うが、今、情報公開とかホームページの見直しも進んできた中で、あったらいいと思うのが、会議録の検索システムである。町議会でも結構それを導入している議会があり、議員名とか一つの項目を入れたらヒットするような、議員がどういう発言をしたかというのがわかる、それを研究していただいて早急に入れてもらうように努力していただきたいとの意見があり、これまでも議会事務局内部で検討はしてきたが、具体的には進んでいない状態である。ホームページ上であるため、情報推進室と協議し、ある程度の経費で導入することができるようであれば前向きに検討したいと思うとの答弁でした。

以上、総務常任委員会審査報告といたします。

平成31年3月20日総務常任委員会委員長信宮徹也。

○議長

次に、厚生常任委員会委員長山本英明君の報告を求めます。山本厚生常任委員会委員長。

8番山本英明君。

○山本厚生常任委員会委員長

厚生常任委員会審査報告を行います。

去る3月7日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議案及び陳情につきまして、3月11日及び12日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について、ご報告申し上げます。

お手元に配信のとおり、議案16件につきましては、いずれも全会一致で原案可決決定いたしました。

また、陳情1件につきましては、賛成多数で趣旨採択と決定いたしました。

それでは、審査の過程におきまして、各委員より出された質疑並びに担当部課長の答弁を抜粋してご報告申し上げます。

議案第7号「西予市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について」では、担当課から平成30年7月豪雨災害時に保証人の選定に苦慮した例もあり、申請までに時間を要したことから、今後の災害対策に備えるため、条例の一部を改正するとの説明がありました。委員から保証人の条件について質疑があり、原則として西予市の住民基本台帳に登録されている方で、

課税世帯で所得がある方が対象になるとの答弁がありました。

また、今回の改正により、保証人を立てない場合の利率を規則で3%以内に定めることが可能となるが、利率はどの程度を想定しているのかとの質疑があり、近隣の自治体と歩調を合わす形で考えており、1.5%を基準として調整を図っているとの答弁でありました。

議案第9号「西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」では、放課後児童支援員の資格要件が追加されたことにより改正するとの説明がありました。

議案第10号「西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について」では、仮設保育所の保育施設規模に応じ、野村保育所の入所定員数を125名に改定するとの説明がありました。委員からは、新しい野村保育所は定員150名規模で建設する話になっていると思う。一度定員を125名に減らすことは新しい保育所建設に影響ないのかとの質疑があり、今回の定員の減数については、県の担当部局と十分に話し合いを行って125名と設定をした。新保育所の入所定員数については、保育所の位置変更の条例改正に合わせて改正する予定であるとの答弁でありました。

議案第15号「西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び、議案第16号「西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」では、看護師または准看護師、介護士が深夜において、看護や介護等の業務に従事したときに支給する、夜間看護等手当を人事院規則に準じ見直し、準夜間勤務手当を現行の2,900円から3,100円に、深夜勤務手当を現行の3,300円から3,550円に改定するものであるとの説明がありました。

議案第18号「西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について」、議案第19号「西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について」及び議案第20号「西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について」の3件では、平成30年度を自主運営の継続等について検討する期間としていたが、平成30年7月豪雨の影響により、当該施設の一部が被災し長期間休館状態

となり、検討ができず、平成31年度に事業継続の検討期間を含め、施設管理期間を1年間延長するものであるとの説明でありました。

議案第33号「平成31年度西予市一般会計予算」における市民課所管分では、マイナンバーカード交付事業の進捗率について質疑があり、昨年12月1日現在では全国28位であり、平成31年1月末では、交付件数7,600件、交付率19.51%で、県内の自治体では1位となっているとの答弁でありました。

また、改良住宅の取り壊しや今後の見込みについて質疑があり、改良住宅は75戸、入居は58戸、入居率77%となっており、平成31年度に3棟6戸の取り壊しを計画している。取り壊し費用は、1平米当たり2万5000円で376.98平米分を予算計上している。現時点で改築計画はなく、当課としては建設課と協議を行い適切に管理していきたいと考えているとの答弁でありました。

環境衛生課所管分では、不法投棄対策事業について詳細な説明を求めたところ、不法投棄された廃家電等のうち、家電4品目についてはリサイクル手数料が必要となるため、その処分経費や不法投棄防止看板等の購入費を計上しているとの説明がありました。委員から不法投棄防止看板を設置しているが、ほかに不法投棄を減らすために行っている対策はどの質疑があり、県から監視カメラを借り入れて設置をしたり、毎月パトロールを行ったりするなど対策を行っているとの答弁がありました。

また関連質問として、今年度、市指定ごみ袋が破れやすいという市民からの声を聞くが、毎年同じ業者が作成しているのかとの質疑があり、市指定ごみ袋は、毎年入札をかけ、落札者に発注をしている。平成30年度は破れやすいという苦情を聞いており、平成31年度の入札ではしっかりとごみ袋を作成するよう仕様書に明記し、業者を決定したいとの答弁でありました。

健康づくり推進課所管分の新規事業、災害時保健医療対策事業では、南海トラフ地震津波被害を見据え、発災後、市内に救護所を開設し、市民への救護活動を行うため、開設に必要な医薬品及び発電機等の備品を整備するとの説明でありました。委員からは、医薬品や発電機等の備品は何箇年で配置するのかとの質疑があり、医薬材料は平

成31年度に揃え、両市立病院で流通備蓄し、平成32年度以降は不足分だけを補充する考えである。また、救護所は12カ所を選定する予定だが、被害状況により、医師や看護師の人員を確保する必要があり、全てを開設できるとは限らないので、発電機等の資機材は6カ所分に対応可能と考え、平成31年度に6組を購入する計画であるとの答弁でありました。

健康総合対策事業では、平成31年度から新たに導入する健康ポイント制度について質疑があり、健康ポイントとは、市民の健康づくり推進のためにインセンティブを提供するポイント制度で、特定健診の受診や健康教室に参加することにより、ポイントを付与していくものである。ポイントがたまれば景品等と交換できるような仕組みをつくり、平成31年度は試行期間として運用していく予定であるとの答弁でありました。委員からは、市民の皆さんが健康に興味を持つような方向性で取り組んでもらいたいとの意見がありました。

予防接種事業では、平成31年度に新たに風疹予防対策が追加となったことから、前年度に比べ予防接種等の費用が増額となった。抗体検査・予防接種の対象者は、抗体保有率の低い39歳から56歳の男性約3,900人で、年代別に3カ年に分けて事業を進めるとの説明がありました。委員からは、どの年代から検査・接種を行っていくのかとの質疑があり、平成31年度は、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれが対象である。妊婦等は感染後のリスクが高いため、かかわる機会が多い若い世代から始めるとの答弁でありました。

福祉課所管分では、プレミアム付商品券の対象者について質疑があり、対象者は、3歳未満児がいる世帯、住民税の非課税世帯であるとの答弁でありました。また、これまでのプレミアム付商品券は商工会に委託されていたが、今回は全世帯対象ではないため、どのように事業を進めていくのかとの質疑があり、先週、愛媛県が説明会を行った段階で、進め方は未定であるが、商工会も前向きに検討していただける意向であり、今後委託について調整を図っていく予定であるとの答弁でありました。委員からは、今回は対象者が限定されており、購入の際に対象者の確認作業が生じることが考えられるため、非課税世帯の証明をどこが行うかなど、問題が生じないよう、今後よく協議

をして進めてほしいとの意見がありました。

長寿介護課所管分では、昨年度の災害を受けて予算を計上した、被災者タクシー利用補助事業の利用状況について質疑があり、平成31年2月末時点で831件の実績であるとの答弁でありました。

緊急通報事業では、現在の利用状況について質疑があり、対象者は満65歳以上のひとり暮らし高齢者、またはひとり暮らしの身体障がい者で、平成30年10月末現在で156台設置し、うち135台が稼働し、21台が休止状態である。平成29年の通報回数は5件であるが、受託事業者から契約者へ月に一度健康状況の確認連絡を行っているとの答弁でありました。また、高齢者だけの世帯が増えていることから設置対象者をひとり暮らしに限らず運用することはできないかとの質疑があり、事業者が横ばいから微減の状態であり、老々介護が増加している現状も理解しており、予算の関係もあるが、門戸を広げることも検討していきたいとの答弁でありました。

子育て支援課所管分では、平成30年度から開始した乳幼児・児童医療費助成事業の進捗状況について質疑があり、平成31年1月末現在の申請件数1,585件で、助成額は10円から5万1180円まで、延べ539万5720円となっている。申請者は毎月持って来られる方よりも複数月をまとめて申請される方が多い状況であり、予想以上に申請件数は多い状況であるとの答弁でありました。

社会福祉施設災害復旧費では、新野村保育所の進捗状況と今後の計画について質疑があり、新野村保育所は、建設場所を変更し、木質で建設したいと考えており、国と改良復旧について交渉している状況である。造成工事を平成31年6月ごろ、建設工事を平成31年11月ごろに入札を行い、平成32年9月1日開園予定で計画を進めているとの答弁でありました。

また関連質問として、ゴールデンウィーク10連休中の公立保育園の開園予定について質疑があり、保育を必要とする方のことを考慮し、現時点では2日程度開園する方向性で検討しているが、詳細については、4月に新しい園児も入ってくるため、保護者へのニーズ調査を行い決定したい。10連休中の情報については、保護者の方への文書及びホームページ等で掲載していきたいと考えているとの答弁でありました。

議案第34号「平成31年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」では、平成31年度に地方債の償還が終了するとの説明がありました。委員からは、貸付資金で残っている金額や貸付資金の返還の縛りについて質疑があり、未償還金額は、平成29年度末時点で37件、8864万875円となっている。貸付資金の償還請求をずっと行っており、時効にはならないが、回収が進んでいない状況であるとの答弁でありました。

議案第36号「平成31年度西予市国民健康保険特別会計予算」では、土居診療所の常勤医師が平成31年3月末で退職することに伴い、平成31年度から診療体制を見直し、週3日の診療となる予定であるとの説明がありました。また、惣川・遊子川出張診療所の廃止、土居診療所の診療体制の見直し等により、診療施設勘定会計予算が大幅に減額となったとの説明がありました。

議案第37号「平成31年度西予市後期高齢者医療特別会計予算」では、保険料収入の納付率について質疑があり、平成30年10月18日時点で98.24%となっているとの答弁でありました。また、督促手数料について質疑があり、平成30年度は、平成31年3月11日現在、督促件数402件、督促手数料は4万200円である。主な要因として、後期高齢者医療に切りかわる際に、手続をしていない方は納付書による普通徴収となり、納付を忘れる方が多いようであるとの答弁でありました。

議案第38号「平成31年度西予市介護保険特別会計予算」では、介護認定の決定について質疑があり、介護認定調査員が、介護申請者を訪問し調査した結果に基づき一次判定を行った後、医師を含めた介護認定審査員40名が、毎週火曜日に2会場で介護認定審査会を開催し二次判定を行って決定しているとの答弁でありました。

議案第43号「平成31年度西予市病院事業会計予算」では、医師確保対策について質疑があり、医師の事務作業を軽減するために医療クレーン職員を雇用する人件費や非常勤医師が外来を行う際の旅費などであるとの答弁でありました。

また、継続費を設定している医療情報システム整備事業について、以前から懸案されているカルテの共有化を進める事業と考えていいのかとの質疑があり、当事業は、平成31年度、32年度の2カ年の継続事業で、両病院の医療情報システムの更

新を行い、稼働にあわせて情報共有システムを導入し、電子カルテの情報共有に向けて準備中であるとの答弁でありました。

議案第44号「平成31年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」では、平成31年度の1日平均入所者を入所者77人、短期入所者6人の計83人と見込んでいるが、確保できる見込みはあるのかとの質疑があり、短期入所者は希望が多く、6人は確保できると考えている。また、現在の入所者の推移から考えると一般入所について、77人は確保できると考えており、入所の需要等もあるため、職員一丸となって運営に取り組んでいきたいとの答弁でありました。

陳情第1号「後期高齢者の窓口負担の見直しに当たり、原則1割負担の継続を求める意見書の提出を求める陳情書」については、委員から、予算の問題も出てくるが、実際に高齢者の方から負担が増えるので病院に行かないという話を聞くため賛同すべき、また、増え続ける社会保障費をいかに抑制するのかという観点から考えると応分の負担は必要ではないか、また、2割に上がる時期はまだ決定しておらず、社会保障は後期高齢者の窓口負担だけではなく、全ての世代間公平を考える必要があるため、実際の制度改正を含めてこれから国が議論していく問題であり、時期尚早ではないかなどの意見が出され、慎重審議を行いました結果、賛成多数で陳情内容を趣旨採択することに決しました。

以上、厚生常任委員会審査報告といたします。

平成31年3月20日厚生常任委員会委員長山本英明。

○議長

次に、産業建設常任委員会委員長河野清一君の報告を求めます。河野産業建設常任委員会委員長。

6番河野清一君。

○河野産業建設常任委員会委員長

産業建設常任委員会の審査報告を行います。

去る3月7日の本会議において、当委員会へ付託されました議案、平成31年度当初予算に係る議案につきましては、委員会審査を3月11日、12日に設け審査を行いました。

その経過と結果についてご報告申し上げます。

審査した議案9件につきましては、お手元に配

信のとおり原案可決決定いたしました。

それでは、審査経過及び内容等について、抜粋して報告いたします。

議案第11号「西予市物産会館条例の一部を改正する条例制定について」は、改正後における各施設の利用料金設定について質疑がありました。売上額の一定割合以内を利用料金として設定している理由について尋ねたところ、10月の消費税の改定も見込まれる中、柔軟な対応ができるよう、売上額の何%以内という料金設定としているとの答弁がありました。また、月ごとの売上額の変動に応じて利用料金の率を変動させるようなことは行わないとの説明がありました。

議案第12号「西予市営土地改良事業分担金徴収条例及び西予市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について」は、条例に引用している土地改良法の一部が改正され、条項のずれが生じたことから改正するものであるとの説明がありました。

議案第13号「西予市あけはまオートキャンプ場条例の一部を改正する条例制定について」は、オートキャンプ場の利用時間について宝泉坊ロッジの利用時間などと整合性をとっているのか質疑がありました。従来、オートキャンプ場の利用時間は、午後2時から翌日午前11時までとしていたものを、今回の条例改正により、午後3時から翌日午前10時までに変更することとしており、これによって、宝泉坊ロッジの利用時間との整合性がとれるほか、充実したサービス対応につなげることができるとの答弁がありました。

議案第14号「西予市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、水道技術管理者の資格取得者数と育成計画について質疑がありました。現在、市役所の水道業務従事者のうち6名が本資格を取得しているが、そのうち10年以上の経験者は2名、20年以上の経験者は3名となっており、各支所にも経験を有した職員が配置されているとのことでした。今後においても、安全な水道水を安定的に供給するために、確かな経験に基づく技術継承は重要であり、職務経験を重ねる中で、職員の育成にも励みたいとの答弁がありました。

議案第33号「平成31年度西予市一般会計予算」

のうち、経済振興課所管分では、指定管理者施設や第三セクターなどの対応のあり方について、委員より意見が出ました。市の財政が厳しさを増す中、指定管理委託料による安定経営を行うとともに、利用料金改定に伴う収益にも配慮しているとの説明があり、より一層の管理運営の向上を求めました。

企業誘致奨励金事業については、当審議会で指定を受けた事業者数についての質疑があり、これまで指定を受けた企業は市内12社であるとの答弁がありました。

農業水産課所管分では、農業用廃棄物回収処理事業に関し、廃プラの効率的廃棄方法に係る質疑がありました。現在は、畜産関係のラッピング資材や農業用マルチフィルムなどを初めとする廃プラ資材の処理が問題となっているが、一部に見られるような生分解性のある資材の情報なども参考にしながら、今後の廃棄のあり方を研究していきたいとの答弁がありました。

また、獣肉処理加工施設維持管理事業に関し、ししの里せいよの経営状況についての質疑がありました。29年度は75頭の処理実績で、単年度決算は赤字決算であったが、30年度は2月末現在で、処理実績こそ52頭と伸び悩んでいるものの、在庫調整、販路開拓などの努力により、3月末締めで黒字を見込んでいるとの答弁がありました。東京への販路拡大努力が売上実績を伸ばしてきていることがうかがえました。

林業課所管分では、県森林土木協会事業について、概要説明を求めました。主なものとして、林道事業については、事業該当地区から事業費の0.35%相当額を森林土木協会費として徴収しており、この会費を林道事業の推進や技術研修の開催などに充てているとの答弁がありました。

建設課所管分では、危険空き家の除去事業の現状について質疑がありました。現在、危険空き家と判定されている空き家は約7,000棟で、毎年約50件程度の除却の申請が出され順次対応しているものの、固定資産情報を調査しても所有者などがわからないものは、最終的に、特定空き家に認定した上で、行政代執行による除却も検討しているとの答弁でした。ちなみに、本年度の除却実績は、危険空き家除却事業で行ったものが15件、災害による除却は17件の計32件であるとのことでした。

た。

また、災害公営住宅団地の計画概要について質疑を行ったところ、太田団地では5,000平米程度の敷地を準備し、災害公営住宅11戸のうち、3DKタイプを6戸、2DKタイプ5戸を整備する見込みで、一方、支所周辺における災害公営住宅は24戸を検討しているとしながらも、用地交渉中であるため、詳細は検討中であるとの答弁でした。

上下水道課所管分では、雨水公共下水道事業費1億2200万円に関して、平成31年度から、三瓶町の安土、日吉崎地区で本格的に工事に着手し、浸水被害の解消と軽減に努めていきたいとの説明がありました。

農業委員会所管分では、予算内訳資料に基づき、基幹事業となる農業委員会事業、自作農財産事務取扱事業、農業者年金事業の3事業における、それぞれ管理的費用について説明を受けました。

議案第39号「平成31年度西予市農業集落排水事業特別会計予算」では、宇和・野村地区の10処理区の農業集落排水事業と明間地区の浄化槽市町村整備事業における維持管理業務のほか、公債費の償還などに関して説明がありました。

議案第40号「平成31年度西予市公共下水道事業特別会計予算」では、施設整備において、対前年比2億9530万4000円の縮減理由に関し、詳細な説明を求めました。工事費の縮減については、公営企業会計への移行に伴い会計制度が変わるため、繰越事業が発生しないよう、平成31年度事業については予算を縮減するものの、32年度からは再び整備エリアを拡大していくための工事を行っていく予定であるとの答弁でした。

議案第41号「平成31年度西予市簡易水道事業特別会計予算」については、給水人口約6,900人をカバーする102の施設を対象とした事業予算となりますが、平成31年度歳入歳出予算をそれぞれ1億5030万4000円とした内容について、一般会計予算を交えながら詳細な説明を受けました。

議案第42号「平成31年度西予市水道事業会計予算」では、津布理浄水場整備事業の事業進捗に関し質疑がありました。本事業については、31年度に施設の造成工事を行い、32年度から浄水場の本体施設整備にかかる予定で、1,100平米余りの用地買収は完了しているとの答弁でありました。

以上、産業建設常任委員会審査報告といたします。

平成31年3月20日産業建設常任委員会委員長河野清一。

○議長

以上で各委員長の報告は終わりました。

暫時休憩をいたします。（休憩 午前10時58分）

○議長

再開をいたします。（再開 午前10時59分）

河野清一君。

○河野産業建設常任委員会委員長

先ほどの報告書で、危険空き家と判定されている空き家は、「700棟」を「7,000棟」と報告をいたしましたので、700棟に訂正をお願いいたします。

○議長

これより各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

まず、議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号「西予市図書交流館条例制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号「西予市運動公園条例制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第2号は原

案のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号から議案第17号までの15件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号「西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について」から、議案第17号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例について」までの15件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第3号から議案第17号までの15件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第18号から議案第20号までの3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第18号「西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について」から、議案第20号「西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について」までの3件について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第18号から議案第20号までの3件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第21号「西予市過疎地域自立促進計画の変更について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第33号「平成31年度西予市一般会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第34号から議案第44号までの11件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第34号「平成31年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」から、議案第44号「平成31年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの11件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第34号から議案第44号までの11件は原案のとおり決定いたしました。

次に、陳情第1号を採決いたします。

委員会審査では趣旨採択となっております。

お諮りいたします。

陳情第1号「後期高齢者の窓口負担の見直しに当たり、原則1割負担の継続を求める意見書の提出を求める陳情書」は委員長報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立多数であります。よって、陳情第1号は趣旨採択することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。(休憩 午前11時06分)

○議長

再開をいたします。(再開 午前11時15分)

(日程2)

○議長

次に、日程第2、発議第1号「西予市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。議会運営委員会委員長兵頭学君。

16番兵頭学君。

○兵頭議会運営委員会委員長

発議第1号「西予市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について」提案理由

の説明を申し上げます。

本市議会では、平成32年の任期満了に伴う改選期を控える中、昨年6月に西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会を設置し、議員定数や報酬のあり方について調査研究を進めてまいりました。

西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会からは、議長に対し、2月7日に調査研究結果の答申があったほか、2月27日の本定例会初日において、特別委員会委員長より最終報告があったところです。

議会に関連する条例改正については、議会運営委員会が所管しているため、さきの特別委員会の答申などを踏まえ、定数条例に関して審議いたしました。

その結果、先般の特別委員会の出した結論に鑑み、地方自治法第91条第1項の規定に基づき、西予市議会議員の定数を現行の21名から18名とするよう本条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

発議第1号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論なしと認めます。

これより発議第1号について採決を行います。

お諮りいたします。

発議第1号「西予市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、原案

のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、発議第1号は原案のとおり決定いたしました。

（日程3）

○議長

次に、日程第3、発議第2号「西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」及び、発議第3号「西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について」の2件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。議会運営委員会委員長兵頭学君。

16番兵頭学君。

○兵頭議会運営委員会委員長

発議第2号「西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」、発議第3号「西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について」一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、発議第2号ですが、先ほどご審議いただきました「西予市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定」の可決決定に伴い、委員会条例のうち、総務、厚生、産業建設の3常任委員会の定数を見直す必要が生じることから、西予市議会委員会条例第2条第2項の各号中、7人を6人に改めるよう本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、発議第3号ですが、こちらも先ほどご審議いただきました「西予市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定」の可決決定に伴い、第14条第1項議案の提出、第16条動議成立に必要な賛成者の数、第17条修正の動議に係る人数要件を見直す必要が生じ、ここに会議規則の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

提案理由の説明は終わりました。

これより本案2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

発議第2号及び発議第3号の2件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより議案順に採決を行います。

まず、発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

発議第2号「西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、発議第2号は原案のとおり決定いたしました。

次に、発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

発議第3号「西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、発議第3号は原案のとおり決定いたしました。

暫時休憩をいたします。(休憩 午前11時25分)

○議長

再開をいたします。(再開 午前11時26分)

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました、議案64号「平成30年度西予市一般会計補正予算(第11号)」から、議案第68号「平成30年度西予市水

道事業会計補正予算(第5号)」までの5件及び「議員派遣の件について」を本日の日程に追加し、追加日程として議題にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、6件を本日の日程に追加し、追加日程とすることに決定いたしました。

(追加)

○議長

まず、追加日程第1、議案第64号「平成30年度西予市一般会計補正予算(第11号)」から、議案第68号「平成30年度西予市水道事業会計補正予算(第5号)」までの5件を一括議題といたします。

まず、議案第64号「平成30年度西予市一般会計補正予算(第11号)」について、理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長

議案第64号「平成30年度一般会計補正予算(第11号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、国の平成30年度第2次補正予算に盛り込まれました地方創生拠点整備交付金に係る事業費のほか、7月の豪雨災害に関連した復旧経費の調整等を行うものであります。

まず、交付金事業につきましては、地域経済の活性化という喫緊の課題に対応するため、地域の観光振興や住民所得の向上等の基礎となる先導的な取り組みを支援するものであります。

本市では、交付金事業の活用により、所得や消費の拡大を促すとともに、まちを活性化させ、地方の定住・交流人口の拡大に寄与することを目的として、2事業の申請を行っておりましたが、このたび、国の審査を経て、2事業が採択されたことから、その事業費を計上するものであります。

交付金事業の一つ目に、せいよ「チャレンジ・スペース」プロジェクトとして、誰もが活躍できる社会を目指し、高齢者や障がい者施設の機能を持たせるだけでなく、地域住民の経験を生かし

た、地元の農林水産物の加工及び販売機能のほか、観光客と地域住民の交流スペース機能を併せ持つ複合施設を三瓶地区に整備する経費として、2億3150万9000円を計上するものであります。

二つ目にジオの恵み「ジオリゾート」プロジェクトとして、明浜地区での観光客の確保と新たな誘客促進を目指し、四国西予ジオパークを活用した体験や交流を通じた滞在型観光宿泊施設の整備に資する経費として4億4517万3000円を計上するものであります。

次に、7月豪雨災害に関連した事業の調整等として、災害廃棄物処理事業を1億2909万4000円増額し、災害援護資金貸付事業を1億5820万円減額し、社会教育施設災害復旧事業の実施年度を変更することにより12億5000万円を減額し、そのほか復旧・復興に要する経費を全体で、17億1663万7000円減額するものであります。

また、先ほど説明いたしました地方創生拠点整備交付金事業のほか、災害復旧事業を初め、その性質上または予算成立後の事由により、年度内に支出が終わらない見込みの88事業に対しまして、79億7463万7000円の繰越明許費の設定を行っております。

地方債補正では、地方創生拠点整備交付金事業の財源として、一般補助施設整備等事業債を3億370万円追加するとともに、災害復旧事業等の調整として、総額2億120万円減額し、限度額を89億8907万4000円としております。

これらによりまして、既決いただいております歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7億6831万5000円を減額し、歳入歳出予算の総額を422億5653万円と定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

次に、議案第65号「平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第7号)」から議案第68号「平成30年度西予市水道事業会計補正予算

(第5号)」までの4件について、理事者の説明を求めます。

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

議案第65号「平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第7号)」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の主な補正は平成30年7月豪雨により、田之筋農業集落排水施設の災害について、災害査定受検による補助対象事業費の確定及び、災害保険給付金の確定による財源調整を行うものであります。

これによりまして、歳入歳出予算をそれぞれ360万1000円減額し、歳入歳出予算の総額を3億7177万円と定めるものであります。

また、田之筋農業集落排水施設維持管理事業について、災害復旧事業の採択に不測の日数を要し、年度内完成が見込めなくなったことから、繰越明許費800万円の設定を行っております。

地方債補正では、災害復旧事業の調整として40万円増額し、限度額を320万円としております。

続きまして、議案第66号「平成30年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第6号)」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成30年7月豪雨が激甚災害に指定されたことから、国庫負担のかさ上げ措置に伴う財源の調整を行うもののほか、野村処理区の復旧工事完了に伴う不用額の減額を行うものであります。

これによりまして、歳入歳出予算をそれぞれ619万5000円減額し、歳入歳出予算の総額を8億4192万8000円と定めるものであります。

また、平成30年7月豪雨災害の復旧事業を最優先したことに伴い、宇和处理区公共下水道整備事業のほか、2事業について年度内の施工が困難となったことから、繰越明許費2億3141万4000円の設定をしております。

地方債補正では、災害復旧事業の調整として1760万円減額し、限度額を1180万円としております。

続きまして、議案第67号「平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、災害復旧に要する経費の年度末精算に当たり、不用額などの調整が主なものであります。

これによりまして、歳入歳出予算をそれぞれ263万5000円減額し、歳入歳出予算の総額を1億7622万4000円と定めるものであります。

続きまして、議案第68号「平成30年度西予市水道事業会計補正予算（第5号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、災害復旧にかかる建設改良費の不用額を減額するほか、災害査定受検により補助対象事業の国庫補助金を計上するため、財源の調整を行うものであります。

第2条資本的収入及び支出の補正につきましては、資本的収入から補助金5098万円を減額し、総額を3億2186万1000円とし、資本的支出につきましては、建設改良費5010万円を減額し、総額を7億6211万3000円といたしております。

また、今回の補正に伴いまして、他会計からの補助金を8782万円減額し調整を行っております。

以上4議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案4件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

14番中村敬治君。

○14番中村敬治君

14番中村です。

先ほど議案第64号一般会計補正予算については、市長から説明があったわけですが、通常は財政課長の詳細な説明があるように思うんですけど、これはいただけないものでしょうか。

○議長

中村議員さん、ただいまの補正予算に対しての関連質問ですか。それとも一般会計ですか。

○14番中村敬治君

一般会計は先ほど一応質疑は誰も…。

○議長

一般会計の採決は終わっておりますが、

○14番中村敬治君

採決はまだ終わってないんですけど。

○議長

質疑、質疑は終わっておりますが。

○14番中村敬治君

お願いですけれども。

○議長

暫時休憩をいたします。（休憩 午前11時41分）

○議長

再開をいたします。（再開 午前11時45分）

質疑はありませんか。

○議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第64号は関係各常任委員会へ、議案第65号から議案第68号までは産業建設常任委員会へ付託いたします。

各常任委員会においては、委員会を開催し十分に審査をし、本日の本議会において、委員会審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めるといたします。

暫時休憩をいたします。（休憩 午前11時46分）

○議長

再開をいたします。（再開 午後4時15分）

各委員会における審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長信宮徹也君の報告を求めます。信宮総務常任委員会委員長。

2番信宮徹也君。

○信宮総務常任委員会委員長

総務常任委員会審査報告を行います。

本日3月20日の本会議において、当委員会に付託されました議案1件について、先ほど審査を行いましたので報告いたします。

審査の結果はお手元に配信の委員会報告書のとおりであり、議案1件は原案のとおり可決決定いたしました。

全議案の中の委員からの質疑及び関係部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第64号「平成30年度西予市一般会計補正予算（第11号）」学校教育課所管分では、災害救助費の中の学校教育課分につきまして、124万2000円を減額計上している。これは事業完了による不用額の減額であり、災害救助費（学校教育課分）では、副教材や学用品について、各出版社のご厚意により、無償提供や特別価格にさせていただきいただいたこと、また、公益財団法人が学用

品を支援していただいたことにより当初の見込みよりも支出額が少なくなり、不用額が生じ減額を行ったものである。

災害時緊急被災児童就学支援事業についての182万円の減額及び、災害時緊急被災生徒就学支援事業243万円の減額については、平成30年7月豪雨災害により被災し、被災証明が発行され、かつ児童がいる世帯数をもとに申請者を算出したが、申請者数が大幅に少なかったために不用額が生じ減額を行ったものであるとの説明があった。

教育総務課所管分では、小学校施設整備事業と中学校施設整備事業で、どちらも空調設備の整備に係る設計委託料と工事請負費の補正予算であるが、全国的に注文が増えて品不足であろうと思うが、工期は夏休み中という話であったが、それは守られるのかとの質疑に対し、工期としては8月下旬から12月下旬ぐらいになるのではないかと考えているとの答弁があり、それに対し、生徒がいる2学期中に工事を進めるということなのかとの質疑に対し、音が出るような工事に関しては、夏休みであるとか、土曜、日曜の授業等に極力支障のないようにさせていただき、それ以外の音がほとんどしない工事については実施するとの答弁があった。

スポーツ・文化課所管分では、社会教育施設災害復旧費では、乙亥会館の災害復旧改修工事の工事請負費12億円及び、大和田体育館の災害復旧改修工事の工事請負費5000万円、計12億5000万円を減額するものであり、当改修工事につきましては、文部科学省所管の公立社会教育施設災害復旧費補助金を適用している。本補助金は補助率3分の2であるが、原形復旧及び早期復旧が原則であり、また、交付決定については、今年度の2月ごろ国の現地調査が実施され決定されることになっており、今年度当初予算で工事請負費を計上する必要があった。その後、文部科学省から通知があり、多くの災害復旧事業もあり、当初予定していた国の現地調査は31年度の5月ごろからになり、交付決定も31年度になることから、今回30年度に予算計上していた工事請負費を減額するものであるとの説明があり、乙亥会館の工事については計画どおり進めていただくよう強くお願いするとの意見があった。

危機管理課所管分では、防災行政無線デジタル

整備事業6億2886万5000円の繰越明許費は、平成30年第2回定例会において議決いただいた西予市同報系防災行政無線デジタル整備工事（城川地区）について、議決後速やかに工事着工する予定であったが、7月豪雨災害による工事着手時期の遅延及び、詳細な電波伝搬調査結果を受けての関係機関との協議に不測の日数を要したため、年度内完成が見込めなくなり、繰越すもので、平成31年9月末の完成を見込んでいるとの説明があり、この繰越によって宇和町のデジタル整備予算どおりの3月までの完成に支障が出ないかとの質疑があり、繰越による影響はさほど大きなものではないと考えているとの答弁があった。

財政課所管分では、市有財産維持管理事業289万8000円ではありますが、平成30年7月豪雨災害により被災した旧大和田小学校保管の美術品の修復について、特殊的な修復作業のため、長期の作業時間を要し、年度内完了が見込めなくなったため繰越すものであり、平成31年12月の完了を見込んでいるとの説明がありました。

以上、総務常任委員会審査報告といたします。

平成31年3月20日総務常任委員会委員長信宮徹也。

○議長

次に、厚生常任委員会委員長山本英明君の報告を求めます。山本厚生常任委員会委員長。

8番山本英明君。

○山本厚生常任委員会委員長

厚生常任委員会審査報告を行います。

先ほど本会議におきまして、当委員会に付託されました議案について、委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について、ご報告申し上げます。

お手元に配信のとおり、議案1件につきましては、全会一致で原案可決決定いたしました。

それでは、審査の過程におきまして、委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋してご報告申し上げます。

議案第64号「平成30年度西予市一般会計補正予算（第11号）」における福祉課所管分では、せいのチャレンジ・スペース整備事業について、三瓶地域での経済振興や障がい者、高齢者、また地域住民がともに支え合う地域共生社会の実現に向け、地方創生拠点整備交付金事業を活用し整備す

る事業であり、本補正予算では、既存施設解体工事、外構設置を含めた新築工事、浸水被害を考慮した用地のかさ上げ工事費等、2億3150万9000円を計上するとの説明でありました。委員からは、施設整備後は指定管理者が管理を行うことになると思うが、管理者の見通しはついているのか、管理運営補助金は支払うのかとの質疑があり、施設整備後の管理運営については、社会福祉法人を対象とした公募の形態を考えている。運営補助金については、できれば補助金なしで運営することが理想だと思うが、運営に関して、いただいた意見を参考にしながら、今後さらに検討したいとの答弁でありました。

また、建設予定地はハザードマップで津波が50センチメートル未満と表示されているが、対策は検討しているのかとの質疑があり、かさ上げについては、同等の50センチメートルを考えているが、かさ上げする高さ等については、詳細設計を行った上で検討したいとの答弁でありました。

長寿介護課所管分では、平成30年7月豪雨災害により崩壊した、しいのき園裏山の復旧工事について、新たにラス張工を導入し、法枠内の土砂流出抑制強化を図るため増額するとの説明があった。委員から、ラス張工で施工する際には、大きな排水パイプを入れるなど、排水が十分とれるよう水処理に注意して施工するよう意見がありました。

子育て支援課所管分では、平成30年7月豪雨災害の影響による作業員不足等により、旧野村保育所の年度内解体が見込めなくなったため、繰越するとの説明がありました。

環境衛生課所管分では、災害救助費のうち、浄化槽土砂収集処分委託料については、現在までの実績として、便槽のくみ取り、浄化槽の土砂撤去が、計65件、206万2395円となっており、実績見込みにより、不用額を減額するとの説明がありました。

また、災害廃棄物処理事業については、環境省の災害査定結果を受け、災害廃棄物の推計量を3万1313.1トンと決定したことにより、実績及び推計による見込み額分として増額するとの説明でありました。

さらに、被災建物等解体・撤去支援事業については、環境省の災害査定結果及び、実績見込みに

より増額するとの説明がありました。委員からは、廃棄物処理が当初見込みより増額となった理由について質疑があり、当初、仮置き場に搬入した解体家屋の件数掛ける1件当たりの単価で計算していたが、災害査定において、建物によって構造が異なっているため、全ての建物の数量を計算し直すよう指示があり、再計算の結果、増額となったとの答弁でありました。

健康づくり推進課所管分では、平成30年7月豪雨災害により被災した、クアテルメ宝泉坊の管理運営事業のうち、復旧工事について、キュービクル施設の製造に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めなくなったことなどから繰越を行うものであるとの説明がありました。

以上、厚生常任委員会審査報告といたします。

平成31年3月20日厚生常任委員会委員長山本英明。

○議長

次に、産業建設常任委員会委員長河野清一君の報告を求めます。河野産業建設常任委員会委員長。

6番河野清一君。

○河野産業建設常任委員会委員長

産業建設常任委員会審査報告を行います。

本日、本会議において、当委員会へ付託されました議案のうち、平成30年度の補正に係る議案につきましては、本日午後1時より審査を行いました。

その経過と結果について、ご報告申し上げます。

審査いたしました議案につきましては、議案第64号「平成30年度西予市一般会計補正予算（第11号）」、議案第65号「平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第7号）」、議案第66号「平成30年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）」、議案第67号「平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）」、議案第68号「平成30年度西予市水道事業会計補正予算（第5号）」についてであります。

以上につきましては、お手元に配信のとおり原案可決決定いたしました。

それでは、審査経過及び内容等について抜粋して報告をいたします。

議案第64号「平成30年度西予市一般会計補正予

算（第11号）」のうち、経済振興課所管分では、ジオリゾート整備事業4億4517万3000円について、詳細な説明がありました。本事業については、あけはまシーサイド・サンパーク株式会社の経営改善を図るため、温浴施設を兼ね備えた宿泊施設を新築する計画を国の地方創生拠点整備交付金事業に申請していたもので、本年3月8日に国から申請額どおりの内示をいただいたことから、このたび滞在型観光宿泊施設をつくるものであるとの説明でありました。

また、西予市店舗リニューアル補助金事業5730万円の減額に対して、これだけの補助金が使われなかった要因を尋ねました。本補助金制度では、1件当たり100万円掛ける100件を予定し1億円の予算を計上していたものであります。被災した事業者においては、小規模な被害にとどまる方、大規模な被害を受けた方までその被災状況は千差万別で、最善の手だてを考え、被災状況に応じグループ補助金と市の単独補助を使い分けた結果、45件の実績になったとの答弁がありました。

農業水産課所管分では、豪雨被害畜産担い手緊急支援事業などを初めとする減額補正についての説明のほか、繰越明許費においては、被災農業者向け経営体育成支援事業の繰越について説明がありました。補助金2億3791万8000円のうち、繰越となる1億7626万7000円については、昨年の7月豪雨被害による支援事業のうち、モノレールの機関車の納入が間に合わない、農業用ハウスの資材納入や土砂除去作業などにおくれが発生している、農業用機械の納品の遅延といった原因により、やむを得ず年度内完了が見込めない事業について、繰越すものであるとの説明でありました。

林業課所管分では、繰越事業のうち、木育推進事業128万6000円について説明があり、東京オリンピック・パラリンピックの選手村ビレッジプラザに提供する木材について、製材加工等を平成30年度中に実施する予定であったが、組織委員会から製材加工等の詳細情報の提供時期が平成31年度となったことにより、年度内完了が見込めなくなったため、繰越すことになったとの説明がありました。

建設課所管分では、繰越となった平成30年7月豪雨に関する災害復旧事業に関し、委員より、業者不足、人員不足などにより思うような事業進捗

は行えないであろうが、市民は1日も早い復旧・復興を望んでいるので、迅速な対応を願いたいとの要請がありました。これに対し、今後も県や建設業協会などとも調整・協議を行い、早期の復旧・復興に取り組みたいとの答弁がありました。

上下水道課所管分では、関連する特別会計、公営企業会計に対する繰出金の調整について説明がありました。

議案第65号「平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第7号）」では、公債費の利子償還に関し質疑があり、公債費の残高について尋ねたところ、平成29年度末において農業集落排水事業全体で18億8601万5000円が残高となっているとの答弁がありました。

議案第66号「平成30年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）」では、災害復旧工事完了に伴う不用額の減額調整のほか、宇和处理場維持管理事業を初めとする年度内完成が困難となった事業について、繰越明許費を2億3141万4000円設定しているとの説明がありました。

議案第67号「平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）」及び、議案第68号「平成30年度西予市水道事業会計補正予算（第5号）」では、災害復旧に係る予算のうち、不用額の調整が生じた部分を減額補正する内容について、それぞれ説明がありました。

以上、産業建設常任委員会審査報告といたします。

平成31年3月20日産業建設常任委員会委員長河野清一。

○議長

以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

14番中村敬治君。

○14番中村敬治君

14番中村です。

午前中に市長の30年度補正予算（第11号）についての説明があったんですけど、市長への質疑のタイミングを失いましたので、ただいま産業建設常任委員長が、一般会計補正予算が可決決定した旨、説明がございましたので、その点について質疑をしたいと思えます。

2点についてお伺いいたします。

3月8日に地方創生拠点整備交付金事業ということで4億4500万余の予算がついたわけですが、それについて、まず、明浜町高山地区におきまして、既に現在、あけはまシーサイドサンパークが、あけはまオートキャンプ場や明浜塩風呂、明浜民宿故郷、明浜ふるさと創生館、それから農産物集出荷施設等、五つの施設を市の指定管理施設として管理運営をされておりますが、この中の四つの施設に対して、農産物集出荷施設はゼロでございますけれども、それぞれ残りの四つについて、毎年のように1830万ぐらい管理委託料を西予市が支出しております。今回改めて、ふるさと創生館を解体して滞在型のそういう宿泊施設、塩風呂を廃止して温浴施設をつくるということで、延べ床面積が847平方メートルあると、ことしの1月9日の我々議員に対する説明会で伺ったところでございます。

ですから塩風呂をやめて、新たな温浴施設を含む宿泊施設、2階建ての宿泊施設をつくるということでございますが、ここにこれだけの莫大なお金を入れてやっていくということについては、これは地域の雇用とか、あるいは地元製品の販売など、地域に密接にかかわる事業展開でございますので一概に否定するものではございませんが、既にこういうように1830万というものを毎年のように入れておられますことに対して、今後、どのように、審議された結果、減額して、先ほど厚生常任委員長が説明しましたように、私も厚生常任委員会に入っておりますが、三瓶授産場跡地の今回の新たな新規事業のように、市の持ち出しが限りなくゼロになるように努めたいというような方向性があるのかないのか。現在の1830万をできれば半額以下に抑えてもらいたいというのが偽らざる気持ちでございます。その辺の取り組みが、今後の努力次第だろうと思っておりますけれども、今のところ、どのようなお考えなのか。

そして2点目は、ここは土砂災害の危険箇所にも、危険溪流土石流の危険溪流と、それから急傾斜地の災害危険箇所、二重にダブっております。現在の塩風呂のところはかかってないんですけれども、やはりこういうような莫大な投資をするに当たっては、今後対策はどうなるのかなあと。素人考えでいきますと、先に対策をやった上でこういう施設をつくるというのが順番ではなかろうか

と思うんですけれども、もう既に予算がついてしもうとということでございますので、少なくとも並行して対策工事を進めないことには、これはやはりちぐはぐな行政として一貫性がないと言わざるを得ないと思っておりますので、その辺の対策に対して、どのように考えられておるのか、その辺伺いたしたいと思います。

以上です。2点です。

○議長

質問は簡潔にお願いしたいと思いますけれども。

○14番中村敬治君

すいません。

○議長

河野清一君。

○河野産業建設常任委員会委員長

暫時休憩をお願いします。

○議長

暫時休憩をいたします。（休憩 午後4時45分）

○議長

再開をいたします。（再開 午後5時16分）

河野清一君。

○河野産業建設常任委員会委員長

先ほど質問のありました2点の内容について、再度審議内容を確認いたしました。本日行われた委員会審査におきましては、該当する説明、質疑等はともに行われませんでしたので答弁はいたしかねます。

以上、中村敬治議員の答弁とさせていただきます。

○議長

8番山本英明君。

○山本厚生常任委員会委員長

先ほど私の報告の中で、先ほどございました委員会におきまして、行政からハザードマップで「津波が50センチメートル未満」と説明をいたしました。正しくは「津波が来たときの浸水深が50センチメートル未満」ですので、ここで訂正をさせていただきます。

○議長

訂正に対してはご賛同していただけますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

それでは質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより議案順に採決を行います。

まず、議案第64号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第64号「平成30年度西予市一般会計補正予算(第11号)」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第65号から議案第68号までの4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第65号「平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第7号)」から、議案第68号「平成30年度西予市水道事業会計補正予算(第5号)」までの4件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第65号から議案第68号までの4件は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長

次に、追加日程第2「議員派遣の件について」を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配信いたしております、本件を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については本件のとおり承認することに決定いたし

ました。

この際お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容について、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任を願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で、全日程を終了いたしました。

市長より閉会の挨拶があります。

管家市長。

○管家市長

平成31年第1回西予市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る2月27日の開会以来、22日間にわたりまして今定例会でございますが、議員各位には、本会議及び各常任委員会において慎重なご審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表すところでございます。

今回は、平成31年度一般会計当初予算を初め、条例制定、人事案件、76件の全議案につきまして、いずれも原案のとおり可決、承認をいただきました。衷心より厚く御礼申し上げます。

さて、開会挨拶で述べましたとおり、本定例会は私にとりましても、皆様にとりましても、平成最後の議会であり、また、来るべき平成31年度は、私の任期4年目となる総仕上げの年でもあります。

所信表明でも申し上げましたとおり、今後6年間の復興の道筋となる「西予市復興まちづくり計画」を着実に推進するとともに、本会議や一般質問、常任委員会等を通じて皆様から賜りましたご意見、ご指摘につきましても、でき得る限り尊重し生かせるよう努めてまいりたいと考えております。

市民の皆様が少しでも安心して暮らしていただけるよう、安心が体感できるまちづくりを実現するために、全力で取り組む所存でございますので、何とぞ、議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、旧宇和病院跡地に建設中でありました西予市図書交流館が4月27日に開館いたします。子

どもから高齢者まで多くの市民が集い、学び、交流することを目的としている本施設の愛称を募集したところ、243点が寄せられ、わかりやすく誰にでも覚えてもらえるようなものとして、宇和町在住の河野壽賀子さんの「まなびあん」という名称に決定をいたしました。周辺の環境や景観と調和のとれた本施設は、内装などにも多くの市産の木材を利用しております、閲覧室では、児童・一般図書など合わせて8万5000点が閲覧可能となっております。本施設では4月27日から10連休中、絵本ライブや講演など、子どもから大人まで楽しめるさまざまな記念イベントを予定しておりますので、ぜひ西予市図書交流館「まなびあん」で、木のぬくもりを感じながら、学びある楽しい時間を過ごしていただければと思う次第であります。

さて、平成31年を復興元年として策定中であります「西予市復興まちづくり計画」がこのほど完成し、近々策定委員会の委員長であります東京大学羽藤教授から答申を提出していただくこととなっております。計画の策定に当たりまして、市内の小中学生に復興のキャッチフレーズを募集しましたところ、580人から応募をいただきました。選定の結果、宇和中学校3年生の石本海風さんが考えていただいた「復興のパズル みんなでつくる 未来のカタチ」、このキャッチフレーズに決定をいたしました。

現在、復旧・復興に向け、さまざまな取り組みを行っておりますが、形の異なるさまざまな取り組みを一人ひとりの力にとらえ、市民や事業者、ボランティア、大学、行政、みんなが協力しながら、パズルのピースを組み合わせることで力を結集し、未来の復興のカタチを目指していくものであります。この復興まちづくり計画では、復興に向けた基本的な考え方や基本施策、地域別の復興方針などを取りまとめており、市民の皆様には、4月20日ごろにダイジェスト版を配布する予定でございます。

今後におきましては、計画に基づき、安心して安全なまちと日常の暮らし、なりわいなどを再建するために、オール西予で取り組んでまいりますので、お力添えをよろしくお願い申し上げます。

さて、あすは春分であります。

桜のつぼみも膨らみ始め、温かい陽気を感じる

ことができる季節となりましたけれども、しかしながら、暖かな日差しが届く日もあれば、花冷えの日もありと、季節の変わり目でございます。議員各位におかれましては、体調管理に十分ご留意いただき、来るべき新年度の市政運営に一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げます、閉会のご挨拶とさせていただきます。

○議長

これをもって、平成31年第1回西予市議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後5時28分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

西予市議会副議長

同 議員

同 議員

付 録

平成31年第1回西予市議会定例会会期日程表

会期2月27日（水）～3月20日（水）（会期22日間）

月 日	曜日	日 程	備 考
2月27日	水	本会議（開会）	<ul style="list-style-type: none"> ・全員協議会（午前9時開会） ・理事者提案理由説明 ・質疑 ・委員会付託（補正予算議案のみ） ・即決議案採決
2月28日	木	常任委員会	
3月1日	金	休 会	
3月2日	土	休 会	
3月3日	日	休 会	
3月4日	月	休 会	
3月5日	火	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長報告 ・討論・採決（補正予算議案のみ） ・代表質問、一般質問
3月6日	水	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問
3月7日	木	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問 ・質疑・委員会付託
3月8日	金	休 会	
3月9日	土	休 会	
3月10日	日	休 会	
3月11日	月	常任委員会	
3月12日	火	常任委員会	
3月13日	水	休 会	
3月14日	木	休 会	
3月15日	金	休 会	
3月16日	土	休 会	
3月17日	日	休 会	
3月18日	月	休 会	・討論通告〆切
3月19日	火	休 会	
3月20日	水	本会議（閉会）	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長報告 ・質疑 ・委員会付託（追加議案） ・討論・採決

平成31年第1回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 1号	西予市図書交流館条例制定について	31. 3. 20	原案可決
議案第 2号	西予市運動公園条例制定について	31. 3. 20	原案可決
議案第 3号	西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について	31. 3. 20	原案可決
議案第 4号	西予市投票管理者等の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定について	31. 3. 20	原案可決
議案第 5号	西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について	31. 3. 20	原案可決
議案第 6号	西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について	31. 3. 20	原案可決
議案第 7号	西予市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について	31. 3. 20	原案可決
議案第 8号	西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	31. 3. 20	原案可決
議案第 9号	西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	31. 3. 20	原案可決
議案第 10号	西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について	31. 3. 20	原案可決
議案第 11号	西予市物産会館条例の一部を改正する条例制定について	31. 3. 20	原案可決
議案第 12号	西予市営土地改良事業分担金徴収条例及び西予市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について	31. 3. 20	原案可決
議案第 13号	西予市あけはまオートキャンプ場条例の一部を改正する条例制定について	31. 3. 20	原案可決
議案第 14号	西予市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について	31. 3. 20	原案可決
議案第 15号	西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	31. 3. 20	原案可決
議案第 16号	西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	31. 3. 20	原案可決
議案第 17号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	31. 3. 20	原案可決
議案第 18号	西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について	31. 3. 20	原案可決
議案第 19号	西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について	31. 3. 20	原案可決
議案第 20号	西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について	31. 3. 20	原案可決
議案第 21号	西予市過疎地域自立促進計画の変更について	31. 3. 20	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 22号	平成30年度西予市一般会計補正予算(第10号)	31. 3. 5	原案可決
議案第 23号	平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)	31. 3. 5	原案可決
議案第 24号	平成30年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	31. 3. 5	原案可決
議案第 25号	平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)	31. 3. 5	原案可決
議案第 26号	平成30年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)	31. 3. 5	原案可決
議案第 27号	平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第6号)	31. 3. 5	原案可決
議案第 28号	平成30年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)	31. 3. 5	原案可決
議案第 29号	平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)	31. 3. 5	原案可決
議案第 30号	平成30年度西予市水道事業会計補正予算(第4号)	31. 3. 5	原案可決
議案第 31号	平成30年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)	31. 3. 5	原案可決
議案第 32号	平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)	31. 3. 5	原案可決
議案第 33号	平成31年度西予市一般会計予算	31. 3. 20	原案可決
議案第 34号	平成31年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	31. 3. 20	原案可決
議案第 35号	平成31年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算	31. 3. 20	原案可決
議案第 36号	平成31年度西予市国民健康保険特別会計予算	31. 3. 20	原案可決
議案第 37号	平成31年度西予市後期高齢者医療特別会計予算	31. 3. 20	原案可決
議案第 38号	平成31年度西予市介護保険特別会計予算	31. 3. 20	原案可決
議案第 39号	平成31年度西予市農業集落排水事業特別会計予算	31. 3. 20	原案可決
議案第 40号	平成31年度西予市公共下水道事業特別会計予算	31. 3. 20	原案可決
議案第 41号	平成31年度西予市簡易水道事業特別会計予算	31. 3. 20	原案可決
議案第 42号	平成31年度西予市水道事業会計予算	31. 3. 20	原案可決
議案第 43号	平成31年度西予市病院事業会計予算	31. 3. 20	原案可決
議案第 44号	平成31年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算	31. 3. 20	原案可決
議案第 45号	西予市農業委員会委員の任命について	31. 2. 27	同意
議案第 46号	西予市農業委員会委員の任命について	31. 2. 27	同意
議案第 47号	西予市農業委員会委員の任命について	31. 2. 27	同意
議案第 48号	西予市農業委員会委員の任命について	31. 2. 27	同意
議案第 49号	西予市農業委員会委員の任命について	31. 2. 27	同意
議案第 50号	西予市農業委員会委員の任命について	31. 2. 27	同意
議案第 51号	西予市農業委員会委員の任命について	31. 2. 27	同意
議案第 52号	西予市農業委員会委員の任命について	31. 2. 27	同意

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 53号	西予市農業委員会委員の任命について	31. 2. 27	同 意
議案第 54号	西予市農業委員会委員の任命について	31. 2. 27	同 意
議案第 55号	西予市農業委員会委員の任命について	31. 2. 27	同 意
議案第 56号	西予市農業委員会委員の任命について	31. 2. 27	同 意
議案第 57号	西予市農業委員会委員の任命について	31. 2. 27	同 意
議案第 58号	西予市農業委員会委員の任命について	31. 2. 27	同 意
議案第 59号	西予市農業委員会委員の任命について	31. 2. 27	同 意
議案第 60号	西予市農業委員会委員の任命について	31. 2. 27	同 意
議案第 61号	西予市農業委員会委員の任命について	31. 2. 27	同 意
議案第 62号	西予市農業委員会委員の任命について	31. 2. 27	同 意
議案第 63号	西予市農業委員会委員の任命について	31. 2. 27	同 意
議案第 64号	平成30年度西予市一般会計補正予算(第11号)	31. 3. 20	原案可決
議案第 65号	平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第7号)	31. 3. 20	原案可決
議案第 66号	平成30年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第6号)	31. 3. 20	原案可決
議案第 67号	平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)	31. 3. 20	原案可決
議案第 68号	平成30年度西予市水道事業会計補正予算(第5号)	31. 3. 20	原案可決
諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推薦について	31. 2. 27	同 意
諮問第 2号	人権擁護委員候補者の推薦について	31. 2. 27	同 意
諮問第 3号	人権擁護委員候補者の推薦について	31. 2. 27	同 意
諮問第 4号	人権擁護委員候補者の推薦について	31. 2. 27	同 意
諮問第 5号	人権擁護委員候補者の推薦について	31. 2. 27	同 意
諮問第 6号	人権擁護委員候補者の推薦について	31. 2. 27	同 意
諮問第 7号	人権擁護委員候補者の推薦について	31. 2. 27	同 意
諮問第 8号	人権擁護委員候補者の推薦について	31. 2. 27	同 意
陳情第 1号	後期高齢者の窓口負担の見直しにあたり、原則1割負担の継続を求める意見書の提出を求める陳情書	31. 3. 20	趣旨採択
発議第 1号	西予市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について	31. 3. 20	原案可決
発議第 2号	西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について	31. 3. 20	原案可決
発議第 3号	西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について	31. 3. 20	原案可決
議会報告第1号	西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会報告について	31. 2. 27	報 告
	議員派遣の件について	31. 3. 20	承 認

諸 般 報 告 書

月 日	出 席 者	行 事 名
12月2日	全 議 員	宇和文化の里中高齢者駅伝競走大会・女子駅伝競走大会
12月6日	全 議 員	平成30年第4回定例会 一般質問
	議長・関係議員	市民との意見交換会実行委員会
12月7日	全 議 員	平成30年第4回定例会 一般質問・質疑・付託
	関 係 議 員	西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会
	議長・関係議員	愛媛県知事へ豪雨災害からの復旧・復興にむけた意見書提出
12月12日	関 係 議 員	産建常任委員会・厚生常任委員会
12月13日	関 係 議 員	総務常任委員会
12月14日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
	議長・関係議員	第3回西予市平成30年7月豪雨災害義援金配分委員会
	議長・関係議員	建設事業推進協議会
12月15日	関 係 議 員	肱川緊急治水対策着工式
12月20日	全 議 員	行政報告会
	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	平成30年第4回定例会 閉会
12月21日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
12月23日	議 長	西予市駅伝競走大会
12月25日	議 長	八幡浜施設事務組合議会
12月27日	議 長	愛媛県市町総合事務組合臨時会
	関 係 議 員	議会だより編集委員会
12月28日	議 長	西日本豪雨災害復興チャリティープロ野球愛媛県人会野球教室
1月3日	全 議 員	西予市成人式
1月4日	議 長	仕事始め式
1月7日	全 議 員	西予市年賀交歓会
1月11日	関 係 議 員	西予市議会議員定数及び報酬等特別委員会
1月12日	議 長	第46回明浜町新春駅伝競走大会
1月15日	議 長	兵庫県篠山市議会行政視察受入
1月17日	議 長	南予市議会議長会定期総会
	議 長	愛媛県土木部長陳情
1月20日	議長・関係議員	西予市PTA大会・第17回人づくりを考える集い
1月22日	全 議 員	愛媛県観光議連広域観光推進研修会
1月26日	議 長	西予市宇和美術協会新春懇談会
1月29日	議 長	千葉県八街市議会行政視察受入
	関 係 議 員	定数及び報酬等検討特別委員会
1月30日	議 長	愛南町議会行政視察受入

月 日	出席者	行 事 名
2月1日	関係議員	西予市定数及び報酬等検討特別委員会
2月3日	全 議 員	西予市消防出初式
2月5日	議 長	広島県神石高原町議会行政視察受入
2月7日	議長・関係議員	西予市定数及び報酬等検討特別委員会答申
	議長・関係議員	西予市農業再生協議会臨時総会
2月8日	議 長	兵庫県南あわじ市議会行政視察受入
2月18日	全 議 員	玉鷲関優勝祝賀会
2月19日	関係議員	議会運営委員会
2月20日	議 長	西予市3校プロジェクト西予市への報告会
2月21日	議 長	愛媛県市町総合事務組合総会
2月22日	関係議員	議会運営委員会
2月25日	議 長	明浜支所跡地利用説明会
2月27日	全 議 員	行政報告会
	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	平成31年第1回定例会 開会

平成31年2月28日

西予市議会議長

酒 井 宇 之 吉 様

総務常任委員会

委員長 信 宮 徹 也

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
議案第22号	平成30年度西予市一般会計補正予算(第10号)	原案可決

平成31年2月28日

西予市議会議長

酒 井 宇 之 吉 様

厚生常任委員会

委員長 山 本 英 明

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
議案第22号	平成30年度西予市一般会計補正予算(第10号)	原案可決
議案第23号	平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第24号	平成30年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第25号	平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第26号	平成30年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第31号	平成30年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第32号	平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)	原案可決

平成31年2月28日

西予市議会議長

酒 井 宇 之 吉 様

産業建設常任委員会

委員長 河 野 清 一

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
議案第22号	平成30年度西予市一般会計補正予算(第10号)	原案可決
議案第27号	平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第6号)	原案可決
議案第28号	平成30年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)	原案可決
議案第29号	平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)	原案可決
議案第30号	平成30年度西予市水道事業会計補正予算(第4号)	原案可決

平成31年3月12日

西予市議会議長

酒 井 宇 之 吉 様

総務常任委員会

委員長 信 宮 徹 也

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
議案第1号	西予市図書交流館条例制定について	原案可決
議案第2号	西予市運動公園条例制定について	原案可決
議案第3号	西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第4号	西予市投票管理者等の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第5号	西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第6号	西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第17号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第21号	西予市過疎地域自立促進計画の変更について	原案可決
議案第33号	平成31年度西予市一般会計予算	原案可決
議案第35号	平成31年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算	原案可決

平成31年3月12日

西予市議会議長

酒井 宇之吉 様

厚生常任委員会

委員長 山本 英明

委員会審査報告書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件名	審査結果
議案第7号	西予市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第8号	西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第9号	西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第10号	西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第16号	西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第17号	西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第18号	西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について	原案可決
議案第19号	西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について	原案可決
議案第20号	西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について	原案可決
議案第33号	平成31年度西予市一般会計予算	原案可決
議案第34号	平成31年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	原案可決
議案第36号	平成31年度西予市国民健康保険特別会計予算	原案可決
議案第37号	平成31年度西予市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議案第38号	平成31年度西予市介護保険特別会計予算	原案可決
議案第43号	平成31年度西予市病院事業会計予算	原案可決
議案第44号	平成31年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算	原案可決

平成31年3月12日

西予市議会議長

酒 井 宇 之 吉 様

産業建設常任委員会

委員長 河 野 清 一

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
議案第11号	西予市物産会館条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第12号	西予市営土地改良事業分担金徴収条例及び西予市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第13号	西予市あけはまオートキャンプ場条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第14号	西予市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第33号	平成31年度西予市一般会計予算	原案可決
議案第39号	平成31年度西予市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
議案第40号	平成31年度西予市公共下水道事業特別会計予算	原案可決
議案第41号	平成31年度西予市簡易水道事業特別会計予算	原案可決
議案第42号	平成31年度西予市水道事業会計予算	原案可決

平成31年3月12日

西予市議会議長

酒 井 宇 之 吉 様

厚生常任委員会

委員長 山 本 英 明

請 願 等 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第142条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
陳情第1号	後期高齢者の窓口負担の見直しにあたり、原則1割負担の継続を求める意見書の提出を求める陳情書	趣旨採択

平成31年3月20日

西予市議会議長

酒 井 宇 之 吉 様

総務常任委員会

委員長 信 宮 徹 也

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
議案第64号	平成30年度西予市一般会計補正予算(第11号)	原案可決

平成31年3月20日

西予市議会議長

酒 井 宇 之 吉 様

厚生常任委員会

委員長 山 本 英 明

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
議案第64号	平成30年度西予市一般会計補正予算(第11号)	原案可決

平成31年3月20日

西予市議会議長

酒 井 宇 之 吉 様

産業建設常任委員会

委員長 河 野 清 一

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
議案第64号	平成30年度西予市一般会計補正予算(第11号)	原案可決
議案第65号	平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第7号)	原案可決
議案第66号	平成30年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第6号)	原案可決
議案第67号	平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)	原案可決
議案第68号	平成30年度西予市水道事業会計補正予算(第5号)	原案可決